

令和元年 9 月定例会（ 9 月 9 日開会
9 月 20 日閉会 ）

池 田 町 議 会 会 議 録

令和元年 9 月池田町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	2 9
○応招・不応招議員.....	3 0

第 1 号（9月9日）

○議事日程.....	3 1
○本日の会議に付した事件.....	3 2
○出席議員.....	3 2
○欠席議員.....	3 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3 2
○事務局職員出席者.....	3 3
○開会及び開議の宣告.....	3 4
○諸般の報告.....	3 4
○会議録署名議員の指名.....	3 5
○会期の決定.....	3 5
○町長あいさつ.....	3 6
○認定第1号より認定第6号まで、議案第45号の一括上程、説明.....	3 7
○報告第18号、報告第19号の一括上程、報告.....	6 7
○監査委員による平成30年度の決算審査意見について.....	6 8
○認定第1号より認定第6号まで、議案第45号の質疑.....	7 5
○日程の追加.....	8 0
○承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8 0
○散会の宣告.....	8 3

第 2 号（9月10日）

○議事日程.....	8 5
○本日の会議に付した事件.....	8 7
○出席議員.....	8 7
○欠席議員.....	8 7

○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	8 7
○ 事務局職員出席者.....	8 7
○ 開議の宣告.....	8 8
○ 議案第 4 6 号、議案第 4 7 号の一括上程、説明、質疑.....	8 8
○ 議案第 4 8 号より議案第 5 6 号まで、一括上程、説明、質疑.....	9 2
○ 議案第 5 7 号の上程、説明、質疑.....	9 7
○ 議案第 5 8 号の上程、説明、質疑.....	9 8
○ 議案第 5 9 号の上程、説明、質疑.....	9 9
○ 議案第 6 0 号の上程、説明、質疑.....	1 0 0
○ 議案第 6 1 号の上程、説明、質疑.....	1 0 0
○ 議案第 6 2 号の上程、説明、質疑.....	1 0 4
○ 議案第 6 3 号の上程、説明、質疑.....	1 1 1
○ 議案第 6 4 号の上程、説明、質疑.....	1 1 1
○ 議案第 6 5 号より議案第 6 9 号まで、一括上程、説明、質疑.....	1 1 2
○ 認定第 1 号より認定第 6 号まで、議案第 4 5 号より議案第 6 9 号まで、各委員 会に付託.....	1 2 6
○ 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	1 2 6
○ 散会の宣告.....	1 2 7

第 3 号 (9 月 1 7 日)

○ 議事日程.....	1 2 9
○ 本日の会議に付した事件.....	1 2 9
○ 出席議員.....	1 2 9
○ 欠席議員.....	1 2 9
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 2 9
○ 事務局職員出席者.....	1 2 9
○ 9 月定例議会一般質問一覧表.....	1 3 1
○ 開議の宣告.....	1 3 3
○ 一般質問.....	1 3 3
矢 口 稔 君.....	1 3 3

横 澤 は ま 君.....	1 5 0
大 阪 美 秋 君.....	1 6 8
矢 口 新 平 君.....	1 8 0
松 野 亮 子 君.....	1 9 3
○散会の宣告.....	1 9 8

第 4 号 (9月18日)

○議事日程.....	1 9 9
○本日の会議に付した事件.....	1 9 9
○出席議員.....	1 9 9
○欠席議員.....	1 9 9
○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名.....	1 9 9
○事務局職員出席者.....	1 9 9
○開議の宣告.....	2 0 1
○一般質問.....	2 0 1
薄 井 孝 彦 君.....	2 0 1
服 部 久 子 君.....	2 1 9
大 出 美 晴 君.....	2 3 9
中 山 眞 君.....	2 4 6
○散会の宣告.....	2 6 0

第 5 号 (9月20日)

○議事日程.....	2 6 3
○本日の会議に付した事件.....	2 6 3
○出席議員.....	2 6 3
○欠席議員.....	2 6 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 6 4
○事務局職員出席者.....	2 6 4
○開議の宣告.....	2 6 5
○各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	2 6 5

○認定第 1 号より認定第 6 号、議案第 4 5 号について、討論、採決.....	2 8 4
○議案第 4 6 号より議案第 5 7 号について、討論、採決.....	2 8 8
○議案第 5 8 号より議案第 6 4 号について、討論、採決.....	2 9 4
○議案第 6 5 号より議案第 6 9 号について、討論、採決.....	2 9 7
○請願・陳情書について、討論、採決.....	2 9 9
○日程の追加.....	3 0 2
○議案第 7 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0 3
○議案第 7 1 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0 4
○同意第 2 0 号、同意第 2 1 号について、一括上程、説明、採決.....	3 0 5
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0 7
○発議第 5 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0 8
○日程の追加.....	3 1 0
○議会改革等検討特別委員会委員の選任について.....	3 1 0
○発議第 6 号、発議第 7 号について、一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1 1
○発議第 8 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1 3
○発議第 9 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1 5
○発議第 1 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1 6
○総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	3 1 8
○日程の追加.....	3 1 9
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	3 1 9
○日程の追加.....	3 2 0
○議員派遣の件.....	3 2 0
○町長あいさつ.....	3 2 0
○閉議の宣告.....	3 2 1
○議長あいさつ.....	3 2 1
○閉会の宣告.....	3 2 2
○署名議員.....	3 2 3

池田町告示第 2 8 号

令和元年 9 月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年 8 月 2 8 日

池田町長 齋 聖 章

1 . 期 日 令和元年 9 月 9 日 (月) 午前 1 0 時

2 . 場 所 池田町役場議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（１２名）

１番	松野亮子君	２番	大厩美秋君
３番	中山眞君	４番	横澤はま君
５番	矢口稔君	６番	矢口新平君
７番	大出美晴君	８番	和澤忠志君
９番	薄井孝彦君	１０番	服部久子君
１１番	那須博天君	１２番	倉科栄司君

不応招議員（なし）

令和元年9月定例町議会

(第 1 号)

令和元年 9 月池田町議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 9 月 9 日（月曜日）午前 10 時開会

諸般の報告

報告第 13 号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第 14 号 議員派遣結果報告について

報告第 15 号 例月出納検査結果報告（6・7・8 月）

報告第 16 号 寄附採納報告について

報告第 17 号 平成 30 年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検
及び評価報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会期－9 月 9 日（月）から 20 日（金）までの 12 日間

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 認定第 1 号 平成 30 年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 平成 30 年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第 3 号 平成 30 年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

認定第 4 号 平成 30 年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

認定第 5 号 平成 30 年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

認定第 6 号 平成 30 年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第 45 号 平成 30 年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定に
ついて

一括上程、説明

日程第 5 報告第 18 号 池田町財政健全化判断比率の報告について

報告第 19 号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について

日程第 6 監査委員による平成 30 年度の決算審査意見について

決算審査意見に対する質疑

日程第 7 認定第 1 号より第 6 号、議案第 45 号まで、質疑

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 承認第 12 号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第 4 号）について
上程、説明、質疑、討論、採決

出席議員（12 名）

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	矢 口 新 平 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	10 番	服 部 久 子 君
11 番	那 須 博 天 君	12 番	倉 科 栄 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	宮 崎 鉄 雄 君
企画政策課長	丸 山 光 一 君	会計管理者兼 会 計 課 長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総 務 係 長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事務局 長 塩 川 利 夫 君 事務局書記 矢 口 富 代 君

開会 午前 10 時 00 分

開会及び開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

令和元年 9 月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、平成30年度の一般会計及び特別会計の決算等の認定等を御審議願う予定になっております。各位の御協力をいただき、順調な議会運営ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和元年 9 月池田町議会定例会を開会いたします。

なお、11番、那須議員より、議会運営委員会の委員長報告の後、午前中所用のため欠席との届け出がありました。

会議に入る前にお諮りいたします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については、言い間違いとして議長において会議録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（倉科栄司君） 諸般の報告を行います。

報告第13号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定いたしましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第14号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおり

りです。

報告第15号 例月出納検査結果報告（6月・7月・8月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第16号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第17号 平成30年度池田町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

会議録署名議員の指名

- 議長（倉科栄司君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番、横澤はま議員、8番、和澤忠志議員を指名します。

会期の決定

- 議長（倉科栄司君） 日程2、会期、日程の決定を議題にします。

会期、日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ御審議を願っております。

議会運営委員長から報告を求めます。

那須議員。

〔議会運営委員長 那須博天君 登壇〕

- 議会運営委員長（那須博天君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

去る9月2日に開催されました議会運営委員会と、先ほど開催されました議会運営委員会において、令和元年9月の池田町議会定例会の会期及び議事日程について協議をいたしました。

令和元年9月定例会の会期は、本日9月9日より20日までの12日間とし、議事日程につい

ては、お手元に配付しましたとおりといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議運の報告を申し上げました。

- 議長（倉科栄司君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程等については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙、会期日程案のとおりと決定いたしました。

町長あいさつ

- 議長（倉科栄司君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） おはようございます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただきまして御礼申し上げます。

米どころ池田町では、稲穂のこうべが垂れ、収穫期を迎えております。無事収穫が完了することを願うところであります。

9月は台風シーズンであり、近年の自然の猛威は、局地的豪雨が想定外の災害を引き起こす事象が各地で見られます。昨年の中国、四国地方、本年の九州北部地方と、猛烈な雨を記録し、大きな被害をもたらしました。幸い、今のところ池田町は大事には至っておりませんが、防災対策の必要性が重視されております。

国でも警戒警報の見直しを行い、自分の命は自分で守るを基本に、いち早い避難を呼びかけております。地域でのお互いを支え合い、助け合う体制づくりをしっかりと整えることが大

事であると考えます。

町民の皆さんも期待しておりました池田町交流センターも、図書館を除き御利用をいただける運びとなりました。多くの方に御利用いただき、人が集い、笑顔の絶えない施設として、運営面の強化を図ってまいりたいと考えております。

本定例会は、平成30年度の各会計の決算議案の認定を中心に、また、令和元年度後半に向けての行政執行に必要な補正予算等を提案いたします。

議案は、認定案件7件、報告案件7件、条例改正案件等19件、補正予算案5件の合計38件であります。十分に御審議いただき、認定及び御決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、追加案件も予定しております。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

認定第1号より認定第6号まで、議案第45号の一括上程、説明

- 議長（倉科栄司君） 日程4、認定第1号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成30年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号 平成30年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 認定第1号から議案第45号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。

この認定等案件は、平成30年度の一般会計ほか6会計の予算執行結果を認定いただくため提案するものであります。

地方自治法の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけ、あわせて主要な施策の成果説明書も提出いたしましたので、御審査、御審議をお願い申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政の指標となる健全化判断比率及び資金不足比率については、この決算認定とは別に報告をいたします。

以下、決算の主要事項を報告し、提案説明といたします。

初めに、認定第1号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度池田町一般会計予算では、障害者福祉事業、道路改良事業、学校施設改修事業、現年発生公共土木施設災害復旧事業などにおいて13回の補正を行い、総額4億1,570万2,000円の追加補正予算を編成いたしました。

決算額は、歳入総額56億4,496万6,160円、歳出総額54億4,344万6円で、歳入歳出差引残額は2億152万6,154円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は1億3,745万2,000円、実質収支額は6,407万4,154円で、そのうち地方自治法に基づく基金積立金として、財政調整基金に3,210万円の積み立てを行う決算となりました。

決算の主な項目について申し上げます。

歳入では、町税が全体の16.7%を占め、固定資産税は償却資産の増加、軽自動車税は、平成28年度に改正されて引き上げられた税率の対象となる車両登録台数の増加でふえたものの、法人町民税及び町たばこ税は、法人の事業収益、たばこの消費量の減少により、前年度比0.9%減の9億4,428万7,108円となり、主な税収は、町民税4億6,683万4,974円、固定資産税3億9,419万7,711円の決算となりました。

地方譲与税は6,410万2,000円で、地方消費税交付金は1億8,277万6,000円となりました。地方交付税では、歳入の34.3%を占め、普通・特別交付税合わせて0.2%増の19億3,485万円となりました。

分担金及び負担金では、16.5%減の5,622万3,432円となりました。

国庫支出金では、障害者総合支援給付費国庫負担金、社会資本総合整備交付金等で、17.0%減の5億741万1,084円となりました。

県支出金では、土地改良事業補助金、農地耕作条件改善事業補助金等で30.8%増の4億9,663万9,372円となりました。

財産収入では、前年度のように売却処分を行う町有地がありませんでしたので、75.8%減の1,389万7,858円となりました。

寄附金では2,914万2,120円で、そのうちふるさと応援寄附金は2,796万9,762円となっております。

繰入金では、257.7%の増の4億9,428万5,000円となりました。内容は、社総交事業等大

型事業に充当するため、財政調整基金及び公共施設等整備基金を取り崩し、繰り入れました。

町債では、大型事業である社総交事業や農地耕作条件改善事業等、6.6%減の5億7,429万4,000円となり、歳入全体の割合では10.2%となっております。

歳入全体では、平成29年度と比較し、前年比で4.8%増、額にして2億6,006万6,917円増の56億4,496万6,160円の決算となりました。

次に、歳出について主な項目を申し上げます。

まず、議会費は、前年比6.5%減の5,930万813円でした。

総務費では、庁舎管理等の経常経費のほか、専門学校の校舎として旧福社会館の改修工事、専門学校の寮として旧県教職員住宅の土地及び建物の取得などを行ったことにより、前年比9.0%増の6億8,585万3,585円、歳出構成比は12.6%でありました。

民生費は、前年比0.9%減の13億8,691万2,988円で、歳出構成比では25.5%と歳出全体の約4分の1を占めております。従来から行っている高齢者や身障者対策に加え、住宅介護給付金事業等のソフト事業にも取り組むことにより、児童福祉費においては、保育園の運営経費、児童手当の給付などを主とした経常経費を支出しております。

衛生費は、保健衛生費、清掃費合わせて2億5,516万9,505円で、前年比0.9%増となりました。主なものとしては、各種検診、各種予防接種の業務委託、穂高広域施設組合負担金などであります。

労務費は1,068万1,562円で、前年比では1,000万5,454円増となっておりますが、そのうち1,000万円は勤労者生活資金等預託金の支出によるものであります。

農林水産業費は5億7,298万7,558円で、前年比では42.8%増となりました。主なものでは、農業振興費において産地パワーアップ事業、花とハーブの里づくり事業、海外販路開拓等推進事業を行い、林業振興費では松くい虫被害の対策を、土地改良費では農地耕作改善事業として、滝沢、十日市場、鵜山地区などにおいて水路改修や区画整理工事などを行いました。

商工費では、商工振興費、観光費合わせて前年比36.9%減の1億4,610万1,785円となりました。主なものとしては、シェアベースにぎわいの建築やまちなか駐車場の整備に關しての支出を行ったほか、町商工会に対する補助を行いました。

観光費では、ウォーキング、てるてる坊主アート展、ワイン祭り等のイベントを開催しております。

土木費は、前年比0.2%増の4億9,711万8,569円で、社総交事業として町道の改良事業に伴う道路改良工事や道路用地の取得を行っており、辺地事業では、陸郷地区の道路整備を引

き続き行っております。また公園事業では、クラフトパーク等の管理のほか、東山夢の郷公園施設の整備を行いました。

消防費は、前年比0.7%減の1億8,299万2,788円であります。北アルプス広域連合常備消防費負担金のほか、各分団への交付金が主な支出であります。町消防団においては、県ポンプ操法大会へポンプ車、小型ポンプが出場するなど、日ごろの訓練成果が発揮できました。

教育費は、前年比で2.2%増の10億6,700万91円で、歳出構成比では19.6%となりました。主なものとして、美術館指定管理委託料、池田松川施設組合負担金などの経常的な支出のほか、前年度から引き続いて池田小学校大規模改修工事、地域交流センター建設工事に関する支出を行っております。

公債費では、公共等事業債、全国防災事業債における元金償還が始まるものがあり、0.8%増の5億2,496万4,794円でありました。

災害復旧費では、集中豪雨等により堀之内、中島、中の貝地区で災害が発生し、復旧費として5,435万5,968円を支出し、額としては前年比で3,502万826円の増となりました。

なお、平成31年度へ繰り越しをして事業を実施するための繰越明許費は、事業費ベースで総額10億2,627万9,000円を繰り越すことといたしました。

以上、平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

次に、認定第2号 平成30年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は、前年度から繰越金608万5,240円、歳出は事業執行がありませんでしたので、そのまま同額を平成31年度へ繰り越す決算であります。

次に、認定第3号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は10億6,999万3,485円と前年比15.3%の減、歳出決算額は10億5,411万6,611円で前年比13.6%減となり、差引残額は1,587万6,874円となり、うち800万円を国保支払準備基金へ積み立てることといたしました。歳入では、国保税収入は2億301万7,435円と前年比8.5%減となり、歳出は、保険給付費が7億6,049万6,951円と前年比で2.5%減となりました。

次に、認定第4号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定であります。

平成30年度の決算額は、歳入総額1億3,698万3,610円で前年比3.5%増、歳出総額は1億3,672万7,646円で前年比3.4%の増となり、差引残額25万5,964円の決算となりました。歳入

の主な内容は、保険料と一般会計からの繰入金となり、歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金となります。

次に、認定第5号 平成30年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額 6 億5,131万1,109円で前年比2.8%減、歳出総額は 6 億5,002万343円、前年比2.5%減で、差引残額は129万766円の決算となりました。歳入の主な内容は、公共下水道使用料と一般会計からの繰入金及び起債で、歳出は汚水処理事業に係る維持管理及び事業実施に伴う借入金の元利償還事業となっています。

次に、認定第6号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額1,116万1,834円、前年比12.6%増、歳出総額1,109万7,990円、前年比25.4%増で、差引残額は 6 万3,844円の決算となりました。広津簡易水道の維持管理のために行った借入金の元利償還を実施いたしました。

次に、議案第45号 平成30年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定についてであります。

この案件につきましては、地方公営企業会計制度見直しに伴い、決算剰余金の処分について議決が必要とされ、単年度に発生した剰余金を、資本金に組み入れることを議決いただくこととなります。

それでは、決算状況を説明申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益 2 億5,370万5,359円、支出では、水道事業費 1 億6,021万4,878円、資本的収入324万円、資本的支出は 2 億1,006万9,698円でありました。平成30年度の純利益は8,126万8,135円で平成30年度末処分利益剰余金は 5 億8,190万8,158円となりました。剰余金処分数として、議会の議決による資本金への組み入れ額は 1 億4,576万8,722円で、減債積立金に3,000万円、建設改良積立金に 1 億円を積み立てし、差し引き翌年度繰越利益剰余金は 3 億613万9,436円の予定であります。

以上、認定第1号から議案第45号まで、一括提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御認定をお願い申し上げます。

なお、補足の説明は、会計管理者及び担当課長にいたさせます。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。補足の説明を求めます。

認定第1号より第6号までについて。

伊藤会計管理者兼会計課長。

〔会計管理者兼会計課長 伊藤芳子君 登壇〕

○会計管理者兼会計課長（伊藤芳子君） おはようございます。

認定第1号から認定第6号までの補足の御説明を申し上げます。

決算書の事項別明細書によりまして、金額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

なお、町長の提案説明と重複するところもあると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定から御説明申し上げます。

決算書7ページからの事項別明細書をごらんください。

歳入、款1町税でございますが、町税全体の収入済額は9億4,428万7,108円でございます。対前年比0.9%の減となっております。徴収率は96.21%で、対前年比0.86%の増となっております。不納欠損額は235万7,112円で、39人217件が対象となっております。収入未済額は3,481万3,970円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

次に、町税の主な内訳を申し上げます。

項1町民税、目1個人収入済額は4億1,423万6,474円でございます。徴収率は97.12%。対前年比0.84%の増となっております。

目2法人の収入済額は5,259万8,500円でございます。対前年比11%の減となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税の収入済額は3億9,045万8,411円で、対前年比0.5%の増となっております。徴収率は94.77%、対前年比1.14%の増でございます。不納欠損額は137万2,300円で115件が対象となっております。

項3軽自動車税の収入済額は3,498万8,401円、徴収率は95.63%。対前年比0.93%の増でございます。不納欠損額は8万1,600円で16件が対象となっております。

次に、8ページをごらんください。

款2地方譲与税の収入済額は6,410万2,000円で、対前年比6.8%の増となっております。譲与基準は、項1の地方揮発油譲与税、項2の自動車重量譲与税ともに、一定の割合を町道の延長及び面積で案分されてから、国から譲与されるものでございます。

9ページをごらんください。

款6地方消費税交付金の収入済額は1億8,277万6,000円で、対前年比4.3%の増となって

おります。これは県に納付されます地方消費税の2分の1相当額が市町村に対して交付され、交付基準は、国勢調査人口及び事業所統計の従業者数で案分されて交付されるものでございます。

款9 地方交付税の収入済額は19億3,485万円で、対前年比0.2%の増。当町の地方交付税は、歳入決算額の34.3%を占めており、歳入の中では一番大きな割合を占めております。

10ページをごらんください。

款11 分担金及び負担金、収入済額は5,622万3,432円で、対前年比14.9%の減でございます。主な要因は、長野県後期高齢者医療広域連合への職員派遣が平成29年度で終了したことによる総務負担金の減と、未満児が減ったことによる保育料の負担金の減となっております。保育料の徴収率は、前年度に引き続き100%でございました。

11ページをごらんください。

款12 使用料及び手数料の収入済額は6,834万7,063円で、対前年比3.2%の増となっております。

項1 使用料の収入済額は5,126万4,363円で、主なものを御説明いたします。

目1 総務使用料、節1 バス使用料の収入済額は1,120万1,850円で、前年度比4.8%の増、乗降者数では2.6%の増となっております。

目2 民生使用料は、収入済額1,379万5,963円で対前年比11.6%の増。総合福祉センターにかかわる使用料で、会議室、デイサービスセンターの利用料が伸びております。入浴施設、会議室等合わせて5万1,301人の利用がございました。

12ページをごらんください。

目5 土木使用料の主なものは、節3 住宅使用料で収入済額1,111万5,290円でした。平成30年度末で62戸中53戸に入居いただいております。

13ページをごらんください。

項2 手数料、収入済額は1,708万2,700円でございます。

主なものは、目1 総務手数料、収入済額521万2,400円で、総務課及び住民課窓口での徴税、戸籍住民基本台帳にかかわる各種証明書の発行手数料及び督促料となっております。

目3 衛生手数料収入済額は1,186万4,000円で、節6 可燃物処理手数料、燃えるごみの証紙代になりますが、990万円でございました。

13ページの下段をごらんください。

款13 国庫支出金、収入済額は5億741万1,084円で、対前年比17.0%の減でございます。減

額の主な要因は、地方創生拠点整備交付金、臨時福祉給付金補助金、国政選挙委託金などの終了や、社会資本総合整備交付金事業の交付金額の制限などとなっております。収入未済額の1億8,529万6,000円は、翌年度の繰越明許費の未収入特定財源となります。

項1 国庫負担金、収入済額は2億3,969万760円、対前年比0.3%の増でした。

目1 民生費国庫負担金では、収入済額2億1,391万8,622円でございます。

主なものを御説明します。14ページをらんください。

節2 障害者福祉費負担金、収入済額1億1,595万3,310円でございます。障害者総合支援法に基づく給付に対する国庫の負担金となっております。節4 児童手当負担金、収入済額8,777万3,331円で、児童手当の給付に対する国庫の負担金となります。

目3 災害復旧費国庫負担金、収入済額2,562万2,138円で、町道300号線中之郷、町道624号線日向地区での災害復旧に対するものでございます。収入未済額は1,600万8,000円で、翌年度工事等への繰り越しとなります。

項2 国庫補助金、収入済額は2億6,477万7,563円、前年比28.1%の減となっております。

主なものを御説明します。15ページをらんください。

目1 総務費国庫補助金、節2 社会資本整備総合交付金は、収入済額2億1,656万3,000円でございます。社会資本総合整備計画に基づく地域交流センター建設に係る事業などに充当させております。

目2 民生費国庫補助金、節3 子ども・子育て支援補助金、収入済額は1,166万7,000円で、児童センターの改修などに充当しております。

16ページをらんください。

目4 土木費国庫補助金、節1 社会資本整備総合交付金は、収入済額696万3,000円で、社会資本整備計画に基づく道路改良への充当となっております。

目5 教育費国庫補助金、節1 学校施設環境改善交付金、繰越明許費は池田小学校大規模改修第5期事業に充当しております。節3 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、全額収入未済となっておりますが、翌年度への繰越明許費の未収特定財源として、小・中学校3校の空調設備設置に充当を予定しております。

17ページをらんください。

款14 県支出金の収入済額は4億9,663万9,372円で、対前年比30.8%の増となっております。増加の要因は、農地耕作条件改善事業補助金の増などによるものです。

なお、収入未済額の1億1,018万3,280円は、翌年度への繰越明許費の未収特定財源となり

ます。

項 1 県負担金の収入済額 1 億5,495万3,888円で、目 1 民生費県負担金が主なものとなっております。節 4 の障害者福祉費負担金は、障害者総合支援法による給付費等に対する県の負担金の収入でございます。

項 2 の県補助金、収入済額 3 億1,861万2,651円でございます。

主なものを御説明いたします。18ページをごらんください。

目 2 民生費県補助金、節 6 子ども・子育て支援補助金は、児童センターの改修ほか、事業に対する県の補助金でございます。節10医療介護総合確保基金事業補助金は、一丁目、和合で行った高齢者支え合い拠点の改築による施設整備への補助金でございます。

目 4 農林水産業費県補助金、主なものとして、19ページ、節 7 地域営農基盤強化総合対策事業補助金、収入済額2,134万円、節13農地耕作条件改善事業補助金 1 億2,436万1,040円、20ページにまいりまして、節21産地パワーアップ事業補助金3,492万9,000円などとなっております。

項 3 委託金、収入済額は2,307万2,833円でございます。

目 1 総務費委託金、21ページ、節 5 選挙費委託金694万2,325円でございますが、長野県知事選挙及び県議会議員選挙の委託によるものとなっております。

21ページ下段をごらんください。

款15財産収入は、収入済額1,389万7,858円、前年度比75.8%の減でございます。これは、町有財産の払い下げが前年度より減少していることが主な理由となります。

22ページをごらんください。

款16寄附金の収入済額は2,914万2,120円、対前年比1.9%の減でございます。民生費、教育費への寄附金がなかったことによる減となっております。

項 1 寄附金、目 2 ふるさと応援基金については、収入済額2,796万9,762円で、上半期は、寄附金収入額で前年度の 7 割程度と伸び悩んでおりましたが、納税ポータルサイトを 3 件にふやしたことで11月より増加に転じ、年間で1,891件の寄附をいただき、前年度比36.4%の増となりました。

款17繰入金の収入済額は 4 億9,428万5,000円で、対前年度比257.7%の増となっております。

項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は 2 億950万円で、社会資本総合整備交付金事業、農地耕作条件改善事業等の大型事業による財源の繰り入れとなっております。

目 2 公共施設等整備基金繰入金は 2 億 4,245 万 2,000 円で、地域交流センター等建設事業の財源として繰り入れております。

23 ページをごらんください。

目 4 池田町てるてる坊主のふるさと応援基金繰入金は 4,184 万円で、クラフトパーク管理経費、非常備消防経費などの事業に活用させていただきました。

款 18 繰越金の収入済額は 1 億 586 万 5,517 円で、対前年比 64.6% の増でございます。このうち節 2 繰越明許費繰越金は 6,935 万 5,000 円で、備考欄にございますとおり、各事業の一般財源分の繰越金でございます。

24 ページをごらんください。

款 19 諸収入の収入済額は 1 億 4,325 万 7,606 円、対前年比 30.4% の減となっております。前年に補償料、違約金等の収入があったことが要因となります。収入未済額の 1,401 万 9,899 円は、大北森林組合補助金返還金請求分でございます。

28 ページをごらんください。

款 20 町債の収入済額は 5 億 7,429 万 4,000 円で、対前年比 6.6% の減となっております。

30 ページをごらんください。

最下段の歳入合計ですが、予算現額 65 億 1,741 万 7,000 円、収入済額 56 億 4,496 万 6,160 円、収入済額の対前年比は 4.8% の増となっております。不納欠損額 235 万 7,112 円、収入未済額は 5 億 7,910 万 9,889 円となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、31 ページをごらんください。

歳出について御説明申し上げます。

款 1 議会費の支出済額は 5,930 万 813 円で、対前年比 6.5% の減でございます。議会運営の経費で、定例会のほか 4 回の臨時会、年 4 回の議会報の発行などの支出でございます。

次に、33 ページをごらんください。

款 2 総務費の支出済額は 6 億 8,585 万 3,585 円で、対前年比 9.0% の増で、翌年度繰越額は 421 万円でございました。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の支出済額は 2 億 5,620 万 453 円で、一般管理経費、庁舎管理経費の支出でございます。

36 ページをごらんください。

備考欄中段の二重丸、公民館跡地ミニ公園整備事業で、調査測量設計管理委託料として

820万8,000円を支出しております。

37ページをごらんください。

目2文書広報費の支出済額は2,184万6,271円でございます。文書管理、例規管理、ホームページ保守管理経費などを支出しております。

38ページをごらんください。

目5財産管理費、支出済額は2,732万4,732円でございます。主なものは、備考欄二重丸、財産管理一般経費、12役務費、40火災保険料、町有財産158物件の共済保険料や、13委託料、40公有財産登記設計等委託料、分筆などにかかわる支出となっております。翌年度繰越額は25万4,000円で、北保育園の境界確定による用地取得にかかわるものでございます。

39ページ、節25積立金は2,037万7,000円で、財政調整基金、減債基金へそれぞれ積み立てを行いました。

目6企画費の支出済額は1億9,302万7,580円でございます。翌年度繰越額は395万6,000円で、4月に開設された専門学校の整備にかかわるものとなっております。

主なものを御説明いたします。備考欄をごらんください。二重丸、てるてる坊主のふるさと応援基金経費、25積立金、10池田町てるてる坊主のふるさと応援基金積立金は、平成30年度に寄附をいただいたものの基金積み立てとなっております。

二重丸、企画一般経費ですが、40ページ、備考欄をごらんください。

11総合計画審議会委員報酬、第6次池田町総合計画策定に係る支出となっております。13委託料、10専門学校整備事業設計監理委託料、41ページにまいりまして、15工事請負費、17公有財産購入費、これらは、この4月に開設されました日本アルプス国際学院の校舎及び寮の整備に係る支出となります。二重丸、情報処理費では、各事業のシステム運営に係る保守使用料で、18備品購入費では、2020年1月のウィンドウズ7のサポート終了に向け、パソコンを45台更新しております。

44ページをごらんください。

備考欄中ほど二重丸、移住定住推進事業でございます。平成30年度、担当係が関与し移住された方は45名になり、19負担金、補助及び交付金、30移住定住補助金は25件の給付実績がございました。

45ページをごらんください。

目7自治振興費、支出済額は1,736万671円でございます。主なものは、19負担金、補助及び交付金となっております。このうち備考欄19の15元気なまちづくり事業補助金は、13自治

会15事業、6団体6事業への補助、17のコミュニティ助成事業助成金は、1自治会、1自主防災会への補助となっております。

目8交通安全防犯対策費の支出済額は654万5,741円でございます。

46ページ、備考欄12役務費、13交通災害共済掛金でございますが、これまで年齢によって公費で負担していたものを、平成30年度より全町民を公費の対象といたしましたので、1万193人分の掛け金となっております。

46ページ下段をごらんください。

目9のバス等運行事業費、支出済額は5,730万1,077円でございます。主な内容は、47ページ備考欄13委託料、10町営バス6路線のバス運転業務委託料となっております。節18備品購入費では、安曇野線バス車両1台とドライブレコーダー購入の経費で、安曇野線バスには、節13委託料、30バスラッピング委託料により、池田町からの眺望等のラッピングを施し、町のPRに努めております。

48ページをごらんください。

目11防災対策費、支出済額は1,981万7,121円でございます。主なものとして、備考欄二重丸、防災対策事業費、18備品購入費で、Jアラート関連の機器更新などを行っております。

49ページ、備考欄二重丸、空家対策事業では、13委託料で空家対策実態調査を実施し、空き家の実態調査データ作成等を行いました。

項2徴税费、支出済額は5,569万6,436円でございます。徴収嘱託職員報酬、派遣職員負担金、課税収納業務に係るシステム委託料などの支出となっております。

50ページ下段をごらんください。

項3戸籍住民基本台帳費、支出済額は1,638万6,217円でした。戸籍事務、住民基本台帳事務などに係る支出でございます。

51ページをごらんください。

項4選挙費、支出済額770万3,082円でございます。

52ページをごらんください。

平成30年度は、目3長野県知事選挙、53ページ、目4県議会議員選挙の年であり、それぞれに係る支出がございました。

54ページ下段をごらんください。

款3民生費の支出済額は13億8,691万2,988円で、対前年比0.9%の減となっております。翌年度繰越額は100万円となっており、プレミアム付商品券事業の経費となります。

55ページをごらんください。

項 1 社会福祉費、支出済額は 9 億9,521万1,542円でございます。

目 1 の社会福祉総務費、支出済額 1 億6,534万4,989円でございます。主なものは、池田町社会福祉協議会ほかへの負担金、補助金や福祉委員への報酬などでございます。

57ページ、備考欄の二重丸、国民健康保険特別会計繰出金経費では、保険基盤安定分、財政安定化支援分、出産育児一時金及び事務費分として繰り出しております。

目 2 高齢者福祉費、支出済額は 1 億9,698万3,017円でございます。主なものとして、備考欄二重丸、高齢者福祉事業では、19負担金、補助及び交付金、58ページ、9 敬老祭の交付金や20扶助費、1 養護老人ホーム等入所措置費で、養護老人ホーム入所者 8 名分ほか、老人福祉法に基づく措置費の支出となっております。その下二重丸、後期高齢者医療事業では、後期高齢者医療療養給付費負担金として後期高齢者医療広域連合へ、保険基盤安定分と事務費分として後期高齢者医療特別会計の支出となっております。

目 3 障害者福祉費、支出済額は 2 億5,160万4,085円でございます。障害に関する手帳をお持ちの方は765名おられます。障害者総合支援法に基づく施策のほか、59ページ、備考欄19負担金、補助及び交付金、17連携自立圏負担金（障害者相談支援事業）、大北圏域障害者総合支援センタースクラムネットの運営負担金など、障害者支援にかかわるものとなっております。

60ページをごらんください。

目 4 介護保険費、支出済額は 1 億7,063万4,238円でございます。介護保険保険者である北アルプス広域連合への町の負担金が主な支出でございます。池田町では 1 号被保険者、2 号被保険者、合わせまして621人が要支援・要介護の認定を受けております。

目 5 地域包括支援センター運営費、支出済額は5,050万2,179円でございます。北アルプス広域連合からの事務委託により行っている介護保険地域支援事業に係る事業となります。このうち62ページ、備考欄13委託料、30生活支援体制整備事業委託料は、池田町社会福祉協議会へ委託し、生活支援コーディネーターを配置していただき、支え合い体制の構築に取り組んでおります。

19負担金、補助及び交付金、20認知症初期集中支援チーム運営負担金は、大町市地域包括支援センター内に新たに設けられた初期集中支援チームへの運営負担金となっております。ともに介護保険法改正による制度で、北アルプス広域連合では平成30年度より取り組み始めたものとなります。

目 6 介護予防・日常生活支援総合事業、支出済額は1,273万3,349円でございます。目 5 と同様の介護保険地域支援事業のうち、介護予防にかかわる事業となっております。備考欄二重丸、介護予防普及啓発事業では、介護予防講演会、予防教室相談など、延べ927回開催し、9,619名の参加がございました。

目 7 医療給付事業費、支出済額7,417万8,953円で、福祉医療給付にかかわる事業費で、受給者数1,868人に延べ 2 万2,693件の支給を行いました。

64ページをごらんください。

目 8 福祉会館費の支出済額は244万4,229円で、北アルプス広域シルバー人材センターへの指定管理料となります。平成30年11月30日をもって指定管理を終了しており、それまでの間の指定管理料となっております。

目 9 総合福祉センター管理費、支出済額は3,632万883円で、総合福祉センターに係る光熱水費など管理経費でございます。

次に、65ページをごらんください。

目11福祉企業センター費、支出済額は2,594万7,265円でございます。所長以下 6 人の臨時職員賃金と、27人の作業員賃金が主な内容です。作業員 1 人当たり、平均の月額工賃は 2 万 7,589円となっております。

67ページをごらんください。

項 2 の児童福祉費、支出済額は 3 億9,148万85円でございます。

目 1 児童福祉総務費、支出済額は 2 億758万9,785円でございます。池田保育園、会染保育園の運営及び保育認定に係る支出となっております。保育認定を受け、通園している園児数は、池田保育園に112名、会染保育園に112名でございました。このほか、1号認定を受け、町外の保育施設に通園している児童が 2 名おりました。また、認可外保育施設 1 カ所に補助金を支給いたしました。

71ページをごらんください。

目 2 特別保育費、支出済額は1,431万7,267円でございます。加配保育士 5 名のほかの賃金で、障害児保育対象児11名、一時保育事業の利用は延べ人数532名となっております。

目 3 児童福祉費、支出済額は 1 億2,810万1,493円で、児童手当給付にかかわる支出となっております。児童手当の給付延べ人数は 1 万1,634人で、前年度より569名の減となっております。

目 4 児童センター費、支出済額2,413万4,560円でございます。平成30年度から、放課後児

童クラブと放課後子ども教室の２つの事業に移行することで、課題であった過密化の解消を図り、子供たちが放課後、安全に過ごせる場所の提供に努めました。児童クラブの利用者は２万１,３９５人で、前年比２,９３３人の減となっております。放課後子ども教室は、池田、会染合わせて１１２日開催し、１,２４７人の利用がありました。

７２ページ、備考欄１５工事請負費では、池田、会染両児童クラブの改修工事を行い、エアコンやＬＥＤ照明の設置などを行いました。

目５子育て支援費、支出済額は１,７３３万６,９８０円で、子育て支援に係る９５０件の相談に対応いたしました。

７３ページ、備考欄８報償費、１０入学祝金は、平成３０年度からの新たな制度で、小学校入学１人５万円を６６名、中学校入学１人３万円を７４名に支出しております。

７４ページをごらんください。

款４衛生費の支出済額は２億５,５１６万９,５０５円で、対前年比０.９％の増となっております。項１保健衛生費、支出済額は１億４,９３７万８,２８０円で、目１保健衛生総務費は８,２４２万７９１円でございます。主なものとして、備考欄１９負担金、補助及び交付金、１０安曇総合病院増改築工事補助金の支出でございます。

７５ページをごらんください。

目２の予防費、支出済額は４,５８９万７,６０４円でございます。各事業とも予防接種や検診などの委託料の支出が主なものとなっております。

７８ページをごらんください。

目３環境衛生費、支出済額は１,０５６万１,１５１円で、不法投棄の監視に係る報酬賃金、池田松川施設組合葬祭センター分の負担金、生ごみ処理機や太陽光発電システムの設置補助金などの支出となっております。

８０ページをごらんください。

目７給水施設費、支出済額は８８２万５,３８０円で、このうち節２８繰出金で６１３万６,０００円を簡易水道事業特別会計に繰り出ししております。

８１ページをごらんください。

項２清掃費、支出済額１億５７９万１,２２５円でございます。

目１清掃費、支出済額は１億５４６万１１５円でございます。主なものとしまして、備考欄１３委託料の１０一般廃棄物収集委託料、可燃物、不燃物合わせて１,４０４トンのごみ収集を行いました。これは１人当たり１日３９３グラムとなります。

83ページをごらんください。

款 5 労働諸費、支出済額1,068万1,562円で、前年度比1479.9%の増となっております。これは、節21貸付金、勤労者生活資金等預託金を長野県労働金庫へ支出したためとなっております。

款 6 農林水産業費の支出済額は 5 億7,298万7,558円で、対前年比42.8%の増となっております。翌年度繰越額は 1 億5,540万円となっております。

項 1 農業費、支出済額は 5 億5,212万3,821円でございます。

目 1 の農業委員会費、支出済額は1,537万3,767円で、農業委員会運営にかかわる支出でございます。農地法申請に伴う許可件数は36件、農地転用許可面積は8,815平方メートル、農用地利用集積件数は316件となっております。年度末現在の利用権設定総面積は68万1,899平方メートルとなっております。

85ページをごらんください。

目 3 農業振興費、支出済額は 1 億1,598万3,551円でございます。翌年度繰越額は300万円で、農村活性化支援事業の繰り越しとなります。

主なものを御説明いたします。備考欄二重丸、農業振興事業、19負担金、補助及び交付金、2 産地パワーアップ事業補助金は、米乾燥調整施設リース代助成など 3 件に助成しております。

86ページ、備考欄46中山間地域直接支払補助金ですが、第 4 期対策 4 年目として、7 地区、合計面積101万9,566平方メートルを対象に交付し、農地の保全と遊休荒廃化の防止を図っております。70直接支払推進事業費補助金は、米の直接支払交付金、水田活用直接支払交付金の事務を行う池田町農業再生協議会の事務取り扱いに対する補助となっております。

87ページ上段、81産地パワーアップ事業補助金（繰越明許費）は、大豆乾燥施設導入費の助成となっております。備考欄二重丸、花とハーブの里づくり事業では、19負担金、補助及び交付金、10花の里づくり推進補助金を新設し、より道路に面した場所や公共性の高い場所への花づくりの推進を図りました。個人18件、団体15件へ補助金を支出いたしました。

備考欄二重丸、多目的研修集会施設管理経費ですが、88ページをごらんください。15工事請負費及び22補償料ですが、資料展示室、会議室を北アルプス広域シルバー人材センター事務所とするため、移転に伴う工事と移転補償となっております。

89ページをごらんください。

備考欄中段二重丸、海外販路開拓等推進事業です。地方創生推進交付金による事業で、全

額池田町海外販路等推進協議会への補助金となっております。マレーシア、オーストラリアなど海外への販路拡大に取り組みました。備考欄二重丸、花とハーブの里再ブランド化事業でございます。花とハーブで彩る修景促進と薬効ハーブ普及促進事業、ハーバルヘルスツーリズム推進事業に係る講師謝礼のほかの支出となっております。

90ページ、16原材料費は、ハーブガーデン植栽イベントの苗代等となっております。

91ページをごらんください。

目7土地改良費、支出済額は3億6,805万5,297円、翌年度繰越額1億5,240万円でございます。農業競争力強化基盤整備事業、会染西部地区ほ場整備事業に係る書類作成委託料として240万円、農業農村整備管理経費、農地耕作条件改善事業、会染、中鵜地区の工事費委託料として1億5,000万円を繰り越すものでございます。

主なものを御説明いたします。備考欄二重丸、農業農村整備総務費、19負担金、補助及び交付金、92ページ、10農業農村整備事業負担金は、会染西部地区の県営ほ場整備事業の負担金でございます。74県営かんがい排水事業利子軽減補助金は、内川受益者負担の軽減を目的とした補助金でございます。78多面的機能支払交付金は、農業生産基盤を守るための取り組みとして、農地維持資源向上のための交付金でございます。

備考欄二重丸、農業農村整備管理費では、農地耕作条件改善事業として、遊休桑園をワイン用ブドウ生産圃場として整備しました。また、水田の圃場整備と水路改修工事を実施しております。

93ページをごらんください。

項2林業費、支出済額は2,086万3,737円で、目1林業振興費、支出済額は1,975万2,253円でございます。主なものとしまして、備考欄二重丸、林業振興費、19負担金、補助及び交付金、10更新伐事業補助金、こちらは、松くい虫被害を受ける前に伐採利用し、ほかの種類に更新する事業に対する補助金となり、中島地区4.07ヘクタールが対象となっております。

95ページをごらんください。

款7商工費の支出済額は1億4,610万1,785円、対前年比36.9%の減でございます。

項1商工費、目1商工振興費、支出済額は1億1,187万1,684円で、翌年度繰越額18万4,000円でございます。これは、シェアベースにぎわいの修繕料を繰り越しております。主な内容としまして、96ページ、備考欄中ほど二重丸、商業等活用エリア整備事業、15工事請負費は、まちなか第1、第2駐車場の整備、98ページ備考欄二重丸、まちなかのにぎわい拠点はシェアベースにぎわいの整備事業となっております。開設初年度の施設利用者数は延べ

8,570人、7事業者でした。

項2 観光費は、支出済額2,923万5,032円で、池田町観光協会補助金、観光推進本部負担金などとなっております。一部推計となりますが、観光地利用者数は44万3,000人、観光消費額は1億5,672万4,000円となっております。

100ページをごらんください。

款8 土木費、支出済額は4億9,711万8,569円で、対前年比0.2%の増となっております。翌年度繰越額9,554万4,000円でございます。

102ページをごらんください。

項2 道路橋梁費、支出済額は2億3,377万3,185円で、翌年度繰越額9,554万4,000円でございます。

目1 の道路橋梁維持費、支出済額4,165万4,726円で、道路補修工事4カ所、施設修繕32カ所のほか、備考欄13委託料、50除雪委託料では、一時除雪116路線路、2次除雪86路線を委託しております。

103ページ、10除雪機設置事業補助金は、6つの自治会等へ支給しております。備考欄の二重丸、道路橋等定期点検事業では、6の道路橋の点検を委託、長寿命化修繕計画を52橋行いました。

目2 道路改良費、支出済額は1億7,475万9,051円、翌年度繰越額9,554万4,000円となっております。平成30年度は町道登波離橋線、町道八代線、町道旧県道線、町道251号線の道路改良を行っておりますが、八代線、旧県道線、町道251号線で翌年度へ繰り越しとなっております。

104ページをごらんください。

目3 の道路舗装費、支出済額は1,198万8,000円、町道446号線など計6路線、722.8メートルの舗装工事を実施いたしました。

目4 交通安全施設整備事業費、支出済額537万1,408円では、ガードレール23メートル、カーブミラー7基などを設置するとともに修繕を行っております。

項3 河川費、支出済額は954万4,907円で、合計16カ所の砂防事業の実施など、砂防地すべり対策排水路工事を行っております。

105ページをごらんください。

項4 都市計画費、支出済額2億1,212万6,833円でございます。

目2 公園事業費、支出済額3,287万8,133円で、クラフトパーク、東山夢の郷公園などの維

持管理の経費となっております。

106ページ、備考欄下段二重丸、東山夢の郷公園施設整備事業では、辺地対策事業債を財源に公園トイレの水洗化を図りました。

107ページをごらんください。

項5住宅費、目1住宅管理費、支出済額は1,204万9,149円でした。節17公有財産購入費でございますが、長野県住宅供給公社に依頼して、町営住宅のリフォーム改修等の工事を行い、その経費を家屋購入という形で支出するもので、豊町町営住宅4棟21戸の水洗化で、10年割賦の8年目の支払いと、平成30年施行の三丁目東町営住宅E棟外壁改修となっております。三丁目については本年で完済しております。

款9消防費の支出済額1億8,299万2,788円で、対前年比0.7%の減となっております。

項1消防費、目1常備消防費、支出済額1億4,405万2,000円で、北アルプス広域連合常備消防費負担金でございます。

108ページをごらんください。

目2非常備消防費、支出済額は3,254万5,676円でございます。消防団員定数は230名で、団員に対する報酬初め分団交付金等になります。2件の火災を含む5回の出動で延べ377名が出動しており、そのほかポンプ操法大会ではポンプ車、小型ポンプの部で県大会へ出場するなどの活動をしております。

109ページをごらんください。

款10教育費の支出済額は10億6,700万91円で、対前年比2.2%の増となっております。翌年度繰越額は7億4,530万9,000円でございます。

110ページをごらんください。

項1教育総務費、目2の事務局費、支出済額は1億6,255万4,008円でございます。翌年度繰越額2億5,238万4,000円につきましては、池田小、会染小、高瀬中の学校施設改修事業で、空調設備設置にかかわるものでございます。

主なものでございますが、112ページをごらんください。備考欄20扶助費、10就学援助費は、90名の児童・生徒が対象となっております。

113ページをごらんください。

備考欄二重丸、学校施設改修事業です。13委託料、50測量調査設計監督委託料につきましては、3校の空調設備設置に関する支出となり、80測量調査設計監督委託料と15工事請負費は、池田小学校大規模改修第5期にかかわる支出でございます。

114ページをごらんください。

項2の小学校費の支出済額6,280万3,370円でございます。池田小、会染小とも、用務員を配置しながら施設の維持管理に努め、図書館司書、教育支援員を配置しながら教育の振興に努めております。

118ページ、備考欄15工事請負費ですが、会染小学校体育館の女子和式トイレの洋式化の工事を行いました。

119ページをごらんください。

項3の中学校費、支出済額3,851万2,557円でした。小学校同様、用務員、図書館司書を配置しました。そのほかに教科指導講師3名を配置、英語指導助手を1名委託しております。

120ページをお開きください。

備考欄15工事請負費ですが、校庭南側の町道740号線改良に伴うフェンスの設置と中学校プール跡地への駐車場を整備しております。

121ページをごらんください。

項4社会教育費、支出済額6億9,957万8,907円で、翌年度繰越額4億7,622万5,000円でございます。

目1社会教育総務費、支出済額は6億3,383万6,702円で、翌年度繰越額は4億7,039万3,000円、地域交流センター等建設事業の繰り越しとなっております。

主なものですが、122ページ、備考欄中ほどの二重丸、緑地公園整備事業では公園面積3,440平方メートル、緑地のほかユニットトイレ1基、水飲み場1基、駐車場40台を整備しております。

123ページ、備考欄1行目二重丸、地域交流センター等建設事業は4億9,704万1,106円で工事請負費等の支出となっております。

目2公民館費、支出済額は1,074万6,169円でございます。公民館利用者は1万5,435人、新池田学問所の総参加者は2,268人でした。そのほか文化活動の補助金などが主な内容となっております。

127ページをごらんください。

目3文化財保護費、支出済額478万2,958円でした。文化財の保護業務、資料整理に係る支出のほか、備考欄二重丸、文化財管理施設整備事業では、文化財管理施設、教育委員会事務室改修の設計委託料となっております。

目4図書館費、支出済額は1,788万4,470円でした。3,287冊の図書を購入し、年度末蔵書

数は7万3,688冊となっております。新図書館開館への準備に合わせ、開館37周年の記念誌を作成いたしました。

129ページをごらんください。

目6 美術館費、支出済額2,733万890円、翌年度繰越額は583万2,000円でございます。これは展示室CO₂消火設備の容器弁の取りかえに係る事業の繰り越しとなっております。

主なものとして、備考欄11需用費、61一般修繕料は天井など6件の修繕を行いました。

備考欄13委託料、20美術館指定管理委託料ですが、平成30年度から5年間の第2期の指定管理委託となり、第1期に引き続き、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託しております。

目7 創造館費、支出済額471万2,541円で、貸館のほか7回のコンサートなどを主催し、1万8,593人の利用がございました。

131ページをごらんください。

項5 保健体育費、支出済額1億155万3,438円、翌年度繰越額1,670万円となっております。

目1 保健体育総務費、支出済額7,679万3,712円でございます。主なものは、池田松川施設組合負担金の給食センター分の負担金でございます。

次に、目2 総合体育館費、支出済額1,930万6,685円でございます。翌年度繰越額1,670万円で、総合体育館駐車場整備事業にかかわる経費を繰り越しいたします。総合体育館の年間利用者は2万5,270人でした。

主なものとして、132ページ、備考欄11需用費、62施設修繕料、屋外消火栓ポンプを修繕しております。

133ページ、体育振興経費では、町民球技大会ほか大会や教室の開催、大かえで倶楽部など、各種スポーツ団体への補助金交付を行っております。

134ページ、備考欄松本山雅ホームタウン事業では、小学生のホームゲームへの招待やJ2優勝報告会を開催するなど行いました。

目3 体育施設費、支出済額545万3,041円でございます。総合体育館を除く各施設の利用者は、合計5万6,097名となっております。

136ページをごらんください。

款11公債費の支出済額は5億2,496万4,794円で、対前年比0.8%の増となっております。

137ページをごらんください。

款12災害復旧費、支出済額5,435万5,968円、対前年比181.1%の増であります。翌年度繰

越額は2,463万2,000円で、町道300号線中之郷の工事負担金となっております。

項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費、支出済額5,139万418円でございます。町道300号線中之郷地区、町道624号線日向地区の2カ所にかかわる復旧費でございます。

138ページ、項2 農林水産業施設災害復旧費、目1 農業用施設災害復旧費、支出済額は296万5,500円で、平成30年度に発生した中ノ貝、中島、堀之内の3カ所の復旧費となります。

138ページ最下段、一般会計の歳出合計でございます。予算現額65億1,741万7,000円、支出済額54億4,344万6円、対前年度比3.8%の増、予算執行率83.5%となっております。翌年度繰越額は10億2,627万9,000円、15事業を繰り越しいたしました。

次に、139ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額56億4,496万6,000円、2、歳出総額54億4,344万円、3、歳入歳出差引額2億152万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額1億3,745万2,000円、5、実質収支額6,407万4,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額3,210万円でございます。

基金繰入額につきまして、基金条例に基づいて当該年度の実質収支額の2分の1以上を、翌年度中に財政調整基金へ繰り入れることが規定されておりますので、決算承認後に積み立てをいたします。

140ページをごらんください。

平成31年3月31日現在、財産に関する調書でございます。

1、公有財産、(1)土地及び建物。土地につきましては1,025平方メートルの増加となりましたので、年度末現在52万9,863平方メートルとなりました。建物につきましては、木造で291平方メートル、非木造で1,551平方メートルそれぞれ増加し、延べ面積は年度末現在6万6,779平方メートルとなっております。

141ページに増減の内訳を掲載しております。

続いて、142ページでございます。

大変申しわけございませんが、本日お配りしたものへの差しかえをお願いいたします。

左上、(2)有価証券でございますが、前年度から増減なく、年度末現在高が8,642万7,000円でございます。(3)出資による権利でございますが、こちらも増減がなく、年度末現在高7,144万1,000円となっております。

次に、2、物品、公用車両の関係でございますが、小型乗用車が1台増加、軽自動車、四

輸貨物が1台減で、年度末76台となっております。

次に、一番下、3、債権でございます。池田町小企業振興資金あっせん預託金として八十二銀行と松本信用金庫に、勤労者生活資金等預託金として長野県労働金庫に、それぞれ1,000万円ずつ、合計3,000万円となっております。当初お配りしたものに、勤労者生活資金等預託金の記載を落としてしまったため、本日の差しかえをお願いいたしました。大変申しわけございませんでした。資金を4月の年度当初に預託し、3月の年度末に返還していただく手順をとっておりますので、年度末現在高はゼロとなっております。

次に、右側の4基金でございます。表の部分に記載してございますとおり、11の基金を保有しております。各区分2段に記載されておりますが、決算年度中の増減高は、上の段が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの増減高、下の段が平成31年4月1日から令和元年5月31日までの出納整理期間中の増減高でございます。各基金の増減高、現在高はごらんのとおりですので、説明は省略させていただきます。

11の基金合計は、3月31日現在で2,295万7,000円増加し、年度末現在20億4,197万7,000円でございます。なお、5月31日現在では18億3,245万円となっております。

以上が一般会計の決算でございます。

続きまして、認定第2号 平成30年度工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

147ページをごらんください。

歳入は、前年度繰越金608万5,240円のみでございます。

148ページをごらんください。

歳出で支出はございません。

149ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額608万5,000円、歳出総額ゼロ、3、歳入歳出差引額608万5,000円、5、実質収支額608万5,000円でございます。

以上が工場誘致等特別会計の決算でございます。

次に、認定第3号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

154ページをお開きください。

歳入でございますが、款1国民健康保険税の収入済額は2億301万7,435円で、対前年比8.5%の減となっております。不納欠損額は184万2,570円で123件が対象となっております。

収入未済額は3,612万3,043円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。現年度分の徴収率は95.5%、対前年比0.2%の増でございました。国保加入状況につきましては、国保世帯1,500世帯、対前年比19世帯の減、被保険者数2,345人で、このうち一般の被保険者は2,333人、退職被保険者は12人でございます。

次に、155ページをごらんください。

款3 国庫支出金は災害臨時特例補助金で、収入済額23万5,000円で、対前年比、金額で2億6,415万6,338円の減でございます。

款4 県支出金の収入済額は7億7,558万5,966で、対前年比、金額で7億1,802万6,446円の増となっております。これらの増減の要因は制度改正によるもので、保険給付費の財源について国庫負担分は県に支出されるようになり、町へは県支出金として合わせて支出されております。

款5 財産収入、収入済額47万771円は、国保支払準備基金のうち、ゆうちょ銀行に預け入れていたものが満期を迎えたことによる利子収入が主なものでございます。

款6 繰入金の収入済額は6,302万1,508円、国保財政安定化などにかかわる一般会計からの繰入金でございます。

156ページをごらんください。

款8 諸収入、収入済額402万8,253円で、主なものは項1 延滞金、収入済額169万9,886円。

157ページにいきまして、項2 目6 雑入、収入済額103万9,600円、健診実費手数料などとなっております。

歳入合計は、予算現額10億6,588万円、収入済額10億6,999万3,485円、収入済額の対前年比15.3%の減となっております。不納欠損額184万2,570円、収入未済額3,612万3,043円でございます。

次に、158ページ、歳出をごらんください。

款1 総務費、支出済額は444万5,235円で、事務の効率化、適正化及び賦課徴収のための経費として支出してございます。

159ページをごらんください。

款2 保険給付費の支出済額は7億6,049万6,951円で、対前年比2.5%の減となっております。項1 療養諸費の支出済額は6億7,402万7,760円で、一般、退職合わせた1人当たりの医療費は38万1,716円となっており、速報値による県内順位は17位となっております。

160ページをごらんください。

項 2 高額療養費、支出済額は8,477万9,191円で、給付件数1,756件となっております。

161ページをごらんください。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金、支出済額は84万円、2 件分、項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費、支出済額85万円、17件の支出がございました。

款 3 国民健康保険事業費納付金の支出済額は 2 億6,416万949円でございます。これは制度改正による新設の科目で、県への納付金でございます。

162ページをごらんください。

款 4 保険事業費、支出済額1,969万1,431円でございます。

項 2 特定健康診査等事業費、支出済額1,838万8,666円で、特定健診と特定保健指導にかかわる経費として支出してございます。健診受診者は1,198人、受診率65.2%、特定保健指導実施率は90.2%となっております。

163ページ下段をごらんください。

款 5 基金積立金、平成31年度は実施分として47万1,000円の積み立てを行っております。

164ページをごらんください。

款 6 諸支出金、支出済額485万1,045円でございます。保険税還付金、療養給付費等負担金過年度の返還金となっております。

165ページ下段をごらんください。

歳出合計でございます。予算現額10億6,588万円、支出済額10億5,411万6,611円、予算執行率98.9%となっております。

166ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額10億6,999万3,000円、2、歳出総額10億5,411万7,000円、3、歳入歳出差引額1,587万6,000円、5、実質収支額1,587万6,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は800万円でございます。基金繰入額につきましては、決算剰余金が1,587万6,874円となりますので、国保条例に基づいて、当該剰余金の2分の1以上である800万円を基金に繰り入れるものでございます。決算承認後に国保支払準備基金へ積み立てをいたします。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

次に、認定第4号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

171ページをごらんください。

歳入でございます。

款 1 後期高齢者医療保険料の収入済額は9,809万1,200円でございます。収入未済額57万8,400円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでおります。全体の徴収率99.4%で、対前年比0.1%の減となっております。平均の被保険者数は1,937人となっております。

項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料の収入未済額のマイナス 5 万2,600円ですが、過誤納金の還付未済額16件分となっております。

款 3 繰入金の収入済額は3,824万3,518円で、一般会計からの繰入金で、事務費及び保険基盤安定の繰入金となっております。

172ページをごらんください。

款 6 国庫支出金は収入済額39万6,000円で、円滑運営事業費補助金としてシステム改修のための補助金でございます。

下段、歳入合計、予算現額 1 億3,673万9,000円、収入済額 1 億3,698万3,610円、収入額の対前年比は3.5%となっております。

続きまして、173ページをごらんください。

歳出でございます。

款 1 総務費、支出済額は99万6,828円、保険証、納付書等の発送などの事務的経費でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億3,568万718円でございます。県の後期高齢者医療広域連合への事務費負担金、基盤安定負担金、保険料負担金を納付しているものでございます。

174ページをごらんください。

歳出合計です。

予算現額 1 億3,673万9,000円、支出済額 1 億3,672万7,646円、対前年比3.4%の増となっております。

175ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額 1 億3,698万4,000円、 2、歳出総額 1 億3,672万8,000円、 3、歳入歳出差引額25万6,000円、 5、実質収支額25万6,000円でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

次に、認定第 5 号 平成30年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出の認定について御説明を申し上げます。

180ページをごらんください。

歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金の収入済額は803万6,000円でございます。16件の新規加入がございました。

款 2 使用料及び手数料の収入済額は 1 億9,227万7,892円でございます。

目 1 使用料の収入済額 1 億9,199万1,592円で、徴収率は96.5%となっております。不納欠損は31万470円、6 名が対象となっております。収入未済額は673万5,838円で、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。

款 3 繰入金、収入済額 1 億7,923万9,000円で、一般会計より繰り入れたものとなっております。

181ページをごらんください。

款 6 町債の収入済額は 2 億6,875万円でございます。下水道事業債特別措置分、資本費平準化債、公営企業会計適用債となっております。

歳入合計、予算現額 6 億5,047万4,000円、収入済額 6 億5,131万1,109円、収入額の対前年比は2.8%の減となっております。不納欠損額31万470円、収入未済額686万6,838円の歳入決算でございます。

次に、182ページ、歳出をごらんください。

款 1 公共下水道事業費の支出済額8,591万1,159円でございます。受益者人口9,253人に対し、接続済受益者8,480人で、水洗化率は91.6%となっております。

項 1 公共下水道事業費、目 1 公共下水道事業費、支出済額2,305万8,330円でございます。主なものとして、備考欄二重丸、公共下水道事業、13委託料、10企業会計移行委託料ですが、企業会計へ委託するための支出となっております。

183ページをごらんください。

目 2 汚水処理事業費、支出済額6,285万2,829円、高瀬浄水園を初めとする施設の維持管理費になります。処理汚水量は80万9,000立方メートルとなっております。

主なものとして、184ページ備考欄、13委託料、50の污泥処理委託料、高瀬浄水園で浄化処理をした残りの污泥、629.8トンの運搬及び最終処分に係る支出となっております。

款 2 公債費の支出済額は 5 億6,410万9,184円ございました。

185ページ下段をごらんください。

歳出合計、予算現額 6 億5,047万4,000円、支出済額 6 億5,002万343円、対前年比2.5%の

減となっております。予算執行率99.9%でございます。

次に、186ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額 6 億5,131万1,000円、2、歳出総額 6 億5,002万円、3、歳入歳出差引額129万1,000円、5、実質収支額129万1,000円でございます。

以上が下水道事業特別会計の決算でございます。

続きまして、認定第 6 号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

191ページをごらんください。

款 1 使用料及び手数料の収入済額は396万9,770円でございます。対前年度比13.8%の増で、増加の要因は、業務営業利用の伸びによるものでございます。収入未済額32万7,290円は、翌年度へ滞納繰越額として引き継いでございます。給水世帯は44世帯、給水人口81人、1 万 3,231立方メートルの給水を行い、このうち64%が業務営業用となっております。

次に、款 3 繰入金の収入済額613万6,000円でございます。簡易水道事業債の元利償還を補給するための一般会計からの繰り入れでございます。

歳入合計、予算現額1,115万9,000円、収入済額1,116万1,834円、収入未済額32万7,290円。

以上が歳入の決算でございます。

続きまして、192ページ、歳出をごらんください。

款 1 簡水総務費の支出済額496万2,778円でございます。簡易水道事業の維持管理に係る経費で、主なものは、備考欄、11需用費、62施設修繕料231万3,932円となっております。

款 2 公債費、支出済額は613万5,213円でございます。

歳出でございますが、予算現額1,115万9,000円、支出済額1,109万7,990円、対前年度比25.4%の増となっております。

193ページ、実質収支に関する調書をごらんください。

1、歳入総額1,116万2,000円、2、歳出総額1,109万8,000円、3、歳入歳出差引額 6 万 4,000円、実質収支額 6 万4,000円でございます。

以上が簡易水道事業特別会計の決算でございます。

以上、認定第 1 号から認定第 6 号までの補足の説明を申し上げました。

なお、事業の成果につきましては、お手元でございます成果説明書に報告させていただきましたので、あわせてごらんください。よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 補足の説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

補足の説明を続けます。

議案第45号について、丸山善久建設水道課長。

丸山課長。

〔建設水道課長 丸山善久君 登壇〕

○建設水道課長（丸山善久君） お疲れさまでございます。

それでは、議案第45号 池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

決算書は194ページからとなりますので、お願いいたします。それから、水道事業会計業務報告につきましては、成果説明書127ページからとなりますので、ごらんをいただきたいと思います。

それでは、決算書196ページの決算報告書をごらんください。

初めに、水道事業会計の決算報告書の決算額は、消費税込みの額での表示、損益計算書等の財務諸表につきましては、消費税抜きの額で表示してございますので、よろしく願いたいと思います。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入の決算額は2億5,370万5,359円、支出の決算額は1億6,021万4,878円でございます。

次に、197ページの資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は324万円、支出の決算額は2億1,006万9,698円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億682万9,698円につきましては、当年度分損益勘定留保資金5,275万8,691円、減債積立金9,473万7,413円、建設改良積立金5,103万1,309円及び当年度消費税資本的収支調整額830万2,285円で補填をしてございます。

198ページの損益計算書につきまして、1の営業収益は2億531万4,747円で、2の営業費用では1億4,127万3,499円ですので、営業利益は6,404万1,248円でございます。3の営業外収益は2,838万6,723円で、4の営業外費用では1,100万8,694円ですので、差し引き1,737万

8,029円となり、これによりまして、経常利益は8,141万9,277円でございます。5の特別利益で2万2,400円、5の特別損失に17万3,542円を計上しましたので、当年度純利益は8,126万8,135円でございます。また、前年度繰越利益剰余金は3億5,487万1,301円、その他未処分利益剰余金変動額は1億4,576万8,722円ですので、当年度純利益を加えた当年度未処分利益剰余金は5億8,190万8,158円でございます。

次に、199ページの剰余金計算について御説明申し上げます。

工事負担金の300万円を資本剰余金に整理し、利益剰余金は、減債積立金の取り崩し分9,473万7,413円と建設改良積立金の取り崩し分5,103万1,309円に、当年度純利益8,126万8,135円を合わせました2億2,703万6,857円が未処分利益剰余金の当年度変動額となり、当年度末残高は5億8,190万8,158円でございます。

この未処分利益剰余金につきましては、利益処分計算書案において、当年度未処分利益剰余金5億8,190万8,158円のうち、減債積立金と建設改良積立金を取り崩した1億4,576万8,722円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、条例第4条による処分では、未処分利益剰余金のうち1億3,000万円を処分し、決算認定後に3,000万円を減債積立金に、1億円を建設改良積立金に積み立てるものでございます。

200ページの貸借対照表につきまして、資産の部でございますが、1の固定資産は20億6,788万7,824円で、2の流動資産は8億5,753万6,318円ですので、資産合計は29億2,542万4,142円でございます。

次に、負債の部でございます。3の固定債は9,768万8,117円、4の流動負債は1億8,514万1,186円で、5の繰延収益は7億3,838万2,911円ですので、負債合計は10億2,121万2,214円でございます。

続いて、資本の部につきまして、6の資本金は6億5,840万9,915円で、7の剰余金は12億4,580万2,013円ですので、資本合計は19億421万1,928円となり、負債資本合計は29億2,542万4,142円でございます。

201ページはキャッシュ・フロー計算書、202ページ以降には収益費用明細書を記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

経営状況につきましては、節水機器の普及や節水意識の高まりに加えて、人口減少の影響により水需要が減少したことで、給水収益が減収しており、このような厳しい経営環境にあ

る中で、純利益を計上することができました。

平成30年度の事業としましては、成果説明書の127ページをごらんいただき、中段の建設改良に記載してございますが、陸郷地区の送水管布設替え及びポンプ場電気設備工事、一丁目地区と書上地区の配水管布設替え工事、第5水源井戸ポンプ入れ替えを行うなど、経年施設の更新を実施しております。また、公用車の更新、車両積載型の給水タンクの購入を行っております。

今後も経営改善に積極的に取り組み、引き続き健全経営を維持しながら、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

平成30年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

報告第18号、報告第19号の一括上程、報告

○議長（倉科栄司君） 日程5、報告第18号 池田町財政健全化判断比率の報告について、報告第19号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告について、以上報告第18号、第19号を一括して報告願います。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 報告第18号、報告第19号について一括報告をいたします。

まず、報告第18号 池田町財政健全化判断比率の報告についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づき算定した財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、議会へ報告するものであります。

財政健全化判断比率の判断4項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字がないため数値は発生しませんでした。実質公債費比率は、昨年より1.6%増の10.4%、平成30年度単年度では9.9%であります。今後の動向を注視してまいります。

その下、将来負担比率は、地方債などの将来負担額を充当可能財源等が上回るため数値は算出されませんでした。

以上、いずれの比率につきましても、早期健全化基準に達しておりませんので、当町の財政状況が健全であることを報告させていただきます。

次に、報告第19号 池田町公営企業会計における資金不足比率の報告についてであります。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づき算定した公営企業における資金不足比率を議会に報告するものであります。

当町における公営企業会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計であります。いずれの公営企業会計も資金不足比率の数値が発生せず、経営が健全であることを報告いたします。

以上です。

監査委員による平成30年度の決算審査意見について

○議長（倉科栄司君） 日程6、監査委員による平成30年度の決算審査意見の報告を求めます。

吉澤代表監査委員。

〔監査委員 吉澤暢章君 登壇〕

○監査委員（吉澤暢章君） 皆さん、お疲れさまでございます。

さきの9月議会におきまして、もう一期4年間、監査委員を務めさせていただくことになりました。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、令和元年8月8日、町長に提出いたしました平成30年度池田町各会計決算及び各基金の運用状況等の審査意見について御報告いたします。

なお、今回の監査につきましては、私、吉澤と和澤監査委員、2名で行っております。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成30年度池田町各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第1項の規定により、各基金の運用状況並びに財政健全化の状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1、審査の概要

(1)審査の対象 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算から 平成30年度財政健全化の状況を示す書類までを審査の対象といたしました。

(2)審査の期間 令和元年7月10日から令和元年7月22日まで。

(3)審査の手続 審査に当たっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類及び財政健全化の状況を示す書類について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財政管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

2、審査の結果

審査した一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と照合した結果、誤りのないことを確認した。各基金の運用状況及び財政健全化の状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないことを確認した。

(1)総括

決算規模

一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

下の表をごらんいただきたいと思います。

決算歳出額は前年度に比較して、一般会計で2億110万6,280円、率にして3.84%の増、特別会計では1億7,611万2,452円、率にして8.68%の減となっています。

特別会計のうち金額の大きなものでは、下水道事業特別会計が1,679万5,762円、国民健康保険特別会計が1億6,605万7,569円の減となっている。

この決算額のうち、一般会計から特別会計へ2億8,664万26円の繰り出し、また一般会計の基金繰入金は4億9,428万5,000円となっている。

決算収支

総計決算における歳入額は75億2,050万1,438円、歳出額は72億9,540万2,596円、歳入歳出差額は2億2,509万8,842円の黒字となっている。この内訳は、一般会計2億152万6,154円、特別会計2,357万2,688円である。

令和元年度への繰越明許総額は、一般会計の10億2,627万9,000円で、このうち一般財源は1億3,745万2,000円であった。

決算剰余金のうち、地方自治法等の規定により、一般会計は財政調整基金へ3,210万円、国民健康保険特別会計では国保支払準備基金へ800万円の積み立て予定となっている。

予算の執行状況

歳入決算額は、総予算額に対し 8 億 6,725 万 2,562 円の減であり、収入率は 89.7% で、前年度 93.9% に対し、4.2 ポイント下回っている。未収金は、町税及び国保税の滞納と令和元年度への繰越明許事業の未収入繰り越しが主なものとなっている。

予算額との比較の中では、一般会計の町税及び国保会計の国保税の収入が予算額を超えて収入されている。

歳出決算額は、総予算額に対し 87% の執行率で、前年度の 91.4% に対して 4.4 ポイント下回っている。繰越明許事業の金額が増加したためである。

財産に関する調書

地方自治法施行規則第 16 条の 2 に規定する財産に関する調書により示された財産の内容については、次のとおりで、特に問題なく処理されていた。

公有財産。

取得した主なものは、土地では、旧安曇 4 学校職員宿舍用地 1,687.29 平方メートル、また建物では旧安曇養護学校職員宿舍 1,325.44 平方メートル、シェアベースにぎわい 366.28 平方メートルなどとなっている。平成 30 年度は計画的な公有財産の売却が行われた。主なものでは、旧豊町教職員住宅土地建物 787.76 平方メートルなどである。

有価証券及び出資による権利。

決算年度末現在高は 8,642 万 7,000 円で、決算年度中の増減はない。また、出資による権利は、決算年度末現在高は 7,144 万 1,000 円で、決算年度中の増減はない。

基金については後述する。

(2) 会計別意見

一般会計

歳入総額 56 億 4,496 万 6,160 円、歳出総額 54 億 4,344 万 6 円、差引残額 2 億 152 万 6,154 円となっている。

イ、歳入

歳入総額は、前年度に比べ 2 億 6,006 万 6,917 円、率にして 4.8% の増である。

歳入構成比は、第 1 位は地方交付税 34.3%、第 2 位町税 16.7%。第 3 位町債 10.2% 等となっている。

基金からの繰入金として、財政調整基金 2 億 950 万円、公共施設等整備基金 2 億 4,245 万 2,000 円、スポーツ振興基金 49 万 3,000 円、てるてる坊主のふるさと応援基金 4,184 万円をそ

れぞれ取り崩した。

ロ、歳出

予算総額65億1,741万7,000円に対して、支出済額は54億4,344万6円で、予算執行率は83.5%である。

翌年度への繰越明許による繰越額は、総務費の421万円、民生費の100万円、農林水産費の1億5,540万円、商工費の18万4,000円、土木費の9,554万4,000円、教育費の7億4,530万9,000円、災害復旧費2,463万2,000円となり、総額10億2,627万9,000円である。

公債費は、5億2,496万4,794円で、前年度に比べ403万6,858円の増となり、歳出全体に占める割合は9.6%となっている。

平成30年度決算審査に当たり、例年と同じく、委託料、備品購入費、工事請負費、負担金・補助金について重点を置き審査を実施したが、適正な処理がなされており、問題はなかった。

特別会計

イ、総説

水道事業会計を除く5会計の繰入総額は18億7,553万5,278円、前年に比べて9.9%の減、歳出総額は18億5,196万2,590円で、前年度に比べ8.7%の減である。

各特別会計収支の状況については、下の表をごらんください。

ロ、各説

池田町工場誘致等特別会計

歳入総額は前年度繰越金608万5,240円で、歳出はなかった。

池田町国民健康保険特別会計

平成30年度の池田町国民健康保険特別会計の収支状況は以下のとおりである。

歳入合計は10億6,999万3,485円で、うち国保税の収入額については2億301万7,435円となり、対前年度比で8.5%の減となった。また、収納率は95.51%となった。収納率については、前年度をわずかに上回ったが、滞納繰越金は依然として多額であり、引き続き徴収努力を継続し、収納率の向上につなげていただきたい。

歳出合計は10億5,411万6,611円であり、保険給付費の支出額が7億6,049万6,951円で、歳出全体の72.15%を占める。保険給付費は、医療費のうち保険者が負担する費用であるが、対前年度比では2.5%の減となった。特定保健指導により、治療の長期化、医療費の高度化となる生活習慣病の予防効果があらわれてきている。

決算認定後、決算余剰金の2分の1以上となる800万円を国保支払準備基金へ積み立てて、残額の787万6,874円が次年度へ繰り越される。

国民健康保険事業の大部分を占める保険給付については、計画的な事業執行は困難であるが、引き続き予防事業との連携により、医療費の抑制に向けた取り組みに努められたい。

池田町後期高齢者医療特別会計

平成30年度の決算状況は、歳入合計額が1億3,698万3,610円である。歳入の内容は、保険料、一般会計繰入金である。保険料の現年分は69.72%が特別徴収で、30.28%は普通徴収である。現年分の収納率は特別徴収が100%、普通徴収が98.66%、合わせて99.60%で滞納繰越分の収納率は47.74%であった。

歳出合計額は1億3,672万7,646円であり、後期高齢者医療広域連合への納付金が歳出全体の約99.23%を占めている。歳入歳出差引残高の25万5,964円が決算余剰金として次年度へ繰り越される。

池田町下水道事業特別会計

下水道事業費は、高瀬浄水園を初めとする諸施設の維持管理に努めた。歳出決算額の前年度対比は2.5%の減額となっているが、公債費については前年度対比2.4%の増となっている。本年度も平準化債の導入により一般会計への負担軽減がなされているが、その分、償還期限は延長される。今後は、新たな加入促進による財源確保、償還手法等に対し調査・研究をして取り組みに努力されたい。

池田町の下水道水洗化率は91.6%と順調に推移しているので、引き続きつなぎ込みの啓発を推進されたい。また、使用料、負担金の未収では、ともに減少している。引き続き適正な徴収義務に努力されたい。

なお、今後も下水道施設の適切な維持管理を行い、施設の延命、経費の軽減に努められたい。

池田町簡易水道事業特別会計

水道使用状況は、給水世帯数44世帯、給水人口81人で、年間1万3,231立方メートルの使用があった。施設の老朽化の進行に対応し、施設の更新に意を尽くしている。今後も水源の確保を図り、水の安定供給に努められたい。

(3)池田町水道事業会計

イ、営業

給水戸数3,877戸、給水人口9,652人、有収水量は90万5,020立方メートル、有収率88%で

あった。給水収益は税抜きで2億113万3,443円で、前年度より90万2,979円の減となった。受託工事収益は、前年度より10万9,000円の増の233万7,000円となり、営業収益全体では2億531万4,747円で、87万7,586円の減となった。

ロ、経理

地方公営企業の独立採算の趣旨に沿った運営と合理化に努められた。税別で、総収益2億3,372万3,870円に対し、総費用は1億5,245万5,735円となり、8,126万8,135円の純利益を生ずる決算となった。また、年度末の利益剰余金は7億5,981万1,250円となった。

水道の基本は、いつでもどこでも安心して飲める水を十分に供給することであり、この基本に沿った安定供給に一層努められたい。

(4)基金について

基金の額は、決算年度中に減債基金2,000万円、福祉基金17万3,000円、国民健康保険支払準備基金1,908万3,000円が増額となった。また、財政調整基金1,166万円、スポーツ振興基金44万7,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金419万2,000円がそれぞれ減額となった。

出納整理期間中に減債基金2,000万円、国民健康保険支払準備基金47万1,000円がそれぞれ増額され、また、財政調整基金1億912万3,000円、スポーツ振興基金49万3,000円、てるてる坊主のふるさと応援基金293万円、公共施設等整備基金1億1,745万2,000円が減額となった。令和元年5月31日末の現在高は18億3,245万円である。

金利の動向に十分注意を払い、非常に厳しい状況下にあっても、さらに効率的な運用を図られたい。

各基金の額は次のとおりである。下段の表をごらんください。

平成30年度財政健全化審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)個別意見

実質赤字比率及び 連結実質赤字比率については、当町は黒字決算につき該当はしない。

実質公債費比率について。平成30年度の実質公債費比率は10.4%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを大きく下回り、良好な状態にある。昨年より1.6ポイント上がった。引き続き公債費負担の抑制を図られたい。

将来負担比率について。平成30年度末の将来負担額よりも充当可能財源等のほうが多いため、将来負担比率はありません。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

資金不足比率について。当町は該当はしない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度決算審査意見書

実質公債費比率は10.4%となり、平成29年度の8.8%よりも増加となっている。今後も大型事業が控えているので、長期的な分析を行っていただきたい。

町の公債状況は、普通会計の49億5,861万6,291円と特別会計の47億7,478万4,629円で、合計で97億3,340万920円であり、前年度平成29年度よりも1億6,396万円ほど減となっている。借り入れについては計画性を持って行っていただきたい。

行政の目的である町民へのサービス向上、福祉の充実を目指し、より一層業務に取り組んでいただきたい。

大型事業が進捗する中、財源確保は大変厳しいものと予想される。細心の注意を払い、堅実な財政運用に努められ、計画的な事業執行と施設の維持管理に万全を尽くしていただきたい。また、職員各位には特に健康管理に努められ、それぞれの職務に創意と工夫を持って最

大限の努力を傾注して取り組まれるよう望み、監査報告といたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） ただいまの決算審査意見報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で意見報告を終了します。

認定第1号より認定第6号まで、議案第45号の質疑

○議長（倉科栄司君） 日程7、認定第1号より第6号まで、議案第45号を各認定、議案ごとに質疑を行います。

認定第1号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

初めに、歳入関係、続いて歳出関係の順に行います。

まず、歳入全般、7ページから30ページについて質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 不納欠損について、例年度よりも件数がかなりふえて、額もふえているかに思いますが、不納欠損にはそれぞれの理由があって不納欠損にしていると思うんですけれども、その原因別に、どういう種類の原因によって多くしたのか、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいまの平成30年度の町民税等の関係の不納欠損ということでございます。

こちらにつきましては、それぞれの理由がございます。今現在、人数にすれば、町県民税につきましては18名、それから固定資産税については19名、そして軽自動車税が9名、国保税が8名ということで、先ほど会計管理者の方からは件数でやっておりますけれども、それは納期ごとの各件数という形になりますけれども、こちらについては、執行停止が3年連続で行われたもの、あとは時効ということでございまして、合わせまして総合計で479万7,994

円という形での不納欠損額となっております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 不納欠損の要件として、いわゆる地方税法の第15条の7項ですか、それで一応3つ上げていますよね。その中で、例えば1つ目としては、滞納処分することができる財産がないといい、2番目は滞納処分することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、3番目は、その他、その所在及び滞納処分することができる財産がともに不明にあるというとき、それとあと時効という、その4つが考えられますけれども、そのうちのどれが多いというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 今、議員のほうでおっしゃられました地方税法で言うところの18条の1の時効でございます。時効が19名の方です。

あと、15条の関係でございますけれども、4の1の方が5名、4の3が13名という形で、今回、不納欠損処分という形で行っております。

○議長（倉科栄司君） 9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） もう少しわかりやすくちょっとお聞きしたいと思いますけれども、いわゆる景気だとか非常に厳しくなってきた、生活が厳しくなってきたから、やっぱり不納欠損にせざるを得ないという、そういう面はあるのでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 基本的には、生活に対してのサポートはしておりまして、分納誓約等で、あくまでも納めていただくという方向で、今、徴収には当たっております。

今回は、この地方税法に合わせた中での、時効が半分ありますけれども、そのような形の中での不納欠損処分ということでありまして、収入状況云々という形では特には行ってはおらないと。あくまでも地方税法に基づいた中での不納欠損処分ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について各款ごとに質疑を行います。

第1款議会費、31ページから33ページ、第2款総務費、33ページから54ページについて質

疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費、54ページから74ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第4款衛生費、74ページから82ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第5款労働費、82ページから83ページ、第6款農林水産業費、83ページから95ページ、第7款商工費、95ページから100ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第8款土木費、100ページから107ページ、第9款消防費、107ページから109ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費、109ページから136ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

次に、第11款公債費、136ページから137ページ、第12款災害復旧費、137ページから138ページ、第13款予備費、138ページについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

以上で歳出について各款ごとの質疑を終了しますが、認定第1号の全般について質疑はありませんか。

5番、矢口稔議員。

- 5番（矢口 稔君） 認定第1号の全般についてお尋ねをいたします。

町長にお聞きします。

この成果説明書の10ページに、普通会計の財政規模の推移が載っております。実質単年度

収支並びに実質公債費比率等が載っておりまして、大型事業が経過した中でございますので、数字が悪化しているといったところが、先ほど監査委員の意見の中からもかいま見られたかと思えます。

この中で、実質単年度収支もマイナスでございましたし、実際、実質公債費比率は右肩上がりで悪くなって、特に私が懸念するのは経常収支比率が85%ということで、財政の硬直化が見始めているのではないかなというふうに思うんですけれども、また、地方債の現在高も49億円を超えてきているという状況の中ですけれども、町長として、この普通会計の推移についてどのように総括されているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 総括ということですが、御存じのように大型事業が続きました。起債もふえ、また平成30年度はその取り崩し等もあります。確かに苦しい状況が続いております。また、今年度からは償却施設の負担も出てまいります。等を含めると、かなり財政的には厳しいという状況になってきているかなと思います。

そういう意味では、非常にここはハード事業が続き、またこれから西部圃場の整備も始まります。本当に今ピークを迎えてきているかなと思います。ここ数年につきましては、何とかこの厳しい財政の中でやりくりをしていくと同時に、新規のハード事業等は極力抑えざるを得ないというような感じでのかなと、そんなふうに私は解釈しております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 認定第1号の全般について、他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって認定第1号についての質疑を終了いたします。

認定第2号 平成30年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第3号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第4号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第5号 平成30年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

認定第6号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第45号 平成30年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で認定第1号より第6号まで及び議案第45号の質疑を終了します。

日程の追加

- 議長（倉科栄司君） お諮りします。

先ほどの議会運営委員長の報告のとおり、新たに承認 1 件が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

承認第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（倉科栄司君） 追加日程 1、承認第12号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） それでは、承認第12号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この案件につきましては、県内で発生している豚コレラ対策として、事業費を 9 月 5 日付の専決処分により編成したもので、議会に報告し、承認を願うものであります。

歳入歳出それぞれに141万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,190万1,000円とするものございます。

5 ページをごらんください。

歳入では、地方交付税を141万6,000円追加し、6 ページの歳出では、農林水産業費で豚コレラ対策事業として、アフリカ豚コレラ緊急侵入防止事業補助金を141万6,000円計上いたしました。

なお、補足の説明につきましては担当課長にいたさせますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

宮澤産業振興課長。

- 産業振興課長（宮澤 達君） それでは、令和元年度一般会計補正予算（第4号）、承認第12号ですけれども、提案説明の補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、先日の全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、アフリカ豚コレラの緊急侵入防止事業ということで、先日は県と調整中というようなお話をさせていただきました。

事業内容につきましては2点ありまして、1点目は、野生イノシシ侵入防止柵の設置ということで、養豚場の周辺約400メートルを電気柵で囲むというものでございます。事業費は約440万円余りを見ておりまして、補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1ということで、町の補助分は約109万円程度になります。

それから、2点目ですけれども、養豚場へ出入りする車両の消毒装置の設置ということで、先ほどの電気柵のところに、3カ所ですけれども、両開きの扉を設置いたします。そのうちの養豚場に近いところの門から出入りする車両へ消毒をかけるという装置を設置したいというものでございます。事業費は約65万円となっておりますが、こちらのほうの補助率は、県、町ともに2分の1ということになっておりまして、町の補助は約32万5,000円ということになっております。

補足説明は以上でございます。

- 議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

- 9番（薄井孝彦君） 時宜にかなったいい事業だと思いますけれども、ただ、カラスだとかタヌキだとかそういったものが病原体を持ち込む可能性もあるわけですので、堆肥舎等がもしあったら、そういうところに防虫ネットを張ることも対策として必要じゃないかというふうに言われているんですけれども、その点についてはどんなふうになさるのでしょうか。

- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

- 産業振興課長（宮澤 達君） 堆肥場につきましても、先ほどの柵で囲むというふうに説明をしましたけれども、囲む中に堆肥場のほうも入っております。

鳥の関係ですけれども、豚コレラの関係は日々状況変化すると思うんですけれども、今の

ところ、池田町は通常の監視区域ということで、日々、池田町のほうに豚コレラのウイルスが近づいてくれば、また防虫ネット等も、県ですとか養豚業者と相談する中で考えたいと思いますけれども、今のところは、相談したところ、侵入柵と消毒装置で対応ということにいたしました。

以上でございます。

- 議長（倉科栄司君） 9番、薄井孝彦議員。
- 9番（薄井孝彦君） あと、生坂村なんかを見ますと、この豚コレラに対して町のホームページでもってかなり詳しい情報を出していますので、ぜひ池田町でも、そういう豚コレラに対する情報を町のホームページで町民に知らせると、そういう措置をとっていただけるでしょうか。
- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。
- 産業振興課長（宮澤 達君） 池田町のほうも、ホームページ等での対応をしたいと思います。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 他に質疑はございませんか。
- 5番、矢口稔議員。
- 5番（矢口 稔君） 1点お願いいたします。

先ほど薄井議員からもございましたけれども、これから野山に、養豚場の近くに人が入る季節になってまいります。その点、規制看板等で、要するに養豚場があるとか、そういった豚コレラ防止のために入場は、付近に立ち入らないでください等の、そういった広報的な看板みたいな設置は、今、考えていませんか、いかがでしょうか。

- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。
- 産業振興課長（宮澤 達君） この承認のほうの補正ではないんですけれども、さきに出しました補正のほうで、案内看板等是对応したいと考えております。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

承認第12号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり承認されました。

散会の宣告

○議長（倉科栄司君） 以上で本日の認定は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時52分

令和元年 9 月定例町議会

(第 2 号)

令和元年 9 月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年 9 月 1 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 議案第 4 6 号 池田町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 4 7 号 池田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

一括上程、説明、質疑

日程第 2 議案第 4 8 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 9 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 0 号 池田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 1 号 池田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 3 号 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 4 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 5 号 池田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 6 号 池田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例の制定について

一括上程、説明、質疑

日程第 3 議案第 5 7 号 池田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 4 議案第 5 8 号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 5 議案第 5 9 号 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 6 議案第 6 0 号 池田町一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 7 議案第 6 1 号 池田町ハープセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 8 議案第 6 2 号 池田町農産物加工販売施設設置及び管理に関する条例の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 9 議案第 6 3 号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 10 議案第 6 4 号 池田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 11 議案第 6 5 号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第 5 号）について
議案第 6 6 号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 7 号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 8 号 令和元年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 9 号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

一括上程、説明、質疑

日程第 1 2 認定第 1 号より第 6 号まで、議案第 4 5 号より第 6 9 号まで委員会に付託

日程第 1 3 請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 2 名）

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	矢 口 新 平 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	1 0 番	服 部 久 子 君
1 1 番	那 須 博 天 君	1 2 番	倉 科 栄 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	教 育 長	竹 内 延 彦 君
総 務 課 長	宮 崎 鉄 雄 君	企画政策課長	丸 山 光 一 君
会計管理者兼 会 計 課 長	伊 藤 芳 子 君	住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君
健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君	産業振興課長	宮 澤 達 君
建設水道課長	丸 山 善 久 君	学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君
生涯学習課長	下 條 浩 久 君	総務課長補佐 兼 総 務 係 長	山 岸 寛 君
監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	塩 川 利 夫 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議をこれから開きます。

なお、小田切副町長、葬儀関係で欠席との届け出がありました。

議案第46号、議案第47号の一括上程、説明、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程1、議案第46号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第47号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

それでは説明を申し上げます。

議案第46号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定及び議案第47号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成29年5月、地方自治法及び地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日より施行されます。現在の臨時嘱託職員が会計年度任用職員に名称を改められます。会計年度任用職員については、一般職より勤務時間の短いパートタイムと一般職と同様の勤務時間のフルタイムの2つに区分され、地方自治体の条例により給料等を定めることとなっております。このため、新たに第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員に係る条例を制定するものであります。

執行日は令和2年4月1日です。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

補足の説明を求めます。

宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 御苦労さまです。

それでは、議案第46号及び第47号を一括して補足の説明を申し上げます。

先ほど提案理由にありましたように、平成29年5月、地方公務員法及び地方自治法が改正をされ、令和2年、来年の4月1日より施行されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与、報酬等を定める条例を制定するものであります。

また、これに伴い関係条例の一部も改正を行うものであります。

まず、議案第46号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定であります。会計年度任用職員のパートタイム職員に対する報酬等の支給に関し規定をするものでございます。

第2条では支給対象となる報酬等を定め、第3条では報酬の額、第4条から第6条までは特殊勤務、超過勤務、休日勤務の報酬。第7条では期末手当について、第8条以降については報酬の支給方法、1時間当たりの報酬額等を規定しております。第12条では通勤に係る費用、通勤手当にかかわるものでございますが規定しております。

続きまして、議案第47号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定であります。

こちらは、会計年度任用職員のフルタイム職員に対する給与に関し規定するものであります。

第2条では給与の種類として、給料、超過勤務手当、休日出勤手当、期末手当等を規定し、第5条では、別表1にありますように、職種の区分、職務の級、適用号俸の範囲、基準となる職務を規定しております。第8条から第10条では通勤手当関係、第11条及び第12条につきましては特殊勤務手当、第12条から第15条までは各種手当、第16条から第19条までは期末手当について規定しております。

なお、各条例の施行日につきましては令和2年4月1日からとなっております。

以上、補足の説明を申し上げました。

- 議長（倉科栄司君） 各議案ごとに質疑を行います。

議案第46号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、服部久子議員。

- 10番（服部久子君） お尋ねします。

これ、フルタイムの方と、それから、このパートタイムの方の時間的な違いというのはどのくらいなのでしょう。もし、そのフルタイムの方が、1日8時間とすれば、パートタイムの方はどのくらいの差でパートタイムというふうに呼ばれるのでしょうか。お尋ねします。

- 議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

- 総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

フルタイム職員につきましては、私ども一般職員と同等の7時間45分が通常の勤務時間でございます。これよりも短い職員の方につきましては、例えば7時間半とかいう方についてはパートタイムという区分けになってまいります。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 10番、服部久子議員。

- 10番（服部久子君） それからもう一点お聞きします。

これは、46号には当てはまらないのかちょっとわからないのですが、この任期から任期までの間、選別といいますか試験がありますよね。その場合に、続けて働けないという、言ったら空白期間というのがあるのでしょうか。

- 議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

- 総務課長（宮崎鉄雄君） ただいまのフルタイム、パートタイム、両方そうなのですけども、あくまでも年度においての任用という形であります。ですから、4月1日から翌年の3月31日まで、もしくはそれより短い期間での任用という形になりますが、その方の勤務の状況、人事評価等もあわせて、再度の任用というものは、基本的にはできると。再度の任用です。継続雇用という言葉ではなくて再度の任用という形でできると。その場合も、一応面接等を行った中ではできるという規定にはなっておりますのでお願いしたいと思います。

- 議長（倉科栄司君） 10番、服部久子議員。

- 10番（服部久子君） では、引き続き。例えば、任期の終わりの3月31日、それから任期初めの4月1日、その間の空白というのは全くないということでしょうか。その選別とかそ

ういう試験……試験もあるというふうに書いてあったのですが、それをする場合はやはり何日か、何カ月か空白って、今、設けなければいけないというふうに本では読んだんですが、継続の、言ったら常勤の職員と区別するために空白を置くと。それで、ある都会のほう、名古屋のほうですが、それが問題になって、学校の先生の方だったんですけども、生徒に問題が起きて、やはりそういう空白を置かないでくださいというような動きがあったというのは聞いたことがあるんですが、その辺は、空白は全くないということなののでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 今、議員がお話しされたのは、今現在そういう採用、臨時嘱託職員の場合は、例えば、間1日なり2日お休みをいただいてからの採用ということはやられているところもあるかと思います。

ただ、この会計年度任用職員につきましては基本的に空白は起こらないと。3月31日で終わりますが、また再度の任用される方は4月1日から継続……継続という言葉を使ってはいけないということなので、引き続き再度任用をしていくということでありますので、健康保険、年金等々、社会保障の関係につきましても継続となると。

また、要は昇給という形ではありますが、翌年度はその分、前年の評価をした中で昇給もあるということでありますので、今の条件と、要は、来年から始まる会計年度任用職員の関係では、任用される方については、条件的にはよくなるというふうに思っております。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 1号任用職員の場合は、例えば期末手当ですね、2号については2カ月という説明がありましたけれども、1号についてはその勤務日数、そういったものにおいてこれが、2カ月が案分されるということなののでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 1号職員につきましても、基本手当は、今二月で考えております。ただ、1号と2号との違いというのは、勤務時間が短くなりますので、月額の給料を、その勤務時間で割り返してきますので、1号職員と2号職員では差が出るという形でありまして、手当の支給の月数については、基本は変わりありません。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第47号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

- 9番（薄井孝彦君） 今度の48号、49号とも、今までの臨時職員の待遇が改善されるという点では、私評価したいと思いますけれども、ただ、この国の狙いというものが、今後正規職員を減らしてこういう会計年度職員をふやしていくと。トータル的には人件費を全体として削減をしていくというのが、国から多分、今後出てくるのではないかなというふうに私は思います。そのときに町として、やはり私は正規職員を、この会計年度任用職員に振りかえていくというのは、やはり行政としてとるべき施策ではないというふうに私は考えますので、そういったときにどのように対応するのか、町長の見解をお願いしたいと思います。

- 議長（倉科栄司君） 甕町長。

- 町長（甕 聖章君） ただいまの御質問ですが、国の思惑がどこにあるかまだよくわかりません。町といたしましては、任用される職員の立場に立って、マイナスにならないように、また、正規を必要以上に減らすというようなことのないような、そんなふうな施策で臨みたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第48号より議案第56号まで、一括上程、説明、質疑

- 議長（倉科栄司君） 日程2、議案第48号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 池田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 池田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する

条例の制定について、議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 池田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 池田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第48号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議案第56号 池田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例の制定についてまで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号及び議案第47号で御説明いたしました、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員に関する条例の整備に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日については令和2年4月1日です。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をいただきますようお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

- 議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

宮崎総務課長。

- 総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、引き続き、議案第48号から議案第56号ということで、語句の条例の一部改正を申し上げますけれどもよろしくお願いをいたします。

まず、議案第48号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

先ほども話のありましたように、地方公務員法の改正によりまして第1条中の条項を修正するものでございます。

また、第39条の改正につきましては、会計年度任用職員の条例制定により文言の修正を行うものでございます。

議案第49号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例でありますけ

れども、さきの議案第48号同様に、地方公務員法の改正により第1条中の条項を修正するものであります。

第15条第1項中では、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇は町長が定める基準により規定をまいります。

議案第50号 池田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

第4条に第4項として、会計年度任用職員の任用期間の読みかえを規定する1項を追加するものでございます。

議案第51号 池田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定でありますけれども、第3条中に会計年度任用職員の部分を追記するものでございます。

議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります、第5条及び第6条については会計年度任用職員を除くため改正を行うものであります。

議案第53号 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

こちらにつきましては地方公務員法の改正による条項の修正でございます。

議案第54号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、こちらも地方公務員法の改正により条項及び文言の修正を行うものであります。

議案第55号 池田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

こちらも地方公務員法の改正による条項の修正及び非常勤職員等の文言を会計年度任用職員に改めるものであります。

議案第56号 池田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例の制定ですが、こちらも臨時囑託の文言を会計年度任用職員に改めるものであります。

なお、各条例の施行日につきましては令和2年4月1日からとなっております。

以上、議案第48号から議案第56号までの補足の説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第48号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第49号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第50号 池田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第51号 池田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、薄井孝彦議員。

- 9番（薄井孝彦君） すみません。ちょっと教えていただきたいんですけども、結局会計年度任用職員というのは育児休業がとれるということによろしいんでしょうか。

- 議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

- 総務課長（宮崎鉄雄君） こちらにつきましては、会計年度任用職員については年度の中での1年ですね、1年度の中での任用という形になりますので、育児休業については、会計年

度任用職員は除くという言葉で、とれないということでございます。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第53号 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第54号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第55号 池田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第56号 池田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で、議案第48号より第56号までの質疑を終了します。

議案第 57 号の上程、説明、質疑

- 議長（倉科栄司君） 日程 3、議案第 57 号 池田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第 57 号 池田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

任期付職員については、地方分権の進展に伴い、多様な任用・勤務形態を活用できるようにするため、専門的な知識・経験を有する者を活用するため、平成 14 年、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されました。

当町においても、任期付職員の採用を可能とするため本条例を制定するものであります。

なお、施行日は令和 2 年 4 月 1 日です。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

- 議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

宮崎総務課長。

- 総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、引き続きお願いをいたします。

議案第 57 号 池田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

補足の説明を申し上げます。

まず、本条例につきましては、先ほど提案理由においてお話をさせていただきましたけれども、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されて、各市町村において条例を制定することによって採用が可能となるという形になっております。

そこで、第 1 条では、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき整備する条例であるという内容をうたっております。

第2条及び第3条では任期を定めた採用、業務の内容等を規定しております。

第4条及び第5条では任期の特例、任期の更新について規定をしております。

第6条では給与月額及び業務の内容に伴う号俸を規定しております。

本条例の施行日は令和2年4月1日からとなっております。

以上、議案第57号の補足の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第58号の上程、説明、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程4、議案第58号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

穂町長。

〔町長 穂 聖章君 登壇〕

○町長（穂 聖章君） 議案第58号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部がされることに伴い、住民基本台帳に旧氏が記録されている場合に旧氏による印鑑登録ができるよう所要の改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は令和元年11月5日からとなります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第59号の上程、説明、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程5、議案第59号 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第59号 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、令和元年10月1日から消費税率が10%とされることに伴い、第12条に定める一般廃棄物処理手数料のうち、し尿くみ取り料金に消費税率引き上げ分を転嫁し、消費税相当額を含む総額表示に改め、10リットル当たり104円に。下水道法第11条の3第1項に規定する処理区域内において、同項の規定により下水の処理をすべきと公示された日から3年を経過した区域にあっては118円とするものであります。

なお、この条例の施行日は令和元年10月1日からとなります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 6 0 号の上程、説明、質疑

- 議長（倉科栄司君） 日程 6、議案第60号 池田町一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第60号 池田町一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正により、証紙による収入方法より、徴収する燃えるごみの処理手数料の引用条項が第12条別表 3 から第12条第 2 項に改められたことに伴う所要の改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は令和元年10月 1 日からとなります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

- 議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 6 1 号の上程、説明、質疑

- 議長（倉科栄司君） 日程 7、議案第61号 池田町ハーブセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第61号 池田町ハーブセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

来年度以降の池田町ハーブセンターの管理について、現在の指定管理方式以外に町直営での管理も行いたいため、条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日です。

以上、提案理由の説明といたします。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長よりいたさせます。

○議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、議案第61号 池田町ハーブセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の補足説明をいたします。

池田町ハーブセンターの指定管理について、今年度末で現在の指定管理者との契約が満了となります。現行の条例では、施設の管理について指定管理者が行う規定となっておりますが、来年度以降の管理について、指定管理以外に町直営での管理も検討しているため、本条例を、原則町が管理をするが指定管理者に行わせることができる旨の内容としたいため「指定管理者」を「町長」に改める。また指定管理者が管理する場合「町長」を「指定管理者」に読みかえるなど、必要箇所の改正をするものです。

以上で提案理由の補足説明を終わります。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、矢口稔議員。

○5 番（矢口 稔君） おはようございます。

1 点お伺いをいたします。

このハーブセンターの東側のことだとは思いますが、もう一度本会議場で、全協でも説明はあったんですけども、どうしてこの条例の改正が必要になったのか、背景と現状について、まずお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） ハーブセンターの東側のハーブガーデンにつきまして、平成28年にリニューアルをいたしました。また、特に指定管理者のほうで管理をしてはいただいているのですが、町のほうもガーデンの使用につきましては、より町の計画といいま

すか考えを反映したいというようなこともございますし、また、西側のほうの管理も一体化をしたいという中で、町直営の管理も考えていったほうがいいのではないかということで条例の改正をいたしました。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 5番、矢口稔議員。

○5番（矢口 稔君） 実際、直営と指定管理とで、今は指定管理しかできないということなんですけれども、直営にすることのメリット。

それと、もう一度町長にお伺いしますけれども、あそこの東側をどのように、今後直営にすることによって魅力を発信していくのか、ちょっとまだ見えてきていないものがありますので、ぜひお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 東側ハーブガーデン及び、これは借用しているところでありますけれども圃場があります。これを今まで以上に有効に活用したいと。それと、町の方針というのをこれから打ち出してまいりますけれども、その方針に沿ったような圃場にしていける。また、あるいはハーブガーデンにしていきたい。そんな町の意向に合わせていただくために、町として一応直営にしておいて、その後委託等の検討もしていくということで考えております。

そういうことで、とりあえず直営を可能にするという条例でありますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑は。

8番、和澤忠志議員。

○8番（和澤忠志君） 今、町長が、とりあえず直営にしておいてということで、実際3月末で切れるわけなんですけど、実際は、とりあえずってどのぐらいの期間町で直営して委託なら委託をする考え方なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） とりあえずといいますのは、今、指定管理者しかこれができないわけです、管理が。それを、一応直営に戻すというような形になりますかね。条例として直営という形に戻すということで、その上でまた新たな形態をとって、先ほどもお話ししましたように委託等の方向づけも考えていきたいということであります。ですから、期間というよりも、一応このハーブ園等に関しましては、一応形はもう直営ということで今後行くというこ

とでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 他に。

9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） ちょっとそれに関連してお聞きしたいんですけれども、2016年6月議会でハーブ園の問題について質問しまして、ハーブの専門家をなるべく早く雇用していただいてやってほしいということで、それでリニューアル後に努力して設置するという方向で回答があったかと思うんですけれども、そういう流れの一環として出てきたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） その辺も、町直営になりますと非常に自由度が出てきます。そういう意味では専門家の雇用等も検討の範疇に入ってくるかなと思いますので、いろいろなやりやすさという点では直営にしたほうがずっとやりやすいのではないかなと、そんなところも考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑はございませんか。

8番、和澤忠志議員。

○8番（和澤忠志君） 直営と言いますけれども、それを委託していくと。町の方針を決めて、委託したとおりに町の方針に従って管理してもらうということという解釈でよろしいでしょうか。全く委託すれば委託先業者が好きにやっていいということになるのでしょうか。初めからもう町で委託の内容を決めて、それで町の方針に従って管理してもらうと、こういうことでいいのでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 当然そうなります。委託するには委託の範囲を決めまして、これはもう全く町の方針に沿った内容ということになります。その方針に沿った内容の業務を委託するということになりますので、今、議員のその御指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 6 2 号の上程、説明、質疑

- 議長（倉科栄司君） 日程 8、議案第62号 池田町農産物加工販売施設設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第62号 池田町農産物加工販売施設設置及び管理に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

現在、池田町農産物加工販売施設を利用しているカモミールの会との契約が終了し、新たな管理者を選定するに当たり、指定管理方式を導入したいため本条例を制定するものであります。

なお、施行日は令和 2 年 4 月 1 日であります。

以上、提案理由の説明といたします。御審議の上、御決定よろしく願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長よりいたさせます。

- 議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

宮澤産業振興課長。

- 産業振興課長（宮澤 達君） それでは、議案第62号 池田町農産物加工販売施設設置及び管理に関する条例の制定について提案理由の補足説明をいたします。

池田町農産物加工販売施設ですけれども、ただいまの提案説明にありましてとおり、今までカモミールの会が町と契約をし使用していましたが、その会が10月で営業を終了するため、今後の施設管理について、施設を公の施設としまして、指定管理方式をとりたいため本条例を制定するものです。

条文の概要ですけれども、第 1 条は施設の設置目的、第 2 条で施設の名称・位置、第 3 条で、この施設は活性化施設 1 号館・2 号館から成ること、現在 1 号館がエルブいけだ、2 号館はビストロカモミールとなっております。また、第 4 条から第13条までの主な内容は、この施設の管理は指定管理者が行うこと、利用時間等を定めることや利用許可することなど、指定管理者の業務内容が規定されております。14条では原状回復の義務、15条では損害賠償

についてそれぞれ定めております。

以上で提案理由の補足説明を終わります。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、横澤はま議員。

○4 番（横澤はま君） この6月に、一般質問の中に農産物加工の第6次総合計画の中に、9月までに公募をするという、そういう回答を得ております。この公募から、即この指定管理というところのその背景ですね。どういう理由でこういうことになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） どちらにしましても指定管理をするためには、まず公の施設の位置づけとして規定されるということがあるということと、業者の募集につきましては、6月の時点では公募をしたいというように考えておりましたが、やはり2日の全員協議会でお話をさせていただきましたとおり、みその関係ですとかいろいろな営業の許可の関係を考慮しまして募集要項を作成しましたけれども、どうもみそがなくなる期間が長くなるですとか諸事情によりまして、指定管理者については指名の方向で行きたいなというように今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑はありませんか。

8 番、和澤忠志議員。

○8 番（和澤忠志君） 6月の一般質問で、町として、これは議会だよりに出していますから町民には当然これ、公募によるプロポーザルでやるのだなと言ってから、7月、8月、9月、地域が、何かその中に特別何か異変があったと。重大な欠陥が出たとか不可抗力のものが出たということではなくて、初めからカモミールというのはもう1年前から閉じると決まっております、みそをやっていると。状況は十分わかっている中で、しかも6月の回答で公募してやると言ったにもかかわらず、よく内容を吟味してみたら、いや、これは期間がなくてできないということは非常に納得できない答弁であるから、もっと細かく、どうしてみそをつくらなければいけないのだと。みそをつくらなければいけないという理由が、それ学校給食だからということですから、その学校給食にみそを提供できなければ学校給食が困るの

かどうか。どうしてそのみそをつくるために、要は、公募をやめて指定にしたのか。そこら辺の内容がいまいち我々には理解できない。もう一度説明をお願いしたい。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） みそにつきましては、やはり北アルプス山麓ブランドで認定品となっているということで、最初から何とか継続をしたいというように考えておりました。その辺も踏まえまして募集要項等も、先ほど言いましたように検討しておりましたけれども、なかなか空白の、みそがなくなってしまう期間も大分長くなっておりますし、やはり学校給食においても、できれば地元のみそも使用していきたいというような声もございました。

そのほか営業許可等の関係も従来よりも厳しくなってきたというようなところの中で、なるべく、最初から確かに、営業も終了することがわかっておりましたけれども、やはり募集要項等を作成する中では、やはり指名のほうがスムーズにいくのかなというような結論に達して6月の時点からは変更したというところであります。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑は。

8 番、和澤忠志議員。

○8 番（和澤忠志君） これ、どうしてもみそが必要だということで理由になっておるんですが、ではみそだけつくるように町で直営管理して、カモミールと、今後はてる坊ですかね、これは12月に指定管理方式の公募でやればできると思います。これが、西側が一体ということなので、そうすると、そのみそをつくるためにもう公募をやめて指定にすると。こんなような形になってしまうわけですから、そこら辺についてはちょっと、もうちょい町民の理解が必要ではないかなというふうに思います。これ条例とは関係ないです。条例はいいと思うんですが、それに付随して、今そういう指名で行きたいというような話が前回の全協で出たので、そのとき何も言わなんだと。議員がこれについてはもう了解しているんだというような勝手な解釈をしているようなので、これは違いますよと。この条例については、この条例についての問題ではないのだけれども、これは後で十分検討しなければいけないというふうに思うんですが、そこら辺についてはどう思いますか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） やはり指名につきましては、今までの年度の事業評価というものを検証する必要もありますし、今後の事業計画等もあろうかと思うので、その辺も十分、精査といいますか見た中でそれは決定されるものであるというように考えております。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 他に質疑はありませんか。

8 番、和澤忠志議員。

- 8 番（和澤忠志君） 指名ということなんですが、指名って何社あるんですか。2 社とか3 社の中から指名するのか。ただ、もう1 社しかない。もうこの業者と決めて1 社ということなのか。そこら辺ははっきりしていただきたい。

- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

- 産業振興課長（宮澤 達君） 指定管理の指名の場合は1 社を指名するということでございます。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 他に質疑はありませんか。

5 番、矢口稔議員。

- 5 番（矢口 稔君） たびたびハーブセンターの西側と東側に分かれて考え方があられるわけですが、東側は先ほどの直営で行くということでございまして、西側は、この条例で行くと指定管理ということなんですけれども、西側は一体管理をするということで考えていくのでしょうか。町の考えをお聞かせください。

- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

- 産業振興課長（宮澤 達君） 西側の施設についてはやはり一体化をして管理をしたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 5 番、矢口稔議員。

- 5 番（矢口 稔君） そうするとなると、今まで、今ハーブセンター自体を指定管理していただいている会社が3 月31日、来年度いっぱいですかね、来年度で一回指定管理の任期が切れるんですけれども、もしそういったところで、その切りかえに合わせて一緒にやるという考えなんでしょうか。要するに指定管理の方法ですね。これだけ別に先にやって、指定管理やって、また一体化という、そういったその会社の人たちもちょっと、これどういうふうにしたらいいのかというところもあるかと思いますけれども、一体化するのであれば、要するに、もう指定管理、ハーブセンターも一緒に日も改めて指定管理に持っていくという感じなんでしょうか。

- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

- 産業振興課長（宮澤 達君） この農産物加工条例の施行日が4月1日になっております。
4月1日から、あわせて、始期も合わせて行いたいと思っております。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 9番、薄井孝彦議員。
- 9番（薄井孝彦君） そうすると、要は、ハーブセンターの管理販売施設ですね、それと、その農産物の加工施設等も指定、ハーブセンターについては今までも、この件についてはプロポーザル方式でやっていくのだというような考え方が示されたと思うんですけども、それはもうやめてしまって指定管理一本で行くという形になってしまうということですかね。
- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。
- 産業振興課長（宮澤 達君） 公募でも指名でも指定管理には変わらないんですけども、一応指定管理だけでも指名をしたいということでございます。
- 議長（倉科栄司君） 9番、薄井孝彦議員。
- 9番（薄井孝彦君） 私はやはりこのプロポーザル方式で、あくまでも公募に基づいてやっていったほうがいいのかというふうに思いますけれども、その辺のところはもう、それはずっとそれで行くという形なのでしょうか。町長の見解をお聞きします。
- 議長（倉科栄司君） 甕町長。
- 町長（甕 聖章君） 一体管理というのは前提といたしますが、当初は別々というような方向も考えていたんですけども、いろいろな状況を考えますと、一体的に管理したほうが統制がとりやすいというようなこともありまして、一体管理というところで考えてきたところがあります。

そんな意味でいきますと、これ、公募して全体を公募するということになりますと、相当大幅な、非常に大きな施設で、全体考えますと大きな施設でありますので、これ、全く新たな業者ということになりますと、非常にこれは難しい問題が出るというふうに考えられますし、今までの流れ等がありますし、相当、やはり事情を理解していただいている業者のほうで、より有効活用、また、町の顔の施設として有効な働きができるような、そんな使い方ができるのではないかと。そんなところも考えまして、今回指名という方向で今検討しているところであります。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 議案第62号の内容についてのみの質疑といたします。
質疑はございませんか。

5 番、矢口稔議員。

- 5 番（矢口 稔君） この条例に関する関係なんですけれども、ちょっともう一回整理をさせていただきたいと思います。ほかのものとちょっと一緒になってきていますので。

この4月1日付で指定管理をするということなのなんですけれども、先ほど、産業振興課長が話したときには、みそは、何か秋から仕込むとかという話も出てきて4月1日ではないのですけれども、そこら辺のところは大丈夫なんでしょうか。

- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。
- 産業振興課長（宮澤 達君） 施設の管理自体のところは4月からなんですけれども、みその内容についてはまた事業を別としまして、大豆の仕入れとかもいろいろな事情がありますので、幾らか先行してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（倉科栄司君） 5 番、矢口稔議員。
- 5 番（矢口 稔君） 先ほどのいろいろな話を聞いていくと、何かもう業者が決まっていてそこをお願いするという形にも聞こえてくるんですけれども、町民の方はいろいろ賛否両論あると思いますけれども、やはり公平に、また公正にそういったところを指名していただきたいというところがあるかと思います。

この条例をせっかく制定するのであれば、やはり、その半年間の区分はどうするかちょっとわからないんですけれども、4月1日に向けて、今度のハーブセンターの指定管理もあわせてもう一回公募をするという方法にもこの条例ではできると思うんですけれども、それは考えてはないということですか。

- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。
- 産業振興課長（宮澤 達君） 確かに条例上は可能なんですけれども、今の時点では指名で行きたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 8 番、和澤忠志議員。
- 8 番（和澤忠志君） これ、実際は4月1日からということになると、今言ったように10月から動かなければいけないというような話が、豆の仕入れとか。これ誰がやるのでしょうか。
- 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。
- 産業振興課長（宮澤 達君） 一応、カモミールの会の引き継ぎ期間もありますけれども、今のハーブセンターの指定管理者の方と、またちょっと協議をして進めたいというように考

えています。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 6番、矢口新平議員。

○6番（矢口新平君） 西側の施設の関係なんですけど、やはり一体で考えていく必要というのは絶対あると思うんですよ。木曜日が休みかな。2つの施設、加工センターとカモミールが閉まっている4時ぐらいにもうカーテン閉めちゃう。これではちょっと、町長言われた町の顔として、ちょっと寂しいかなというのを思っています。

それで、町側も宮澤課長になられて間もないんですが、その前から、去年から皆さん一般質問でも、どうするだどうするだと言っていたのがここまで押しちゃったわけ。それに対してみんな、あれっ、あれっというのがあるもので、もうちょっと早目な説明なり動きが欲しかったというのが議員としては思います。

ただ、もうここまで来たらもうしょうがないから、みそ、特産品ですよ、これ。それとみそというのは施設組合で、池田・松川で折半していますので、ぜひこのみそを池田の特産、あるいは漬物と一体とした中で指定管理の多分お願いされたところにやっていただくような形になると思いますが、ぜひそこら辺で、3年とか切らなくて5年ぐらいのスパンで考えていかなければ、町としてこの町の顔を生かせなくなるような気がしています。

だから、それに対して私は賛成はしますけれども、2年、3年という期間ではちょっと難しいのかなと思います。町も今まで引っ張ったことに対しては、議会としては厳重に抗議をしたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 答弁を求めますか。

○6番（矢口新平君） いいです。

○議長（倉科栄司君） 62号の内容について質疑がありましたらお願いします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了します。

議案第 6 3 号の上程、説明、質疑

- 議長（倉科栄司君） 日程 9、議案第63号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第63号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

池田町多目的研修集会施設の一部を北アルプスシルバー人材センター池田事務所として貸し付けており、当該箇所を使用施設から除外したいため条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 6 4 号の上程、説明、質疑

- 議長（倉科栄司君） 日程10、議案第64号 池田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第64号 池田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、消費税法の税率が本年10月1日に10%に引き上げることに伴い、2条に定める別表備考欄の課税対象とされる占用期間が一月未満である場合における占用料の額を、現行の占用料に率を乗じる方式から、占用料に消費税法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算する方式に改正するものであります。また、この改正に合わせて2条に定める別表中の道路法施行令から引用している占用許可対象物件の条項の号ずれを整理するものであります。

なお、この条例の施行日は令和元年10月1日であります。

以上、議案第64号について提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第65号より議案第69号まで、一括上程、説明、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程11、議案第65号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第5号）について、議案第66号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第68号 令和元年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第69号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第65号から議案第69号について、一括、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第65号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億894万円を追加し、総額をそれぞれ53億84万1,000円とするものであります。

地方債の補正では、社会資本総合整備事業債を2,890万円の増額、臨時財政対策債を69万2,000円の減額をして限度額をそれぞれ変更するものであります。

歳入では、地方交付税を4,317万5,000円、県支出金は822万5,000円を計上し、町債については2,820万8,000円計上し増額補正を行っております。

歳出については、第1款議会費では議員期末手当の不足分と老朽化した事務局備えつけの湯沸かし器を交換するための経費として10万7,000円を計上しております。

第2款総務費では総額5,918万7,000円の増額補正を行っておりますが、主なものとして中古の除雪用重機1台の購入に260万円、公民館跡地ミニ公園整備事業の工事費として3,926万5,000円を計上いたしました。

また、移住定住推進事業では、人口増対策として移住定住補助金を拡充することにより、1,962万7,000円を計上しております。

款3民生費では、使用不可となっている児童遊具を撤去するための工事費として94万4,000円を追加いたしました。

款4衛生費では総額178万8,000円を計上してございますが、主なものでは母子保健のシステム改修費用として60万5,000円、3号給水施設のポンプ修繕のため78万3,000円を計上してございます。

款6農林水産業費は総額で1,130万7,000円を追加してございます。主なものとして、花とハーブの里づくり事業では、温室ハウス等の火災報知機設備やハーブセンター・インターロッキングの修繕などで128万4,000円、野生イノシシからの豚コレラが発見された場合の対策事業費として86万4,000円、松くい虫対策事業として530万円などを追加計上いたしました。

款7商工費では住宅リフォーム促進事業補助金を新規事業として500万円を追加しお願いするものでございます。

款8土木費では総額で3,014万5,000円を追加してございます。主には自治会からの陳情要請に対応する補正であり、道路安全施設等の施設修繕や舗装工事などを行うものであります。

款10教育費は総合体育館の移動式バスケットゴールの点検・修繕や自家発電設備の点検などに要する費用として46万2,000円を計上してございます。

次に、議案第66号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれに808万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億895万8,000円とするものであります。

歳入では、繰入金を500万円減額し、繰越金を687万6,000円、雑入を621万2,000円それぞれ増額いたしました。

歳出では、保健事業費では備品購入等で16万2,000円の増額、諸支出金では研究費と交付金償還のため708万6,000円を計上し、予備費に84万円を措置いたしました。

次に、議案第67号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ345万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,116万2,000円とするものであります。

歳入では保険料を320万円、繰越金を25万4,000円とそれぞれ増額計上いたしました。

歳出では後期高齢者広域連合納付金を345万4,000円増額計上してございます。

次に、議案第68号 令和元年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれに148万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,277万7,000円とするものであります。

地方債の補正では公営企業会計適用債を20万円増額し限度額を変更するものであります。

歳入では前年度繰越金を128万9,000円計上いたしました。

歳出では企業会計移行委託料として20万9,000円、高瀬浄水園の施設修繕料として63万7,000円、それぞれ計上いたしました。

次に、議案第69号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ923万9,000円とするものであります。

歳入では水道使用料を71万円、前年度繰越金に6万2,000円を。

歳出では施設修繕料に77万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上、議案第65号から議案第69号まで、一括、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、補足の説明は担当課長にいたさせます。

○議長（倉科栄司君） 補足の説明を求めます。

議案第65号中、歳入と企画政策課関係の歳出について。

丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） お疲れさまです。

それでは、池田町一般会計補正予算（第5号）の歳入全般と企画政策課の歳出の関係について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億894万円を追加し、歳入歳出予算を53億84万1,000円と定めるものがございます。

まず歳入の関係でございますが、4ページをお開きください。

4ページは第2表の地方債の補正の関係でございます。

こちらのほうは事業費の実績に基づきまして起債の限度額を変更してございます。

まず1点目でございますが、社会資本総合整備事業債につきましては2,890万円を増額しまして、限度額を5,470万円としてございます。

また、その下の臨時財政対策債ですが、こちらのほうも限度額を69万2,000円減額しまして1億1,700万8,000円とするものがございます。

続きまして、7ページをごらんください。

款9 地方特例交付金でございますが、こちらのほうにつきましては現時点での交付決定の額に基づきまして、個人住民税、自動車税、軽自動車税の関係の減収補填特例交付金をそれぞれ増額してございます。地方特例交付金につきましては総額180万5,000円の増額でございます。

続きまして、款10 地方交付税では4,317万5,000円の増額をするところでありますが、こちらのほうは増額が見込まれるため計上してございます。

次に、款14 国庫支出金でございますが、目2 衛生費国庫負担金では母子保健衛生費負担金を15万円、また、国庫補助金では、目3 衛生費国庫補助金を母子保健の情報連携システムの改修事業がございまして、その補助として40万3,000円それぞれ増額補正してございます。

款15 県支出金でございますが、こちらのほうは先ほどの国庫でもありました母子保健衛生費負担金の分として7万5,000円の増額となっております。

続きまして、目4 農林水産業費県補助金ですが831万6,000円の増額補正をお願いするものがございます。主なものとしまして、説明欄の一番上段、農業次世代人材投資資金212万円、

一番最下段になります、みんなで支える里山整備事業補助金、こちらのほうを560万円増額してございます。

9ページをごらんください。

中段の目1 総務費委託金でございますが16万6,000円の減額でございます。こちらのほうは国勢調査、農林業センサス、経済センサスにかかわる委託金の関係でございますが、交付決定によりまして、その額に基づき、増額あるいは減額してございます。

次に、款19繰越金でございますが、こちらのほうが2,697万4,000円を計上してございます。こちらが平成30年度の決算の状況に基づき増額するものでございます。

続きまして、款21町債ですが、こちらのほうは2,820万8,000円の増額であります、こちらにつきましては、先ほどの第2表の地方債の御説明をしたとおりでございます。

続きまして、企画政策課の歳出関係について御説明申し上げます。

11ページをごらんください。

款2項1 総務管理費、目6 企画費では2,077万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄 企画一般経費では119万2,000円の増額をお願いするものでございます。総合計画における事業評価をするための必要経費として、消耗品で1,000円、若者にアンケートを調査するための郵便料として5万8,000円を計上してございます。また、池田町の人口の現状を分析し人口ビジョンの改定版を作成するため、総合計画策定支援のための委託料として113万3,000円を計上してございます。

その下の 地域おこし協力隊活動事業では124万5,000円を減額してございます。地域おこし協力隊1名が10月中途で任期満了となりますが、その後は臨時職員として雇用予定でありますので、臨時職員賃金を90万8,000円、住居借上料を33万7,000円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして12ページ、説明欄 移住定住推進事業では2,082万3,000円の増額の計上をしてございます。先ほど御説明させていただきましたが、退任となる地域おこし協力隊員に、引き続き、移住定住推進系の業務での臨時職員として従事していただくため105万円を計上してございます。

次に、一般修繕料として14万6,000円を計上してございますが、豊町にあります移住準備住宅の南棟のトイレ修繕を行うためのものであります。その下の移住定住補助金では1,962万7,000円計上してございます。町の重要施策であります人口増対策として、移住者の増加

及び他市町村への転出抑止を目的とし、現在の移住定住に関する補助金を拡充したいので増額補正をお願いするものでございます。

次に、目 7 自治振興費、こちらは16万4,000円の増額を行ってございます。

説明欄、集落センター等整備事業補助金であります、十日市場アグリカルチャーセンターの屋根・外壁塗装等の修繕に係る増嵩により補助金の増額をするものでございます。

13ページをごらんください。

中段からになりますが、項 5 統計調査費、目 2 指定統計費では16万5,000円の減額をしてございます。

説明欄 工業統計調査経費であります、現在までの支払い実績により調査員報酬を減額し、今後の見込みにより消耗品費を増額しております。その下の 農林業センサス経費は7万1,000円増額。 国勢調査調査区設定経費は2,000円の増額。 経済センサス基礎調査経費では23万9,000円の減額をしてございますが、それぞれの交付金の各科目の交付減額に基づき、報酬、賃金、旅費、需用費を補正してございます。

歳入全般と企画政策課の歳出関係につきましては以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 議案第65号中、総務課関係の歳出について。

宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは総務課関係の補足説明をお願い申し上げます。

予算書11ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費のうち目 1 一般管理費ですが、4,233万9,000円の増額補正であります。一般管理費につきましては、農産物等輸出拡大事業における町長のマレーシア渡航費用普通旅費24万6,000円でございます。また、公共施設除雪用及び災害時に使用できる中古のドーザー小型重機であります、購入費用、備品購入ということで260万円を計上してございます。庁舎管理経費につきましては、役場敷地西南にありますエノキの木の伐採費用22万8,000円を計上させていただいてございます。公民館跡地ミニ公園整備事業では、公園及び公衆便所整備にかかわる工事請負費3,926万5,000円の増額をお願いするものであります。

12ページをお願いいたします。

項 4 選挙費、目 6 町議会議員選挙費です。392万1,000円の減額補正であります。選挙事務費の精算が終わりましたので減額をするものでございます。

以上、総務課関係の補足説明を申し上げます。

- 議長（倉科栄司君） 議案第65号中、議会事務局関係の歳出について。

塩川議会事務局長。

- 議会事務局長（塩川利夫君） それでは議会関係でございますが、11ページをお願いしたいと思います。

議会費であります。議会運営経費10万7,000円の増額であります。議員期末手当不足分の7万3,000円とガス瞬間湯沸かし器故障に伴います備品購入費3万4,000円でございます。

議会事務局関係は以上でございます。

- 議長（倉科栄司君） 議案第65号中、住民課関係の歳出について。

蜜澤住民課長。

- 住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の説明欄の集積所改修補助金につきまして、正科地区で集積所改修の申請がありましたので10万円の追加補正をお願いするものでございます。

住民課関係は以上です。

- 議長（倉科栄司君） 議案第65号中、健康福祉課関係の歳出について。

宮本健康福祉課長。

- 健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

上段、款3民生費、目1社会福祉総務費のうち、説明欄 社会福祉一般経費であります。94万4,000円の増額であります。これは、使用禁止になっております遊具36基分の撤去の工事請負費でございます。

次に、下段、款4項1保健衛生費、目2予防費、説明欄の 保健事業、電算委託料60万5,000円ですが、法律の一部改正に伴い電算システムをマイナンバー対応にするための改修です。その下、 母子保健事業、未熟児養育医療費ですが、3人分30万円の増額補正であります。

以上、健康福祉課関係です。

- 議長（倉科栄司君） 議案第65号中、産業振興課関係の歳出について。

宮澤産業振興課長。

- 産業振興課長（宮澤 達君） それでは予算書の15ページをごらんいただきたいと思います。

款 6 項 1 目 3 の農業総務費ですけれども480万8,000円の増額補正であります。農業振興事業につきましては237万3,000円の増額補正となっております。内容につきましては2つありまして、1つ目は人・農地プランの実質化を図るためのものであります。アンケート調査や地域での話し合いを通じて、地図による現状把握を行いまして、中心となる農業経営体の農地の集約化に関する将来方針を作成するものであります。会議報酬やアンケート、地図作製等の経費を計上しております。

歳入では、人・農地問題解決加速化支援事業補助金としまして34万円見込んでおります。

2点目ですけれども、農業次世代人材投資資金で、これは50歳未満の新規就農者に交付されるものでありますけれども、夫婦の場合は加算があります。見込みより夫婦の新規就農が多かったための加算分であります。負担金としまして212万1,000円計上してあります。歳入のほうでは212万円を見込んであります。

それから、花とハーブの里づくり事業につきましては128万4,000円の増額補正です。修繕費としまして、ハーブセンターの玄関前のインターロッキングとガラス温室の自動火災報知機の修繕費等であります。工事請負費はハーブガーデンの入り口にアーチ部分があるかと思いますが、アーチ部分のはりのところの撤去をするというものでございます。

それから、多目的研修集会施設管理経費であります。28万7,000円の増額補正であります。これにつきましても自動火災報知機の修繕であります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

農業活性化支援事業でありますけれども、豚コレラ対策事業ですが86万4,000円を計上させていただきました。ウイルス蔓延防止のための消毒の購入費、注意喚起の看板の設置費、また、イノシシの死体が発見された際の対応のための重機の借り上げ等の経費を計上してあります。

それから、目 7 の土地改良費ですが119万9,000円の増額補正であります。普通作業賃金でありますけれども、滝沢地区の内川の看板がありますけれども、運転時に視界不良だということで撤去をするものでありますし、工事請負費は渋坂の山麓線沿いの農業用水の転落防止柵を設置するものであります。維持適正化負担事業につきましては十日市の昭和堰の水路の工事がふえたことによるもので74万5,000円の増額補正であります。

それから、款 6 項 2 目 1 の林業振興費ですが530万円の増額補正であります。

ライフライン等保全対策としまして、主に会染地区と会染と陸郷地区の町道の沿線の松くい虫被害木の伐採等で530万円計上をいたしております。

歳入で560万円、このほかに歳入で森林づくり推進支援金21万5,000円を見込んでおりますけれども、これは木質空間整備事業としまして認定こども園の木のおもちゃ等を購入する経費に充てるものです。

最後に17ページですけれども、款7項1目1の商工振興費です。500万円の増額補正であります。町民の生活環境の質の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム促進事業補助金を交付することとしました。限度額は1軒20万円で25軒分の500万円で計上いたしております。

産業振興課関係は以上であります。

○議長（倉科栄司君） 議案第65号中、建設水道課関係の歳出について。

丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項7目給水施設費につきまして78万3,000円の増額補正でございます。内容としましては、飲料水供給施設の3号ポンプ室送水ポンプの交換修繕費用の計上でございます。

17ページをお願いいたします。

17ページ下段の8款土木費、2項1目道路橋梁維持費でございますが770万円の増額補正でございます。自治会要望に対する道路の維持が主なもので、説明欄の施設修繕料では、舗装欠損箇所等の修繕費用に350万円。次の工事請負費では、側溝等の修繕工事費用に120万円の計上でございます。除雪機設置事業補助金につきましては、除雪機等の整備購入に要する経費を、自治会及び道路愛護団体を対象に補助するもので、今回は広津道路愛護会より要望がございましたので、除雪用ホイールローダー購入補助に300万円の計上でございます。

17ページ、2目道路改良費につきましては197万8,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、説明欄の道路改良事業の主なものとしましては、中木戸地区の町道380号線と山麓線との丁字交差点部の拡幅改良を約15メートル予定しまして、今回は用地補償費、分筆等の登記費用を中心に計上したもののほか町道2カ所の隅切り部の用地登記費用の計上など登記委託料に112万7,000円。土地購入費45万1,000円。補償料に40万円を補正計上してございます。

3目の道路舗装費につきましては1,640万円の増額補正でございます。自治会要望のありました町内8路線の舗装打ちかえ工事費用の計上でございます。

4目交通安全施設整備事業費につきましては175万円の増額補正でございます。これにつきましても、自治会から要望がございますカーブミラー等の交換修繕料に105万円、ガードレール標識等の工事費用に70万円の計上でございます。

続きまして、3項1目砂防費では31万7,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の砂防事業費の精算によります県治水砂防協会負担金の増額でございます。

3項2目排水路費でございますけれども200万円の増額補正でございます。内容につきましては町道旧県道線沿い水路のふたがけ構造による改修工事費用でございます。

建設水道課関係は以上でございます。

- 議長（倉科栄司君） 議案第65号中、生涯学習課関係の歳出について。

下條生涯学習課長。

- 生涯学習課長（下條浩久君） 生涯学習課関係をお願いいたします。

18ページ下段から19ページにかけてでございます。

10款5項保健体育費、2目の総合体育館費、説明欄 の総合体育館管理経費46万2,000円の補正をお願いするものであります。一般修繕料22万円は移動式バスケットボールゴールの修繕、運動器具点検料11万円は同じくバスケットゴールの点検料、消防設備保守管理委託料13万2,000円は自家発電設備点検と模擬負荷試験に係る経費になってございます。

生涯学習課からは以上です。

- 議長（倉科栄司君） 議案第66号、第67号について。

蜜澤住民課長。

- 住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、議案第66号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ808万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億895万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては5ページからになります。

まず歳入でございますが、6款繰入金、2項1目基金繰入金の説明欄、国保支払準備基金繰入金は、前年度繰越金等の確定による収入増によりまして500万円減額計上をしております。これによりまして、基金繰入金は9月時点で2,000万円の繰り入れ見込みとなっております。

次に、7款繰越金の説明欄、前年度繰越金は確定により687万6,000円を計上しております。

次に、8款諸収入、2項6目雑入の説明欄、国保連合会返還金は平成30年度の実績確定に

よりまして621万2,000円を計上しております。

次に、6ページの歳出をごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は国保総合システムの端末更新に伴う補正となっておりまして、説明欄、電算委託料は端末の設定費用で5万4,000円、庁用・機械器具購入費では、パソコンの購入費用で10万8,000円を計上しております。

次に、6款諸支出金、1項3目償還金の説明欄、保険給付費等交付金償還金は、平成30年度分実績による精算で、長野県への返還金の確定見込みにより708万6,000円を計上しております。

7款予備費につきましては、歳入歳出差額調整として84万円を計上しております。

国保会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第67号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出それぞれ345万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,116万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては5ページからになります。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料は被保険者数の増加等によりまして320万円を計上しております。

5款繰越金は確定により25万4,000円を計上しております。

次に、6ページの歳出をごらんください。

歳出では2款後期高齢者医療広域連合納付金に、歳入増加分と同額の345万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 議案第68号、第69号について。

丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、議案第68号 池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ148万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,277万7,000円と定めるものでございます。

3ページをお願いします。

第2表の地方債の補正でございます。公営企業会計適用債を20万円増額し、限度額を

1,250万円とするものでございます。これは、来年度に向けて現在行っております公営企業法適用移行業務にかかわるものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入の関係でございます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金は128万9,000円の増額補正で前年度繰越金でございます。

次の6 款町債、1 項 1 目下水道事業債は20万円の増額補正で、先ほど、第2 表の地方債の補正で説明しました公営企業会計適用債によるものでございます。

続きまして、7 ページの歳出の関係でございます。

1 款 1 項 1 目公共下水道事業費は85万2,000円の増額補正でございます。内容としましては、説明欄の公共下水道事業で、企業会計移行に伴う財務会計システム初期構築業務費に20万9,000円の増額計上と、人事異動に伴う一般職人件費に給料、手当など64万3,000円の増額計上でございます。

次に、2 目汚泥処理事業費では63万7,000円の増額補正でございます。施設修繕料として高瀬浄水園の非常用予備発電装置修繕費用を計上したものでございます。

下水道事業特別会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第69号 池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてお願いいたします。

歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ923万9,000円と定めるものでございます。

5 ページをごらんください。

まず、歳入につきまして、1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料は使用水量の見込みにより71万円の増額補正でございます。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金は6万2,000円の増額補正で前年度繰越金によるものでございます。

続いて6 ページの歳出でございますが、1 款簡水総務費、1 項 1 目簡水管理費は77万2,000円の増額補正でございます。内容としましては、高照山配水池水位計の修繕費用を計上したものでございます。

簡易水道事業特別会計の補足説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

各議案ごとに質疑を行います。

議案第65号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、服部久子議員。

- 10番（服部久子君） 移住定住促進のこれはいいと思うんですけども、現在でも移住者と、それから町民との間で、少し生活の習慣とかそういうのが違うのでいざこざが起こったりしていますけれども、これ、もっと進んでいくとそういう問題が起きてくると思うんですが、町としても、移住者、それから前から住んでいる方の和を図るために、移住者に対しての、田舎で暮らす習慣ですかね、そういうことをちょっと知らせるというかそういう活動というかそういう動きはないでしょうか。もしなければ、そういうことをぜひやっていただければなと思うんですが。

- 議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

- 企画政策課長（丸山光一君） またそのような関係の質問については委員会等で、詳細についてはお答えさせていただきたいと思うんですが、町のほうでも、突然転入してきて移住してきたと。そういった方につきましては、まずは自治会のほうへできるだけ加入してくださいというそういうお願いはしております。

また、移住定住のする前に相談などを受けていたりしているわけではありますが、そういった相談の中では、今おっしゃられたようなことを聞かれた場合はお答えしていますし、お答えする際も、差しさわりのないといいますが、そこにある習慣が絶対ということも言えませんので、こういうような慣習的なこともありますよということは、多分担当のほうから移住者の方にお伝えしているところで、一応、実際住んでからのギャップといいますが、自分の思っていた思いと乖離ができるだけないような、そういったことを移住定住推進系のほうでも考えて行っています。その点につきましては、これからどんどん、外国人を含めてそういった方がふえてくるかと思しますので、そこのところはしっかり留意して対策をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（倉科栄司君） 他に質疑はありませんか。

8番、和澤忠志議員。

- 8番（和澤忠志君） ちょっとすみません。

15ページの農業振興事業で、人・農地プラン検討会等委員報酬という形で、将来の農業のあり方を何か検討するということなんですけど、これ、どんな、誰がどういう、委員会の内容

とかそこら辺をもう一度具体的にちょっと詳しく知りたいと思いますのでお願いします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） より詳細には予算・決算特別委員会だと思いますけれども、一応、今までも人・農地プランというのは存在をしまして、誰が農業経営の中心になるかですとか、将来的な農地の出し手が誰かということがありましたけれども、名前と数字だけの表になっておりましたので、今後図面に、この地区の人はどこの範疇でこの経営者が経営していくのだというのを図面に落としましてより具体化していくということと、やはり地域の関係の話し合いを中心として、営農支援センターですとかその他農業の専門の方に集まっていたきまして話し合いを設けていくというものであります。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第66号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第67号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第68号 令和元年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第69号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

以上で、議案第65号より第69号までの質疑を終了します。

認定第1号より認定第6号まで、議案第45号より議案第69号まで、
各委員会に付託

○議長（倉科栄司君） 日程12、認定第1号より第6号まで、議案第45号より第69号までを各委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をいただきます。

塩川議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（倉科栄司君） ただいまの付託表により、各委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会に付託することと決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

○議長（倉科栄司君） 日程13、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして請願・陳情書の朗読をいただきます。

塩川議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（倉科栄司君） これについては各常任委員会に付託をしたいと思います。

職員をして付託表の朗読をいたさせます。

塩川議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（倉科栄司君） お諮りします。

請願・陳情書は、付託表により各常任委員会に付託をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

散会の宣告

- 議長（倉科栄司君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午前 11 時 50 分

令和元年 9 月定例町議会

(第 3 号)

令和元年 9 月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 9 月 1 7 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	矢 口 新 平 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	1 0 番	服 部 久 子 君
1 1 番	那 須 博 天 君	1 2 番	倉 科 栄 司 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	宮 崎 鉄 雄 君
企画政策課長	丸 山 光 一 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事務局長 塩川利夫君 事務局書記 矢口富代君

9月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	5 番 矢口 稔議員	1．町内各地で開催されるイベントの現状と、町民みんなが参加できるイベントの実施について 2．交通安全を推進するための「ドライブレコーダー補助金」導入について 3．町長の町政運営の評価について
2	4 番 横澤はま議員	1．「子どもの生きる力」を育む食育推進について 2．子どもの貧困解消への対応について 3．里山に息づく魅力ある広津・陸郷の美しい地域づくりについて 4．公共施設を利用した有効的な防災対策について
3	2 番 大厩美秋議員	1．池田・会染保育園保育室へのエアコン設置について 2．高齢者運転車両への「急発進防止装置」取付けに助成制度を 3．「やすらぎの郷」への郵便ポスト設置について
4	6 番 矢口新平議員	1．池田工業高校について 2．高齢者の免許の自主返納について 3．池田あっぱれについて
5	1 番 松野亮子議員	1．町のサル対策について 2．情報公開条例の運用について
6	9 番 薄井孝彦議員	1．高瀬川の洪水防止など防災対策について 2．町の地下水保全に向けた取り組みについて 3．「池田町選挙公報を発行する条例」の制定について
7	10 番 服部久子議員	1．教育大綱に経済格差と教育格差の連鎖に対する方針を 2．就学援助の充実を 3．すべての保育園児に給食費の無償化を 4．早急に有効な交通弱者対策を

8	7 番 大出美晴議員	1．池田工業高校は町にとってどんな存在と考えるか 2．地域おこし協力隊の活躍を地域の活性化にどうつなげるのか 3．町の行事である「あっぱれ」の位置づけとこれからの方向性は
9	3 番 中山 眞議員	1．池田町第6次総合計画について 2．昭和49年竣工の役場庁舎をどう捉えているのか

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前にお願いを申し上げます。

発言をする際は、なるべくマイクに向かってお話しをいただきますようお願いいたします。

一般質問

○議長（倉科栄司君） 日程 1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順といたします。

職員をして一般質問の一覧表の朗読をいたさせます。

塩川議会事務局長。

塩川局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（倉科栄司君） これより一般質問を行います。

矢 口 稔 君

○議長（倉科栄司君） 1 番に、5 番の矢口稔議員。

矢口稔議員。

〔5 番 矢口 稔君 登壇〕

○5 番（矢口 稔君） おはようございます。

5 番の矢口稔であります。

9 月定例会にトップバッターとして一般質問をさせていただきます。

今回も3つの課題について議論を重ねてまいりたいと思います。

特に、交通安全問題につきまして、また、町のイベント等につきましては、同僚議員からさまざまな、今後、後の段で一般質問があろうかと思しますので、私は特に導入部分に関して議論できたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、1問目、町内各地で開催されるイベントの現状と、町民みんなが参加できるイベントの実施について伺いたいと思います。

まず初めに、町内各地で開催されるイベントについてであります。

全戸に配付されている行事カレンダーを見てみますと、町内では53件ものイベントが計画され、実施をされております。池田町は、他の自治体に比べてイベントの数がかなり多いと言われております。行政主導のイベントとともに、町民や町内企業主導によるイベントも加わって、相互に協力して今日まで継続されてきたと思います。

この連携は、池田独自のスタイルであり、観光推進本部を中心に取り組んできた大きな成果であると思います。その一方で、イベントも年を重ねるにつれ、マンネリ化の傾向も見られます。地方は、もうからないイベント地獄で疲弊すると町づくり事業家の木下斉さんは指摘をしております。人口減少、高齢化時代に入り、人、物、金、それぞれが減少傾向であります。特に、人、いわゆる人材は、簡単にふやすことはできません。町内のイベントでも複数のイベントにかかわっている人も多く見受けられます。町内各地で開催されるイベントの現状認識についてお尋ねをいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

〔産業振興課長 宮澤 達君 登壇〕

○産業振興課長（宮澤 達君） おはようございます。

それでは、矢口稔議員の町内各地で開催されるイベントの現状についての御質問にお答えします。

イベントの現状に対する町の認識としましては、近年、町や観光協会主催でのイベントも数多くある中、カミツレ花まつり、陸郷ラベンダー祭り、バラ祭り、花見ほたる祭りを初め、堀之内のかかし祭り、内鎌のもろこし村収穫祭、まちなかピアガーデン等、民間や地域の皆さんの主導によるイベントもふえています。それにより、他の地域の皆さんからは、池田町はにぎやかでうらやましいなど、好意的な御感想が多く寄せられています。誘客面や当町を認識してもらうという面でも、イベント開催は大変効果があるものと考えております。各種イベントに携わる皆さんの生き生きとした姿を見ますと、近年のイベントの増加傾向は、観

光推進本部を中心として、地域の皆さんとの連携によるたまものと捉えています。

しかしながら、イベントの定着化とともに、マンネリ化が感じられることも確かであります。行政主催のイベントにつきましては、新たな取り組みを加えつつ、継続することで効果が見込めるイベントや、発展させるべきイベントは引き続き開催し、慣例として開催しているものについては見直すなどの精査をしていこうと考えております。

民間・地域主導のイベントについては、地域の皆さんの声を聞きながら、必要であると認められる内容については、可能な限り支援策を講じていくつもりであります。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 同じような認識であるかなと思います。町民の皆さんも同じように思っている方多いんじゃないかなと思います。

その中で、課題の一つとして、職員の体制です。特に夏場になりますと、本当に産業振興課の皆さん、本当に男性、女性問わず、さまざまな現場で土日本当に問わず、また、イベント終了後遅くまで片づけや設営をしていただいております。果たしてこの職員の負担も考えて、そういった体制が本当に今の現状としていいのか、今の現状と職員体制、今、産業振興課で取り組んではおりますけれども、もっと負担を公平にするところも必要かなとは感じているんですけれども、その点、現状と改善方法みたいなものはどのように考えていますでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 先ほどもちょっとお答えしましたけれども、イベントにつきまして、継続するかどうかということについて、まず精査をしていくということが1点と、特に課の中で応援体制を、協力体制をしっかりとっていくということが大事ではないかなというように考えております。確かに、土日連続して出勤になるような職員も数多くいますので、やはり応援体制ですとか、違う係でもフォローできるところはフォローした中で対応していきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 確かに、プログラムの中核にかかわっている方は産業振興課の方でも

十分いいと思うんですけれども、テントを張るのとか、会場の整理とか、そういった一般的なところは他の課の方にもうまくバランスをとりながら支援をしていただいて、そういった面でも行政のバックアップをいただければと思いますので、またぜひ共通に、公平にうまく安全にイベントが運営できればと思いますので、そのところはよろしくお願いしたいと思います。

続いて、池田ふるさと祭の来年度の実施体制についてであります。

この課題についても同僚議員から質問がありますので、私は導入等について議論したいと思います。

ふるさと祭池田あっぱれもことしで35回目を数えました。役場駐車場、高瀬中学校校庭、本通り等々含めて町なかのさまざまな場所や通りを利用してこれまで実施されてきました。町民にとっても、夏一番のイベントであり、池田町民が一つになることを実感できる事業となりました。しかし、近年になって踊り連の減少等が見られております。踊りの難易度や種類がふえたとの声がありますが、生活の多様化など、時代の流れの影響も少なからずあるかと思います。ことしで役場駐車場での開催は終了し、このたび建設されました交流センターかえでを中心とした会場へ移動することとなっているとお聞きしております。この場合、全く新しい会場であり、未知の不安でもあります。しかし、この実施会場の変更をチャンスと捉えて、今から準備を進めることが重要だと思います。

池田ふるさと祭の来年度の実施体制について、具体的にどのように取り組むのかお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 池田ふるさと祭の来年度の体制ですけれども、池田ふるさと祭は、地域の皆様のコミュニティーの場として、高瀬川納涼大花火大会とともに、町の夏の風物詩として長きにわたり開催してきました。しかし、御指摘のとおり、ライフスタイルの多様化などによりまして、踊り連の参加数の減少には歯どめがかからないといった状況であります。

来年度は会場を変更する予定ですので、心機一転、開催内容も刷新をしたいというように考えております。担当部署にて、若者から年長者まで個人でも来場しやすく、ふるさと祭を楽しめる内容を検討したいと考えていますけれども、それに加えて、自治会等を通じて住民のニーズをお聞きするなど、より魅力的なふるさと祭を開催していきたいというように考えております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 実際、入場者数といいますか、参加者数もなかなか数えられないとは思いますが、昔に比べれば少なくなったな、連の数を見ればそれなりに少なくなったなと思いますし、踊りを中心から売店を楽しむ、ステージを楽しむというものにも結構変化してきたかなと思います。

来年は、会場が変更になるということで、なるべく早く実行委員会を開催をしていただいて、予算のこともありますし、内容のこともあります。また、出演者等々のこともありますので、本当に10月とか11月、予算編成のころかだと思いますけれども、そういったところで早期に実行委員会を開催するという考えはありますでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 夏場のイベントということもありますし、できれば遅くとも年内をめどに立ち上げたいというように考えております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 遅くとも年内ということもありますけれども、年内になりますと、だんだんと忘れていっちゃうんです。人間というのは。なので、忘れていきますので、ぜひ今回のうまく今の忘れない、ことしの反省を生かすためにも、1回反省だけをやる会というのでもひとつ必要だと思うんです。そういったところも含めて、ぜひ早目の実行委員会、10月でもいいです。10月、11月ぐらいで。12月になるとどうしてもバタバタしてきますので、議会もありますし、そういったところで何とか対応をお願いしたいと思います。

その点についてもう一個、今、池田町さまざまな方がイベントにかかわって、外部の協力者も多いわけでありまして。その中で外部の協力者があるんですけども、特に大学生、松本大学、信州大学、また、長野大学、それぞれ今大学生がいろんなところで活躍をしております。ぜひそういったところで、そういった人の外部の人たちから見たアイデア、若い人たちから見た、また外部のアイデアというものも重要になってくると思いますけれども、そのような形の人も巻き込んで実行委員会体制をつくれないうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 反省会等の実行委員会の時期につきましては、遅くとも年内
なんで、10月でも11月でも、早く始められれば始めたいというように考えておりますし、今
議員おっしゃる池田町に関係をしているような大学生についても、また検討の仲間に入れる
ことも考えていきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ふるさと祭について、最後の追加質問にもなりますけれども、いろい
ろな方がかかわってくださって、いろんなこういう思いがあるんです。それで、何でもイベ
ントもそうですけれども、次の転換点のときに、反省のときに、反省会なりするときにも、
そのかかわってくれた人、なるべく多くの人を呼んで、少しでもかかわってくれた人の声を
聞くというのが本当に大事だと思うんです。実行委員会の核となる人たちだけの反省会をや
っても、なかなか前に進んでいかない。ここで募集といいますか、大体ことしの参加者は、
反省会についてはスタッフ等も含めて把握できていると思いますので、ぜひそんなところで
気軽に参加できて、会議ってスタイルよりもワークショップに限りなく近いようなスタイル
で反省会をぜひ実施して、それがあってことによって次へつながると思うので、そのところ
をうまく振り返り、反省というとまたネガティブなイメージがありますので、振り返りの感
じのところでお願いしたいと思いますけれども、そのところ一言お願いしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、反省といいますか、次へのステップのやり方とし
ましては、そういうワークショップ型のものもあるかと思いますが、やり方について
はまたこれで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ふるさと祭、本当に池田が一つになる夏の風物詩ですので、この輪を
何とか広めていってもらいたいなというふうに思う次第でございます。歴史もありますし、
池田あっぱれという名前も定着して、非常にいい名前、照る照る坊主のふるさとにちなんだ
いい名前だと思いますので、ぜひ来年度に向けて早目の体制をお願いしたいと思います。

続いて、花見のほたる祭りの支援体制についてであります。

毎年6月下旬に花見地区において、蛍の発生とともに花見ほたる祭りが開催されております。初夏の風物詩として、町内はもとより県内、そして県外から蛍の舞を楽しむにきて来町される方も年々ふえてまいりました。自治会会員数も、花見の方は本当に多くない中で、これだけのお祭りができることに深く感謝し、敬服するものであります。

一方で、花見自治会の皆さんは、蛍水路の日ごろの管理、蛍の餌になるカワニナの養殖、そして、約1週間にわたるイベントと、自治会挙げて力を注いでおります。近年では、高齢化の影響もあり、さまざまな支障が出てきているとお聞きをいたしました。来年以降もぜひ継続して開催できるよう、町も今まで以上に支援をすべきだと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） ほたる祭りの開催につきましては、長年花見自治会の皆様が御尽力され、池田町の環境のすばらしさを町内外に広めていただき、感謝いたしております。

御認識のとおり、自治会より、来年度以降のほたる祭り開催を断念したい旨の話が町と商工会、観光協会にありました。蛍の幼虫については自治会内で鋭意努力していただけるということなので安心をしております。しかし、イベント開催につきましては、観光推進本部を主体として継続開催をする方針であります。今後、花見の皆さんと開催形態については相談していきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 非常に厳しい状況だとは思いますが、花見の方も本当にそういった答えといたしますか、やりたいんだけどなかなかできない現状というところがあるのかと思います。

しかしながら、本当に年々ファンはふえてきているし、シャトルバスを見ていても、本当に渋滞ができるくらい待って、また、お帰りになる際もそういった工夫、さまざまな方が来ていて、やっぱり遠くからですと、県外で複数年にわたっていい蛍の写真が撮りたいといった意味で参加してくださっている方もおります。

1週間という長きにわたって行われる事業ですけれども、何とかもうちょっとコンパクトにイベントをして、めり張りのきいた、また、自治会の方々、会場が地元なもんですから、

そういったところの負担もなるべく軽減した中で、聞くところによりますと、やはり蛍の発生とともに自分の自宅や会社の電気を消して夜は過ごしていらっしゃるという、そういった御苦労も聞きましたので、そういったまずは期間的なもの、何とかもうちょっとコンパクトにできるものなのかどうなのか、その点についてお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 期間につきましては、今議員おっしゃるように、今のところは8日間ぶっ通しで行っておりますけれども、今後は、金、土、日を中心として、ちょっとコンパクトな期間で考えて開催をしていけばどうかということは考えておりますけれども、先ほど言いましたとおり、また今後の開催形態については関係者と相談して上で決めたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） ぜひそういったところで地元の要望を聞きながら、せっかく育ってきた観光の芽ですので、ぜひ協力しながら、また、町が担当する観光推進本部が担当すると、また観光推進本部のまた重荷になってしまいますので、そういったところも考えながら、うまく町民みんなそれぞれのところで協力し合って蛍を生かしていただければいいかなと思います。

その中で、蛍なものですから、花見の方にお聞きしても、年度当初に行事カレンダーで載ると、蛍がいつ発生するかによってかなりぶれ幅があると、特に期間も短くなっちゃうとぶれ幅もあるというので、行事カレンダーもうまく工夫していただいて、ことしはどのぐらいにやるのかというものも、冬の傾向とかもあるみたいですので、そういったところもうまく勘案しながらお願いしたいと思いますけれども、この花見ほたる祭りについて、今観光推進本部でという話も出ました。観光推進本部は、御存じのとおり町長直属の部署でありますので、この花見ほたる祭りについての町長の思いを一言お聞かせいただければと思います。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

一般質問御苦労さまでございます。

今、ほたる祭りについての御質問ですけれども、本当に町の宝として、また、観光の顔としても育ってまいりました。ここでもって花見の皆さんには本当に御負担をかけてしまって

おりますので、この開催の主体を町にという御意見もかなりありますので、そんな方向で検討していきたいと思います。

観光協会って今お話ありましたけれども、これは役場全体として考えまして、どんな体制がいいのか、これから煮詰めてまいりたいと思っております。

以上で答弁いたします。以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） わかりました。

町全体で考えていくということで、本当にそういった理想の形だと思うんです。ぜひ一極集中にならないように、また、負担増にならないように、うまくバランスのとれたイベントになるように期待をしたいと思います。私たちもまた協力できる所は大いに協力すべきだと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

このイベントについて最後の質問ですけれども、町民みんなが参加できるイベントの実施についてであります。

私が子供のころは、決まって毎年11月3日の文化の日に町民運動会と文化祭が開かれました。分館対抗の応援など、高瀬中学校、公民館を利用してさまざまな交流がありました。楽しい思い出であります。それぞれの自治会、分館で創意工夫を凝らして盛り上がったことを懐かしく思う次第でございます。池田に住む住民一人一人がつながったようなまさしくイベントでございました。時代が過ぎて、自治会の活動も多様化する中で、町民みんなが参加できるイベントがほとんどなくなってしまいました。先ほどのふるさと祭が本当に限りなく少ない池田の町民参加のイベントだと思います。現在も数多くイベントを抱える中ですが、それぞれのイベントを見直して、町民みんなが参加できるイベントを実施できないかお尋ねをしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） お疲れさまです。

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

時代の流れとともに、共稼ぎの世帯が多くなってきていることや、個々の考え方や生活環境も変わり、自分たちが主体となってイベントなどを行うということは難しくなっているかと思えます。

また、イベントに参加することが、個人、または自治会にとって負担を感じ、過去の例で

は、町民の多くの意思により、町民運動会を行うことをやめることとなり、現在に至っているところでございます。

イベントについては、以前に比べ、多くなってきている中で、特に産業振興課、生涯学習課がかかわっているものが多いかと思われませんが、現在のところ、新規事業としてのイベントに特別に取り組むことは考えておりません。参加は個々の自由であります。現在行っているイベントに何らかの工夫をしたり、見直しを行って、町民が参加しやすく、また、参加したくなるようにできたらよいとは思ってはいます。できることなら、町民主体で実施することが活気を生み、その後続いていくと思いますので、交流センターにおいては、町民主体で活動しているかえでの会などの各種団体に投げかけを行うなどして、イベントに対して新規事業の可能性についても考えつつ、統合、共催等について見直しを図ることも必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 新規はなしということで、負担もありますし、今まであるものを工夫しているというのは一つのスタンスではないかなと思います。やはり、せっかく産業振興課、生涯学習課等々でいろんなイベントが多いわけですので、それを調整といいますか、うまく見直しとかそういったところは企画政策課で取り持つという、そんなような形でよろしいでしょうか。イベント全体を通して。町のイベントの調整みたいな形です。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） 実施主体はそれぞれの課となるところが実質的に行うところでございますが、やはり横の連携という部分につきましては、私どもの課がかかわることによって、より円滑にイベントが開催できるような方向に向けて進めていけたらよいかなとは思ってはおります。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 確かに、直属の部署ですと、見直しといっても、せっかくやってきたからなかなかこういう手が引けないとか、今までのしがらみ等もあったりとかするので、一歩引いたところでうまく事業評価ができる部署があって、こういう調整なりアドバイスをし

て、方向性というものは町長からの意見等を聞いてやることは非常にいいことだと思うんです。

ぜひそういったところで、私の中では一つの意見としては、明らかに町民が参加するイベントはこのイベント、町外の方は、外から池田町へ来ていただけるイベントはこんなイベントという、間はあるにしても、ある程度こういう区分けをして、そうすることによって発信の仕方も違ってきますし、ある意味、町内の方だったらキャバが読めるということもありますし、そういったところもうまく各課と調整していただいて、イベントのいい意味での見直しをしていただきたいと思います。

最後に、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） イベントの実施につきましては、当然費用を伴うものでございますので、当然私どもの課で予算等査定をする中で、やはり効率よく、町民、町外の方にも楽しんでもらえるということが当然前提であります。その中で効率のよい開催の仕方はいくつか考えてはおりますので、そのところは調整して町民等に喜んでもらえるような形で進めていけたらよいとは思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） イベントを期待している方も多いし、やっぱりそれによって町の活力にもつながってくると思いますので、来年なんか、特にふるさと祭、新しい会場になりますと、今までの現状規模ではどうしても多分おさまらなくなる予想がもうついていますので、ぜひそういったところも産業振興課と連携をとりながら、よりよいものにしていただければと、また、早目早目の対応をぜひお願いしたいと思います。

続いて、2番目、交通安全を推進するためのドライブレコーダーの導入についてでございます。

ドライブレコーダー導入推進補助金についてでありますけれども、最近、一番ショッキングな映像として報道されたのが、あおり運転での暴行事件ではないでしょうか。誰もがあのような事件に巻き込まれたらと思うとぞっとするわけでございます。証拠となったのが、ドライブレコーダーの映像であります。

ドライブレコーダーは、運転する前方や後方などへ取り付け、運転中の動きについて全て

録画する機器でございます。全国の自治体でも、ドライブレコーダーの購入希望者に対して一定の基準を設けて補助を行っている自治体もあります。神奈川県湯河原町、奈良県五條市などが実施をしております。おおむね1台当たり1万円前後の補助であり、購入額の2分の1等幾つかの規定があります。

先日、町交通安全防犯町民大会において、交通安全協会会長あいさつの中で、ドライブレコーダーについて触れられておりました。事故などの記録をするのみではなく、みずからの運転を律することができる。ぜひ取りつけをお願いしたいという旨の話をされておりました。

高齢ドライバーも増加しています。来年の3月16日には、池田町が目指す死亡事故ゼロ2,000日の達成の日でもあります。町長のあいさつの中でもありました。これからの交通事故防止のためにも、ドライブレコーダー購入者に対して適切な補助を受けられるよう、ドライブレコーダー補助金制度を提案しますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

ドライブレコーダーにつきましては、事故発生時の記録を主な目的としたものでありますけれども、間接的に事故防止につながるというところはあるかと思えます。特に、危ない状況にあったときなど、自分が運転をする映像を見返すことによりまして、客観的に自分自身の運転を把握して、反省を生かした運転を行うというような活用をしていただければ、より効果的に交通事故防止につながると思っております。

ただ、現実には、そのような活用というのはできていないのが現状かと思えます。また、事業用車両などと違って、自分以外の方が記録を確認するようなこともないかと思えます。安全運転意識の向上といった効果については限定的と考えておりますので、補助制度につきましては、現在のところ導入の考えはございません。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 導入の考えは現在ないということなんですけれども、先日の大系タイムスにも、大きく交通トラブルあり運転ということで、ドラレコの需要高まるというものもありました。やはり身の危険を守るのもさまざまな方法がありますけれども、そういう効果もあるでしょうけれども、やはりそういったところでドライブレコーダーの必要性というものとは十分認識はしているかと思えます。

しかしながら、高齢者の方を中心に、どこで買ったらいいいのかとかもわからないですし、どのくらいの金額なのかもわからない。扱いについてもそうだと思います。しかしながら、それをつけていることによって、全然運転が変わってくるということで、交通安全協会の会長さんもおっしゃってありました。何とか来年度に向けて、予算編成の時期だとは思いますがけれども、ぜひそういったところも少しずつ安心・安全意識を強めるためにも必要ではないかなと思います。

それと同時に、最近、防犯の面でもドライブレコーダーというのは非常に役立ってきておりまして、一般的にドライブレコーダーは個人でつけますので、そういったところ、公がつける防犯カメラと違って、どこで開示するのかどうなのかというところが違って、街角につける防犯カメラはプライバシーの問題がありますけれども、あくまでもドライブレコーダーはちょっと違ったところであります。しかしながら、ドライブレコーダーがやはり池田町全体でつける車両がふえているということになりますと、やはりそういった防犯、要するにいろんな人の関する不審者の情報とかも、池田町のどの車がついているかわからないわけですから、どこでどう撮られているかわからないということもあれば、抑止効果も十分あるんじゃないかなと思います。その交通安全とともに、防犯の効果について、どのように認識されているのか、ドライブレコーダーについてお尋ねをいたします。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） ドライブレコーダーにつきましては、動く防犯カメラというような位置づけで、議員の質問にもありました奈良県五條市については、警察署からの要請によって市で取り組んだという状況だそうであります。こちらについては5年間の補助期間ということで、今年度で終了というようにお聞きをしております。また、神奈川県湯河原町についても、どちらかというと防犯カメラというような位置づけで導入したということもホームページのほうに掲載をされておりました。

特に、車両は動いておりますので、いろんなところで撮影ができるということで、そういった効果もあろうかと思えますけれども、通勤をされていたりする場合には町外に出てしまうということで、池田町の映像が果たして撮れるかどうかというのもありますし、高齢者の方も車両の移動というのは比較的限られているのかなということもありますので、防犯カメラの効果としても、若干効果としては低いかなという、そういう認識であります。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） それはいろんなやり方があると思います。検討の余地に入っていたきたいとは思いますが、例えば池田町の商店街とか商業を町内中心にやっていただいている方を中心に、そういった防犯カメラ機能といいますか、ドライブレコーダーを推進するということになれば、町内にもできますし、さまざまな方法があろうとは思いますが。ぜひ来年度に向けて町長の意見を聞きたいと思いますが、ぜひ、まずは検討の段階に入っていたくことは可能でしょうか。

○ 議長（倉科栄司君） 甕町長。

○ 町長（甕 聖章君） 検討をということではありますが、将来的には検討課題ということは間違いないと思いますが、当面は、今住民課長が答えたとおりと私の認識ではあります。将来的には、当然恐らく入ってくるだろうと、そういう認識は持っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 来年は、3月16日、まずは2,000日、その2,000日たった後ぐらいには、ぜひ検討とともに、本格導入に向けたさらに検討をお願いしたいと思います。

次の質問も関連がありますので、引き続きお願いしたいと思います。

これに対しまして、公用車のドライブレコーダーの導入についてであります。

6月の議会定例会に町の義務に関する損害賠償額決定にかかわる専決処分の報告がございました。その報告の中で、公用車に係る案件は、全案件のうち9件、9件のうち7件がありました。金額では、合計105万4,034円に上ります。現在、町の所有する公用車39台のうち、ドライブレコーダーを取りつけているのは2台、0.5%となっています。毎年公用車の破損事故が起きています。年ごとの事故件数を見ても、余り減少傾向になっていないように感じます。大きな事故の防止、また、運転する職員の安全運転意識の向上のために、ドライブレコーダーを公用車全車に導入を提案しますが、町の考えをお聞きます。

○ 議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○ 総務課長（宮崎鉄雄君） 御苦労さまです。

それでは、ただいまの御質問にお答えをしまいたいと思いますが、残念な結果ではありますけれども、公用車における物損事故については、ことしも7件の発生がありま

す。春の交通安全運動にあわせて、公用車のみならず、自家用車においても十分な注意を払った運転を励行するように、全職員に注意喚起を促してきております。9月の全朝礼においても、秋の交通安全運動が始まることから、注意喚起をしたところでございます。

さて、ドライブレコーダーでございますけれども、先ほどから議員のほうからもお話が出ておりますように、現在、大型バス、小型マイクロ、それぞれに設置をし、本年購入しました10人乗りのハイエースということで、今のところ3台に装着をしておるところでございます。

ドライブレコーダーは、事故等の記録を残すためだけではなく、みずからの安全運転意識の向上にもつながるということもでございます。公用車の装着につきましては、補正予算、または新年度予算において対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） 新年度予算、また、補正予算等で対応ということで、ぜひ全車に早期に取り付けをお願いしたいと思います。

というのも、やはり物損事故を見ていると、バックの確認とか縁石に乗り上げたとか、軽微なもので今は済んでおりますけれども、そういったものが積もり積もって大きな事故というものもあります。ぜひ、ドライブレコーダーがついているということでも十分抑止効果はあろうかと思っておりますけれども、その結果を見ればどんな状況だったかというのは、職員からの聞きとり以外にも、やはり大きなデータが得られるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

おっしゃるとおり、町の町営バスについては全車導入が済んだということでお聞きしておりますので、そういったところは本当に安心しております。しかしながら、やはり公用車、また、先ほど住民課長がおっしゃいましたけれども、町の中を走る主に公用車でありますので、ぜひそういったところの、町の中の走る公用車ですので、先ほどの防犯効果というものもまた期待しております。ぜひ補正予算等で対応をお願いしたいと思います。

最後の質問にまいります。

3番の町長の町政運営の評価についてであります。

今までのみずからの町政運営の評価についてお尋ねしたいと思います。

前回の町長選から約3年半が過ぎ、甕町政も1期目の任期を約半年残すまでとなりました。

今までさまざまな施策を展開してこられたと思います。一番町長になって政策的に思い出深いこと、また、いい思い出と悪い思い出について、それぞれ1点ずつ挙げていただきたいと思います。また、みずからの町政運営の評価として、100点満点のうち何点か自己評価をお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの矢口稔議員の御質問にお答えをしたいと思います。

任期中の町政運営におけるよい思い出、悪い思い出との御質問でありますけれども、よい思い出といたしまして1つということではありますが、事業執行が順調に推移している中では、全てがよい思い出として記憶に残っているわけではありますが、とりわけ挙げるとするならば、やはり交流センターの完成を含めて、社会資本総合整備事業が一部を残してほぼ完成されたことではないかと感じております。この事業の推移の中では、それぞれの事業において難しい課題があり、議会の皆さんの御理解をいただきながら、一つ一つクリアしてきた思いがあります。そういう意味でよい思い出として記憶に残る事案であると感じております。

また、悪い思い出ということではありますが、ちょっと表現はいかがかと思いますが、思惑と大きく違ってしまったとして記憶に残ることといたしましては、やはり同センターの建設に当たり、総事業費の大幅な変更及び工期のおくれなど、時代を背景といたしました難しさがあったことが振り返られるところであります。

町政運営の評価ということではありますが、学校給食費の補助見直しや、移住・定住促進政策の推進、また、ワイン特区の認定や、中山間地域と平坦地での大型圃場整備の実施など、懸案となっておりました課題に対して、対応した政策が展開できましたので、現時点では、自分でつけるというよりも、客観的な評価をいただいた中では75点程度かなと評価したいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔5番 矢口 稔君 登壇〕

○5番（矢口 稔君） さまざまな事業を執行してきたことがよくわかりました。

特に交流センター、社会資本総合整備交付金事業においては、当初の予定よりも本当に大きくて、議会側もどうしたものかという、さまざまな町民の意見が本当に大きく割れた事案でもございました。まだまだ若干残っておりますけれども、おおむね今年度の末、来年度早々に大きく完成するものですから、そういったところが大きな出来事であったかなと思い

ます。

また、大幅な変更等もあって、悪い思い出といいですか辛い思い出といいですか、表現的にはそうなるかと思えますけれども、御苦労されたこともお伺いしました。

そして、自己評価ということですが、客観的に見て75点ということで、なかなかどうこちらとしてもコメントしたらいいのかという数字ではないかなと思えますけれども、この75点をどう見るか、町民の皆さんもさまざまな視点で見られているかと思えます。

そんなこともありますけれども、今度は、今後の町政運営についてであります。今後の任期全うまでの取り組みと、残されたところは1期目の任期はわずかなんですけれども、具体的なビジョンがあればお示しいただきたいと思えます。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 任期終わるまでの取り組みはとのお尋ねであります。あとおよそ半年ということですが、非常に各方面においての事業の展開が今されておりますし、手をつけてきたところかなという感じで考えております。

ハード事業といたしましては、社会資本総合整備事業、それから会染西部圃場整備事業、また、東山荒廃桑園整備事業等がほぼめどがついてまいりました。

今後は、ソフト事業の新規展開と充実に力を注ぎ、さらなる魅力づくり、活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、教育面では、現在教育大綱作成中ですが、子供たち一人一人が自己肯定感を持ち、明るく素直で発想力、行動力があり、思いやりのある子に育つような教育環境を整えたいと考えております。

また、健康面では、生活習慣、食生活の見直しなど、取り組みとして現在スタートいたしました。減塩運動の展開を進めてまいりたいと思っております。

運動面では、大カエデ倶楽部福祉課の事業を中心として、いろんな形で体を動かし、健康づくりを進めておりますので、さらに充実を図ってまいりたいと考えております。

農業面では、ワイン用圃場の拡大と、ワイナリーの建設も具体化してくると思えますが、町として大いに支援をしてまいりたいと考えております。

また、近年、環境問題が世界的に取り上げられ、オーガニック志向が高まってまいりました。美しい町づくりについても、環境問題抜きには成り立ちません。既に検討会議が立ち上がっておりますが、オーガニックの町づくりについて、道筋を開いてまいりたいと考えております。

移住・定住策につきましては、今議会で提案しております補助金の大幅な充実、一般住宅リフォーム助成金の復活と、地域経済活性化策を展開してまいります。

その他、上原商店跡地の活用や、企業誘致につきましても、調査・検討をしているところでもあります。

さらに、日本アルプス国際学院の福祉学科が来年度立ち上がる予定となっておりますので、スムーズな運営ができますよう支援をしていきたいと考えておりますし、かなりの人口増につながるものと期待しているところであります。

人口減少速度が予想以上に進んでおります当町でありますので、任期いっぱいあらゆる施策を講じて、住みよい町、美しい町の実現を目指して取り組んでいく決意であります。

以上答弁いたします。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） 今、町長の固い決意をお聞きをいたしました。

さまざまな事業が並んでおります。到底半年では難しい事業が多いかと思えますけれども、ずばりお聞きしますけれども、2期目への意気込みはどのように考えていますでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今お話ししましたとおり、任期いっぱい鋭意政務に努めてまいりたいと考えております。今はそのことでいっぱいありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口稔議員。

〔 5 番 矢口 稔君 登壇 〕

○ 5 番（矢口 稔君） まずは1期目をしっかりと務めていただいて、2期目へ臨むのかどうなのか、また判断もございますけれども、今、町長の決意をお聞きしましたので、それをしっかりと我々は受けとめて、議会としても対応していきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（倉科栄司君） 以上で矢口稔議員の一般質問は終了いたしました。

横 澤 は ま 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

2 番に、4 番の横澤はま議員。

横澤議員。

〔4 番 横澤はま君 登壇〕

○4 番（横澤はま君） 4 番の横澤はまでございます。

今回は、4 つの課題についてお尋ねしたいと思います。

まず、1 つ、子供の生きる力を育む食育推進についてであります。

学校教育活動全体で取り組む食育指導体制の充実についてであります。

文科省は、改定した学習指導要領を踏まえ、この3月に食に関する指導の手引きを10年ぶりに改訂いたしました。近年急速な経済発展に伴い、生活水準が向上、食を取り巻く社会環境が大きく変化した中で、人々の意識の変化とともに世帯構造の変化や、さまざまな生活状況により、健全な食生活を実践することが困難な場面もふえてきていると言われております。特に、子供の食生活の乱れや健康が懸念される事項も見られます。そこで、改訂はこのことを踏まえ、学校での教育の必要性や、食育指導方法を示し、今回の第2次に至ったというものであります。ここに改訂の4つのポイントを掲載しておきました。

以上のことを踏まえて3つ質問させていただきます。

まず、1つは食に関する指導の全体計画の現状課題、そして、1つ、効果的な食育について、1つ、保小中15年プランの切れ目のない食に関する指導の体制についてであります。

まず、1、学校の教育目標を基とした、各学校における食に関する指導の全体計画は、校長のリーダーシップのもと、全教職員が共通理解し、全体計画を策定するもので、栄養教諭は、その指導にかかわる全体的な計画の策定等へ参加するとしております。また、食育は、家庭や地域社会との連携を視野に、明確に示されております。

このたびの改定に伴い、食に関する指導の全体計画の現状と課題について、簡潔にお答えをお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内延彦君 登壇〕

○教育長（竹内延彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、令和3年度までの池田町食育推進計画に基づき、保・小・中それぞれ子供たちの生活習慣や食生活について意識的に取り組んでおり、各学校の運営計画の中にも給食教育、健康教育についてかなりのページを割いて明記されております。

食の指導に関する全体計画については、池田小学校が策定済みであり、年間計画に従い、着実な指導を実施しています。会染小学校と高瀬中学校にはまだ全体計画はありませんが、給食指導や養護教諭による健康・保健教育の一環として食育に取り組んでおります。

池田松川給食センターの栄養教諭による指導も小・中3校の全クラスで実施されており、地域の産業や郷土食などの伝統的な食文化などについても理解を進めております。

課題としては、食育指導ができる教職員の持続的な確保がまず挙げられますが、専門家に頼るだけでなく、教科学習や地域活動の中で、また、保護者と連携した家庭教育においても、家族で一緒に食事をとることの大切さを再認識しつつ、学校、地域、家庭が連携した取り組みを今後も計画的、かつ継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） ただいま御説明いただきました。

私のほうで、池田小学校の全体構造といたしますか、食に関する指導計画を添付させていただきました。既に、全国的にもこれを基本的にはもうやらなければいけないという中で、ただいまのお話の中で、まだ会染、それから高瀬中学、それから、これから進めていくゼロ歳から15歳までの総合計画といたしますか、食に関してもこれはやはり基本的なことであります。いつごろ全体の構想といたしますか、食に関する全体計画、いわゆる教育目標から始まってどういうことに健康教育を位置づけるかという、そしてまた教科との関係、そういうことが出てくるわけですが、この基本をいつごろ策定されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

既に池田小学校では、全体計画を策定しているということですので、会染小、高瀬中学校においても、十分そういった計画を策定するノウハウ等はあるというふうに考えております。具体的には、来年度に向けてしっかり各2校においては検討していただくように校長先生とも今後協議を進めたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） できるだけ早く、この改訂案が出ましたので、一番これが骨子になり

ますので、ぜひ早々に策定されるようお願いをしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

食に関する指導では、保健体育課における望ましい食習慣の育成や、家庭科の食生活に関する指導、特別活動における生涯にわたっての心身の健康を保持・増進するための指導や、各教科科目及び総合的な探求の時間での指導を相互に関連させ、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進することが重要としております。指導の内容では、教科における食に関する指導、そして、給食の時間における食に関する指導、また、個別的な相談指導ですが、効果的な食教育をどのように進められていかれるかお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

子供一人一人の生きる力を育むために食育が重要であることは、議員も御指摘のとおりでございます。先ほどの答弁でも述べましたように、効果的な食育指導を進めるためには、学校における取り組みのみならず、家庭や地域とも食育の重要性を共有しつつ、連携した取り組みを広げていくことが大切であると考えております。

従来、子ども・子育て支援会議でも、積極的な議論が重ねられ、食育推進計画でも食育推進の具体的な施策が示されておりますが、今後は、次期教育大綱にもその観点を盛り込みつつ、その具現化のための実践内容を来年度の作成を検討しております保小中15年プラン実践ガイドブックに示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 非常に大事なことであります。この池田小学校でちょっと添付させていただきましたけれども、大変見にくいことではございますが、これは全て教科の関連、そして特別活動の関連、そして総合的な時間、あるいは保健指導、個別指導、地域との関係、これが明確に示されております。これが明確に示されていない限りは、この食育を推進していくことはできないと思います。ぜひこれにあわせて、今申し上げられましたゼロ歳から15歳です。この中にどう組み込んでいくかということを明確にというふうに思っております。

さらに、子供の最終的には生きる力、みずからが将来に向かって元気に自己管理能力をつけて、そして進んでいくという大事な学校給食の重要性、教育であります。そのこのところをしっかりと踏まえた中で、来年度というお話でありますので、そこも含めて具体的にどう全

体の学校とのかかわりをするのか、あるいは給食センターの栄養教諭の力も得て、明確に示していただくようお願いをしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

高等学校の総則でも、学校における食育の推進が位置づけられています。高校生を含む若い世代が、食育に関する知識や意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるよう、食育の推進は必要で、第3次食育推進計画でも、若い世代を中心とした食育の推進が重要課題の一つであります。また、厚生労働省の平成27年国民健康栄養調査においても、主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上食べることがほとんど毎日の割合は、男女とも若い世代ほど低い傾向にあることがわかりました。

こうした課題に適切に対応するため、幼児教育から高等学校まで切れ目のない食育の推進が、子供の健康な食習慣、運動習慣の定着を図っていく上で重要なことで、そのために幼児教育と小学校、中学校、高等学校の接続を意識し、教科等横断的な視野で教育課程を編成していく必要があるとされています。

池田町は、学びの郷保小中15年プランでは、このような食教育を切れ目なくつないでいくために、食に関する指導の推進体制はどのように整えられるのかお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

ゼロ歳から15歳までの切れ目のない育ちと学びの環境づくりを目指します保小中15年プランでは、命の大切さをしっかり伝え、子供一人一人が心身ともに健康に育つための環境づくりを目指したいと考えております。

その観点から、食育は極めて重要な要素であり、今後も保小中それぞれの先生方や、保護者の意識啓発に取り組みつつ、発達段階に応じた食育指導の重要性を共有していきたいと考えています。

先ほどの答弁と重複いたしますが、次期教育大綱でも、子供一人一人の生きる力を育むために不可欠な子供たちの健康増進の環境づくりの視点を明記しつつ、その具現化のための食育に関する実践方針等については、次期教育大綱の理念に基づいて来年度の作成を検討しております。保小中15年プラン実践ガイドブックの中で示してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

- 4 番（横澤はま君） これからの推進組織というのがございますが、1 つ提案を申し上げたいと思います。今の現状では、子育て支援の中でやられておりますが、どうしても、やはり学校給食、学校教育食育については、なかなか深く追求することができません。そこで、やはり一番は、学校全体の組織をどうするかということがまず 1 点、それから地域とどう取り組むかということが 1 点でございます。それを融合して、どうこのプランの中に入れていくかということが重要なことかと思えます。

例えば、管理職、校長先生がリーダーシップでございますので、校長先生のリーダーシップの中で連携していくわけですが、養護教諭の先生はもちろんそうでございます。それから、学級担任、そして食育を大変健康の面で支えていただける学校医、歯科医、あるいは薬剤師さん、それから地域の関係ですが、地域の生産者や、そしてあるいは家庭、地域、こういう方が全部くめてこの学校の食育を進めていくことが必要かと思えます。そういった体制づくりについてですが、ぜひこの辺をしっかりとしていかなきゃいけないかなということが 1 点ありますし、もう一つ、今議会では、発議として条例を研究しておりますけれども、その底上げをするためにも、子育て支援の食育に底上げしても条例化を今進めておりますが、その辺も含めてこの組織というのをどのようにお考えかお聞かせください。

- 議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

- 教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今議員も御指摘ありましたように、まず、子供たちの食育をしっかりと着実に進めていくための環境として、学校のあり方、そして家庭も含めた地域のあり方というものは欠かせないというふうに認識しております。

それをどう具体的に進めるかという運営体制、組織体制ということについては、私の考えではございますけれども、何か、会議体を設置をしてというよりも、まさに食というのは日々毎日のことでございますので、日常的に子供たちの食の状態がどうなっているのかということをつぶさに把握できるような、そういった何か取り組みのチームのようなものが、実際に、現在子ども・子育て推進室というような相談支援の面ではそういったチームがございますけれども、それに似たような、そういったチーム体制ということもひとつアイデアとしてはあるんじゃないかなというふうに考えております。

ちょっと話は広がりますけれども、信州大学の医学部に御協力いただいて、大北全体での子供の成人病予防の調査研究もずっとされております。そのところで、やはり子供たちの将来に向けた今の食の状況というものにさまざまな課題が具体的に見えてきているというふ

うに認識しておりますので、やはり日々の子供たちの食の状態というものをしっかり把握した上で、そこから明確な課題を導くと、それができなければ具体的な対策というものにはつながらないと思いますので、何か日常的な食についてしっかりチェックができる、そういったチームのようなものが来年度以降できたらいいんじゃないかということを個人的には考えておりますので、そういったことも含めて検討を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） ぜひ一歩前進であります。これは、各それぞれ私たちもそうですが、家庭の食事が大変大事なことであります。たまたま私の知っている友人が、ある学校へ行きまして、もう箸の持ち方、その物が持てないという状況が小学校の中でもあります。そして、箸が持てないもんですから、手で給食を食べるという、これが実態であります。池田はそういうことがないと思いますけれども、その裏の背景は家庭教育であります。常におにぎりを子供に食べさせていたという、それが習慣になりまして、学校給食になりましたら、手で給食を食べるという、こういう大変私たちには考えられない事態が発生しております。この家庭教育をどうしていくかということも大事な視点でありますので、池田町はぜひそういった今の教育長さんのお話であります、何かそういったチームを家庭の実態調査、実際どうなんだろう、子供たちが、学校給食でも子供が３年ごとに食を調査しております。全県的に。その中では、やはり朝ごはんを食べてこない。食べても非常に、ごはんにみそ汁、ふりかけ、そういう状況でありますので、今後の課題としては、やはり実態調査、主食、主菜、副菜、これが基本でありますので、そういった調査もできるような、何かそういうチームができればいいかなというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

等しく食育を受けるために、栄養教諭、学校栄養職員の適正配置についてであります。

現在の児童・生徒は、食をめぐる社会環境の変化から、栄養摂取の偏りや、朝食欠食などの食生活を原因とする生活習慣病、食物アレルギー等が大きな課題となっております。また、健康長寿を延伸した医療費を削減するためには、子供のころからの食育が一層重要視されており、食に関する指導の充実が喫緊の課題で、栄養教諭を中心に、地域と連携した食育指導体制の充実を図ることにより、現代的課題解決に向けた取り組みを推進する学校給食の役割は大変重要であります。

しかし、学校給食は、児童・生徒の減少により、現在1,520食を割ることが予想されます。このままだと来年度は、学校栄養職員が1名減らされ、給食運営に支障を来すは明らかであります。今後、さらに食に関する指導の充実を推し進めていく中、1人で給食管理、食育指導、衛生管理、個別相談、アレルギー対応などの任務を担うは非常に困難であります。緊急にこの対応策を検討してほしいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

現在、池田松川学校給食センターでは、県費負担栄養教職員2名の体制で5つの小・中学校の全42クラスに対する食育指導がきちんと行われており、その体制を来年度も維持すべく、県教育委員会に対して、松川村教育委員会と連携して教職員の確保を強く要望しております。

議員御指摘のとおり、県教委としては、共同調理場に係る児童・生徒の食数が1,500食を下回る現状におきましては、他の同規模の共同調理場と同様に、県費負担教職員を1名体制にしたいとのお話をいただいておりますが、池田松川学校給食センターでは、これからも地産地消と食育の重要性を各学校の児童・生徒一人一人にしっかり浸透することを目指し、人員体制の維持を最重要課題として取り組んでいきたいと考えておりますので、まずは、県費負担教職員2名体制の維持を強く要望し続け、県教委との協議を粘り強く進めてまいります。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 今、長野県の学校栄養教諭、約300名おります。その中に栄養教諭が140名くらいございます。ですので、2人に1人は栄養教諭というようなことで、まだまだ足りないわけでございます。その中に、たまたま教育長さん、県からお越しいただきましたので、ぜひ2名を1名にならないように、あるいは町長みずから県庁へ赴いて県知事さんに当たっていただきたいと思います。これはやはり、地域の自治の熱意だというふうに私は思っております。このままですと、完全に2名体制が1名になるということが明らかでありますので、その辺、町長、ぜひ県庁へ行って、知事さんをお願いを教育長さんと一緒にということをおと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今、教育長答弁のとおりであります。十分要望を展開してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 4 番（横澤はま君） ぜひぜひお願いをしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

2 の子供の貧困解消への対応についてです。

前回、服部議員もこのことについて質問されております。また、その後も貧困対策についての質問をされておりますので、私の今回の質問については、そのほかの面についてお話しさせていただきたいと思います。

まず、子供の貧困解消の策定であります。この 6 月、子どもの貧困対策推進法が改正されました。改正前の法律は、貧困の連鎖を断つことに焦点を当てていましたが、今回の改正は、現在の生活を改善するための施策により力を入れるというもので、子どもの貧困対策計画が都道府県のみならず、市町村も策定が求められることになり、貧困対策計画策定の協力義務を市町村にも課したのが柱となっております。また、国は、貧困率を正確に把握するため、2020年度に統一指標を用いた全国調査を行うと聞きます。当町の子供貧困の現状についてお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 当町におけます子供にかかわる貧困の現状につきましてお答えいたします。

まず、生活保護受給者で18歳以下の子供はゼロ人であります。また、小学校及び中学校における就学援助の受給者は、令和元年度で池田小学校が20名、会染小学校が21名、高瀬中学校が26名、区域外通学者が1名で、合計68名でございます。3校の児童・生徒数は633人でありますので、就学援助受給者の占める割合は、全体の約11%に当たります。

また、横澤議員の御指摘のとおり、本年 6 月に貧困対策推進法が改正され、都道府県のみならず、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定に努めることとされましたが、現在、子どもの貧困対策計画が策定されている県内市町村は、松本市 1 市のみでございます。また、長野県の計画の名称は、長野県子ども・若者支援総合計画として、貧困対策に限定したものというよりも、子供支援や若者支援全体の中で貧困対策について策定している内容といえます。

当町といたしましても、現時点では、貧困対策に限定した計画ではなく、以前より策定済

みの子ども・子育て支援事業計画の中に貧困対策を盛り込み、今まで以上に充実した子ども・子育て支援にしていきたいと考えますので、御理解をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） ただいまの人数がよくわかりました。その中に、現在のこの貧困対策について、これだけ全国、あるいは県のほうからも貧困対策の大綱が示されているという、そういうお話を聞いております。しかしこれは、さらに貧困対策というのは、子供の減少とともに貧困については上がっていくのではないかなという、今の社会情勢の中で考えますと、そういうふうに危惧されるわけです。池田町もぜひ前向きにこれを実態調査するというところで、やはり標準から、国から言われたからとか、あるいは県でこういうことということではなくて、仏をつくって魂入れずというようなことが申し上げますが、そういう実効性の伴った実態調査というものは本当に大切じゃないかなと思います。そういう中で課題として、ぜひこの取り組みをしていただかなければまずいんではないかなと思いますが、次に係りますので、そちらをお願いをしたいと思いますが、子供の貧困解消に向けた取り組みについてつなげていきたいと思います。

池田町子ども・子育て支援ニーズ調査では、子育てに必要な支援として、子育てへの経済的支援の充実を求める声が多く、特にひとり親家庭の方が支援を望んでおります。このような経済的な問題は、子供の貧困を招く要因になると考えます。今回の改正法では、対策を行うことが目的になっております。国の新たな子ども貧困対策指標案では、衣食住が十分ではない子育て世帯が５％から２０％いることがわかっております。学校現場でも、低所得世帯での厳しい状況の子供たちの貧困の解消に向けた取り組みが求められます。子供の貧困対策としての課題は、財源や、必要な人員の確保や専門家の協力、関係機関、団体との連携を図ることだったりしますが、中でも、学校との連携は必須であり、教師の多忙化解消に支援する教員やスタッフの加配が必要と考えますが、町の対策や取り組みについてお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの子供の貧困解消に向けた取り組みの御質問につきましてお答えいたします。

まず、子ども貧困対策の柱は、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援の３点と考えます。

まず、1点目の教育の支援につきましては、教育の機会均等が図られるような施策として、就学援助の充実や、教科学習支援を行うなどの取り組みをしております。教科学習支援は、水曜ステップアップ塾、日本語指導支援を定期的に開催しておりますし、そのほかにも少人数放課後学習支援として、いけっこクラブ、そめっこクラブの開催も行っている状況であります。

2点目の生活支援につきましては、国の施策による生活保護制度、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給などの取り組みをしております。さらに、昨年度より、町の独自事業として、入学祝金制度を実施しております。

3点目の保護者の就労の支援につきましては、保育園における未満児の受け入れ、一時預かり保育、延長保育、土曜保育等を行っており、また、児童センターにおいては、放課後、長期休み、土曜日における子供の居場所の提供を行うなどの取り組みを行っております。

今後も子供の貧困解消に向けまして、こうした取り組みを引き続き行ってまいりたいと考えますが、特に子供一人一人の生き抜く力、学びへの意欲を高める教育面からの支援について一層力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 3点の対策を今お聞きいたしました。

そのほかに1つ、学校の先生方、教員の例えばスクールカウンセラーですとか、サポート、あるいはサポートスタッフというような、そういう先生方の軽減といいますか、そういう対応策が、これからさらにふえていくのではないかなと思うんですけども、やはり学校現場の先生方も生の声を行政に出してほしいと、そんなふうに思うわけですけども、行政の立場として、今後のサポートスタッフ、あるいはスクールソーシャルワーカーとか、そういうような対応はお考えにさらになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 現在の学校の体制における教職員の役割分担といいますか、決められた業務内容につきまして、さらにサポートスタッフですとかスクールソーシャルワーカーさんの導入等という御意見でありますけれども、当然、学校内での人件費等予算的なものもございますし、今後の検討課題ということになっていくのではないかと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 4 番（横澤はま君） 池田町は、昨年27人というお子さんが生まれました。一つ一つのお子さんを大切に、丁寧に、そして教育の町であります。ぜひその辺の現場を見合った、そして家庭のほうへも啓発できるようなこの貧困対策については、全庁挙げて皆さんと対応していけるような、そんなことで、ぜひこれからの努力に期待をしたいと思いますので、その辺のところもよろしくお願いしたいと思います。

次にまいりたいと思います。

3 番目、里山に息づく魅力ある広津・陸郷の美しい地域づくりについてであります。

まず、広津に眠る廃校跡地の現状、環境整備についてであります。

池田町第 6 次総合計画で、温かい心、豊かな文化、活力ある産業が育ち、魅力あふれる美しい町を基本理念としてスタートいたしました。美しい町づくりをキーワードとしていますが、一步東山に足を踏み入れますと、広津・陸郷地区の荒れ果てた空き家や不耕作農地が目立ちます。中でも、教育の拠点となった広津小学校の跡地は、荒廃した体育館や、隣接している建物が生い茂った木々の中に哀れな姿で放置されております。魅力あふれる美しい町を目指すには情けない状況であります。

町は今後、環境整備をどのようにされていかれるのか伺います。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） ただいまの横澤議員の御質問についてお答えさせていただきます。

旧広津学校跡地であります。手入れをしないと景観・環境衛生上よくありませんので、広津グラウンドの草刈りを委託している広津中央老人クラブに学校跡地についても草刈りの業務を委託し、管理しているところでございます。

公共施設につきましては、町が当然管理しなければならないわけでありますので、公共施設管理計画の中で取り壊し、あるいは今後活用性がなければ売却処分等を行っていくものでございます。

ただし、歳出において予算計上しなければならない場合は、緊急性を伴うものから優先的に事業を進めていくことになりますので、学校跡地については、現時点ではすぐに取りかかれるものではないと判断しております。荒れている空き家、または不耕作農地につきましては、個人の不動産でありますので、町で勝手に処分等を行うことができません。空き家につ

きましては、所有者、または買い主が、今後の利活用ができると考えているのであれば、町定住促進住宅取得事業補助金、または、町移住・定住・居住環境整備補助金を活用し、再利用、または解体を行っていただければと思っております。

耕作が行われていない農地につきましては、農地保全や、活用のための事業があればよいのですが、所有者が農地を貸しやすい、または農業をしたい方が借りやすい仕組みも考えていく必要もあるのではないかと考えております。

いずれにしても、旧学校跡地など、町が所有している財産については、引き続き適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔４番 横澤はま君 登壇〕

○４番（横澤はま君） 私も、広津・陸郷は何回かということではないんですが、行くたびに状況を本当に寂しい思いをして帰ってきております。写真にもちょっとほんの一部ここに掲示してありますけれども、中には、かつての跡地のところにはグランドピアノがそのままになっております。それから、体育館の中にはいろいろな木が置いてあったり、椅子が置いてあったりということで、本当にこれが小学校の跡地なのかな、非常に池田町の美しい割には、何と山の中にはこんなふうに荒れ果てているのかなという、そういう思いで見えてまいりました。草もぼうぼうになっておりますし、それから中に、これは前の建物でございますでしょうか、そこには木はしっかりしております。何とかこれ再生できないものかななんて思ったりして、もったいないというような、そういう１年であります。こういう中に文化もあそのこの広津・陸郷にはございますし、そういった住みかがある中で、何とか再生ができないものかなということであります。

それから１つ、これは写真に載せておりましたが、広津の役場なのかな、どうしたのかなという建物がございます。隣に何か書庫が入っているのかな、そんな思いで中も見せていただきました。そういういわゆる広津という、そしてまた陸郷という非常に盛んな時代であったんですが、１つ私がびっくりしたのが、この校歌であります。変革も見えていただければと思いますが、校歌には、何とあの有名な平井康三郎さんの歌が広津小の学校の作曲者であります。そういった有名な方が池田町に足を入れたというかつての歴史というのがありますので、これを何とか広津全体を再生できてこそ、初めて美しい町づくりというふうに思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいま御質問でありますけれども、現状を見ますと、人口、もう既に100を切っております。また、広津の小学校につきましては地すべり地帯で、本来でしたらとっくに取り壊さなくちゃいけないという場所でありますし、また、いろいろ入っているようではありますが、これは個人的に地域の人たちが若干物を置いているということでもあります。本来でしたら、解体の計画を組んで壊していきたいというのが今の現状であります。

ここまで人口が減りますと、山の整備というのはとても町で手のつけられるものではないかな、一時は3,000人おりましたので、広津は非常に文化と、また歴史もありますし、よく整備された地域でありましたけれども、現状100を切った人口の中では、ちょっといかんともしがたいというのが現状であります。議員おっしゃることはよくわかりますけれども、ちょっとそこまで町として取り組むには、ちょっと厳しい環境ではないかな、そのように考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔 4 番 横澤はま君 登壇 〕

○ 4 番（横澤はま君） ただいまの町長のお話から含めて次にまいりたいと思いますが、魅力あふれる心の癒やし、広津・陸郷の美しい地域づくりについてであります。

広津・陸郷地区は、広い土地を有し、過去には行政機関や豊かな文化財があり、不便の中にも人間らしい心を育む魅力ある広津・陸郷と思いますが、この地が、数年前に世間を騒がせた大麻事件は記憶に新しいところであります。それゆえに、魅力あふれる心の癒やしの地域づくりを未来につなげるべく、全町民の協働で取り戻したいものであります。

そこで、行政は、監視拠点を置き、住民が安心・安全な暮らしのできる再生復興を目指すためのプロジェクトチームを立ち上げ、地道な計画策定ですが、徐々に環境整備を行い、山間部の美しい地域づくりを進めていくべきと考えますが、町として考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

広津・陸郷地区につきましては、辺地対策事業債を活用するなどして、道路等のインフラ整備を行ってきたところであります。また、地区自治会では、元気な町づくり事業を初めとした補助事業を取り入れるなどして、地域住民が地道に道路整備や花壇づくり等の環境美化、または整備を行ってきたところであります。

しかしながら、辺地対策事業もその地域の人口要件などの基準がありまして、現在の人口状況ですと基準に満たないため、令和3年度からの事業については対象外となってしまいます。農業振興事業、あるいは林業振興事業において、再生復興のための事業も考えられなくもないですが、社会資本総合整備事業遊休桑園及び会染西部地区の圃場整備にかかった費用、これからかかる費用を考えると、なかなか踏み込めないと思います。

ただし、広津・陸郷地区につきましては、農業、景観、環境を生かして人を呼び込む可能性のある地域であると感じております。プロジェクトチームの立ち上げも一つの手段であると思いますが、町としては、各課で連携し、土地利用計画も踏まえながら考えていきたいと思っています。

ただし、地元住民の考えや思い、声を聞くことが一番重要であると思っていますので、それらを尊重しながら地域づくりに努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） 先日ですが、陸郷のある自治会の方から連絡いただいたことがあります。これは、お子さんが生まれたと。この1つの命、陸郷地区に本当に生まれてうれしいねという一報が入りました。これはすばらしいことですねというお話を伺いまして、陸郷の皆さん方も一生懸命、今いろいろ伐採やら地域を何とかしようという、この気風が今やらないと、今の皆さん方が高齢化して、これはますます荒廃していくなというふうに、その時点で私は思いました。ぜひ陸郷の皆さん方も、また広津の皆さん方もそういう思いであろうかと思っています。

今、課長のほうからこれからの施策について、あるいは補助金がどうも見込めないなというふうなお話の中に、ぜひこの東山があるからこそ池田町の美しい景観がなおさらわかるわけであります。ある方がおりました。西山に松川と池田とどう違うか。これは東山があるから、このふるさとの景観がすばらしい町であるという、そういうことでありますので、ぜひこれからの東山づくり、広津・陸郷をできなくてもできるようにどう考えていったらいいのか、その知恵を出していただきまして、ぜひお願いしたいなという、そんなふうに思っております。

それでは、次にまいります。

公共施設を利用した有効的な防災対策についてであります。

まず、地域交流センターに防災対策本部設置、指定避難場所についてであります。前回も質問いたしましたけれども、この8月に全町防災訓練が行われ、防災意識が高まり、それぞれ課題も見えてきたことと思います。改めてお聞きします。地域交流センターに役場の災害本部対策が機能できなくなった場合の予備の災害対策本部設置については、予算上できないが確保する必要があり、早いうちに自家発電設備を整備し、予備の災害本部対策として機能できるようにしていきたい。また、当面指定避難所としていくとの答弁でした。早急に対応すべきことと思いますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

役場庁舎が被災した場合の代替庁舎としまして、必要とされる条件がございます。前回もお話を申し上げていると思いますけれども、非常電源の確保、通信手段の確保、重要な行政データのバックアップが必須となっております。今回建設されました地域交流センターかえでは、通信手段の導入は可能となりますが、建設に当たり、議会の皆様より御審議をいただきました非常用電源の設置に伴う予算の関係が見送られた状況となっております。また、施設が平屋建てということもあり、交流センターを災害対策本部の代替の施設として現在は考えておりません。ただいまのところ、教育会館を代替施設としての庁舎として考えておりますけれども、来年4月からは日本アルプス国際学院に賃貸することから、現在新たな代替施設を検討しておるところでございます。

また、交流センターを指定避難場所にとの御意見でございますけれども、近隣に池田小学校、高瀬中学校が位置しておりまして、指定避難場所としては現在は考えておりません。ただ、交流センターについては、災害時の帰宅困難者、また、観光客が避難できる場所として活用ができればということで検討をしているところでございます。避難対象者を帰宅困難者と観光客等に指定することによりまして、スムーズな避難所の運営ができ、地区防災会が運営する避難所との負担を軽減することも可能になるかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） ただいまのことで、事情がよくわかりました。

それにしましても、やはり災害本部というのはしっかりしていなきゃいけないので、その辺のところの、今の課長のほうからおっしゃったそこで、ぜひ早急に進めていただければと

いうふうに思っております。

それから、避難場所ということでもありますので、できるだけさっさと行ったときにはあそこへ行って飛び込めばいいなというような、そういうルートもつくっておくことも必要かと思っておりますので、それもあわせてよろしくをお願いしたいと思っております。

さて、次にまいります。

給食センター施設を利用した炊き出し支援でございます。

災害支援に入ったボランティア活動の経験から、避難生活者の声からぬくもりある食事ほどありがたいものはないという言葉でした。野菜不足に陥りがちな課題に、具たくさん汁物は活力源となります。幸い給食センターは、1,800食の調理能力を持っております。いざという時に施設を利用した炊き出し支援ができないか提案しますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、給食センターを利用した炊き出し支援との御提案でございます。

この場合、幾つかの問題点も出てきようかと思っております。

まず、災害発生時において、炊き出しの材料の在庫が確保できているかどうか。また、調理員の確保ができるか。あと、輸送路の安全確保ができるかという点だと思います。また、給食センターにつきましては、池田町と松川村の組合立の施設であるため、一方的に池田町が支援をお願いすることは、現在の段階では困難であると考えております。

今、町として備蓄品の中に炊き出し用調理器具を2セット保有し、日赤奉仕団にも1セット保有しております。同時に、3カ所の避難所の対応が可能となってきております。また、災害発生時から時間が経過した後は、学校も再開され、児童・生徒の給食提供が始まるということもございますので、非常によい提案かとは思いますが、実際の対応については難しいことが多いというふうに考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） この提案をしたのは、実は私がかつて阪神大震災に長田区へ行ってまいりました。そのときは、私松本にありまして、松本の給食センターが約1万食、しかも給食をやっているながら片ややったという対応から、そんな経験上で物を申し上げております。

市は即ち水の補給、そして材料を全部切りまして、これはやはり大量調理のところではできませんので、洗って、材料の調達はできる状況でありましたので、それを集めまして、そして洗浄をして切って、そして食べるまでの状態でトラックに詰め込んで配送したと、約1万食であります。脱脂粉乳、米、そして卵、そして食材、そういうものを積み上げて長田区へ行ってまいりました。大変その中で、実際には釜を用意してあってそこで炊き出しをするわけですが、簡単に言いますと、どういう災害になるかわかりません。しかし、池田、松川、せめてこの近辺がそういう状況の中で給食センターが再利用できれば、そんな越したことはないというふうに私は思っておりますので、ぜひこれ、前向きに考えていただきたいというふうに思っておりますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 申しわけございません。私は、今池田町が被災した場合に給食センター支援については非常に難しいということで、今議員さんのおっしゃられたように、他地区において被災をされたところに支援をするということは、確かに可能になると思います。その場合、先ほど申し上げましたように、給食センターにつきましては、組合立ということもありますので、松川村さんと池田町と協議をする中で災害協定等を結んでいるところ、それ以外のところにも支援が可能かどうかというところは、また組合のほうでも検討していただくような形になるかと思っておりますので、その点よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 横澤議員。

〔4番 横澤はま君 登壇〕

○4番（横澤はま君） それぞれお互いに尊い命であります。一人一人の命を確保していきますということは大事なことでありますので、ぜひ広い目に対応できるところは考えていただきたいなと、そんなことを思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（倉科栄司君） 以上で横澤はま議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、この際暫時休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

大 厩 美 秋 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

3 番に、2 番の大厩美秋議員。

大厩議員。

〔2 番 大厩美秋君 登壇〕

○2 番（大厩美秋君） それでは、2 番、大厩美秋、一般質問を始めさせていただきます。

私のほう、今回は3つの質問をしていきますのでお願いいたします。

まず、最初に1番、池田・会染保育園保育室へのエアコン設置についてお伺いしていきます。

年々温暖化が進んでおりまして、ことしの夏も昨年を上回る暑さだったと気象庁で発表されました。同時に、熱中症対策の呼びかけも毎日のように耳にしました。屋内にいても熱中症になるということは、もう大分認識されてきたかと思います。そこで、空調管理の重要性を言われる中で、池田保育園、会染保育園のエアコンの設置についてお聞きをしていきたいと思っています。

まず、新年度予算の中で、両保育園の遊戯室にエアコンを設置するということで予算決まっているわけですが、今、そちらにつきまして、先日保育園をお伺いしたときにはまだついていないといったことで見させていただいたんですけれども、こちらの今工事というか、進捗状況をお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

〔学校保育課長 寺嶋秀徳君 登壇〕

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 今年度当初予算で設置予定となっております池田・会染保育園のエアコン設置工事の進捗状況につきましてお答えいたします。

先月末に入札が行われまして、現在施工業者が決定し、現在工事中という進捗状況でございます。

工事の大まかな内容であります。池田保育園につきましては、遊戯室には既に据え置き型の暖房機が3台設置されておりますので、暖房機から冷暖房機への据えかえを行う内容で

ございます。また、会染保育園につきましては、もともと遊戯室への空調設備がないため、電気設備工事、配管工事、据えつけ工事が必要であり、池田保育園に比べますとエアコン設置に時間がかかる予定であります。

当初予算で設置工事費用を計上しており、本来であれば、夏の暑い時期に間に合わせることができればよかったわけですが、設計作業に時間がかかり、スケジュールがおくれてしまった状況であります。

説明は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） 今、説明いただいたんですけれども、進捗状況としては 8 月末に入札が決定されたということで、実際工事のほうも始まってきているということで、そちらにつきましては、進行状況としては了解をしました。

ただ、8 月末に入札が決定して、設計作業がおくれていたといったところでの詳しい説明、もう少し補足があったらお伺いしたいんですけれどもお願いします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 補足説明でございますが、池田・会染両園のうち、特に会染保育園につきましては、古い建物であるということで、図面のほうがなかなか整備が整っておりませんでした。設計に要した時間が会染保育園の場合はかなりの時間を要してしまったという状況でございます。

また、池田保育園のほうにつきましては、もともと暖房機が設置済みでありますので、工事の内容といたしましては簡易でありますので、今思えば、池田保育園のほうにつきましては設計を少し柔軟に考え、池田、会染別々に設計作業のほうを対応すればよかったのかなという反省点がございます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大厩美秋君） そういったいきさつのほうわかりました。

その辺のところ、今寺嶋課長言われたところ、大分悩んだところもあったかと思うんですけれども、工事の難易度からいけば、池田保育園は設備の入れかえ的なところでの対応ができたかと思うんですが、確かに会染保育園については、新たに設置をするといったところ

で、確かに工事手間取るところはあるのかなといった私の印象もあります。その中で、池田保育園だけでもすぐにかかれたんじゃないかなといったところもあるんですけれども、今回ここまで来ている中で今後も見えていくというところで、正直もう10月から消費税も上がってくるといったところの関係も影響してくるかと思うんですけれども、とにかく設計段階も終わって、工事が入っちゃったというところまで一気に今進んできているので、要望としては、特に池田保育園については設備の入れかえといったところで、遊戯室の中でそういった出っ張りとか、園児が障害物的な設置は避けられると思うんですけれども、会染保育園については新たに設置ということで、床からの立ち上げ式ですね。そういったところで、遊戯室の中で3カ所ないしそういったところで出っ張りが出たりすると思います。そういったところ、特に子供たちの安全を優先した中での対策をとられて設置のほうをしていただくよう要望としてお願いいたします。

あと、続きまして、現在、池田小学校、会染小学校、高瀬中学校では、エアコンの設置工事が進んでおります。こちらにつきましても、先日会染小学校へたまたま寄らせてもらうことがあって行ったんですけれども、それが9月9日のことでした。ちょうどその日に会染小学校ではエアコンの試運転をしております、ちょうどいいタイミングだったんですけれども、先生や子供たちに話を聞いた中では、本当に良好に運転をされているということ、それとあと、ことしは残暑が続いております、ちょうど先週、会染小学校におかれては運動会があったんですけれども、そういった準備や運動会の練習の後にクールダウンをする場所が間に合ってよかったといったお話も伺っていますので報告いたします。

それで、今の小学校、中学校については、聞いたところ、通常教室といった位置に当たると思うんですけれども、全て設置されているということですが、池田・会染保育園においては、現在、エアコンが設置されている保育室や部屋はあるわけなんですけれども、年少、年中、年長の保育室に設置されていない状況です。通常の園生活において、やっぱり主となるのは小・中学校の教室と同じで保育室になると思います。その辺で踏まえた上でのエアコンの設置が必要と私は考えまして、町の考えをお伺いいたします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの大抵議員の御指摘のとおり、現在、小・中学校の授業で使われている教室についてはエアコンの設置工事が進んでおり、3校とも年内には完成する予定であります。

保育園の場合は、文科省と違い、交付金が全くないため、今年度予算で両園の遊戯室と、

会染保育園の事務室を一般財源で整備することとした経緯があり、議会側も御理解いただいていると考えます。

しかし、子供の健康面に関する課題でありますので、エアコン以外による冷却方法や、水分補給に心がけるなどして、体調管理に引き続き努めていく必要があると考えます。

さらには、現在エアコンが設置されている延長保育の部屋、ゼロ歳児・1歳児室、2歳児室、リソース室、病後児室などの活用、また、現在工事中の遊戯室においても臨機応変に活用していくことができればというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 今の池田・会染保育園でのエアコンの設備されているところでの現状はわかりました。

それで、私の質問とすれば、年少、年中、年長の保育室にエアコンをつけてくださいということなんですけれども、そちらについては、今、自分の中では明確な回答じゃなかったのかなと思うんですけれども、でも、寺嶋課長言われた中で、実際にその現場で園長先生初め保育士の方々、お話も聞くことできたんですけれども、確かに暑い夏場の時期は、お昼寝はエアコンのあるところへみんなで移動してお昼寝をしている。あと、外から中に入ってきたときのクールダウンにしても、暑いときでの園内にいるときの行動にしても、温度によって空調管理されているところで対応したりとか、そういったお話も確かに伺っております。

そういった対応の中でやっていくというのも、それは本来の姿ではない中での対応ということで、その辺が今後まだ何年も続いていくに当たってはどうかのかなといったちょっと疑問は覚えるところでございます。

確かにそういったお昼寝も部屋を変えて、空調、エアコンのあるところに対応をしているという話も聞いていますし、そういったことによって園児たちでも年長から年少、そういった縦のつながりも芽生えてくるところがあるという、そういった前向きな意見等も聞いているわけですが、やっぱり本来の行動の中でのことをまず主として考えていかなければと思うんですけれども、そういったところで、先ほど私のほうから言っている年少、年中、年長の保育室についての設置についてはどうお考えでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 最初にお答えいたしましたとおり、保育園の場合は学校と違

いまして、交付金が全くない状態ということでございまして、その中で遊戯室、また、会染保育園の場合は事務室のほうに今回、令和元年度の当初予算としてエアコン設置を計上させていただいたという状況でありますので、もともと保育室のエアコンにつきましても課題ということは間違いのないわけですが、そういった状況を踏まえて考えていただくと、今エアコン設置ができるかできないかというところでは、検討させていただくという方向で答弁させていただきたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 大蔵議員。

〔2番 大蔵美秋君 登壇〕

○2番（大蔵美秋君） 教育委員会のほうでも、こちらについては大分慎重なというか、厳しい状況での回答かなといったところが伝わってはきます。

じゃ、もう一言ちょっとつけ加えさせてもらってですけども、やっぱり補助金、確かに小学校、中学校は、そういったところでの補助があったことによって一気に進んだというのが池田に限らずあったわけなんですけれども、やっぱりこれは、お金に関係することで終わらせちゃいけないと思うんですが、やっぱり中学、小学校のそういったところでの空調管理がしっかりできた中で、保育園、自分から見ると、やっぱりまだ自分から体調の不良をうまく訴えられない、そういった年齢の子供たちが集まる場でもありますので、本当に園長先生初め保育士の方々、そういった面、夏場特に苦勞されると思うんですけども、そういったところも、ぜひちょっと今後の検討される中でそういったことも考えていっていただきたいと思います。

あと、エアコンも費用が大分行くからというような感じなんですけれども、私のほうは、小・中学校で教室の広さを見たときにちょっと意外だったんですけども、中学校の教室が一番狭くて、これが大体広さで行けば70平方メートルということで、坪にすれば21.5くらいになると思うんですけども、これでいくと、余り大きな設備まで導入しなくてもいいかなという、保育園の遊戯室についてはそういった印象を受けています。現に、部屋によっては家庭用のエアコンを使用している、そういったところもありますので、ちょっと金額的なところが大きな問題とあれば、そういったところもちょっと調査をしながら検討を進めていただきたいと思います。

公共施設に関してでやっぱりそういったところがあるんですけども、温暖化問題、熱中症対策が毎年騒がれる中で、最後、町長に要望としてですけども、教育施設はもちろんなんですけれども、公共施設の全体的な空調管理の見直しをお願いしていきたいと思います。

それで、最終的には池田町の役場内でも、場所によっては必要じゃないかなと思うところがこの夏、特に私も役場には足を運ぶ機会がふえたといったところで思ったところなんですが、やっぱり夏暑いときには、職員の方も常に汗を拭いながら作業、仕事をしているというところを見かけたりもしていますので、公共施設全体を見直した中で検討をしていただきたいと思います。

それでは、次の２番目、高齢者運転車両への急発進防止装置取り付けに助成制度をお願いするものであります。

こちらのほう、ことし５月以降、高齢者のアクセルとブレーキペダルの踏み間違いによる事故が多発し、大きく注目されました。その後はちょっとニュース関係では一気にその話題が、あおり運転の事故で今進んできちゃっているところもあるんですけども、引き続きこういった事故は多発されているということです。

ペダル踏み間違い事故は、60歳代から増加し、75歳以上の高齢運転者が最大となっています。国では、平成29年度から安全運転サポート車の普及啓発をしております。高齢運転者向けとしては、愛称としてセーフティサポートカーＳ、略称サボカーＳとして、自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の装着が定義されております。これらは、普及啓発であり、まだ義務づけされてはおりません。ただ、こうした動きがある中、安全装置が装着された自動車に買いかえることは、出費としては大きな負担となっているのも現状です。

そこで、今回、そういった装置のついていない未装着の自動車に後づけをすることができる、これは名称的には急発進防止装置というものですけれども、取り付けに助成制度を導入していただきたく、町としての対応をお聞きしていきますけれども、その前に、添付しました資料を説明させていただきます。

まず、資料３のほうですけれども、こちらにつきましては、こういったものですよということなんですが、後づけできる装置の簡単な説明がありますけれども、要は、やっぱりブレーキ、アクセル踏み間違いによる急発進の防止ということで、下のほうに図があるんですが、要はユニット装置を電氣的な回路で制御するということで、作業自体はそんなに難しくないといったものが発売されております。それで、中段のあたりにありますけれども、アクセルをブレーキのつもりで要は踏んじったと、そういったときに、踏み間違えたときに警告音が鳴ります。そして、アクセルを踏むと、ふつう車はアクセルを踏めば踏んだだけ加速をするんですけれども、この装置をつけることによって回転数が上がらない。加速しない。そういった装置でございます。それでアクセルを踏み込んでしまっても、よくオートマ、今皆さ

ん乗られていると思うんですけれども、完全にとまるわけではないんですけれども、ドライブに入れて、アクセルを踏まずにスーっと出ていく、そういった感覚で、幾らアクセルを踏んでもそういった感覚で進んでいくという装置でございます。

そして、資料１と２のほうに移りますけれども、先ほどから言っていますけれども、高齢者のそういった事故の割合の中で、まず資料１のほうは、これは平成28年の資料なんですけれども、左側、75歳の高齢運転者、そして右側は75歳未満の運転者ということでデータが出ております。こちらのほう、高齢者におかれましては、やっぱり圧倒的にブレーキとアクセルの踏み間違えの事故が多いといったのがこういった数字でも見えてきております。75歳未満の人たちの中でも0.7%なのに、75歳以上に行くと一気に5.9%に上がる。件数的にも27件とあって、人数的には75歳以上の方のほう免許を持っている人が少ないわけなんですけれども、件数的には明らかにふえているといったところが見えてくると思います。

その下のグラフも、先ほどから言っている60代から70代がピークになるといったところが、これが事故の件数もそうなんですけれども、死亡事故としての件数が一気に跳ね上がるといった、こういったデータも出てきております。

それとあと、つい最近のデータ、そちらは載っていないんですけれども、ことしの上半期、1月から6月に起きた75歳以上の高齢者の死亡事故の原因は、ブレーキとアクセルの踏み間違いの操作ミスが34%を占めるといった発表もされている状況です。

ざっとの説明なんですけれども、こうした現状を踏まえた上で、ブレーキ、アクセルの踏み間違え事故を防止、軽減できる急発進防止装置取り付けへの助成制度についてお願いしたいんですけれども、町の対応をお聞きいたします。

- 議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。
- 住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、ただいまの大畝議員の御質問についてお答えをしたいと思います。

アクセルとブレーキを踏み間違えた際に作動する急発進防止装置は、事故防止に効果的であると注目されており、4万円程度から設置できるようです。高齢ドライバーによる交通事故防止のため、東京都や福井県、また、全国幾つかの市町村でも補助制度の導入を始めているところなんですけれども、県内では、後づけ装置に対する補助金制度を導入している自治体はございません。国でもこういった後づけ装置を重視しておりまして、国内の自動車メーカーに対して、販売済みの車で踏み間違えを防ぐことができる後づけ装置の開発計画を提出するよう要請し、普及を促すとしています。

今後、需要の高まりによっていろんな製品が発売されることも予想されますけれども、現在は、性能評価に関する基準がなく、製品の安全性について担保できていない状況でありますので、国の性能認定制度の創設や、他の自治体での補助制度の導入状況も踏まえ、今後の課題として検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大庭議員。

〔 2 番 大庭美秋君 登壇 〕

○ 2 番（大庭美秋君） 今のお答えの中で、早速いろんな資料を調べていただきまして、全く私も同じような感じで調べていたんですけども、確かに、真っ先に東京のほうではすぐこの高齢者のペダル踏み間違い事故というところに着目して緊急として 1 番に東京のほうでは補助制度のほうを導入したわけですけども、東京については内容的にも結構思い切った補助で、9 割を補助しますということを挙げて、今実施を取り組みをしているところです。

確かに、この安全装置については、安全の立証がまだされていないと言われればやっぱりそうなのかなといった部分もあるんですけども、先ほどこれも言われていたとおり、取りつけの情報装置の販売、取りつけ、こういった促進のほうもメーカーにも呼びかけているというのが現状、確かだと思います。

あと、長野県でもまだ自分も調べた中ではやっているところありません。ただ、こちらの取りつけで主立ったところ、取りつけをできる業者が、今安曇野市なんですけれども、こちらのほうもちょっとお話を聞くことができて、確かに安曇野市でもまだやっていないんですけども、業者さんに聞くと、やっぱり今 1 カ月から 1 カ月半待ちくらいでその取りつけの順番待ちで受注があるといったところです。そういった中でも、その取りつけをするお客さんが、自分のところにもこういったものを取りつけるに当たって補助があればいいなと、そうやって話すお客さんが大分いるという話は伺っております。その辺のところをまたちょっと考慮していただきたいと思うんですけども、あと、先ほど言われましたが、値段等につきましても全くそのとおりです。大体 4 万円から 5 万円。そして今、メーカーのほうでも、最近ではトヨタとダイハツがそういったものを開発して、取りつけのほうに踏み出したといったところが今の状況であります。

といったところで、この問題につきまして、まだ実績もないし、現にこういった取りつけは、まだはしり的なところも実際あるわけなんですけれども、当然発売はされているということであれば、もう完全な試験をクリアして発売はされていることなんで、そういったとこ

るを信用した面で、まだ検討課題とするに当たっては、理由としてはそういった安全面の立証ができていないというところだけなんではないでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） こういった機械については、やはり普及していくことによって、また新たな問題というようなことも出てくるという場合も結構あるかと思います。

また、自分の意思とは違う動作をするという装置になりますので、アクセルを踏み込みたときにスピードが出ないという、そういうこともありまして、それによって違った事故も起こる可能性もないわけではないような気がします。例えば、右折したいようなときに、本当はゆっくり待って、車が来ないときに右折すればいいんですけども、急激に右折したいというようなときに踏み込んだけれども、前に進まない、そういうことも考えられることではあるかと思いますので、そういったことも踏まえて、普及する中で問題等もあろうかと思っておりますので、それと、国の認証制度も創設された後のその製品の認証というのにも検討した上で今後導入するかどうかということを町として考えていきたいと思っております。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔 2 番 大厩美秋君 登壇 〕

○2番（大厩美秋君） ある意味、安全面に対する別の角度からでのそういった心配される意見は、それも確かに大切なことなのかなとも思います。

こちらの話につきましては、引き続き、今言われたように検討課題としていただきまして、これからのそういった装置の安全性含め、改善されていくことを注視しながら、動向を見ていただきながら、私もそうしますけれども、また取りつけの対応に向けての調査もよろしく願いいたします。

それで、これは町長にお考えをお聞きしたいんですけども、こういった中で、今回も一般質問、最初はドライブレコーダーの話も出ました。それで私のほうでこういったブレーキの踏み間違えの加速抑制装置、そしてまたきょうは、そのほかにもまた一般質問として出てくるんですけども、やっぱり高齢者の人たち、今後の運転に不安を持たれている方がほとんどだと思います。あと、迷い、いろんなことが挙げられるんですけども、このまま運転免許、運転しなきゃどうしようもないんですけども、でも運転はそろそろやめなきゃいけないとか、そういった迷いを抱いている方々が相当いると思うんですけども、こういった高齢化が進む現状で、運転免許あるなしにかかわらず、これからの池田町の安全面、利便性向上について、町長のお考えをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいま、高齢者の運転について、安全面、利便性向上についての考えはとの御質問でありますけれども、安全面につきましては先ほど御質問がありました。車に対しての安全装置など、ハードの部分について考えていく方向と、また、老化による運転に対する適性の問題等があります。適性につきましては、本人の認識と周囲の皆さんからの認識があると思いますが、不適性を感じましたら免許証の返納など、車を運転しない対策をとっていただきたいと考えております。

利便性の面では、公共交通の利便性を高めるということではないかと思いますが、現在、町では、バスの路線として6路線の運行を行っており、かなりきめ細かく対応しているのではないかと考えております。また、停留所以外でも乗車できるフリー乗車のシステムをとっておりますので、新しいバス運行会社の方からも、他の自治体にないような高い利便性があるのではないかと評価を受けております。

しかしながら、免許返納者がふえてきた場合、さらに対応できるシステムを考えていく必要があると考えております。現在、運行会社とは、バスの運行の調整によって対応できないか、また、タクシーなど有効活用するなど対応できないかと検討しているところであります。今年度中には何らかの形である程度の方角を見出していきたいと考えておりますのでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） わかりました。

確かに今のこういった町の中で、町営バスの運行にしましても、本当に各戸に配られている、そういった時刻表を見ても、きめ細かなところは割と本当にしっかり見てみると、こんなところまでこんな時間でって感じる場所もあるんですけども、これに甘んじることなく、定期的な見直し、時間的な見直し、経路的な見直し、本数的な見直し、台数的な見直し、そういったところもちょうと今後の改善に当たる課題としてよろしくお願いいたします。

それでは、最後になります。3つ目、やすらぎの郷への郵便ポスト設置についてというところで説明いたします。

池田町総合福祉センターやすらぎの郷は、健康福祉課、保育センター、社会福祉協議会、デイサービス等が一堂に会し、一般浴場や各種会議室とも備わった公共施設で、毎日多くの

人たちが利用しています。こうした環境の中、やすらぎの郷に郵便ポスト、人が平均していつも出入りをするといったところで必要と考えます。設置に向けての町の対応をお聞きしていきたいんですけども、こちらの、ちょっと自分の中でも定かではないんですけども、1番、過去にポストの設置の要望があったみたいなんですけれども、設置に至らなかった当時の経緯、わかればお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、大厩議員のことについて回答をさせていただきます。

過去にポストの設置要望があったことにつきまして、毎年行っております自治体要請のところでは確認ができませんでしたが、口頭での話はあった可能性もございます。

町が設置できるものではないので、当時何らかの形で郵便局に問い合わせたものの、近隣のポストの設置状況と、新規設置の設置基準から判断した上で設置が困難と言われ、現在に至っているのではないかとと思われます。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 文書的なことで過去の要望が残っていなかったということで、そちらのほうは了解いたしました。

それで、今回改めてポスト設置のお話なんですけれども、ポスト設置の窓口は、穂高郵便局に今なっております、私のほうも数回お話に伺っております。そういった中で話をすればするほど、ちょっと今の現状、今の御時世、郵便ポストの増設については厳しいのかなといったお話はされていることは確かでございます。ただ、私のほうもやっぱり町全体を見渡した中で必要と思われるところ、そういったところには、やっぱり必要なものとして設置をしていかなければいけないのではないかとということで、まだ今後そちらの設置に向けては話を進めていきたいと思っております。これに付随しまして、町のほうでも対応としてできることをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 設置に向けた町での対応ということですが、郵便ポストの設置については、郵便法の第70条に定められております。設置する場合や、設置場所の変更については、郵便局長の許可が必要だということだそうです。当町の郵便ポストの設置

については、大厩議員のおっしゃるとおり穂高郵便局が管轄ということで、やすらぎの郷へのポストの設置が可能であるかどうかお聞きしました。

設置基準についてお聞きすると、具体的な数字としまして、通常は400メートル以内にポストがまずないということ、それから200件以上の利用が見込まれるということでありました。ただ、これは全国的な基準ということで、住宅集合地では250メートル以内とされているそうです。やすらぎの郷の周辺には、400メートルを満たさないところに数カ所あるということや、1日200通という郵便がやすらぎの郷でちょっと見込めないというところから、設置基準を満たさないということで、難しいという回答でした。

現在ある町なかのポストは、切手を販売しているところに設置されてきたという歴史があるということや、池田町は他市町村に比べ、郵便ポストが多い実態だそうです。松川村は17カ所、池田町は28カ所ということからもわかるということでした。利用率が低いポストを減らすということについては、長年現在のある場所にあるので、利用率が低くても、ポストを移動すると住民感情的に難しいと言われました。また、郵便ポストの利用者が減っているのも、現在は新設されるというよりもむしろ減らしていきたい傾向にあるということも言われました。

やすらぎの郷の職員としては、ポストが設置されることは本当に賛成ではございますが、現段階では、郵便局との話でやすらぎの郷での設置は困難だと感じておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大厩議員。

〔2番 大厩美秋君 登壇〕

○2番（大厩美秋君） 今回のこの一般質問につきまして、きょうまでの中で大分詳しく調査をしていただいたことには感謝いたします。

私も正直、穂高郵便局のほうでお話をした中では、今、宮本課長のほうで言われた内容そのものを聞いているというところが事実であります。

確かに、こういった中で厳しいということはわかるんですけども、これから逆に今多い池田町のポスト、こちらの運用を郵便局のほうではどういった対応をしていくのかなというところ、そちらのほうの動きを見た上で数を見直すというところに行ったときに、じゃあどこで一番必要なところなのかといったところもお願いをするような形で、私のほうからもう一粘り郵便ポストの設置については動いていきたいと思いますので、私も今回一緒にサポー

トしていただきたいなと思ったんですけれども、事前にきょうまでにこれだけの資料、調査をしていただいた健康福祉課のほうにつきましては感謝いたします。

今の段階では、とにかく私もやすらぎの郷へポストを設置ということで、今現存する池田のポストを減らしてまでそこにつけるというところまでは正直考えておりませんでしたので、あくまでもここへポストをお願いする方法で、ちょっとまた動かさせていただきたいと思います。いろいろ調査のほう、ありがとうございました。

以上をもちまして、私のほうでの一般質問終わりにいたします。

○議長（倉科栄司君） 以上で大畠議員の一般質問は終了しました。

矢 口 新 平 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

4 番に、6 番の矢口新平議員。

矢口新平議員。

〔 6 番 矢口新平君 登壇 〕

○6 番（矢口新平君） 6 番議員、矢口新平です。

9 月の一般質問をさせていただきます。

大規模な台風10号の影響で、千葉県では、甚大な被害で出ています。いまだライフラインが復旧されていない状況です。一日も早い復旧、また、もとの生活に戻れるようお祈りして、一般質問を始めたいと思います。

私は3つお聞きします。よろしくお願いいたします。

長野県教育委員会が、2018年9月に出した高校改革、夢に挑戦する学びの実施方針によると、全県の高校のあり方にかかわる基本思想の中で、新しい高校づくりを一体に取り組むとしました。これが2018年に出た教育委員会から、教育長、そうだね。これが指針というか、これを元手に長野県の教育委員会が全県に向けて高校のあり方等を、要するに実施方針として文書化したということであります。この前にも出ていましたけれども、それが若干ちょっと変更になってこれがきちんと出たという中で、少子化が進行する中、再編整備の基本的な方針を旧12通学区ごとに高校改革の方向性を示しました。スケジュールによりますと、2019年、ことしの9月、今月、高校の将来像を考える地域の協議会を設置して、2020年3月、来

年の３月には再編整備計画の一次分策定となっております。

前回、議員協議会のときに、教育長言われまして、旧12区のこことしては、大町市の牛越市長が委員長ということで、旧12区を皆さんの意見を聞いていく中で、池田町もそのところに参加するということをお聞きしました。

そういう中で、時間が策定の第１次まで６カ月しかないわけです。再編整備計画の確定とされている中で、これで町長に聞くんですが、池田町として、池田町にある池田工業高校を、町長は懇話会の会長でもありますし、また、同窓会、また、PTA、池工を考える会等と連絡をとって、池田として何とかスタンスをとって、来年の３月までの間、町長に頑張ってもらいたいという意味での一般質問でございます。

町長、この辺について、町長が決めなきゃ、あと誰も決まらないんです。係長、課長が決めるんじゃないくて、池田町はこういう工業の物づくりの町として生き残っていく中で、池工がなくなったらどうすればいいと、何か高校生のいない池田町というのはちょっと想像が私はできないもんで、そういう中で何とか沖縄の基地反対じゃないけれども、PTAと相談しながら、池田に高校がなければ困るんだと、そういう強い明確な意思を示してもらうための一般質問ですので、ここら辺含んでいただいて、町長の池田工業高校に対する熱い思いを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） ただいまの矢口新平議員の御質問にお答えをいたします。

池田工業高校が他の場所に移ることはどう考えるのかとの御質問でありますけれども、県では、議員が御指摘のとおり、生徒数減少の中、高校のあり方、再編整備についての方針が打ち出されました。当12学区につきましては、岳陽高校、白馬高校が第１次再編の中で整備が完了しておりますので、このたびの再編計画には、当町の池田工業高校のあり方が検討の対象となってまいります。

そこで、町としてどのように対応していくかということでもありますけれども、ここで、池田工業高校の成り立ちと沿革について触れてみたいと思いますが、母体となりましたのは、大正10年、町立池田実業補習学校として尋常小学校内ではありましたが、設立されました。その後、大正14年には、北安南部１町６カ村組合立池田実科中等学校として設置され、昭和23年学校法に基づき、全日制農業科農村家庭科を持つ農業高校となりました。同年、定時制普通課程が設置されました。翌４年には、長野県立となり、県に移管され、昭和27年には完

全に県立として移管されております。その後、専門科の変遷があり、昭和38年に池田工業高等学校と校名を変え、電気科、機械科、建築科が設置され、今日に至っております。

このように沿革を見ますと、池田町で生まれ、地域によって育てられ、支えられてきた、まさに地域校ということが言えるのではないかと思います。

また、近年では、技術専門校として地域の企業と連携して池工版リアルシステムに取り組み、在学中に実際の社会の現場を体験し、技術に触れたり、就職してからのミスマッチを防いだり、体験的に学びを深めるキャリア教育に取り組んで、文部科学省からも高く評価をいただいているところであります。

また、定時制につきましても、当学区唯一の学校で、生徒の皆さんからは希望を育む大切な学校と位置づけられ、慕われております。

さらに、池工を支え、育てる組織として、育てる懇話会、魅力づくり検討委員会等を立ち上げ、さらなる育成、充実を図っております。

このように、地域と池工を取り巻く企業と密接なつながりを持つ高校でありますので、当町にとりましては、人材育成、町の活性化の拠点の一つとして不可欠な存在であると認識しているところであります。

このたび、県からの指示もありますが、学校のあり方についての協議会が立ち上がることになりました。協議会の中で当町の立場、池工のあり方について大いに主張してまいりたいと考えております。

しかしながら、連続して定員割れの状況になったとき、いや応なく再編の対象になるということでもあります。本年度、120名の定員に対しまして、95名の入学生でありますので、次年度定員割れしますと、再編の議論が加速されるものと思われます。生徒数の将来の予測を見ますと、議員御指摘のとおり、急激な減少傾向となっております。将来的に定員を保ち続けることは、至難の状況であります。将来を見据えながら、池工がどうあるべきか検討を深めてまいりたいと思います。

以上答弁いたします。

○議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

○6番（矢口新平君） 池田工業高校もことは定員割れと、そういう状態が続いているんですが、先般校長先生とも話したんだけど、ここ一、二年が多過ぎたというんだ。だから、もう来年以降はもう減少が当たり前なんだと。高校自体もそういうふうに捉えています。努力はするんだけど、努力以前の減だと。そういうことで、来年も定員割れはちょっとこ

れは学校長がすると言っています。だから、これをどんな努力をするのか、あるいは教育委員会が、町長が、村長が行って、自分の高瀬中学、松川中学行って、もうちょっと子供を送り込んでくれないかという話ししても、到底定員に足りる人数ではない。これはほとんど断定的な言い方でできると思うんです。ただ、この高校改革の夢に挑戦する学び実施方針の中には、都市部存立校と、要するに中間地存立校というのがあるんですが、教育長わかるよね、これ。ちょっと説明だけしてくれる。俺ちょっとわかってねえもんで。その違いを。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） 簡単に御説明したいと思いますけれども、基本的には、その地域の存立校というのは、池工とか白馬高校とか、そういった比較的規模の小さい、そういった高等学校で、それぞれ都市部、松本とか長野とか、そういった都市部にある高校に比べて地域校と言われているような高等学校のことを指しているというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔 6 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 6 番（矢口新平君） どうもありがとうございました。

その中で、旧12区の池田工業高校、大町岳陽高校、白馬高校というのは、中山間地存立校という位置づけになるそうなんです。ですから、都市部存立校とちょっとまたスタンスが違った中で、その中間地存立特定校というのが、またその中に、その下にあるみたいなんです。そうすると、募集定員40人でも単独で高校を存続させる道を探るという大綱の中で、その中の条件として、町長、これ大事なことです。市町村地域の支援が得られない場合は、これを除くと書いてあるわけ。だから、池田でいえば、舊町長が旗を振って、池田に池田工業を残すんだというのを入れて、あとはPTAだとか同窓会だとか池工を考える懇話会、何だ何だという組織で全体的に動いていったときに、この特例の中の中山間地存立特定校というところに位置することができるという内容がここにあります。ですから、町長に今回一般質問でお願いしたのは、中間地存立特定校を何とか町としての力で守ってもらいたいということなんですが、先ほども言いましたけれども、こここれから3年間定員割れがないなんていうことは、もう6カ月後に結果が出ることですんで、ちょっとそれは無理だという中で、池田町としてこの池田工業高校を残していくにはどうしたらいいかというのを、もうちょっと考えていく必要があると思います。また、名前を出しますが、南安曇農業高校、穂高商業高校、池田工業高校、これを第1次高校再編のときも1つの新しい高校をつくるというスタン

スがありました。今回はそれが明確にされています。ということは、要するに、中学卒業時点で教育長、まだ自分の将来の姿が見えない子供たちが、中学３年生にはたくさんいるだろうと、その中で、工業、商業、農業を含めた中でいろんな選択肢のできる新しい形の高校をつくろうというのが、この県教委のつくった部分だと思うんです。もう明確な目標があって、俺は副町長になるだって言って中学３年生に思う人は誰もいないと思うんです。そういう中で、まだ模索の中にいて、高校３年間でいろんな体験をして、自分の将来設計、仕事を探していくのが、今の高校生の姿ではないのかなというのを感じる中で、町長、どうしたら池田に池田工業高校があってももらえるかというのを本当に真剣に議論する必要があります。

それと、池田町は大系線がありません。そういう中で、じゃあ３つの高校を１つにしようといったときは、まず安曇野市有明、穂高、あの辺が候補になるんじゃないでしょうか。それからどうしても旧12区というところになれば松川村あたりまで入るのかなと、どうしても３番目の議論になって、池田町というには多分新しい高校は来ないだろうと、そういうふうに感じますが、町長、その辺まででどうでしょうか。ちょっと思いを言っていただければありがたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今、矢口新平議員の御意見では、統合というような方向が強く感じられますけれども、県では、地元の意見を聞くために協議会を立ち上げるということで今進められたところであります。まだ統合するという話は全く出ておりません。ですから、その協議会の場を通して、池田工業高校を、あるいはどういう形で残していくのか、池田町は池田町として大いに主張してまいりたいと思います。

いろんな形態がこれから意見も出るといいますし、形も考えられるわけありますので、統合ありきの議論であるならば、この協議会という場はもう必要ないし、統合ということになりますと、旧12学区だけで考えることではありません。さらに進んでいって11学区と一緒に協議しなければ話になりませんので、11学区がどういう考えを持つのか、全く今白紙でありますので、そういう点では、この協議会を通して池田町の池田工業高校のあり方は、池田町として十分主張し、残すという方向で主張をし続けるということで考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔 6 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 6 番（矢口新平君） 町長、では２つだけお願いしておきます。

旧11、12と分けて協議をするというのを県教委は出しました。というのは、都市型存立校というのと、中山間地存立校のわかる部分もありますが、松本の市長が座長になってやる11区と、大町の牛越市長が座長になる12通学区では、全然基本的に考え方が違います。ということは、大町と大町北は、1つになって岳陽という1つの新しい高校をつくりました。これはもう既成事実であります。そのの長がなる中で、それじゃあ池田町にある池田工業高校をどうしようかということで、本当に池田町のためにしっかり考えてくれるのかなというのがまず1つ、これ私は疑問です。だから、先ほど町長が言われたとおり、しっかりと主張をするとしたけれども、本当に通じなきゃ、これは何の意味もない。幾らしゃべっても。絶対ここに残ってもらわなきゃ困るんだという強い意志が前面に出ない限りは、これは同じ台の上に乗る必要がないと思う。それと、11区の宮澤安曇野市長に関しては、客観的に見てどうだろうと。同じ安曇野市の中に、池工も含めて新しい高校がふえるんじゃないかなぐらいの、そんな程度なんです。一番の被害者は池田町なんです。その辺きちんと考えてもらいたい。

それと、教育委員会も県の教育委員会も、教育長はうちの町長が任命を町でしますが、あくまで教育委員会側の人間なんです。だから、この池田町の町長がやると言ったら教育長も動かなきゃ困るわけだ。だから、その辺の意思をしっかり出してもらいたい。

それと、旧12学区では、2017年が564名が、2030年には387名になります。69%減ということとは、県下でも一番人数の減る著しい地区で、12学区の進学は283名、53%が旧12学区に残り、残りの47%は11学区のほう、あるいは私立のほうへみんな流れていっているわけなんです。また、旧11学区から旧12学区に来る、要するに岳陽高校、池田工業高校に来る生徒も豊科、穂高が多いんですが、144名と34%というのが池田工業高校、大北全体の現状なんです。だから、地域の子供が地域の高校へ行くかって、みんな選択肢が今それぞれありますんで、流出と流入は違います。

だから、本当に池田町が被害者にならないように、今からもう6カ月後にはこの第1次決まりますんで、3月15日の選挙が終わった後にはこれ決まっているんです。だから、もう今時間がないもんで、もうこれで動くしかないと思うんですが、最後にこれ以上言いませんが、私が望むことは、池田工業高校を、要するに町長がしっかりバックアップしてもらいたいということ、町の方針として、全面に池田工業高校なくなっちゃ困るんだという強い部分を出してもらわない限りは池田町のマイナスになると思う。活性化もなきゃあ子供たちの声も、高校生の姿も見えなくなっていくと思います。本当に寂しい町になると思います。

いろいろ駐輪場の問題等できましたけれども、もうそんなのはみんなぶっ飛んじゃう。だ

からどうしても池田工業高校というのはなきゃ困る。それが私の意見です。

それと、もう一つ、私読んでいて気がついたんですが、池田工業高校、旧12区の中で唯一
定時制高校というのを持って、今33名の生徒が通っています。県教委も、旧12学区の中に生
活・通勤圏内の中に基本配置を検討するとしています。ですから、この12区の中に夜学高校
を残すというふうにとれます。ですから、池田工業高校は、ひとつ夜学の定時制高校を持っ
ているというのが一つの強みになるのかなというのは、ぜひこの池田工業高校に夜学を残し
ていただいて、その中で子供たちに、要するにまだ自分の進路が決まらない、模索中の子供
たちが耕作機械さわってみたり、あるいはデザインの勉強を試してみたり、電気の勉強をし
てみたりができるのが池田工業高校なんです。そういう中で、ぜひ夜学があるということを一
つのこれは何ていうか宝なのかな、私たちのころは大町北高に夜学がありました。それで、
なぜかしら池田工業高校に夜学が来ました。池工にもありました。これが1つになるで、当
然大町に行っちゃうのかなと思ったら、池田工業高校に残りました。それと、先ほど町長言
われたこの長い大正からの歴史の中で、池田町は池工とともに歩んできた場所があるかと思
うんです。ぜひその部分、何とか残してもらえないのかとひとつ思います。

それと、意見はいいですから、町長これ、池田工業高校専攻科2年設置の要望書って2万
5,000通、町長名で穂高、松川、池田と2万5,000人の署名、これ教育委員会に提出しました
よね。この結果というのは、教育委員会は何も町側には言ってこないんですか。町長名で出
ていますんで。どうなんでしょうか。それを教えてください。出して終わりということですか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今、専攻科設置についての要望の署名の提出という、その結果どうか
という御質問でありますけれども、これもこの高校再編に絡んでこの案件も絡まれてくるも
んですから、県教委として簡単に結論が出せるということでもありません。この再編の議論
の中で、この専攻科についても十分議論されてくると思います。どんな形でこれが具体化す
るのか、これから見守るというよりも、私もこれを主張していかなくちゃいけないと、そう
いうことで考えております。

ということで、県から具体的な答申みたいなものはありませんので、それはここでお話し
しておきます。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔 6 番 矢口新平君 登壇 〕

- 6 番（矢口新平君） ぜひ、この中で専門科、デザイン女子生徒を希望する、デザインの部分もやっていますんで、ぜひこの辺もまた池田町の住民の強い要望があるということを町長の口からきちんと言ってもらいたいと思います。ただ、町長、言ったとおり、もう来年の3月には第1次策定できますんで、それまで声を大にして言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、私のこれは希望というか夢というか、この専攻科と絡めるんだったら、これは定時制高校を絡めて、ぜひ専攻科と定時制を絡めて、池田に夜の部だけでも置いてもらうような、もう本当に身を切らせて骨切るくらいの覚悟で町長やってもらわないと、これ選挙公約になります。本当に。やるかやらないか、町長しっかりやってもらいたいと思いますが、これで終わりにしますんで、強い意志を、町長のわけのわからない言葉じゃなくて、やる、やらないで答えてほしいといただきます。

- 議長（倉科栄司君） 甕町長。

- 町長（甕 聖章君） 今までいろんなお話ありましたが、池田工業高校が池田町にあるという存在意義は十分主張できる要素は十分にあります。一番懸念されるのは、これだけ地域と密着してきている。その中で技術者が育ってきているという現実是否定し切れないと思いますし、これが場所を移ることによって、このきずなが切られていくということも事実であろうと思います。

そういう点では大いに主張して、ここの池田の地にこの学びの場、技術学びの場を何としても確保する、残すという方向でこれから主張してまいりたいと思います。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔 6 番 矢口新平君 登壇 〕

- 6 番（矢口新平君） それでは、町長にお願いをして、我々も主張できる限り、また一生懸命協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また最後、あした大出議員がまた違う角度で振興会会長としての、定時制の会長としての同じようなことがあるかと思いますが、またよろしくお願いいたします。

それでは、2番目に入ります。

高齢ドライバー、括弧して75歳以上と書いてありますが、高齢ドライバーということの中で、重大事故が全国的に社会問題になって、連日新聞でも取り沙汰されています。大北地域

でも、高齢を理由に運転免許証の返納者が増加をしています。平成30年1年間の75歳以上の免許返納者は225名で、全体の90%以上であります。平成26年の65名からは160人もふえています。すみません、75歳以上です。大町市では、申請者112名に対して市民バスの乗車券を48回分1年間だけ交付をしています。池田町では、150円分の22枚つづりを4冊無料で配布をしているとしています。大北全体の75歳以上の免許保有者は、右肩上がりにふえています。平成26年4,181名だった免許保有者が、平成30年度は5,032名となっていて、大北圏内の交通事故のうちの半数が高齢ドライバーです。

そういう中に、池田町は交通の便が大分悪いと、そういう中で、免許の返納には、交通弱者、買い物弱者をさせない対策が必要だと思います。あづみ病院に通うにも、タクシーだと月4回、5回行く中で何万円もかかるという現実があり、また、巡回バスも停留所も家から離れていて歩くのが大変だというのが現実であります。町として、具体的な対策は考えているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

それで、先ほど蜜澤住民課長言われた大口議員の質問の中で、補助装置、サポートSに関しては、坂城町が100万円の予算でサポートブレーキシシステムが1つついていれば2万円、もう一つついていればプラス1万円ということで、100万円の予算でもう3万円の補助というのを出しています。ということは、どうして言うかということ、坂城町より池田町のほうが交通の便が悪いんです。そういう中で、よその町にあわせてとか、もうちょっと機械の性能がよくなっていうんじゃないくて、万が一の、100回に1回の事故が減れば町長の言われる交通事故が少ない町という中であると思うんです。ぜひそんな空想じゃなくて、物を見て、しっかりさわってみて答弁をしてもらわなきゃ、そんないい加減な答弁じゃ多分だめだよ。松川がやっていませんからやりませんなんてこと、どこかの課長みたいに言っちゃだめだよ。

それと、要するに、北信免許センターでは、保健師がその人に寄り添った、今度は福祉課の話で、保健師が相談に乗りながら免許返納を勧めているというんだよね。その人の家庭事情とかいろいろの中で、もう返したほうがいいのかという、私も最近何名か免許返したという人聞いているけれども、本当にやっぱり1年ぐらいかかってやめている。今まで免許持っていたんだけど、家族に言われて、それとかあるいは、ちょっとした接触事故で家族中に反対されて免許を返すとか。そんなような本当に大きいことになったら大変だということを出しています。

そういう中で、町としても、何か援助をしてやっていく必要があると思います。池田町広いですから、1つの願いは、保健師さんの要するに寄り添った相談を受けるのと、あるい

は運転経歴証明書というのを警察で発行してもらって、それを町の住民課へ持って行ってやるとバスの無料券をくれるということで蜜澤課長いいんでしょう。要らない。それで、これには警察で見たら1,100円かかるんだよね。大北で、大体池田町で29人、30人ぐらいなんです。多分免許返納している中で。そういう中で、まだそれより減るのは、このバスの1年だけの有効の4枚つづりをやるなんて人はその半分ぐらいだと思うんだよね。だから、その運転経歴証明書の交付を町として、町長、1,100円負担ができないかというのを提案をいたします。

それともう一個、すみません、巡回バスのルート、これもやっぱり新しい道も今車庫でできていますよね。病院からかえでまで行く。そういう中で、それと要するに、ちょっと100メートル歩けない人もいるもんで、ちょっと路線を1つ上へ上げただけでも時間的には変わらないと思うんだけど、高齢者のいるところってあるじゃん。そこをちょっと50秒か30秒違うだけだから、そこを回れば、今度巡回バスももうちょっときめ細かに、それはやっぱり住民の要望とかを聞いた中で、大学生に聞くじゃなくて、住んでいる人が、お年寄りがここら辺に5人いりゃあ、ここら辺にとまりゃあ来られるかなというのを、やっぱり寄り添ったような巡回バスにしていってもらわないと、もうちょっと時間がかかってもいいから、高齢者、巡回バスはそんなに時間できっちともっと早く動くなんてことよりも、5分おくれても10分おくれてもちゃんと着きゃいいんだから。そこら辺、住民課長、きちんとやってもらいたいと思いますがどうでしょう。

それと、またデマンド交通、福祉タクシー、民間タクシーなどありますんで、その辺も町として何らかの対策を打ってもらう必要があると思うんですが、これ全部ひっくるめてよろしく願いいたします。誰が答えてくれるの。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 交通についての御質問ですけれども、先ほどもございました。また、今回が初めではありません。何回も御質問いただいておりますが、先ほど御答弁させていただきましたように、今、運行会社のほうと非常にどんなふうに対応するか検討しているところでありまして、そのタクシー券、あるいはバスの件についても含めまして対応を検討しているところであります。さっきお話しいたしましたように、今年度中には何らかの形でお示ししていきたいと思っております。

そんなことで御理解いただきたいと思いますが、ただいま御質問のありました細かなことにつきましては、住民課長のほうから答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、何点か御質問いただきました件について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

初めに、運転適性相談につきましては、専門的な運転という部分になりますけれども、町では地域包括支援センターが寄り添いまして、医師のほうと相談をしてアドバイスをしているという状況でございます。

また、国では、6月に高齢運転者の交通安全緊急対策をまとめまして、運転適性相談のさらなる充実を行うというふうにしております。

続いて、運転履歴証明書の交付に関しましては、公的な本人確認書類として、運転免許証にかわる運転履歴証明書については、発行するために1,100円の手数料が必要となってきます。先ほどもちょっとお答えしましたが、バスの回数券の交付については、この運転履歴証明書は必要ございません。交番で手続きをしていただいて、そのまま役場のほうに来ていただければ交付しているような状況でございます。

公的な本人確認書類といたしましては、マイナンバーカードがございます。発行に費用はかかりませんし、今後は健康保険証としての機能も持たせることが予定をされております。町としましては、マイナンバーカードを取得していただくよう御案内してまいりたいと思います。

それから、巡回バスのルート変更の関係でございます。運行ルートの変更については可能ではあるんですけれども、運輸局の変更認可と、それに先立って町の地域公共交通会議での合意が必要となってまいります。ですので、頻繁に変更ということはちょっとできない状況です。また、営業距離が伸びるようなことになると、全体の運行にも影響が出てまいりますので、場合によってはできないということも考えられますのでよろしく願いしたいと思います。

それから、デマンドとか福祉課タクシー、民間タクシーなどの交通方法も検討、町が前面に出て考える必要があるという点につきましては、町としては移動手段を確保するための施策を検討、実現するために、運輸支局や県、交通事業者などで組織する地域公共交通会議を設置しておりますので、町営バスを中心とした町の交通施策につきまして十分検討し、交通弱者対策を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔 6 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 6 番（矢口新平君） 蜜澤課長、要するに、巡回バスに関しては、ちょっと困っている人の意見を聞いたら。頭で考えないで、今現に困っている人がいるわけです。あづみ病院に来るのに3,000円もかかって往復で6,000円かかると、そういう現状があるもので、それじゃあ俺たちだったら200メートル歩けばそこにバス停あるじゃないかっていうけれども、その200メートルが歩けないからタクシーで行くんだよね。そういう人たちの本当の声というのを聞いたほうがいいと思います。

それと、今デマンドといってもいろんな方法があって、福祉タクシーも使えるし、先ほどの運転免許証の運転経歴証明書を先ほど町長言われたように、年に何回かは30%なり5割見るというのをやっていただければ、それだけでも年金生活の人は助かるわけ。

それと、要するに、今池田町に住んでいて、このバスを利用できなくてタクシーを利用している人というのはわかるので、じゃあその人たちにどうすりゃいいですかという話を住民課長が直に聞いて、じゃあこれは福祉タクシーのほうがいいのかな、民間のタクシーのほうがいいか、デマンドがいいかという、デマンドだってしっかり勉強してもらいたい。ただ面倒くさいからとか、人がいないからというあれじゃなくて、ぜひデマンドだっていろんなお金のかからない方法もあると思うんです。それをもうちょっと掘り下げて勉強していかないと、役場は何をやっているんだという話の延長になるかと思うんですが、幾らかちょっと町長、暮れまでの間にいろんな施策をやるというから、課長、きちんとそこら辺、声を聞いて歩いて、それで自分で体験してみて、具体的にじゃあどうしようというのを12月に出してもらいたいと思いますが、蜜澤課長、どうでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 現在、健康福祉課のほうと一緒に話し合いもしているんですけども、バス停まで遠かったりということで不便な方の需要について把握をしている最中です。12月に結論というのはちょっと難しいかなと思うんですけども、そういった需要の調査も踏まえて、町営バスなり、ほかの施策もありますので、複合的に考えて対応をしてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

質問の許可をとってください。

矢口新平議員。

〔 6 番 矢口新平君 登壇 〕

- 6 番（矢口新平君） まず、しっかり声をきいてもらいたい。困っている人の。ぜひ池田町に住んでよかった、本当に手厚い介護を保障してくれると言われるように、たまたま池田町に立派なあづみ総合病院というのがありますんで、それを中心として、いろんな意味で皆さん、心の休みになっていると思いますんで、ぜひ課長、いつまでにと言われると無理だとかじゃなくて、まずできることをやってきちんと答えられるように、また12月きちんといろんな議員から質問出るかと思いますが、ぜひ住民課長ですから頑張ってください。

それでは、時間がありませんので、池田あっぱれについてを議題としたいと思います。

毎年、年中行事となり、町を挙げて一大イベントとして定着してきました。こんなにたくさんの方が池田町にいたのかと思われるくらい若者が湧き出てきます。しかし、回数を重ねるにつれてマンネリ化が見られるのではないのでしょうか。来年から場所も変わるようで、この辺一度リセットしてみる必要も感じます。さらに、踊りの連も、先ほど矢口稔議員の中で言われたとおり少なくなっていると思います。盆踊り、あるいは小学校、中学校の子供たちも参加のできるような誘致をしたらどうかというのが私の提案で思います。これについて、じゃあお願いします。

- 議長（倉科栄司君） 甕町長。

- 町長（甕 聖章君） 池田あっぱれについての御質問ですが、先ほどもありましたけれども、私もそういうことで、これはいいチャンスだなと、というよりもこれを生かさなきゃいかんということで考えております。交流センターで行うという方向がほぼ固まりましたので、先ほど御指摘いただきましたように、早速に実行委員会を立ち上げまして、どんな体制で臨むか検討したいと思いますが、これはあっぱれについて言いますと、やっぱり踊りを盛り上げるということが1つのテーマでありますので、ここでもってずっと連が減ってきているところについて、大変町民の皆さんが寂しいという言葉も聞かれます。ぜひその御指摘のように、いろんな組織、団体に声をかけて、連の参加を呼びかけるということが大事なかと、企業も本当に参加が減ってきてしまいましたので、何らかの工夫をして参加していただけるようなことで取り組んでいただきたいと思います。

また、ぜひ議会の皆さんにも1連つくっていただきまして、参加をお願いしたいと思います。リーダーはちゃんといますので、よろしく願いいたします。

大いに議会、町民、町、または住民の皆さん合わせて、力を合わせて盛り上げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 矢口新平議員。

〔 6 番 矢口新平君 登壇 〕

○ 6 番（矢口新平君） あっぱれについては稔議員も言いましたんで、ぜひ我々も何らかの形で協力をして、何とか盛り上げていきたいと思います。

ただ、私がずっと思っているのは、300万円でしたっけ、予算。イベント費用。幾らだったっけ。何か内容から出てきた金額じゃなくて、いつも300、300、ワイン祭りも300という、本当にこれ使わなきゃいけないというような予算で、本当に予算から組み上がってきた内容ではないような気がしています。ぜひ宮澤課長、担当になりましたら無駄なお金を使わないように、また、最大限の効果があるように考えていただきたいと思います。

また、これの中で私ちょっと思っているんだけど、池田町は昔ハーフマラソンというのがありました。それとか南こうせつのコンサートも何年もやったよね。それと町民、先ほどの運動会。やっぱりやめているやつもあるんだよね。だから、何でもかんでも予算をつけてやらなきゃいけないじゃなくて、もっと精査、反省をして、やめる勇気も一つなんだ。何でも去年やったから、おとしやったから、予算があるからじゃなくて、もうちょっと反省会を踏まえた中で、やめるものはやめて、また新しく起こすものは起こしていかなきゃ、時代とともに過去の風物詩をやっているわけじゃないんだから、本当に昔から長く続けているのは、池田の八幡様のお祭りだけです。だから、どこでもやらなきゃいけないというのは、私個人の意見としては、時代とともに変えるものは変えていっていいというふうに思います。

きょうはすみません。一般質問じゃなくて私の意見を言わせていただいちゃいましたんで、この辺でやめます。

どうもありがとうございました。

○議長（倉科栄司君） 以上で矢口新平議員の一般質問は終了しました。

松 野 亮 子 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

5 番に、1 番の松野亮子議員。

松野議員。

〔 1 番 松野亮子君 登壇 〕

○ 1 番（松野亮子君） 1 番、松野亮子です。

9 月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

私の最初の質問は、農作物の猿被害に対する町の総合的対策についてです。

広津、堀之内、中島近辺で猿が頻繁に出没し、農作物の食害や、物品の破損などの被害が深刻になっております。中島では月に五、六回、堀之内では 8 月だけで猿の群れが 8 回もあらわれて、農作物がひどい被害をこうむっております。広津では、畑の被害だけではなく、車のワイパーやアンテナを折られたり、庭の花や木を折られて食べられてしまったり、積んであったまきを落とされたり、屋根の瓦を落とされたり、猿の群れが家の前にたむろしているために、外出した後に怖くて家に入れないなどという経験をお持ちの方もいらっしゃると思います。

大町市では、信州大学農学部 泉山教授の指導のもとで、発信機を猿に取りつけ、生態調査を行いつつ対策を講じています。池田にあらわれる猿の群れは、大町と池田の間を行き来しているとのこと。なので、猿による被害を防ぐには、大町市との連携が非常に効果があると思われます。大町市では、行政と住民の協力で猿対策に取り組んでいるとのこと。猿対策は、行政の対応と地域の住民の協力があって初めて成功するようです。猿を捕獲して、発信機を取りつけるのは、住民がやるのは無理です。自治会だけでは対応が無理な面は町がやり、町では対応できない部分は住民がやるというような形で、お互いに協力しながら進めていく必要があるかと思います。

堀之内では、自治会が中心になりまして、ラインを利用した住民同士の連絡網、堀之内猿追い協力隊というのをつくって対策をとるための準備を進めております。

現時点では、被害地域は池田の北部に限定されておりますが、今後、被害地域が拡大して、例えば南のほうのブドウ園が被害に遭ったりですとか、あと小さい子供が襲われるというような事態が起きないとも限りません。そのような事態になる前に早急に対策をとる必要があるのではないかと考えます。

まず、現時点でどのような猿被害対策をとっているかをお聞かせください。

○ 議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

〔 産業振興課長 宮澤 達君 登壇 〕

○ 産業振興課長（宮澤 達君） それでは、松野議員の、現時点でどのような猿被害対策をとっているかの御質問についてお答えします。

東山の山麓地帯は急峻な地形であり、猿の侵入防止が困難なことから、おりでの捕獲やロケット花火、爆竹などでの追い払いを行っています。ロケット花火、爆竹は住民にも配布をしています。

捕獲については、おりが旧式で作動しない。または、おりの外から餌のみをとられてしまう状況で機能しないことが多く、なかなか捕獲ができない状況であります。

今年度は、他市町村で捕獲実績のあるおりを1基購入するため、メーカーに発注していますが、受注生産のため、今月中に納品の予定であります。また、鳥獣被害対策自治体によるパトロールも随時行っております。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 大変失礼いたしました。

ロケット花火ですとか爆竹は、もう全然猿のほうがなれてしまって効果がないという話は聞いております。

これ以上猿の被害が拡大することのないように、総合的な対策をとる必要があると考えますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） 猿の群れは、雌猿を中心に形成され、雄猿は雌猿を探して移動し、ある程度の大きさの群れになると、群れが分かれて別の場所で群れを形成するため、生息範囲が広がっていくと言われています。

被害拡大を防ぐためには、猿の生息域、行動範囲などを特定し、群れが分かれないう群れサイズを小さくするための捕獲や、追い払いが有効に行われるよう総合的な対策が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 現時点では、大町での話を聞くとすると、池田の猿の群れは1グループだということなんですけれども、餌が、要するに人間が食べるものを食べていることによって、非常に繁殖のペースが早くなっているというふうにも聞いておりますので、このままこの問題を放置しておきますと、群れの数が増えて、被害がさらに深刻することが非常

にあり得ると思いますので、早急な対策が必要だと思うのですが、総合的な対策を立てて、それを実施するには、外部の専門家の助けが必要で、猿の拠点になっている大町市、地元住民との協力関係が必須であるというふうに考えます。

総合的対策の策定のために、例えばコンサルタントの助言を受けたり、必要な機器購入ですとかシステム構築のための財政的な措置の検討が必要ではないかと思います。町の方針をお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、御質問にお答えをします。

猿被害を防ぐための生息域、行動範囲等の調査、有効な個体数調整方法、追い払い等を行うためには、専門科の助言や地域住民の協力が必要であり、これらを実施するための機材購入や活用、管理方法等の仕組みづくりも必要であると考えております。

猿に限らず、有害鳥獣の被害は拡大しており、電気柵の設置も進めていますが、設置後の管理も含め、地域の住民と調整しながら総合的な対策を行う必要があり、財源につきましては国の補助金、有害鳥獣対策補助金ですとか猿複合対策補助金等を活用して実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔 1 番 松野亮子君 登壇 〕

○ 1 番（松野亮子君） 総合的な対策をとっていただけるということによかったと思っております。

ぜひとも自治会と協力の上、効果的な対策をとっていただけるようにお願いいたします。

1 問目はこれで終わりいたします。

2 問目なんですけれども、池田町の情報公開条例についてお尋ねいたします。

池田町で制定された情報公開条例では、第 1 条で次のようにその目的をうたっております。

この条例は、町民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し、必要な事項を定めることにより、町民の町政参加を一層推進し、町民の町政への理解と信頼を深め、もって公正な町政の推進に寄与することを目的とする。

池田町情報公開条例第 5 条で、公開請求ができるものとして、次のように規定されています。

（ 1 ）町内に住所を有する者。

(2) 町内に事務所、または事業所を有する個人、法人、その他の団体。

(3) 町内に存する事務所、または事業所に勤務する者。

(4) 町内に存する学校に在学する者。

(5) その他町の行政に利害関係を有する者。

また、同条例施行規則第 6 条の別表にて、写しの作成費用を池田町が設置する電子複写機により作成する場合は、写し 1 枚につき 20 円と定められております。

近隣の市町村でどのように決まっているかを調べてみました。公開請求ができるものの範囲に関しましては、例えば安曇野市と大町市では、何人もこの条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する公文書の公開を請求することができるというふうになっております。写しの作成費用に関しましては、安曇野市、大町市、松川村では、白黒で A 3 サイズまでは 1 枚につき 10 円というふうになっております。

公開請求は、本来誰でもそれをする資格があるべきものだと考えます。したがって、安曇野市、大町市と同様に、誰でも情報公開請求ができるように、条例の改正を検討していただきたいと思います。その点についての御意見をお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、1 点目の情報公開条例の改正について答弁をさせていただきます。

池田町情報公開条例につきましては、国の情報公開法に基づき、平成 11 年に制定をされております。情報公開法では、何人も行政文書の開示を請求することができることとなっております。これは、松野議員のおっしゃるとおりでございます。

近隣の安曇野市のほうに問い合わせをしてみました。以前、合併前は各市町村ごと、池田町同様の各市町村の町村民の方に限定をしていたということでありましたが、平成 18 年の合併の折に条例の全部改正を行ったとお聞きしております。よって、当町におきましても、条例を改正する方向で対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔 1 番 松野亮子君 登壇 〕

○ 1 番（松野亮子君） 改正の方向でということでありありがとうございます。

じゃあ次の費用の件ですけれども、この条例が、第 1 条で規定されていますように、町民の町政参加を一層推進し、町民の町政への理解と信頼を深め、もって公正な町政の推進に寄

与することにある以上は、公開文書の写しの作成費用につきましても、なるべく安く設定しないと利用しにくい制度となってしまいます。せめて安曇野市、大町市、松川村と同額に変更するのが望ましいのではないかというふうに考えますが、その点についての御意見をお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、2点目のコピー費用の関係でございます。

情報公開条例の規則にあるコピー費用につきましては、池田町は現在議員御指摘のとおりA3サイズまでは1枚20円となっております。このコピー料につきましては、情報公開条例に基づくものだけではなく、町でお願いされておりますコピーについては、事業者、また、自治会、個人の方からいただいている料金の金額でございます。コピー料につきましては、再度見直しをしていく方向で対応をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 松野議員。

〔1番 松野亮子君 登壇〕

○1番（松野亮子君） 情報公開条例に関係なくとも、町のコピー料金がA3までは一律20円ということなんですけれども、それは多分今の相場的に考えますと、非常に高いのではないかと思いますので、その点についてまた、ぜひとももっと安価にできるように御検討いただけたらと思います。

以上で私の一般質問は終わりです。

○議長（倉科栄司君） 以上で松野亮子議員の一般質問は終了しました。

散会の宣告

○議長（倉科栄司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 2時54分

令和元年9月定例町議会

(第 4 号)

令和元年 9 月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和元年 9 月 1 8 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	松 野 亮 子 君	2 番	大 厩 美 秋 君
3 番	中 山 眞 君	4 番	横 澤 は ま 君
5 番	矢 口 稔 君	6 番	矢 口 新 平 君
7 番	大 出 美 晴 君	8 番	和 澤 忠 志 君
9 番	薄 井 孝 彦 君	1 0 番	服 部 久 子 君
1 1 番	那 須 博 天 君	1 2 番	倉 科 栄 司 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	宮 崎 鉄 雄 君
企画政策課長	丸 山 光 一 君	会計管理者兼 会計課長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事務局長 塩川利夫君 事務局書記 矢口富代君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、昨日もお願いいたしましたが、発言する際はできるだけマイクに向かってお話しいただきますようお願いいたします。

一般質問

○議長（倉科栄司君） 日程 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

薄 井 孝 彦 君

○議長（倉科栄司君） 6 番に、9 番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） おはようございます。

9 番議員、薄井孝彦です。

今回は 3 つのテーマで質問させていただきます。

まず、今月 8 日から 9 日に首都圏を直撃しました台風15号に被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。風速36メートルから58メートルという暴風雨により電柱や電灯が倒れ、千葉県などいまだに停電、断水、通信不能の状態が続き、農業被害も甚大だと聞いております。一日も早い復興をお祈りを申し上げます。

また、先月 8 月26日から29日に発生しました九州北部豪雨水害でも、佐賀県、福岡県、長崎県では48時間雨量で500ミリを超える地域も発生し、広範囲で床上、床下浸水が発生しま

した。このように最近の自然災害は、今まで考えられないような災害が次々と発生しております。豪雨災害も含め想定される災害にどのように対応し命を守り、被害を軽減するか、常日ごろから対策を準備して訓練をしておくことが今求められているのではないかと考えます。そんなことも含めまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番、高瀬川の洪水防止などの防災対策についてですけれども、まず(1)県の最大想定規模降雨量に基づく高瀬川浸水想定及び大雨対策についてお聞きします。

国は、近年、洪水や内水氾濫、これは公共の水域に雨水が排出できないことによる出水ですけれども、などにより現在の想定を超える浸水被害が多発していることから、平成27年に水防法を改正しました。この改正では、想定し得る最大規模の洪水・内水氾濫などに対する避難体制等の充実・強化を図るため、国・県はおのこの分担水域の最大想定規模降雨量に基づく浸水想定区域、水深、浸水継続時間、洪水時家屋倒壊危険ゾーンなどを示し、地方自治体の長はそれらを住民に周知させる措置、いわゆる洪水ハザードマップの作成などですけれども、これを講ずることを義務づけました。

また、市町村の地域防災計画では、洪水・内水氾濫などに対し、洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項、浸水想定区域内に存在する避難要配慮者利用施設・大規模工場等の名称・場所の記載などを定めるとしました。また、洪水ハザードマップの作成では、広域的避難計画の策定も記載されております。

これらを受け、長野県は高瀬川について現行の計画規模降雨雨量、48時間に246ミリの降雨量ですけれども、これに基づく浸水想定区域にかわる、これが現在の今の池田町の今のハザードマップとしてつくられている雨量ですけれども、それにかわる最大想定規模降雨量48時間746ミリに基づく、新たな高瀬川浸水想定区域図を作成し、以降新たな浸水想定区域図と言っていきますけれども、7月に関連市町村を集めて説明会を行ったと聞いています。その概要をお聞きし、また大雨による町平たん部の浸水災害を想定し、改定水防法に基づき町民の命を守るための町の考え方について、以下の事項についてお聞きします。

1番目、新たな高瀬川浸水想定区域図は、計画規模の従来の浸水想定区域図と比べ浸水区域、それから水深などでどのように異なるのでしょうか。例として町役場、多目的研修センターでの浸水水深、浸水時間はどの程度なのか、その概要をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

〔総務課長 宮崎鉄雄君 登壇〕

○総務課長（宮崎鉄雄君） おはようございます。

それでは、薄井議員の御質問にお答えをいたします。

新たな高瀬川浸水想定につきまして、議員のお話のありましたように、長野県よりこのたび10分の1、50分の1、1,000分の1、10年に一度、50年に一度、1,000年に一度及び先ほどのお話に出ております想定最大規模降雨量の説明がございました。既に示されております100分の1、100年に一度の確率の通称L1または計画規模降雨量と呼ばれておりますこれも、先ほど議員の御説明のあったとおりでございます。

町は、これに従いましてハザードマップを作成をいたしまして、住民にその危険性を広報してまいりました。また、指定避難場所等についても洪水警戒区域内の避難所が使用できないことを踏まえ、民間の建物をお借りする中で避難所として協定をする等の対策を進めてまいっております。

今回説明を受けました想定最大規模降雨量は、1,000分の1、1,000年に一度の確率を倍以上上回る、先ほど御指摘にありました数量でございました。その根拠について県を通し国交省に説明を求めているところでございます。説明を受けた新たな浸水想定規模降雨量につきましては、正式な県の告示を受けていないことから、地図の正確な範囲や数字がつかめていない状況でございます。

以上の理由から、先ほどの御質問のありました2カ所の浸水深度、また浸水時間について、現段階ではお答えできかねるところがございますので御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 正式なものが出ていないからお答えできないと、それは理解できます。

一応、そうはいいましても、私も一応大町建設事務所にいつごろ発表するんだというふうなことを聞きにいきまして、一応9月末に発表するんだということで、それと、そのときに担当の人から、相当に厳しい結果が出るということを覚悟しておいてくださいというような意味のことを言われました。

ですので、一応お答えできるかどうか、できれば答えていただきたいと思うんですけども、私の想定としましては、池田町の平たん部全体が大体水深0.5メートルから3メートルぐらい、いわゆる1階部分が浸水すると、その程度の想定がまず考えられるのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 今現在、先日、県のほうから通知が参りまして、9月26日、来週でございますけれども、関係市町村を集めた説明会と意見交換会という形で開催をするとの通知が参っております。こちらのほうで、また町の思いつ的なものも含めてお話を申し上げようというふうに思っております。

確かに、大まかな示された図面を見る限り、やはり議員御指摘のとおり本当に50センチから3メートルという幅広い範囲での浸水想定だよというお話になってきておりまして、3メートルといえ、やはり、もう2階にまで浸水しかねない想定でありますので、これが絶対ないとは言えないということでありまして、町も今後これに対応すべき、もし告示がなされた段階では対応していかなければいけないというふうに思っておりますけれども、現在の段階で申し上げられるのはその程度でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 大体そんなような話だということで、ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

2番目に、新たな浸水区域想定図に対応し、土砂災害も含め、町は新たなハザードマップの策定が求められます。どのように考えますか。

また、内水浸水想定区域に指定されていれば、内水氾濫による浸水想定時図の作成も義務づけられております。これは水防法の第14条の2に該当した場合です。その内水氾濫による浸水想定もハザードマップに加えていくのか、あわせて町の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、お答えさせていただきます。

新たなハザードマップの作成についても、先ほど申し上げました県の告示が為された後に、高瀬川流域の近隣市町村の考え方もありますので、作成の時期や住民への説明は近隣市町村と協議をする中で進めてまいりたいと考えております。

また、内水氾濫につきましては、用排水路等の水位観測所が現在ございません。ハザードマップでは具体的な数字で示すことが今のところできておりません。町としましては、内水氾濫の場合の避難勧告等の判断基準として、長野県砂防情報ステーションの雨量情報、また町が設置しておりますボテカでありますけれども、4カ所の雨量観測所のデータを観測して長野地方気象台との情報等の連絡をするなどして、新たに設けられました警戒レベル3以上

を発令することになっているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 一応、近隣市町村と連携をしてということでございますけれども、生坂村が犀川の上流なんですけれども、それがもう3年前に一応最大想定雨量というもので国から知らせを受けて、ことし村民に対してハザードマップをつくりまして、一応その説明会をやって、村民の方、個々どんなような対応をしていくのかということを決めていただくという説明会をやるそうです。ですから、一応3年かかっているわけですね、発表から。

ですから、そのくらいのところが多分、当然土砂災害も入りますし、今はっきりと内水氾濫のことについてちょっと言及されませんでしたけれども、当然それも考えなければいけないと思いますので、そういうことも含めて一応なるべく早目につくっていただいて、それで説明持っていったきたいというふうに思います。これは要望です。

ただ、災害はいつ起こるかわかりません。それで大雨災害がこれから来るというようなときに、やはり恐らく近いうちに、県も恐らく最大想定規模降雨量の想定図というものをホームページにアップしていくと思います、これは。ですので、町民の方がその情報をとりあえず知って、自分はどこに逃げたらいいんだということを個々に考えていくためにも、その県のホームページの最大想定規模の降水量の浸水想定図を町のホームページの防災の欄にリンクしていただいて、町民が知らせるような措置をとりあえずとっていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 県の告示が済みましたら、町のホームページにおいても県の最大想定浸水区域のページにリンクして、県でも当然県民の皆さんにお知らせしておりますので、町としても町民の皆さんにはわかりやすくと申しますか、県の情報を改めてお流しすることによって現在考えております。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） ありがとうございます。ぜひそういう方向でよろしくお願いいたしますと思います。

次に移ります。

3 番目、大雨による平たん部の浸水被害が水深0.5メートルから3メートルを想定した場

合、これは先ほど課長の答弁で新たな浸水想定にほぼ該当するという事だと思えますけれども、その場合、従来の指定緊急避難場所、それから指定避難場所の見直しが必要になると考えられます。また、町民の命を守る観点から新たな避難場所・緊急避難場所あるいは避難所の確保や在宅避難、垂直避難とも言えますけれども、広域避難などについても検討をせざるを得ないと考えます。この点についての町の考え方をお聞きます。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） ただいまの避難所、避難方法の見直しが必要との御質問でございます。

従来の指定緊急避難場所及び指定避難場所を否定するものではありませんので、避難所の新たな追加は考えられますが、避難方法として空振りを恐れない早い段階での避難勧告等を発令したいと考えております。現在の100分の1計画規模降雨量を基本に考え、それ以上と判断した場合には、さらに早い段階で避難を呼びかけることになります。もちろんその場合には広域避難も視野に入れることとなってまいりますので、現在そのように考えておるところでございます。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 今、指定緊急避難場所、それから指定避難場所というのは計画降水量に基づくものですので、最大想定量になった場合、全面的に浸水となった場合、現在の避難所というのは2階では使えるけれども1階は使えないという形になりますので、従来の避難人数ですか、それでは対応できないということも考えられます。

ですから、早目にハザードマップをつくっていただいて、それで避難場所としては従来として、それは使わざるを多分得ないと思えますので、この程度収容できると。それで、当然、自宅避難、垂直避難というのもありますし、あるいは浸水されない近くの親戚のうちに避難するだとか、広域避難とか、そういういろいろな方法があるということを説明した上で、皆さん方にどういう避難をしていただくのかというのをやはり個々に把握して、その地域における避難所が足りるのか足りないのかということをやはり明確にする必要があると思うんですよね。その上に立って、やはり広域避難とかそういったことを考える必要があると思うんです。

全国的に見ますと、これは埼玉県加須市ですね、これはもうほとんど全域が浸水になってしまいます。それでもう広域避難しかないということで、加須市から11キロ離れた茨城県板

倉町だとか、あるいは栃木市、これは27キロ離れているんだそうですが、そういったところまで、もうバスでもって避難するということを先方の市町村と連携して、それで避難訓練までバスでやっていますので、こういった取り組みもぜひ今からその人数足りるのかどうかということを把握した上で、ソフトの対策として検討していただきたいというふうに思います。

それから、これは愛知県の飛島村にあります拠点避難所なんですけれども、この飛島村というのは伊勢湾の河口にありまして、伊勢湾台風が来た場合とかそういう南海トラフの地震が来た場合3メートルくらいの浸水になるということを想定して、歩いていける範囲は2キロだということで2キロ以内に避難所を全部設けると。村内9カ所、小さい村ですけれども、国のお金を利用して村内9カ所に、こういう指定避難所を既につくって、そういう体制を既にとっております。これなんか見ていただいても、この自家発電がもう屋上にありますし、それから身体障がい者もこういうところでは車を押して避難できるというような、そういうところまでできていますので、これは国との連携でなければできないと思いますけれども、そういった自治体もありますので、そういったソフト、ハード両面から、ぜひ今後検討をしていただきたいと思います。

そんなことで、次の質問に移りたいと思います。

4番目として、大雨による町平たん部の浸水災害、0.5メートルから3メートルを想定した場合、役場の1階が浸水し、地上にある非常用自家発電機が使用できなくなると。また、役場庁舎1階のパソコン機器も使えなくなるなど、役場機能が果たせなくなる可能性があります。この辺についての町の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） この点につきましては、議員の御指摘のとおりであろうかと思えます。

新たな浸水想定区域の告示をもって対策を検討してまいりたいというふうに考えております。これにつきましては大変な経費がかかるものと考えられますので、浸水区域に入った場合においては、その浸水の深度等を慎重に見きわめて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 検討していただくということでいいかと思うんですが、茨城県

境町というところが、7.15メートルまで役場の庁舎が水没するということで、役場の横にいわゆる、こういう緊急避難場所的なタワーをつくりまして、ここに自家発電を移したり、あわせて避難場所としても利用できるような、そういう形で役場庁舎とあわせて約1,000人の人が避難できるような、そういう措置をとっているというところも既に出てきておりますので、そういったところも含めて検討していただければと思います。

次に移ります。

5番目、大雨による町平たん部での浸水災害を想定して、町は町民あるいは町内にある事業者などの避難対策、減災対策について説明会を開催する必要があると考えます。この点についての考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） こちらについても、現在でもハザードマップについての広報等は行っておりますけれども、この最大想定規模降雨量の告示等を受けまして避難対策、減災対策をさらに強化していきたいというふうに思っております。

浸水想定の数値や範囲は広く、深くなることと想定されます。その危険性についても広報をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） よろしく申し上げます。

関連してちょっと聞きたいと思うんですが、例えば台風襲来、それに備えて大雨の場合、事前にどういう準備をしておくかということでタイムラインというのがございます。これは町の場合は準備のタイムラインについては既に策定されているのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 現在の段階では、明確なタイムライン的なものは策定がなされておりませんので、そこも含めて新たな今回の想定降雨量もございます。さまざまな災害がございますので、タイムラインのほうの整備も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） よろしく申し上げます。ぜひつくりましたら、ぜひそれをホームページ

ジでアップしていただいて、町民や自主防災会でも参考にできるようにしていただきたいと思います。

最近、国土交通省が推奨しているのがマイタイムラインというものでございまして、これはそういう台風が来る場合、自分自身がどういうふうな行動、準備をするのか、どこへ避難をするのかということを、あらかじめその調査用紙にみずから記入するということで、要するに命をつなげる方策をみずから考えていくというよう、そういうのが国のほうで説明会が始まっております。ですので、ぜひこれから新たな浸水想定に基づいて当然町民説明会をやっていくと思いますけれども、その中でこのマイタイムラインという考え方も導入していただいて、その辺を明確にさせていただくようお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

6 番目、降雨量に応じた災害対策を立てる上で、計画規模降雨量と最大想定規模降雨量の中間的な降雨量、以降、中間的な降雨量と申しますけれども、すなわち犀川上流部最大想定規模降雨量48時間396ミリ程度の降雨量に基づく高瀬川浸水想定区域図も必要と考えます。町は、県に中間的降雨量に基づく高瀬川浸水想定区域図の策定を要望してほしいと考えます。この点についての考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） ただいまの御質問でございますけれども、1,000分の1については高瀬川の場合48時間で332ミリと聞いております。

Ｌ２ 想定最大規模降雨量につきましては、県がホームページ等で示すものと理解しておりますけれども、1,000分の1についてもこちらが示されない場合においては、こちらのほうも要望を町として、県にしていまいりたいというふうに考えております。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 48時間の、今332ミリという話が池田町の場合はそうだというふうに聞いているんですけれども、いわゆる高瀬川の上流と下流は犀川に続いているわけですから、それとの整合性をとる意味で、ぜひ396ミリということをあわせてやっていければ両方とも整合性がとれますので、ぜひそのようなことで要望をお願いしたいと思います。

次に移ります。

2 番目に、高瀬川洪水防止対策についてですけれども、(1)高瀬川中之郷堤防修復工事の早期実施及び高瀬川の流木・立ち木・土砂除去についての進捗状況について。

昨年の12月議会の一般質問で、私は高瀬川による洪水防止対策として、中之郷堤防の修復工事の早期実施及び高瀬川の流木・立ち木・土砂の早期除去を進めるよう県に要望してほしいと要望いたしました。町は、県に要望していくと答えていただきました。その後の県の進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、高瀬川中之郷地区の災害復旧工事と高瀬川の流木・立ち木・土砂の除去についてお答えいたします。

昨年7月6日に被災した高瀬川中之郷地区の堤防護岸につきましては、県による応急工事が昨年8月に行われ、その後、国の災害査定を受け、昨年11月に本復旧工事が県より発注され、令和2年2月末までの工期で工事が行われております。この工事はコンクリートブロック張りによる堤防護岸の復旧で、現在のところ約8割方の進捗で、本年10月末ころには完成の見込みであるとのことであります。

なお、同じく被災した内鎌のマレットゴルフ場、高瀬川大橋上流及び下流のアルプス広場の低水護岸の復旧工事は本年7月末までに全て完了しております。

次に、高瀬川河川内の流木・立ち木・土砂の除去につきましては、本年7月に、県において防災安全交付金、総合流域防災緊急対策事業による工事が発注になりまして、今年度の工事箇所は十日市場地区の高瀬橋上下流での立ち木除去と、中之郷地区での堤防護岸の復旧工事箇所から上流にかけて立ち木除去と河床の整理を、令和2年5月末までの工期で河川内の中州に繁茂する樹木の除去、面積で8万2,500平方メートル、中州の土砂4万3,400立方メートルを両岸に移動させ河床を整理する工事の内容となっております。この事業は、国の防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策の一環で行われるものでございまして、県では来年度に引き続き、高瀬川上流域でこの事業が計画されておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 工事、中之郷あるいはその立ち木の流木について、実際工事が始まったということで、非常に私もうれしいと思いますし、やはり県に要望していけば応えてくれるんだなということで、大変今後もやはりそういうことで要望していけば改善につながっていくのではないかとということで、要望していくことが重要ではないかなというふうに感じま

した。

そんなことで2番目の高瀬川の洪水防止対策について移ります。

高瀬川の洪水防止対策として、土砂・砂利を川の外に出し、高瀬川の容積を大きくすれば洪水防止に役立つと考えます。その方策として、高瀬川での民間業者の砂利採取を許可すれば、税金を投入することなく土砂・砂利の排出ができ、民間業者も助かるかと思います。町は、県に高瀬川の洪水防止対策として、県の管理のもと高瀬川での民間業者による高瀬川砂利採取を許可し、高瀬川の容積を大きくするよう要望してほしいと考えます。町の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 丸山善久建設水道課長。

○建設水道課長（丸山善久君） それでは、洪水防止対策として民間業者による砂利採取についてお答えいたします。

高瀬川は昨年7月の大雨による増水で堤防護岸及び低水護岸が被災し、中之郷地区では非常に危険な状況になりました。この災害の要因の一つとして、河川中央付近に土砂の堆積で中州を形成し、樹木が繁茂することで河道が阻害され、本流が直接堤防に当たることにより被害が発生したものと考えられます。薄井議員お話のとおり、河川内の土砂、砂利を河川外へ搬出できれば高瀬川の河川断面が広がり、洪水予防につながるものと思います。

町としましても、毎年行われる県の現地調査や県との懇談の折には、河川内の立ち木の除去と中州を形成する土砂の除去をお願いしておりますが、今年度から来年度にかけて河川内の立ち木の除去にあわせ河床整理も実施されることから、事業実施による高瀬川の状況変化を見ながら、民間業者による砂利採取の活用も含め、引き続き県に河川整備の要望をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございます。ぜひそのようなことでよろしくお願いいたします。

3番目、(3)避難所運営マニュアル、自主防災組織運営マニュアルの説明会の実施について移ります。

昨年の12月26日に、町は避難所運営マニュアルと自主防災組織運営マニュアルを公表しました。自主防災会ではこれらをもとに、よりよい充実した活動ができるように、自主防災会の役員や町民を対象に両マニュアルの説明会を行ってほしいと思います。また、洪水時の避

難として在宅避難、垂直避難の重要性がさらに増すと考えられます。在宅避難の生活方法についてもあわせて説明していただきたいと思います。町の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） このことにつきましては議員先ほどおっしゃられましたように、平成29年6月にマニュアルを策定をいたしまして、昨年12月に改訂を行い、ホームページにおいて広報をしまいいっております。

また、昨年の策定時に、33自主防災会に半年にわたって説明会を実施してきております。避難所の施設関係者と役場避難所担当課も同席し、その運営について説明をしてきた経過があります。その後、各自主防災会長がかわられる折には、避難所運営についての、避難所ごとに運営委員会を立ち上げてもらっておりますので、引き継ぎをしていただき、特に学校が避難所となっている地区については、学校関係者と顔合わせを年度初めにさせていただくようお願いをしているところでございます。

昨年10月には福社会館が避難所の指定から外れたため、新たに避難所の地区指定をいたしました。該当の12地区自主防災会長に説明会と避難所運営委員会を開催をしていただき、運営を検討していただいております。

また、自主防災組織運営マニュアルでございますが、ほとんどの地区で組織運営ができてきているとお聞きしておりますので、規定等マニュアル形式のものの提出を7月の自主防災会連絡会議においてお願いしたところでございます。

前回の定例会において横澤議員より地区防災計画の作成について御質問がありましたが、まず自主防災組織運営規約等をつくっていただく中で進めていきたいと考えております。

議員の御指摘の在宅避難の重要性については、今回、地震総合防災訓練の折に掲げていただくため配布しました「無事ですエコバッグ」がそのものであります。配布時に説明書きにも記載しましたが、自宅が安全と判断した場合の在宅避難を含む「無事ですエコバッグ」ですので、今後もあらゆる機会を通じて広報していきたいと思っております。

特に一時的な在宅避難に限らず、長期に避難生活をしなければならないときは、在宅避難の方々も在宅避難者名簿を記入することによって避難者となりますので、非常用物品や食料等の配給も受けられることとなります。

10月26日には、県と合同による避難所運営訓練を計画しております。在宅避難の判断や重要性についても説明をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 私も自主防災会の一応役員をやっているんですけども、いろいろ温度差があると思いますけれども、やはり避難所をどうやって運営するのかということは、マニュアルとして書いてあるんですけども、やはり説明を受けないとぴんときないなという感じがありますので、講演会という形でも結構だと思いますので、一応町民対象に誰でも参加できるような、そういう避難所運営の講演会、それから、それにあわせて在宅避難の生活方法についてもあわせて説明していただくような、そういう講演会的なものをぜひ今年度開催していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） この講演会につきまして、現在、2月末に県の支援をいただいて講師を派遣していただく中で説明会をやっていくということで、今調整をしているところでございますので、また決まり次第、町民の方、自主防災会の皆さんに御連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） ぜひその中で避難所運営、それから在宅避難についても入れていただいております。

次に移ります。

町の地下水保全に向けた取り組みについて。

安曇野市の調査によると松本盆地の地下水は巨大な水瓶構造となっており、盆地の地下水は減少傾向にあるとしています。年間約600万トン減少しているそうです。また、同報告書によりますと、5ページの資料1の安曇野市の基本計画の資料にありますように、昭和59年から平成28年までの32年間で、大町市で約10メートルから15メートル、北穂高では0.5メートルから1メートルくらいの地下水位が低下しているというふうに言われております。

さらに、6ページの資料2に示しましたように、松本盆地の水田面積が現在より40%減少すると、池田町の水位は現在よりも5メートルから10メートルぐらい低下すると推察されます。このようなもとで来年末から大町市常盤で年間19.8万10メートル立方、これは池田町の水道の使用量の約2割に相当する取水量であります。去年は当初計画では13.2万立米ということだったんですけども、ここへきて1.5倍に増えて19.8万立米という数字になったそう

ですけれども、新たに採水されるということです。このことによる町による町の地下水への影響を把握し、町の地下水の保全に資するため、次の事項について町の考え方をお聞きます。

1 番目、町の浅井戸の水状況についての検討状況は。町の地下資源の低下は、まず飲料用、農業用に用いられる浅井戸の水位低下としてあらわれると考えます。昨年の12月議会で大町市常磐の地下水取水の影響を把握するには、今から浅井戸の水位状況などの調査をしておくことを求めました。町は検討するとしてしました。その後の検討状況をお聞きます。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） ただいまの御質問につきましてお答えをいたします。

家庭用や農業用の井戸については、水位計がほとんど設置されていない状況であるかと思っています。議員が以前おっしゃいました文書による簡単な調査ということになりますと、取水量の変化などを感覚的に把握するということになるかと思いますが、この場合には、経年によるポンプの能力低下や井戸の詰まりなど、水位とは関係ない条件で変動することもあると考えられます。

前回平成28年度に行った調査は、アルプス地域地下水保全対策協議会で作成した地下水利用実態調査で、使用目的や使用状況などを回答してもらうものでしたが、水位計の設置や記録の有無については問いはございませんでした。

まずは公共施設や事業所を中心に、水位計の有無や計測データの提供をしていただけるかどうか調査をしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 感覚的な調査で本当に水位が低下したかわからないという、そういうお答えかと思いますが、ただ、私としまして、特に町民が非常に心配をしているわけですね。本当にこれは大丈夫なのかということで。それで、ちょっと本年の2月8日に開催されたアルプス地下水保全対策協議会、その資料を見ますと、1として地下水保全対策として地域内の地下水の利用実態の把握に努めるというふうになっておりますので、その一環として、何らかの方法で今の浅井戸の利用状況、そういったものを調査するようなことは考えられませんか。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 協議会でも今後の事業計画といいますか、そういったところを今

検討している段階でありまして、前回は統一の調査ということで行ったんですけれども、まだどういった調査をやるとかということは協議にはなっておりません。できれば統一した調査を行って全体的な把握ができれば一番いいかと思いますけれども、まずは、町内の状況も把握したいということもありますので、先ほども言いましたように事業所や公共施設等、計測しているところがあれば調査をしていきたいと思っております。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 今回の常磐田の取水で一番心配しているのは松川村だと思います。というのは、取水するところからちょうど 2 キロ下に松川村の水道水源のポンプがあるんですよね。松川村には大町のほうから影響ないからという形で説明があったというふうに聞いておりますけれども、ただ松川村としましては、もしその影響が出てきた場合には、大町市を通して何らかの対策を求めていくということになるのではないかというふうな話を聞いております。

浅井戸については調査しないというような意向なんですけれども、もし池田町の水道水源の地下水の低下とかそういったものがあらわれた場合、やはり松川村と連携してちょっと対策を求めるとか、そういうことも考えなくてはいけないのではないかというふうに私は思いますけれども、その辺のところ、町長いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 影響について、これは安曇野市でも随分悩んでいるところであります。水脈、地下の水脈というのは本当に複雑に絡んでいて、どのように影響するか全くわからないというのが実態のようであります。そういう意味では調査をしていくと、影響について調査をするということは必要なことかと思えます。そんな角度ではまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 私も影響が出ることを願うものではないんですけれども、やはり町の地下水に影響があるということが明らかに出てきた場合には、やはり何らかのやはり対策というのは求めていく必要があるのではないかということ要望しておきたいと思えます。

次に移ります。

地下水保全に向けた町の取り組みですけれども、安曇野市の地下水に関する条例で述べられているとおり、地下水は住民全体の財産であり公水と考えます。このような観点から、地下水は地域全体でその保全に努め、次世代に引き継ぐ責務があると考えます。町は地下水保全に向けた取り組みをどのように考えるか、次のような施策を含めて町の考え方をお聞きます。

1 番目、安曇野市は麦後湛水、これは6月の麦を刈り取った後に畦の利用をして代かきをして水を張って、7月、8月と2カ月間水をためるというものであります。一応雑草が出にくい、連作障害が出にくいというような営農複利効果があるとして、安曇野市は、またそのことが地下水の保全強化につながるということで推進しているということだそうであります。7ページの資料3に、麦後湛水をすれば、三郷のほうは地下水が上がるし、池田町のほうは水位が低下しないというデータがとって読み取れるかと思います。池田町でも安曇野市と歩調を合わせて、麦後湛水を推進すべきと考えますけれども、町の考え方をお聞きます。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、お答えをいたします。

水田面積の減少によりまして地下水の涵養量も減少していると言われております。そういう中で麦を収穫した後で水を張る麦後湛水が地下水涵養に有力であるというふうに言われています。

安曇野市では、平成24年から平成28年にかけて検証事業を行いまして、連作障害や草の抑制にも効果があったとされております。この麦後湛水については、畦塗りや代かき、また水の管理も稲作に影響が出ないよう夜間に行うなどの非常に手間がかかるということで、まだ課題が残されているというふうにお聞きしておりまして、推奨するにはまだ難しい面があるかと思います。今後、地下水保全協議会のほうで情報共有する中で、町のほうとしてできることがありましたら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 一応、安曇野市とこの前私も伺ったんですけれども、そこからお聞きしたことはいわゆる水利権の関係がありまして、いわゆる冬季における水田に水を張るということですね、これも非常に有効な地下水保全の方策なんですけれども、それについては一応国の考え方と水利権の関係があって難しいと。しかし、農業期間、稲作をやっている間、

それについてはまだ正式には麦後湛水を認めるということはありませんけれども、一応認める方向で動いているそうですので、ぜひそれがはっきりとした段階で麦後湛水というのを町としても進めていただきたいと思います。

それで、ちょっと町長にお聞きしたいんですけれども、この3月の安曇野市の議会で一般質問の中で麦後、地下水の保全対策をどういうふうに進めているのかということを一応問われまして、市長のほうとは残念ながら関連市町村の間で温度差があると、その温度差がなくなるような取り組みをしたいというふうに言っているわけです。

ですので、ぜひ池田町もやはり松本盆地の地下水というのは何らかの形でつながっているから、大町市とか地下水の低下が起こっているんだと思うんですよね。ですから、そういうことで、やはり同一步調でなるべく取り組んでいくべきだと私は思いますので、ぜひとも麦後湛水が正式に認められた段階では、池田町もぜひそれを推奨するような方向で検討してもらいたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 地下水の問題は確かに広域にわたると思います。そういう意味では連携して調査、研究、また保全等について協議をしていくということは大事なことだと思います。お互いに情報共有しながら、この地域、安曇平全体の地下水の保全について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○9番（薄井孝彦君） ありがとうございます。では、その方向、ぜひよろしく願いたいと思います。

時間の関係がありますけれども、ちょっと省略しながら質問をいたします。

まず、池田町として近隣と同じように地下水の保全を進めるという意味で、新たに地下水条例というのをつくっていただきたいと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） お答えいたします。

当町では、池田町環境保全に関する条例が施行されております。この中で環境保全の定義として、住民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、生活環境その他自然環

境を保全し、または保護することをいうとしています。具体的な記述はございませんけれども、自然環境には当然地下水も含まれてまいります。

しかし、条例としましては、公害防止を主の目的としておりまして、水質保全という位置づけだと思います。水量の保全については触れられていないということでございます。どのような形にするかは今後の課題となりますけれども、水量の保全についても条例へ位置づけするよう検討してまいりたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 地下水条例はつくっていただけるというふうに考えてよろしいのでしょうか。とするならば、いつくらいまでにつくっていただけるのか、その辺の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） 単独の条例か、それかこの現在ある環境保全に関する条例の中を含むかということも含めて、他町村の条例も参考にしながらちょっと検討してまいりたいと思います。

ちょっと時期については、ここでは明言を避けたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

3 番目の池田町の選挙公報を発行する条例の制定についてに移ります。

他市町村では、選挙公報を発行する条例があり、自治体首長選挙や議会議員選挙の際には、候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報が投票日の 2 日前までに住民に届けられています。来年 3 月には池田町長選挙も予定されております。選挙公報を出すことにより、町政への関心が高まり、投票率もアップし、ひいては町政の発展にもつながると考えます。池田町の選挙公報を発行する条例を制定すべきと考えます。町の考え方をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、ただいまの条例制定の考えはということでございます。

議員御指摘のとおり、選挙公報につきましては、公職選挙法第 172 条の 2 によりまして、市町村議会議員及び市町村長の選挙公報は、各市町村の条例制定により発行が可能となっております。当町におきましても、9 月 2 日に開催をいたしました選挙管理委員会において

議題にあげて検討を行っていただきました。その中で有権者に対して、候補者の経歴、政見等を知らせ投票率の向上に結びつけるよい手段であるとの意見がございまして、来年の令和2年3月15日投開票が予定されております町長選挙から導入をしてみたいと考えております。

なお、条例の制定については12月定例議会において上程を考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 実施していただけるということで、非常にありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（倉科栄司君） 以上で薄井孝彦議員の質問は終了しました。

服 部 久 子 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

7番に、10番の服部久子議員。

服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 10番、服部久子です。よろしくお願いいたします。

一般質問のこの書いた町が配られたところに、私のまず最初のこの文章が非常に大げさにあいていますが、これは私の意図したところではなくて、事務局に送ったときにこういうふうになったんだと思いますので、ここだけ強調したいということではありません。全て強調したいのでよろしくお願いいたします。

では、始めます。

まず、教育大綱に経済格差と教育格差の連鎖に対する方針をとということでお尋ねいたします。

厚生労働省の国民生活基礎調査では、18歳未満の子供の貧困率は13.9%、7人に1人の子供が貧困という状況です。中でもひとり親世帯の貧困率は50.8%となり、特に母子世帯の82.7%が生活が苦しいと答えています。憲法25条は、全ての国民は健康で文化的な最低限度

の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障、公共衛生の向上、増進に努めなければならないとされています。国と自治体の責任で、お金の心配なく誰もが学べる教育の環境を整えることは重要な課題です。今回の教育大綱策定に向け、全ての子供に健やかな成長を保障するよう、大綱に方針を盛り込むよう求めます。

まず、第1の質問は、不登校、いじめ、育児放棄など、根本に貧困があるとされています。ことしの長野の「子ども白書」の調査結果は、保護者の希望する支援の1位は子供の就学にかかる費用の軽減となっております。一般家庭の子育て世帯の負担感、子供の教育費、困窮家庭が最も負担が重いと感じるのは、給食費などの学級徴収金、積立金、学校指定用品費などで、高校生の保護者は通学費を挙げております。

困窮家庭の子供は、日ごろの家庭の経済的困窮を目にしていることから、自分の進路選択に不安やあきらめを抱えていることは明らかになっております。経済格差が教育格差に連鎖しないよう、自治体でできること全て実施する覚悟でやっていただきたいと思います。

大綱制定に向け、このような事案に対する施策、方針を示すことは実効的な大綱にするために必要と考えます。教育に関する根本的な、具体的な対策を明記するよう求め、町長、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

〔教育長 竹内延彦君 登壇〕

○教育長（竹内延彦君） 教育大綱に関する御質問でございますので、まず、私のほうから先にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現代社会において家庭の経済格差が子供の教育環境及び受ける教育内容に深刻な影響を与えていることはさまざまな事例から十分に認識しております。また、改めて確認するまでもなく、憲法第26条には、子供にはその能力に応じて等しく教育を受ける権利が定められていることも承知しております。

現在検討中の次期教育大綱も憲法並びに国連の子供の権利条約の精神に基づき、池田町の全ての子供がそれぞれの幸せな人生を実現できることを願い、変化の激しいこれからの時代を自信を持って生き抜くことができるよう、一人一人の個性や能力が豊かに育まれるための学びと育ちの環境づくりを目指すことを明記したいと考えております。

教育大綱は、池田町が目指す教育のあり方に関する基本理念を定めるものでございますので、具体的な施策等は、大綱とは別の形で示したいと考えておりますが、家庭の経済状況によって子供が自分の夢を諦めるような事態を減らすために、学校、地域、家庭との連携を密に

しつつ、引き続き真剣に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、教育において貧困による格差がないような大綱に盛り込むかとの御質問でありますけれども、ただいま教育長がお答えいたしましたとおり、具体的な施策といたしましては、大綱とは別の形で示してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） それでは、次の質問に移ります。

6月に子供の貧困対策推進法改正法が成立し、貧困対策は基本理念に子供の将来だけでなく、現在に向けた対策であること、また、貧困解消に向けて児童権利条約の精神を推進することなどを基本理念とし、市町村に貧困対策計画の策定の義務を課し教育支援、生活支援など具体的施策の趣旨の明確化を求めています。早期の貧困対策計画の策定を求めますが、町長、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） それでは、この御質問も私より先にまずお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、改正子どもの貧困対策推進法では、子供の将来のためにまずは現在の生活をしっかり支える必要性を明記しております。今を生きている子供たちが将来に向けた夢や希望を持ち続けるためには、日常生活において安心感を感じることができる環境づくりが必要であるという認識を行政も地域も高めていくことが不可欠であると考えております。

そのために子供と家庭を支援する貧困対策を含む具体的な取り組みを形にしていくことが大切ですが、池田町では既に策定されております子ども・子育て支援事業計画の中で乳幼児期からの個別家庭への支援策の中に、子供が貧困状況に陥らないための対応策が位置づけられておりますので、引き続き個別相談等を中心に、丁寧に充実した子ども・子育て支援を進めたいと考えております。

なお、改正法では、当事者である子供たちの意見を直接お聞きした上で、施策に反映することの意義も示されておりますので、次期教育大綱でも小・中学校の児童・生徒たちの思いや考えを直接お聞きする機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの貧困対策策定についての御質問でありますけれども、ただいま教育長の答弁のとおり、子ども・子育て支援事業計画の中で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） これは一応対策をつくれというふうに言われておりますので、これは改めてこの子ども・子育て支援のこの事業をもう一度見直して、なお一層池田町の現状に合った、そういう対策を計画を立てるといような考えはないでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） このたびの子どもの貧困対策の推進に関する法律の条文を見ますと、都道府県、市町村については定めるように努めるものというふうに書かれておりまして、もちろんしっかりしたそういった計画をつくるということの必要性の認識はしておりますけれども、屋上屋を重ねるようなことにならないように、今あるその計画を着実に推進をするということを基本として、そこに議員もおっしゃったように、足りないものがあれば、しっかりそこを現状に応じて検討し、協議を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） いつも私、町長なんかにお尋ねしている会染保育園の建てかえの件とか、それから大北全体で取り組むと前から言われている病児保育、これがなかなか具体的に動かないということも、やはりそれは現実に沿ったこの計画案にはやはり盛り込むべきではないかと思うんです。その辺、町長のお考えをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ちょっと、今の貧困の問題とは角度違うと思いますけれども、この件については盛り込むかどうか、また教育委員会等と検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

- 10 番（服部久子君） 総合的な支援ということで、やはり会染保育園、それから病児保育の件はやはり外せないと思うので、しばらくこれを注目していきたいと思います。

では、次に進みます。

就学援助の充実をということでお尋ねいたします。

就学援助制度は憲法26条にうたわれている教育の機会均等、義務教育の無償などを保障するための制度で、社会は未来を担う子供たちに安心して教育を受けられることを保障するものです。義務教育は本来無償であるべきですが、保護者はさまざまな学校徴収金を負担しております。10月からの消費税増税で子育て世帯の負担は大きくなります。今ある就学援助制度の充実を進め、子育て世帯の負担を少しでも減らすよう求めてお聞きいたします。

就学援助制度を全て保護者にわかりやすく説明がされておりますでしょうか。

また、申請の対象に該当するか、保護者にわかりやすい目安を提示されておりますでしょうか。

また、申請をためらう方もおられます。対象者が援助を受けられないことがないよう、全ての児童・生徒に申請書を手渡し、申請書の提出は全ての児童・生徒から回収する工夫をしてください。町の申請状況、どのように申請を集めているかお尋ねいたします。

- 議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

- 学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの御質問にお答えいたします。

就学援助制度の説明につきましては、年度当初に全家庭に対して制度の説明文書を学校から各家庭に配布しております。

お知らせしている項目としては、大きく3点でございます。1点目は就学援助を受けることができる対象者の条件について、2点目は、就学援助費の内容について、3点目が手続方法についてであります。

制度説明の中で、申請の対象に該当するか保護者にわかりやすい目安をという御質問ですが、1点目の対象条件の部分で生活保護の受給をしていないが、これに準ずる程度に生活が困難であり、当該年度において次のいずれかの措置を受けた者として、以下の3点を挙げています。1点目が生活保護法に基づく保護の停止または廃止、2点目が、全世帯員の町民税が非課税、3点目が児童扶養手当の受給、以上3項目のいずれかに該当すれば就学援助制度の対象者となり得る内容ですので、保護者の方には文書をごらんいただければ制度の対象者に該当するか否かは判断できると思われま。

また、税金の関係につきましては、わかりにくいという御心配もあるかもしれませんが、不明な点につきましてはお問い合わせをいただくことをお願いしております。

次に、申請書の回収が対象者全員からできるような工夫をという点につきましては、学校でも申請書が以前出ている子供については注意して見守っている状況でございます。また、新規の対象者の把握につきましても、子ども・子育て推進室や保育園で把握している範囲でお声がけができていると現在考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） この申請書を見せていただきましたが、やはりこの3つの条件だと、自分がどれに当てはまるかというのは、やはり判断しにくい方もおられると思います。安曇野市の申請書を見ますと、世帯の家族数とそれに当たる収入基準といいますが、受給できるかどうかの基準額が家族数ごとに書いてあります。それを見ると、大体うちは対象者だなということが多分わかると思うんです。そういうわかりやすい書き方にぜひ改めていただきたいと思います。

そして、もう一遍、この申請をするときは、生徒が担任の先生に出すのか、それとも保護者が直接教育委員会か担任の先生に出しにこられるのか、それはどうなのでしょう。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 申請書の案内文書に書いてあるとおりでございますけれども、学校へ提出ということでお願いしております。それは子供さんであっても保護者の方であっても結構ですけれども。まずは学校のほうへ提出していただくように案内文書のほうでお知らせしています。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 前に聞いたところによると、子供さんが学校に提出するときに周りの目を気にするということもあるというふうに聞いたことがあるんです。だから、この全ての児童に全ての生徒から申請書を取る工夫をしてくださいというのはそういう意味で、やはりそここのところの微妙なといいますが、そういうところをやはり心を砕いていただいて、そういうことの申請書を出すためらいがないような、そういうやり方をぜひ、していただけれ

ばなと思うんです。

それと、もう一つ、就学援助を受けられるかどうかの所得基準ですよね、人数ごとの、家庭人数ごとの。そういうことももし来年度からできたらやっていただきたいなと思うんですが、この2点お願いしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいま対象者の条件がわかりづらいという御指摘でございますが、案内文書の該当者の項目が3点ということで先ほども答弁させていただきましたけれども、目安として、その所得額を提示するという方法も1つはあるんですけれども、この3点の中の世帯全員が町民税が非課税という、ここの部分についてははっきりしないという御指摘なのかなと思うんですけれども、こちらにつきましては役場のほうにお問い合わせいただくなり、所得の確認をしていただくということが、ほかのいろいろな支援を行うにつきましても住民税が非課税か課税かというところは当然、かなり共有するような条件になってくる部分でありますので、逆に所得額を掲示することが目安になるのかという、ちょっとそこら辺は疑問がありますので、かえってこちらの非課税世帯という表示のほうがわかりやすいのではないかというふうに考えます。

以上です。

あと、子供さんへの配慮という面からも所得額を目安として、そうやって収入、所得額をお知らせするような形よりは非課税世帯か否かという表現のほうが保護者の方にもわかりやすいですし、お子さんに対しても配慮があるというふうに考えます。

以上です。

○10番（服部久子君） 申請するときは……

○議長（倉科栄司君） 服部議員、許可とってください。

服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） さっき2点、その申請を出すときに子供さんが出しやすいようなそういう環境、だから、まあ言ったら、では申請いただきますと担任の先生が言って、何人が先生に申請を出すというのは非常に出しにくいと思うので、その点、全員から出すか、それとも職員室に届けるとか、何かそういう工夫をしていただければなと思うんです。

それで、もう一点、今言われたその非課税かどうかというのは、やはりもし判断が誤っておられる方もおられるので、もし非課税の方からこの申請書が出ていない場合、役場のほう

からどうですかというふうな、そういう声がけというのはなさらないのでしょうか。2点お伺いします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 申請書の提出につきましては、もちろん学校のほうでも配慮されているというふうに考えますし、先ほど直接学校のほうへと言いましたけれども、もちろん保護者の方が仮に教育委員会のほうへ提出されても、それは一向に構いませんので、こちらのほうとしては申請しやすいような方法を柔軟に、学校のほうでも今でも十分対応していただいているというふうに考えますけれども、それを引き続きお願いしていきたいと考えます。

それと、あともう一点ですか。

○10番（服部久子君） 申請がないときに、対象者だとわかったときに声がけするか……。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） すみません。申請時に非課税、課税かどうかという判断が申請者の方が判断つかなくて未提出という場合につきましては、先ほども答弁の中で言いましたけれども、例年申請受給者となっている対象者の方につきましては、学校のほうでも注意して見ておりますし、教育委員会のほうとしても、そこら辺は対象者として条件のほうかどうかというところは注視しておりますので、申請時に非課税、課税というところで判断がつかないような方にも、そういったお声がけをできるようなことを考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） ぜひきめ細かな対応をよろしくお願いいたします。

次に進みます。

国の就学援助項目に2010年からPTA会費、生徒会費、部活動費が加わり、今年度から卒業アルバム代が追加されました。援助項目に加えるよう求めてお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。

国が示します就学援助項目の基準にあるものにつきましては、全てを援助項目として市町村で管理することを義務づけたものではございません。したがって、援助項目の追加につきましては市町村判断となっております。

今回、国の追加項目であります卒業アルバムについてであります。池田小学校と会染小

学校につきましては、学校予算に子供 1 人に対しまして800円の補助を予算計上しております。卒業アルバムの代金約 1 割程度の補助を行っている状況でございます。

当町では、今年度より小・中学校の入学準備金の 1 万円増額をしたばかりでございます、現時点では就学援助項目に新たに追加することは考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 1 0 番 服部久子君 登壇 〕

○ 1 0 番（服部久子君） 卒業アルバム代の国の基準額は、小学校卒業のときにアルバム代が 1 万890円です。それから中学校のアルバム代が8,710円で非常に高額です。今、池小と会染小に 1 人800円の支援をしているというふうに回答があったんですが、非常にまだ高額なアルバム代が支出することが一人一人あるんだなと思いました。

それで、子育て世帯の一番の要望というのは、さっきも言いましたように教育費の軽減なんですけれども、日本の公的教育支出というのは世界的に見ても非常に低いということが 7 日に明らかになっております。

国内総生産に占める公的教育支出の割合は 1 位がデンマークで7.8%ですが、日本はその半分以下の3.4%に過ぎません。2 番がロシアの6.1%、フィンランドが5.9%、韓国が4.2%と続いておりますけれども、やはり先進国の仲間入りをしている日本は、やはり教育費にかかる公的支援というのは非常に低いというのはわかりまして、教育費の個人負担割合というのは日本は33.3%です。それで O E C D の平均が17.4%で、これもやはり非常に平均の半分以上が教育費、日本が個人負担があります。

やはり非常にこの個人が頑張って教育に費やすお金を出しているということを思いますと、私も子供 2 人育てましたけれども、非常に大変です。特に学校徴収金とか、それから決められた運動着とか制服などを買うときは非常に大変です。子供は成長期どんどん伸びますので、そのたびに指定された運動着を買うということになります。やはりそのこのところはこの援助項目に卒業アルバム代、これ非常に高いので国は追加したと思うんですけれども、これをやはり池田町も追加すべきではないかと思うんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの学校保育課長答弁のとおり、現時点では就学援助項目に新

たな追加ということは考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 次に進みます。

次に、就学援助受給者の眼鏡の支援、これは何回も取り上げていますけれども、これを求めます。

眼鏡は大変高額で、低所得世帯、特に就学援助を受けている世帯にとっては負担が大きくて、保護者はわかっていても後回しになりがちです。子供さんも家庭事情がわかるので言いにくい状況があります。神奈川県ほとんどの市町村は支援を実施しております。東京都も幾つかの区は支援をしております。眼鏡がかけられないと学習の妨げになり、将来の進路を狭めることにもつながります。そのようなことのないよう援助項目に入れることを求めています。

教育長、お願いします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

就学援助項目に眼鏡の購入費を加えるようにという御質問でございますが、既にこれまでも御回答を申し上げておるところでございますけれども、当町では、眼鏡購入費が国の援助項目では基準とされていないこと、また就学支援受給者の中での公平説明などを理由にお応えしております。

また、施設につきましては、教室の照明の改善、黒板の定期的な塗りかえ、座席配置の配慮等を行うなどしまして、できるだけ見えにくさが改善されるよう適正な学習環境を整えてきているところでございます。

今回のこの眼鏡購入費の追加に関しましては、ただいま申し上げました考え方によりまして、現時点では追加をしないということで考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 子供さんは眼鏡をかけないと、幾ら壁が明るくなっても黒板は見えなくても教科書やノートの字は見えないということもあります。壁を塗りかえるお金があったら眼鏡の支援をお願いしたいと思います。

今年度の町の就学援助受給者は、小・中学校合わせ68人です。そのうちに個々に症状は違いますけれども、診断の結果眼鏡が必要だと診断された児童・生徒は28人と聞いております。眼鏡代2万円としても、最初の町の負担は54万円で済みます。そして、1年たつごとに数人の援助で眼鏡支援はできます。非常にそんなに大きな額ではありません。そして、神奈川県自治体ほとんどがやっておりますけれども、この辺では全然やっておりません。

町長が言うように子育てに力を入れる町をアピールするなら、眼鏡支援をすることで非常にアピールできると思うんです。そして、子供たちは高学年になれば、ほかと比較して客観的に自分を見詰め判断するようになりまして、家庭事情がわかるとさっき言いましたように将来をあきらめたり、自分を低く見たりすることになってきます。やはりこういうことを行政はそこにやはりお金をかけるべきだと思います。しっかり教育にかかるこの公的負担を増やす必要があると思います。ぜひそこを力を入れてやっていきたいと私は思うんですが、町長、ぜひ考え直してください。お願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） この件につきましても再三御質問いただいております。今教育長答弁のとおりと私も理解しております。現時点では追加をしないということの方針で考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 追加をしない理由をお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 先ほど教育長答弁にもありましたけれども、国の基準として援助項目に入っていないということと、眼鏡だけではないわけです。いろいろな運動着もありますし、これはもういろいろなところで負担がかかっていることは、こちらも承知しております。取り分けて眼鏡だけを特化して支援ということもいかなものかと思います。

これが就学支援受給者の中での公平性等について課題となるのかなと思います。そんな理由をもちまして現時点では追加しないということで考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

- 10番（服部久子君） ほかと比べて公平性が保てないということは、給食にアレルギー対応の給食は出さないということと同じだと思うんですね。やはり税金は集めた以上は、1人でも困ったところに、そこに充てるということが私は正しい税金の使い方だと思うんです。だから、1人、2人でも困っている人があれば税金で片づくなら、それはやるべきです。それが行政です。

次に進みます。

国民健康保険療養費の支給の対象に、9歳未満の小児の弱視、斜視、先天性白内障の矯正の治療に眼鏡の購入費があります。就学援助受給者やそれ以外の対象者に広報しておられますか。

- 議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。
- 住民課長（蜜澤佳洋君） お答えいたします。

小児治療用眼鏡に対する療養給付につきましては、国民健康保険に限ったものではありませんので、医療機関などで給付に対する案内がされているものと思います。

町としましては、補装具の分類に含まれるものとして治療用眼鏡の給付に限った広報はしておりませんでした。受診前でもそういった情報を得られることは必要であると考えましたので、町のホームページに掲載し広報させていただきました。

以上でございます。

- 議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

- 10番（服部久子君） ありがとうございます。ぜひ皆さんに使えるものは全部使うというような、そういうことでぜひやっていただきたいと思います。

では、次に進みます。

全ての保育園児に給食費の無償化をお願いしたいと思います。国は消費税増税と同時に、幼児教育・保育の無償化を10月から実施する予定です。今回の無償化で全ての3歳児以上の保育料と住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児の保育料が無償になる予定です。

しかし、副食費は対象から外され有償化になります。国は幼児教育無償化と言いながら、保育料の完全無償化をしない方針です。副食費の月4,500円は、世帯収入360万円を超える世帯で世帯構成によっては小・中学生だと就学援助の対象になる層が含まれることになります。町は今議会に副食費の無償化を打ち出したことは大変よかったと思います。

しかし、3号認定者の住民税非課税世帯だけが国の保育料無償対象になるだけで、それ以

外の３号認定者は国の保育料無償化の対象にも、町独自の副食費無償化の対象にもなっておりません。他の園児が無償化の対象になっているので、消費税増税の思い負担感がかかるばかりです。町独自で副食費無償化を実施できないかお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 今回の制度の内容につきましては御説明のとおりでありますけれども、御質問ではゼロ歳から２歳児、第３号認定ということになりますが、保護者の負担軽減が少ないとの御指摘でありますけれども、今回は３歳から５歳児を対象とする国の幼児教育・保育無償化に基づいて実施される内容でありまして、それに加えて町独自に３歳から５歳児について副食費の無償化を判断したところであります。現時点では、ゼロ歳から２歳児の副食費の無償化は行わない考えでありますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔１０番 服部久子君 登壇〕

○１０番（服部久子君） ３号認定者はもともと保育料が１号、２号認定者と比べて高く、負担は重くかかっています。保育料、副食費の無償化の対象外になる不公平感は大いだと思います。今年度の３号認定者は３５人ですが、そのうち国の保育料無償の対象者はたった２人です。残りの３３人は保育料も給食費も無償化の対象になっておりません。３号認定者の保育料は、国の無償対象になる住民税非課税世帯の保育料は７,２００円ですが、対象にならない保育料は１万７,０００円から７万３,０００円と高額です。町の施策で１号、２号の負担を軽くするなら、３号認定者の３５人分の給食費を同じ思いで実施していただきたい。３５人分の給食費の町の負担は１８９万円になります。どうしてもできない額ではないと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 先ほどお答えしたとおりであります、今回につきましては、３歳から５歳児を対象とするということで、この部分についての副食費の無償化を町独自で施策として行ったところであります。

現時点ではゼロ歳から２歳児の副食費の無償化については行わないということで考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） この町の財政で年間189万円というのは、絶対出ない額ではないと思うんですよね。それで、もしこれを出せばこの大北、特に中信地区では非常に先駆けて子育て支援をやっているなという印象づけができると思うんです。そのことを考えれば189万円ですることができるということは、非常にやりやすい、いえばやりやすいのではないかなと思うんですが、もう一度考え直すということはないでしょうか。

○ 議長（倉科栄司君） 養町長。

○ 町長（養 聖章君） 政策というものは財政とかも裏づけありますけれども、余り幾らもお金がかからないから、あるいは財政にそれほど負担がかからないからやるべきというのは、行政の考え方では私はないと思います。

その中、その裏にある考え方ですね。どうして3号認定の皆さんにはこの副食費の負担を無償化しないのかと。まず、その裏づけとしまして、町の方針といたしまして、やはりこの未満児につきましては何とか家庭で育てていただいて、そして、その間にしっかりとした育児において愛着形成を図っていただく、それがその後の人生に大きな影響を及ぼすと、そういう基本的な考えから、この未満児につきましては、それでもどうしても預けたいという方についてはそれ応分の御負担をいただくという考えでありますので、財政が許すから、許さないからというようなことでの基準ではないということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○ 議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） そうすると、今の町長の意見を聞きますと、ゼロ歳児から2歳児は基本的には家で見るということふうな考え方でありましょうか。もしそうだったら、若い世帯は非常に困ると思うんですよね。今、御主人だけの、夫だけの生活では成り立たないというのがほとんどの家庭だと思うんです。

それともう一点、女性の社会進出というもこともやはり考えないといけないと思うんです。やはり女性もしっかり社会に役立ちたいという考えがありますので、結婚前に働いていたところを育休だけとって、あとはまた働き出すという女性もたくさんおられます。やはりそういうところにゼロ歳児から2歳児の保育を預けている御家庭があります。そのところはやはり35人分いるということです。

この行政の考え方は、では女性はできるだけ2歳児までは働かない、そういう考え方、そ

という方針でしょうか。189万円だからどうのこうのという話ではないと言われましたので、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） 子育てについての、行政としてといいますか町としての考え方ということでお話しいたしましたけれども、いかにこの幼児教育、あるいは幼児の時期の子育てが大切かということについては教育長のほうで十分研究しておりますので、ちょっと教育長の御意見を聞いていただけたらと思います。では、お願いします。

○議長（倉科栄司君） 竹内教育長。

○教育長（竹内延彦君） それでは、教育という観点から、私からもお答えをさせていただきますと思います。

議員御指摘の今回の幼児教育・保育料の無償化の国の制度については、私個人としては大変不十分な点が多々あり、地方自治体も随分と振り回されているなという感じがしておりますが、それはさておき、今町長も答弁しました乳幼児期の子供たちの育ちという観点から、教育委員会としての考えを少し申し述べたいと思います。

乳幼児期の育ちにおきましては、子供が安心感等を育むために、親子ができるだけ愛着を持って関係を築いていくということが不可欠であるということは、これは言うまでもないというふうに考えております。従来、議員もおっしゃいますように保育とは、保育制度は働く親の支援という意味が大変大きく優先されてきたと思いますが、昨今は保育園も認定こども園というふうになるにいたしまして、子供のための質の高い育ちや学びの環境というものが大変求められている時代でございます。

池田町におきましては、ゼロ歳から15歳までの切れ目ない育ちと学びの環境づくりを目指しているというところございまして、町としては、子供を真ん中にした基本理念を明確に示していきたいというふうに考えていまして、それに基づいて子供の育ちや質の向上を大前提とした政策を最優先にしていきたいと思います。

実際に、ほかの自治体の話なども聞いておりますけれども、今回の無償化に関して、未満児の保育料を無償化にしたりとかというような例も聞き及んでおります。実際にそれによって保育ニーズが急激に増え、保育士の確保が非常に厳しいといったような反面もありまして、保育の質が低下するというような危惧も持たれているというような話も聞いております。

繰り返しになりますが、子供の育ちの質が下がるようなことがあっては元も子もないというふうに考えておりますので、貧困支援につきましては、引き続き個別の実情を丁寧に把握

しながら、総合的な観点から、その中には経済的支援だけではなく教育的な支援も含めて、個別にしっかり丁寧に支援を努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） それなら、病児保育もそうなんですけれども、子供さんが病気になったときは、しっかりと親御さんがどちらかが休んで見ていきたいというのが本心だと思うんです。それができなくて、何とか働かないと生活できないという若い世代がいっぱい、ほとんどだと思うんですよね。そういうところで病児保育をぜひというふうなことを私は思っております。

それと一緒に、このゼロ歳児から2歳児を預けている親御さんは、やはり共稼ぎ、それからひとり親、そういうところだと思うんですよね。そういうところに非常に負担が大きくなるというのは、私は町のやり方では間違っているのではないかと思います。

それで、もしそれをやれば保育がいっぱいになるというようなことを言われましたけれども、そういうことはなかなかないと思うんですよ。保育、1号ではなくて、2号、3号は働く、親御さんが働いているというのが条件ですので、それはなかなかないと思います。

それで、給食費は4,500円、これ所得に関係なく一律同額ですよね。そうすると、低所得の世帯の御家庭にはやはり大きな負担になると思うんですよ。こういうことも考えながら、私はその3号認定者も対象にしてくださいということを求めました。何度言っても仕方ないので、これでやめますけれども、何とか池田町もそういう手厚い子育て支援をしていただきたいと思います。

では、次に進みます。

内閣府の5月の自治体向けの説明会で給食費を滞納した場合、児童手当から徴収が可能な見解を示したということですが、町の対応はどのようになりますか。また、国は副食費の滞納で保育の中断を検討する見解を示しておりますが、町の考えをお聞きいたします。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） ただいまの御質問にお答えいたします。

認定こども園、池田保育園、会染保育園の両園に通園する子供の保護者からは、現在、副食費を含めて保育料として負担をお願いしております。保育料の滞納状況につきましては、

平成29年度より滞納者はゼロ人の状況であります。よって、副食費の滞納者もゼロ人の状況を維持しておりますので、保育の中断といった措置を講ずる前に、滞納者をつくらない努力を継続していくことが重要であると考えます。

滞納がある保護者には、児童手当の支給にあわせ保育料を納めていただくこともございますので、まずは滞納者をつくらないことを優先して取り組みたいと考えます。もし今後滞納者が出てしまった際には、状況に応じた判断をしてまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） そうすると、今滞納者は児童手当から保育料を、給食費を取ることがあるというふうな、可能というふうなことを言われましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（倉科栄司君） 寺嶋学校保育課長。

○学校保育課長（寺嶋秀徳君） 私の先ほどの答弁は、児童扶養手当の支給にあわせた中で滞納されている方には事前に了解をいただいて、その支給日に合わせて納付をしていただくということでございますので、支給から差し引いたとか控除するというような意味ではございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） ぜひ滞納者に、好き好んで滞納しておりませんので、ぜひ手厚い対応を、町の対応をよろしくお願いしたいと思います。

では、次に進みます。

早急に有効な交通弱者対策をお願いいたします。

前回、交通弱者の足の確保を求めましたが、町は現在の町の公共交通運営を変える考えはない、デマンド方式は考えないと回答しました。しかし、日を追って町民の方から交通弱者対策を求める声が大きくなっております。

滝沢の高齢者が憩うサロンでも、高齢者の足の確保を強く要望され、病院へ通う住民の方からも電話で要望がありました。30年度の成果説明書では、町営バスの利用がふえている路線もありますが、もともと利用数が毎年少ない路線もあり、せっかく高い事業費をかけてい

るので、町民の方から使い勝手がよいと評価されるよう改善を求めお聞きいたします。

先日、駒ヶ根市の公共交通を大北の共産党議員団で視察に参りました。駒ヶ根市は人口3万2,000人で高齢化率は29%です。平成13年に民営バス運行が廃止になり、市がバス運行を開始しましたが利用者が年々減少し、平成25年にタクシー会社2社の協力を得てデマンド型の乗り合いタクシーを運行し、割引きタクシー券制度、それから福祉タクシー券制度、それから遠距離通学支援という複数のバスのタクシーの支援をしておりました。それで利用者から評価を得ております。

これらの事業費は全部で、駒ヶ根市は3,790万円ということでした。池田町は平成30年度成果説明書で調べましたら4,580万円、それからスクールバス委託料が270万円、福祉輸送サービス事業が30万円、合計4,880万円となっております、駒ヶ根市より大きな事業費になっております。

先日、市民タイムスに筑北村のデマンドバスが好調という記事がありました。町は住民高齢者の声を聞いて、現在のバス運行の改善を図る考えはないでしょうか。1番目にお尋ねいたします。

前回、デマンド交通事業コンピューターネットワークを利用した「コンビニクル」を通して運営する初期投資や月の運用費が安くできる事業を紹介しましたが、山梨県甲州市や千葉県柏市など、2015年で33自治体で導入しております。町はデマンド交通を参考に視察してみたいでしょうか。検討をするなどの考えはありませんか。お尋ねいたします。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをいたします。

まず、事業費の比較についてお話がありましたので説明をさせていただきたいと思います。

駒ヶ根市ではデマンド型乗り合いタクシーのみを運行しております、3台の車両で1日4便、計12便を運行して委託料が約2,500万円、年間利用者については7,071人となっております。当町におきましては6路線、車両7台で1日67便の運行で5万9,684人、町内巡回線だけを見ましても8,446人となっております。運営状況としましては違いますので、御承知をさせていただきたいと思います。

また、デマンド型運行につきましては、自宅付近で乗車できるドア・ツー・ドア方式やバス停や決められた場所で乗車するバス停方式がございます。県内では40近い市町村でデマンド型運行をしておりますけれども、筑北村も含めまして3分の2の市町村は、バス停方式での運行となっております。

このバス停方式と当町の町内巡回線を比較しますと、デマンドでは登録や予約が必要ですし、集落に数カ所設定したバス停までは必ず歩かなければならないということになります。町内巡回線では登録予約の必要はありませんし、フリー乗降を採用しておりますので、運行経路上に近い広範囲の方が自宅に近い場所で乗車できることになりますので、比較すると当町の町内巡回線は利便性が非常に高くなっております。

前日も答弁させていただいたとおり、利用者もほぼ横ばいでありますので、当面は現在の運行形態を継続していきたいと考えておりますが、利用状況を把握しながら引き続き利用しやすい運行に努めてまいります。

また、公共交通については、地形や住宅の分布状況により適した運行形態があります。また、鉄道や民間事業者の有無でも運行内容が大きく変わってまいります。デマンド型の運行についても情報収集に努めてまいります。参考となる自治体など、必要であれば視察等を行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） 前回、町長の回答でタクシーについては何らかの補助を考えたいと言われました。駒ヶ根市はデマンドタクシー運行やタクシー補助制度など複数の交通体系をしております。タクシー券の補助はすぐに実施できる制度ですが、実施を求めお聞きいたします。

それと、もう一つ、交通弱者対策を進めることはやはり避けて通れないと思うんです。矢口新平議員からもそういう質問がありました。検討委員会を持つことを提案したいと思いますが、その考えがないでしょうか。2点お聞きします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） タクシー券補助についての御質問でありますけれども、実施をしております自治体からいろいろお話を伺ってみますと、万能ではない点も浮かんでおります。例えば、本人以外の家族が使用してしまう点や、今後のことを考え使用を控えてしまい、有効期限が迫る年度末に一挙に利用が集中するなど課題も多いと聞いております。

その中で当町につきましては、タクシー業者もかわったことから、春から数回役場にお越しいただき意見交換を行ってまいりました。そこでタクシー利用券の件も検討してまいりましたが、利用者個別対応では料金も高上がりで、タクシー事業者自体も特に午前中は固定客

からの予約でいっぱいとなっております。新たな需要には応えられないとのことでありました。

乗り合いタクシー制度であればオーケーとのことではありますが、その場合でも新たな車両及び運転手を確保するのではなく、町営バスの車両利用等が効率よい形態となることですので、既存バス路線の時刻表を変更して、空き時間をつくる等調整作業が必要となってきます。結論をもう少し待っていただきたいと思いますし、また今年度中には何らかの形でお示しをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、協議会を立ち上げるという件でありますけれども、ちょっと一応、住民課長が用意しておりますのでお答えをします。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） お答えをいたします。

当町では、道路運送法の規定に基づきまして、地域公共交通会議を設置しております。この会議は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、輸送サービスの実現に必要な事項を協議する目的で設置しており、運行認可等の申請にもこの協議会で合意がなされていることが条件となります。

今後につきましても、この会議の中で公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） きのうも新平議員が再三言われたように、やはり生の声を聞いていただきたいと思うんです。非常に困っておられます。それで、都会から来た方も何十年かすると70歳、80歳になって都会に帰ろうかという方も何人もお話を聞きました。やはりぜひ町も移住・定住を進めるなら、その辺もしっかりと対応していただきたいと思います。これで終わります。

○議長（倉科栄司君） 以上で服部久子議員の一般質問は終了いたしました。

一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1時00分

- 議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ再開いたします。

大 出 美 晴 君

- 議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

8 番に、7 番の大出美晴議員。

大出議員。

〔7 番 大出美晴君 登壇〕

- 7 番（大出美晴君） 7 番、大出美晴です。9 月議会一般質問を行います。

今回は同僚議員がかなり同じような質問をしていて、答弁もかなり深いところまで答えていただいていますので、とはいっても、せっかく質問を用意しましたのでお願いをいたします。

それでは、1 番、池田工業高校は町にとってどんな存在と考えるか。

現在、少子化に伴い小・中・高あるいは大学のあり方も取り沙汰されている時代となってきました。この状況の中、池田工業高校も御多分に漏れず高校再編のターゲットにされています。いずれ近いうちに統合の道を歩んでいくことは間違いないことです。

今まで存在して当たり前のものが消えていきます。時間がたてばなかったものになります。そして、人の記憶から忘れ去られます。そんな存在でいいのでしょうか。きのうの答弁で言い忘れたところ、あるいは私に用意してあるところがありましたら、ぜひ答弁をお願いいたします。

- 議長（倉科栄司君） 甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの大出美晴議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

池田工業高校の再編、統合についての御質問でありますけれども、昨日の矢口新平議員の御質問にお答えしたとおりであります。仮に統合、移転ということになりますと、当町にとりまして大きなダメージになるものと感じております。高等学校のあり方を考える協議会

が立ち上がりましたので、当町の立場を十分に主張してまいりたいと考えております。

しかしながら、県としての方針もありますし、池工にとって不利益となるようなことや、生徒の皆さんにとって池工を選択しにくいような、魅力をなくすような状況になることは避けなくてはならないと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 7 番（大出美晴君） ありがとうございます。今、地元の子供たちの話も出ました。私も思っています。中学生なんかは、何割かは池工に進学したいと思っている人たちもいますし、これからそういう人たちも出てくるかもしれません。ぜひ、協議会は多分、昨日同僚議員からも出ましたけれども、大町市牛越市長のもと協議会が立ち上がると思いますけれども、ぜひ地元の首長として言うところはしっかり言っていて、何らかの形で残せるものは残していただきたいというふうに思います。

あと、1点だけ気持ちをお聞きいたします。

前にもアップルランド、今交流センターという、その横に空き地になっていますけれども、アップルランドがありました。アップルランドがなくなるときに、それまでは本当にサイレントマジョリティー、誰も物を言わなかったのに、アップルランドが消えますよと決まった途端に町民の皆さん、すごい勢いで議会にもいろいろな話、あるいは圧力ではないんですけども、私もアンケートをアップルランドの前でとったときには、非常な勢いで問われたこともありました。決まってしまってから町民の皆さんに騒がれるのではなく、その前に、町としてどういうふうにするのかということをしっかりと打ち出していただきたいと思っていますけれども、そこだけ町長に確認だけします。どうかお願いします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） この協議会では、地元の意見を十分くみ上げていきたいというような意向も持っております。そういう点では、池田工業高校を取り巻く魅力づくり検討委員会、また懇話会等ありますので、皆さんの御意見を伺いながら、また地元の皆さんにも意見を伺いながら、その意見をまとめまして協議会の場で大いに主張してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

- 7 番（大出美晴君） ぜひ町の考えをくみ上げて、町民の声もしっかりと聞きながら、ぜひ主張するところは主張していつていただきたいと思います。

では、次、2 番にいきます。

地域おこし協力隊の活躍を地域の活性化にどうつなげるのか。

今、町が抱える問題は多方面にわたり山積していると考えます。その中で町職員の皆さんは一生懸命に取り組んでいます。また、取り組もうとしています。その点については感謝申し上げます。ただ、今の体制の中では限界があるはずです。そこでそれを補い、さらにその道に長けた人、あるいは意欲のある人が地域の活性化に貢献できる制度が地域おこし協力隊の形と考えます。

現在も池田町の中で地域おこし協力隊の方が活躍しているのは存じています。ただ、その存在がいまだはっきりしていないのも事実です。協力隊員が地域に溶け込み、自分たちの能力をフルに発揮できる場をつくり出すことも大切と考えます。

また、協力隊員の条件の中には地域に定住することや、生きる糧をその地で見つけること、起業もあるはずです。そのためには地域にもっと溶け込ませる必要があるのではないのでしょうか。お願いします。

- 議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

- 企画政策課長（丸山光一君） お疲れさまです。

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊員の活動の様子は、町広報、ホームページで紹介させていただいたり、一部の協力隊員は地域へ出向いて相談に乗ったりしましたが、直接かかわった人以外の方には、なかなか思いや実情が伝わってこないところがあるのではないかと考えております。

協力隊員として行政の仕事を行うだけでなく、自分のやりたかったことに挑戦し、町としてもそれをバックアップすることで、より地域が盛り上がり活性化していくことは大変望ましいことであると思っていますし、隊員のやりたいことがそのまま起業へとつながり、町に定住していただければ大変喜ばしいことであります。

そのためには、町が産業振興、生涯学習等のさまざまな分野において求めていることについて協力隊員が理解し、隊員の起業の目標としているところに合致させられれば協力隊員の士気も上がり、地域の活性化につながると考えております。

隊員が起業、定住をするということは、町をよく知った上でそのよさを理解していただ

たのではないかと考えていますので、議員のおっしゃるとおり、地域に溶け込ませるためには積極的に外で活動、活躍していただく機会をつくっていくことが大事であると思います。

池田町で活躍された協力隊員の現在までの定住、起業等の実績を見ますと、他の自治体と比べ、率として見れば成功しているのではないかと考えております。今年度は1名起業し、起業に当たっての補助金申請をいただき給付してございます。また、間もなく任期満了となる隊員が1名ございますが、その者につきましても定住に向けて今準備を進めているということで、こちらのほうも、そのまま町のほうへ住んでいただくというようなことを伺っております。

事業の推進に当たっては、地域おこし協力隊が住民との信頼関係を築きながら地域の活動に協力、従事して、地域への定住等を図る取り組みをすることが趣旨でありますので、今後もこの流れが継続していけるよう、協力隊員とのコミュニケーションをよくとりながら、町もできる限りの支援をして、一人一人の起業、就業、定住が地域の活性化につながるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） ぜひ力強いバックアップをお願いしたいところです。

地域おこし協力隊、国のお金が出ているわけですので、そのまま民間とのタイアップという形はすぐにはとれないと思いますけれども、やはり本人たちの起業とかそういうことを考えると、そういった営利の目的になる、ここにも書きましたけれども、自分たちの生活の糧になるものをやはり生み出していかなければいけないという中で、そこには直接かかわれるところは特産品とかそういうようなものがあります。

広津地区とかそういうところでも聞いた話によると、なかなか住む場所も、今移住・定住の中で空き家対策とかそういうことも言われていますけれども、なかなか自分たちがそこに住んで起業というか、やりたいことを始めようとしても、その住む場所が思うように見つからないというか、持ち主との間の話し合いも持てないというような話も聞いています。このようなところのバックアップというか、町としてのうまくいくような体制を考えていただきたいんですけれども、そこら辺ちょっとお聞かせください。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） まず、協力隊の経済面のことでございますが、一応、協力隊

の仕事のほかは、あいている時間につきましては副業等が認められているところでございます。また、営利企業へ例えばそこに個人としてお勤め、派遣で行くのもあながち悪いわけではなくて、やはりその人が将来起業するためにそういったところへ行行って、ノウハウ等を習得するため、要するにそういった部分の時間は自己活動等の時間として一応認めておりますので、協力隊員のほうから申請があれば時間を与えています。そのところはしっかりと行っているところでございます。

それで、やはり起業をするに当たっては、何か身につけていかなければいけないという中で、先ほど議員さんがおっしゃった特産品の関係とかそういったものは、割と比較的かわりが部分ではないかと思えます。ただ、協力隊員がもともとと思っているもの、どのように将来していきたいのか、その部分でどうして池田町へ来たのかというところも勘案しながら、うまくその協力隊員の希望に沿った形でこちらのほうはバックアップしていきたいと思っています。

また、定住するに当たって、確かに住宅等の確保というところは大変だと思うんですが、一応、空き家バンクというものもありますので、その中でもし希望に合致するものがあればそういったところで紹介と、そうでなければ、それとは別に何か情報とかあれば、こういった物件があるよとか、住めそうなうちがあるよということであれば情報提供をしていくということで、できるだけ協力をしていきたいと思っています。

幸いなことに、今までこういうふうにお勤めいただいた方は自分の自宅を持つまでは行かなくてもアパート等に住んだりとか、池田町に住みたいということで定住していただいているということで、それなりに職員、周りの方、住民の方もそうなんですが、隊員のことを思って進めてきた経過があるのではないかと思いますので、引き続き隊員この起業あるいは定住については努力をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 7 番（大出美晴君） ぜひ間に入ったり、相談を受けたりということで最善の努力を行政の皆さんもしていただきたいというふうに思います。

では、続いて、3番、町の行事である「あっぱれ」の位置づけとこれからの方向性はどういうことでお聞きます。

あっぱれは、町挙げての盆踊り大会が始まりだったような気がします。当時は、高瀬中学

校のグラウンドを使い盛大に行われ、各自治会も総出で参加し、池田町の夏の風物詩であり楽しみの一つでもありました。しかし、時代が変わり、楽しみ方も変わり、地域も徐々に変わっていく中、あっぱれもそれに合わせて変化してきたように思います。それは時代だと感じます。それに逆らっても、淘汰されいずれなくなります。ただ、来年からは場所もかわり、新たな企画のもとあっぱれが盛大に開催されることを期待しています。

そんな中、町担当者の苦労や気配りは大変と考えます。また、担当課の配慮も人知れないと思います。ただ、地域住民の声も参考にしていかななくてはなりません。時が流れる中で代もかわれば考え方も変わるのとは当たり前のような気がします。ただ、自治会総出は無理かもしれませんが、たくさんの方が参加する盆踊りを期待する団体もいます。そんな声も聞く中で、町としてどう進めるのかお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） それでは、大出議員の質問にお答えをします。

池田ふるさと祭りの歴史を調べてみたところ、最初は昭和60年に池田町合併30周年記念事業として開催をされておりました。当時は2日間開催され、カラオケ大会や各地区のお神楽共演、青空市場や踊り、花火大会などが行われています。その後、時代の経過によりイベント内容を変更しながら、ことしで35回目を迎えています。

先日の答弁でも申し上げたとおり、このイベントは夏の風物詩として町民の皆様の関心の大きなイベントであります。マンネリ化との御指摘を真摯に受けとめ、来年度は会場変更をする予定でもあり、町民の皆様の意見も可能な限り反映させつつ、新たな企画を模索しながら36回目の池田ふるさと祭りが皆さんに高評価をいただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） ぜひ盛大になるように企画をお願いしたいところです。

その中で、私もちょっと地域の中で、あっぱれに盆踊り等々で参加したいという人たちの声も聞いております。やはりその中では、一部の人だけでなく自治会としても、それから多くの人たちが盆踊りに参加できるような形にしてほしいということ、要は踊りを中心にしてほしいんだという声も上がってきています。

その中で、やはり何が問題かということ、足の問題、どんな形が考えられるか私もちょっと決めかねるというか、要望もしにくいところですけども、今ワイン祭り、それからホテル

祭りと、地区外の人たちにはシャトルバスを用意しています。

ただ、このあっぱれについてはいろいろな問題もあると思いますけれども、やはり町民の皆さんにお金が落ちないというか、税金の使うところ、やはり町民の皆さんも一部でもいいですけれども、そういった形の中で、ちょっとわかりませんけれども、シャトルバスではなくても、そういうような足の確保とか踊りに参加できる人たちが積極的に出てこられるような形を考えられないかということで、ちょっと考えがあったらお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） ふるさと祭りのイベント内容につきましては、かつては確かに今より踊りが中心だった時代もございました。それから、自治会等で参加できない理由として、確かに足の確保が、足といいますか輸送手段の確保ができないというような声も聞いております。

ただ、あっぱれにつきましては、今後の企画ということになりますので、ただいまのイベント内容ですとか輸送手段等、どんなような方法がいいかということは今後の検討課題とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 7 番（大出美晴君） いろいろと考えていただきたいと思います。

ただ、もう一点だけ私の思いとお答えをお願いしたいんですけれども、やはり変えたときにそこに参加、1 回始まって盛り上がって、そのまま消えたら二度とそれは始まりません。今まで過去にそうでした。町民運動会、それからハーフマラソン、いろいろなイベントがありましたけれども、1 回終わってしまったら、もう誰も声を上げる人はいません。ですので、ここはやはり踏ん張っていただいて、続けるということで、でも、いろいろな方法を考えた中で試してみるというのもいいと思います。そこからまた、では私たちも、私たちもというふうに盛り上がってくる可能性もありますので、シャトルバスではないんですけれども、そのような形のところ、そこがうまくいかないからだめだよというのではなくて、1 回始めてみようという気持ちがあるかどうか、そこをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮澤産業振興課長。

○産業振興課長（宮澤 達君） シャトルバス等につきましては、今確実にやるということは明言はいたしませんけれども、先ほど申しましたとおり、また来年度に向けた企画の中では

一つの選択肢として考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 大出議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

○ 7 番（大出美晴君） ぜひ積極的な町の対応をお願いして、以上で一般質問を終わります。

○議長（倉科栄司君） 以上で大出美晴議員の一般質問は終了いたしました。

中 山 眞 君

○議長（倉科栄司君） 一般質問を続けます。

9 番に、3 番の中山眞議員。

中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 3 番（中山 眞君） 議長、椅子をこっちへ動かしていいですか。

○議長（倉科栄司君） 結構ですよ。はい。

○ 3 番（中山 眞君） すみません、ありがとうございます。

3 番、中山眞です。初めての一般質問です。まだ経験が4 カ月しかない中で私が感じ取ったこと、これを交えながら、だけど、きょうのこの質問は事前に一部ですけれども地域の人たちに話をしております。意見を伺っています。だから、これから話すことは町民の意見だというふうに受け取っていただきたいと、そういうふうに思います。

最初に、今回取り上げたのは池田町第6次総合計画、計画ではない、推進状況です。計画のことを言っているのではなくて、それがどういうふうに推進されているのか、ここを知りたい。

最初に、あづみ野池田総合戦略、3 年半前に立ち上げて多くの町民を交えて意見を聞いて、それを取り入れた計画があるんです。町民の思いがいっぱい詰まっているんです。だけど、こういうのをまとめる段階になると、どうしてもきれいな言葉とか正しい言葉を使わざるを得ない。それがなかなか町民に伝わってこない。思うような成果が3 年半過ぎててもできなかったと、原因はそこに一番あるのではないかな。このあづみの池田総合戦略を今度の第6次総合計画にそのまま移行して、今始まっています。最初のあづみ野池田総合戦略の実行の仕

方、PDCAを回しながら実行、検証していくというやり方をとっています。ですから、これから話しするのは、そのサイクルに合わせて話をしていきたいと思いますのでお願いします。

先ほども言いましたように、この計画を見る限りではなかなか伝わってこない、わかりにくい。どうしたらいいかというと、やはりそこに明確ではっきり誰が見てもわかるような具体的な目標がないと進んでいけないと思います。

そこで質問します。質問の1です。各課で一番に、この第6次総合計画に向けて行っていること1つでいいです。代表の方1名でいいですのでお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

〔企画政策課長 丸山光一君 登壇〕

○企画政策課長（丸山光一君） お疲れさまです。

それでは、ただいまの中山議員の質問にお答えさせていただきます。

代表で1名ということなので、私、企画政策課長の丸山が代表してお答えさせていただきます。なお、答えの部分につきましては、各課たくさんありますので端的に申し上げますので、詳細につきましてはその各課のほうへお聞きしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

御質問に関係する課として、初めに総務課ですが、近年、全国各地で災害が発生していることから、防災対策について優先的に取り組んでいます。本年度は災害時、無事ですエコバッグを作成し全世帯に配布、8月25日の地震総合防災訓練時には約2,400世帯で提出されました。

企画政策課は数ある中で、町として喫緊の課題である人口増対策に特に力を入れ、転入増及び転出抑止のため移住・定住に関する補助金を拡充するなどして対応してまいります。

住民課では、生活基盤の整備として町営バス運行関係と交通弱者対策について引き続き取り組みます。

健康福祉課は、保健予防等の充実のため、食育推進計画実践でもあるおいしく減塩活動に一番に力を入れています。町内のスーパー、飲食店などに減塩推進協力店として協力依頼するとともに、減塩活動には商工会、女団連等に協力団体になっていただき、町民にも意識を広げ、この活動により生活習慣病の重症化予防につなげていきたいと考えております。

産業振興課では、産業にかかわる施策として農業担い手確保と経営安定化、商工業振興と企業への支援に重点を置き取り組みます。

建設水道課は、生活基盤の整備として、建設水道課の目玉事業ですが、社会資本整備総合交付金事業、町道251号線道路改良工事を引き続き進めてまいります。

教育委員会においては、学校保育課では、子育て支援、教育に係る施策として保育、幼児、学校教育の充実に重点を置き、次期教育大綱に保・小・中一貫した理念と目標を定め、ゼロ歳から15歳まで切れ目ない学びと育ちの環境づくりを目指します。

生涯学習課では、利用開始となった池田町交流センターにおいて子供から高齢者まで幅広く要望を聞きながら、利用者にとって魅力ある講座の開設や利用率向上を図っていききたいと考えています。

以上、関係する各課の最優先して取り組んでいる施策等について申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 大変詳しい説明、うれしいんですけども、先ほども言いましたように目標を明確にするといったことを100人近くいる役場の職員たちがそこに向かって、一つで向かっていかなければいけないです。だから、目標を明確にするということは、例えば防災力アップします、自助・共助・公助のシステムをつくっていきます。このぐらいのセンテンスでいいんです。そうでないと共有できないですよ、いろいろありましてね。説明を云々と言っているのではないので、そういうたくさんある計画の中で今の役場がどういう目標に向かって全体を動いているのか、これを町民に知らしめるためには、やはりはっきりとそういったことを知らしめたほうがいいと思います。

これは計画、プランの段階ですけども、その後のPDCAのD o、実行です。さっきも言いましたように、大きな目標でたくさんの目標があれば、焦点がぼやけてしまうんですよね。その中でどういうふうに行うか実行していったらいいのか。ここが一番肝心なんです。それで、ヒントになるのは、最先端で働いている職員の方なんです。ここが本当に機能しているのか、実行して、行動しているのか、悩んでいないのか、そこを見きわめていかないと大きな目標というのは曖昧になってしまうと。そういう感じを持っています。

もう一つ、順番を間違えないでください。ワイナリーの件、カモミールの会の件、順番が逆なんです。本来なら直接かわりのある地元の住民にまず説明をする。全体像を知らしめる。そうしたら議員もそういう人たちの意見を取り入れて、議会に持ち込んで議論できるで

はないですか。それがいきなり議会で諮られて、慌てて議員が地元へ戻って説明に回る。そこで初めて住民が知らされる。だから不満が生じるんです。しかも、その協議会の内容が二転三転している。そのたびにまた地元へ回って頭を下げて、いや体制になりましたと、こういう説明に歩いているんですよ。それはいいんです、議員の仕事だから。

だけど、自分たちが立ち上げた伝統品をたとえ人がかわっても将来に残していきたい、つなげていきたい。町が全体像をはっきりしないから不安でしょうがない。今後の行く末をまるで自分の生きがいのようにさえ感じている80歳のおばあちゃんに何て言ったらいいんですか。また変わりましたなんてとても言えないですよ。全ては順番が間違っているところから発生しているんです。一番混乱しているのは住民なんです。そこを間違えないようにしていただきたい。

次に、検証、P D C AのC h e c kです。ここが一番肝心なところなんです。検証というのは、先ほども言いましたように、一番先端で動いている一職員です。これが一番知っているんです。だから、課長会議や何かでそういう議題取り上げても全体像しか見えないんです。だけど、一職員は一番知っているんです。だけど、ここで同じ繰り返しをしている。

3年前に自治会長のときに、花とハーブの女性担当者、話しました。なかなか自治会で温度差があって伝わらないと。予算はいっぱい余っているのに花が残っている。そういう悩んでいました。翌年って、また同じことをしたら、また同じ話をするんです。

これは検証はされていないんですよ。担当者本来はP D C Aのサイクルですから、これを回さなければいけない。担当者の間ではこれをぐるぐる回さなければいけない。だから、自治会の温度差があれば、では対象を地区の老人クラブとか寿会にかえて、その人たちに花を植えてもらおう、例えばですよ、そういう検証をすれば1年に1回ではなくて1カ月ぐらいで次の目標で行動に移せるんです。

ここが先ほども言いましたように課長たちはしっかり見ていただいて、知恵を与えてやって、それで1年も待たずに結果を出してください。あづみ野総合戦略はほぼ成果が出ないというのは、1年に1回ゆっくり回しているから、また同じことを次の年にやる。この繰り返しが3年続いているんです。だけど、担当者の段階でP D C Aをいっぱい回せば、もうどんどん事は進みます。この検証というのは、一番大事なところなんですよね。本来、役職者は一番そこを見てやらなければいけないところ。

それと、もう一つは、数字ではないんです、検証というのはね。何%観光客がふえましたと言ってもピンとこないですよ。それよりもクラフトパークに何人人が入っているんだらう。

道の駅に花がいっぱいになっているのか。交流センターで図書館やホールは人であふれているのか。シェアベースにぎわいは、名前のとおりになっているのか。現場をみれば一目瞭然なんです。町民の見る判断もそこなんです。数字ではではないんです。ぜひそういう現場に目を向けた検証をやっていただきたい。

それで、その検証もやはりさっきも言うように、実行の段階というように共有しなければいけない。

次の質問です。役場全体の中で、そういう検証システムというのがあるのか。あるとすればどういうふうに行っているのかお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

御質問の内容から総合計画の関係の検証ということで、ちょっと私のほうは理解したんですが、それも含めてほかの検証もあわせてお答えさせていただければと思います。

まず、総合計画の関係ですが、計画を検証しPDCAサイクルで事業を進めていく上で、改良または改善しながら効果的な施策を進めていくことはとても重要であると認識しております。総合戦略では毎年検証を行ってきしましたが、総合計画でも今年度より毎年検証をしていくものでございます。事業の推進によりどのような効果が上がったのか、町民がどのように見ているのか、検証の中で明らかにし改善していきたいと考えております。

なお、検証に当たりましては総合計画審議会に諮った上、議会へも報告をしていく予定でございます。また、その際は御助言等をいただきたくよろしくお願いしたいと思っております。

この検証につきましては、役場庁内だけではなくて、やはり町民の方たちがどのように考えているのか、捉えているのかということもすごく重要でありますので、今こちらのほうの事務を進めているところでありますが、今後アンケートをとるなどしてどうだったのか、そういったことを、あとパブリックコメント、そういうのをいただきながら総合計画のまず1年目といいますか、そういった検証をして素案をつくり、またそれを来年度提示して皆様にこういうふうにお諮りまた改めてするということになります。ただし、その素案につきましては3月議会の際にまたお話をさせていただくことになるかと思います。

その他の部分に、総合計画以外の部分につきましては、この検証は当然それぞれ各課で検証等を会議集まって行ったりするわけでありましたが、全体的な部分につきましては、庁議、各課長等集まって、そこに当然理事者も加わり話をすると。そういったところで全体的な検

証は行ってはおります。

特にプロジェクト的なものは立ち上げたりしているわけではありませんが、庁議などにおきましては、毎月基本的には1日、あと必要に応じて随時行っておりますので、そういった中で特に話し合わなければいけないところは話している。本当に重要な施策の部分については、全員ではなくても政策会議等を設けまして、本当に重要な部分を数点ピックアップしてどうしていくのか、それをまた下のほうに投げて、こういうふうに諮っていくと、そんなような形で進めてございます。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 私が言いたいのは、検証のスピードなんです。年に1回の審議会とか議会、これはここでじっくりやればいいんですけども、先ほども言いましたように現場はぐるぐる回っているんです。それをどうやって吸い上げるかなんですよね。月に1回課長会議やっていますよね。そこで取り上げられているのかどうかってね。質問ではありませんけれども。

だから、せっかく開く課長会議だったら、単なる報告会ではなくて問題解決のための会議だと、それで進めていって、それで初めて年に1回の検証会になると思うんです。それを非常に危惧しています。だから同じようなやり方でこれから10年間この総合計画を進めていって1年でできるのが10年かかるのではないかなというような、そんなような不安も感じていますので。

それから、検証でどうしても解決策が見出せないというときは、最初に計画の段階でいっぱい町民の声を聞いています。池田総合戦略にはいっぱい町民のアイデア集、こういうふうにしたいという希望が入っているんです。これは別に計画のための希望ではないんです。実行してもらいたいからここに書いているんです。交流センターかえでの建物を建てるときに百何十枚というポストイットに町民の意見がのっています。それもこういう建物を建てたいというのではなくて、何をやりたいかというのがいっぱい入っているはずなんです。だから、1回そこに立ち戻ればいっぱいヒントがあるということだね、そういう工夫もぜひしていただきたいと思います。

それで、この項目の最後の質問に移りますけれども、肝心かなめの町長です。池田町のこの6次計画、先ほども言いましたように、リーダーがはっきり目標を示さなければほかの人

は何をやったらいいかわからなくなる。ここにリーダーシップが必要になってくるんです。町長にお聞きします。この6次総合計画の前半5年間で一番何をやりたいんですか。お聞きします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、ただいまの中山議員の御質問にお答えをしていきたいと思えます。

第6次総合計画で一番何をしたいのかとの御質問であります。当町にとりまして最大の課題は、他の自治体も同じ課題を抱えてはおりますけれども、当町では特に人口減少幅が大きいことと、出生数が少ないことが他と比較しますと際立っているということでもあります。そのために魅力あるまちづくり、美しいまちづくりを大きなテーマといたしまして、魅力あるまちづくり、また安心・安全のまちづくり、子育て支援等、住みよいまちづくりに取り組んでいるところでありますが、人口減少にはどめがかかったと言にくい状況であります。

いろいろ要因がありますが、要因を分析してみますと、絶対的に住宅の不足と言えるのではないかとの結論に至りました。現実的に身近なところでは、新規採用職員に対して希望するような住宅がなく、近隣市村に居を構えざるを得ない状況となっておりますし、企業の社員または病院の職員の皆様も、近隣市村に住んで池田町に通うという現状もあります。そこで活用できる住宅を生かすということで空き家対策を推し進めたい。このたびは住宅建設につきまして思い切った補助金制度の拡充を図ったところであります。

しかしながら単身世帯の住宅、つまりアパート等につきましてはほとんどあきがなく、絶対的な不足を感じております。アパートにつきましては、松川村と比較しますと半分にも満たない状況となっておりますし、財政が許せば町営の住宅の建設も考えられるのでありますが、現状の状況では思うようにまいらず、現在は民間の活力に頼らざるを得ない状況となっております。

住んでみれば池田町のよさや住みやすさがわかっていただけることと思っておりますが、住む場所がないことには移住・定住・人口増につなげることはかなわぬことと感じております。私といたしましては、何としても住宅政策に取り組み、要はさらに空き家の利活用の推進、また民間業者が投資しやすい環境づくり、あるいは定住人口の増を図ってまいりたいと考えております。具体的には土地利用計画にのっとり住宅エリアを決め、農業振興地域の除外など宅地化しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔 3 番 中山 眞君 登壇 〕

○ 3 番（中山 眞君） これも先ほどと同じように、大変入念な準備をしていただいて質問に答えていただいてうれしいんですけども、目標は何回も言いますように明確にしないといけない。特にトップの人は端的な言葉でいいんです。人口減少問題に向けて住宅政策を進めたい、これだけでいいんです。ここら辺は町長のお人柄も入っているので責めているわけではないんですけども、だけど、町民や部下に知らしめるにはできるだけ短い言葉で伝えていく。そのほうが伝わりますから。

きのうの矢口稔議員の質問で、町長のビジョンとしてお聞きしていましたよね。あれ大変申しわけないんですけども、あれ、ビジョンではないんです。ビジョンというのは、池田町を明るくしたい。これはビジョンではないんです。誰が見てもわからなければいけない、ビジョンというのは。例えば来年度中に1,000本の花を県道沿いに植えて、それを眺めているお年寄りの人たちの笑顔を見たい。これがビジョンなんです。別に責めているわけではないですけどもね。

もうちょっと端的な、それで先ほども言いましたように問題解決の糸口というのは最先端で働いている職員が持っているんです。その職員たちの意欲をなくさないように、ぜひ細かくそういう意見を吸い上げていってもらいたいと思います。

質問をかえます。

役場庁舎の問題。最初にお断りしておきますけれども、あしたすぐ建てかえろと言っている話ではないんです。だけど、今そこに着手しても実際に建物が建つのは5年、10年かかるかもしれない。この6次計画の中で打ち出さなければまた10年後に着手して、実際にできるのが20年後、30年度になる。その先を見据えた計画、膨大な計画です、庁舎を建てかえるというのはね。

だけど、今から20年後、30年後どうなっているんですか。全国の65歳以上の高齢化率が28%です。この間、大系タイムスに載っていました。池田町は38%です。4割に近いんです。5市町村の中でも断トツでトップなんです。ということは20年後には、いわゆる高齢者の方は半分、5割超えて6割に近くなっているのではないかと。当然そこで社会保障費の圧迫がありますよね。若手の働き手が少なくなる。これはもうはっきりしていることなんです。そういう世代にこの負担をさせるのかどうかという。今の我々の町長の世代で考えていかなければ、そういう人たちに何を残すのかということなんです。だから、この問題というのは賛否

両論いろいろあると思いますけれども、ちゃんと真っ正面から取り組んでいかなければいけない、そういう内容ではないかと思うんですよ。

これから進めていこうとするのは、先ほどみたいに町政をただすというスタンスではないです。みんなで一緒に考えていきましょうというスタンスでお話ししますので、答弁される方ももうざっくばらんに自分の意見として、感じているまを話してもらえればいいです。

ふだんこの建物の中で働いている職員たちからの視点あります。それから、いろいろな手続や会議で訪れる町民の視点、これを共有しながら進めていかないと進まない話なんですよ。ね。

何でこの庁舎の話を取り入れたかという、5月に議員になって何もわからないところ、勉強のために松川村の村議会の傍聴にいきました。初めて役場を訪れました。3階まで吹き抜けで、何十人も座れるフロアがある。たまたまそこに3歳になる女の子を連れた若い奥さんが手続に来ていました。それで窓口で手続きしている間、その3歳ぐらいの女の子はジュースを飲みながら鼻歌を歌っていました。それで手続が終わって戻ってきても、しばらくはずっとそこでチェアに座りながら2人で談笑していました。

それから1週間後です。私の娘がこの役場を訪れました。異動の手続で。それで終わって出てきたときに、やはり同じぐらい、3歳ぐらいの子供、どうしてもトイレが我慢できない。それで慌てて図書館を借りよう。戸が閉まっていた。隣のてるてる坊主館、また閉まっていた。役場のトイレ借りてこいって。さっきまで役場の中にいたんだけど、トイレの場所がわからない。だから、住民課の窓口の総合案内所で聞いているんです、場所を。トイレの場所を聞くって、ほんのちょっとした勇気が要るんですよ。それで、出てくるときには、孫はもうすっきりした顔でスキップして来るんですけども、娘は駆け足で出てきました。何か悪いことしたみたいな、そんな雰囲気でした。これはしょうがないんです。両側に職員たちの目があるんです。皆さん見ていないと思うけれども、入った人はすごい重圧感を感じているんです。

それからです、この役場の問題点、建物が古いということを言っているのではないんです。もう時代に合わないということなんです。45年の建物よりも、もっと目まぐるしく考え方がシステムから変わってきているんです。ということでこの取り扱いをしました。

町民側のイメージとすれば、ここに書いてあるとおりです。入ったとたん閉塞感があるとか、トイレの水回りが汚い、これはしょうがないです。職員が働きにくそう。顔が暗く見える。ここが問題なんですよ。顔が暗く見える。どんなに総合案内の2人の女性が一生懸命に

親切に教えてくれても、その顔色が暗かったらイメージは悪くなってしまうんですね。奥から細長い顔色の悪い人がこっちに向かってくる。よく見たら血色のいいつやつやした肌の人だ。そこなんです。真実の瞬間は1秒という言葉があります。どんなに立派な対応をしても、一瞬でも暗い顔をする、怪訝そうな顔をする、それが全て相手にいく。それが全てだととられる、そういう怖さがあるということなんですよ。

それでお聞きします。

入ってすぐの総合案内のある住民課長に素直な今感じていることをお話し願えればと思います。

○議長（倉科栄司君） 蜜澤住民課長。

○住民課長（蜜澤佳洋君） さっきトイレのお話もありましたけれども、私も住民課にいてトイレの場所を聞く方は印象としては結構多いなと思います。ですので、入ったときにやはり町民の皆さん、私も個人的に聞いたりするところは役場は行きにくい。施設がどうこうではなくて、役場というのはなかなか住民の方も行くのに勇気が要るというようなお話も聞いたりもします。そういう中で案内はしていますけれども、そういうのが目に入らなかったりというのがありますので、そういったところは改善の必要があるかなと思ってもおります。

案内の立場からいいますと、両側から見られているという部分もあるんですけども、各課が近い分、丁寧な御案内はさせていただいているつもりです。住民係の職員も、来た方も、どういう質問、どういうことを聞きたいかという表現もなかなか何て言ってもいいかわからないという方もいらっしゃいますので、そういう方のお話をよく聞いて案内をさせていただいているような状況でありますので、近いということは、そういう意味ではメリットかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 私、責めているわけではないんです。素直な個人的な感想を言ってもらえればそれでいいんです。いや、うれしいんですけどもね。そうすると、先ほどのことは課長のことを言っているのではないので。

それから、次の質問です。

1年間にここの建物に訪れる町民、あるいは会議に使う人たち、わかっている範囲内でいいので、どのぐらいの人がこの建物に来ているのかお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、1年間の来庁者数という御質問でございます。正直申し上げまして、毎日、毎日来庁者の人数をカウントはしておりません。たまたま私のほうでちょっと調べてみましたところ、住民課の窓口に見えるお客様が年間1万1,000人。そして、医療係、税務係等に5,000人、会計課に税金等の納付に見える方が8,000人ということで、あとは事業者の皆様方も来庁されますし、会議等で来庁されますので、3万人超の皆さんがこの役場のほうに出入りされているというふうに、今のところ予想でございますけれども、しているところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 恐らくここに一番人が集まるのではないかと、池田町の中ではね。

この質問の横に地図を載せてありますけれども、非常に池田町はわかりやすい地形、この特徴を生かさなければいけない。小さいエリアにいっぱいいろいろな施設がある。クラフトパークがあって、道の駅があって、交流センターがあって、シェアベースがあって、最後、この庁舎なんです、役場なんです。ここは完結すれば非常にいい町になると思うんです。

最後のとりでの役場が、町外から来る人から見てどう思うかなんですよね。ここら辺お聞きしようと思ったんだけど、省きます。要は、誰のための庁舎なのか、ここはね。町民のための庁舎なんです。職員のための庁舎ではないんです。だから、さっきも言いましたように職員側からの意見、町民側からの意見、これを合わせていかなければいけないという問題というのは解決しない。町民こそここを真剣に考えていかなければいけない。そういう問題ではないかと思うんです。

次に、防災の観点からこの建物をちょっと考えていきます。

そこに写真があるように、熊本地震で宇土市崩壊しました、庁舎が。この役場よりも10年古いんです、築年数は。ちょうど建てかえの町民アンケートを送ったその直後です、地震が起きたのはね。これ以外に、いろいろなところで地震以外でも震災で使用不全に陥ると、仮の防災対策本部をつくるということは、もう相当な2次被害が出てきてしまうということ。これも十分考えていかなければいけない。さっきの町長のお言葉にもありましたように、防災の面でしっかりこの池田町の防災力を上げていかなければいけない。だけど、毎年行っている防災避難訓練、震度6を想定してやっています。

自主防災のほうでスムーズに避難をしていた。では、そこから今度は役場の人たちの出番

です。そのときに建物がないといったらどうなるんですか。そういう人たちはね。今、現状避難している人まだいますよね。ここは情報網が飛び交っていると言えればいいんですけども、情報網が全然飛び交っていないんです。そうしたらもう足で稼ぐしかない。その足で稼ぐ職員たちの居所がないといった。問題だと思います。

質問7です。この建物、耐震調査みたいな形でやったのか。それでその結果どうなのかということをお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、現庁舎の耐震調査についてということでお答えをさせていただきます。

本庁舎につきましては、耐震診断及び耐震補強設計、こちらのほうを平成16年度に実施しております。この診断結果に基づきまして設計を行い、平成17年度、平成18年度の2カ年において耐震補強工事を実施した経過でございます。

以上であります。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 次の質問です。この建物の中にある機能、その保全は大丈夫なのかということです。バックアップ機能、電気、ガス、水道含めてです。それで一番重要なのはデータなんです。これが潰れてしまったら、後生かしようがない、対策でね。今一番問題になっているのは電気です。こういったところの保全が大丈夫なのかどうか、素直な感じ方で結構です、教えてください。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） それでは、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、電気の関係でございます。こちらにつきましては非常用電源設備がございまして、国の基準は3日間、72時間の電力供給ができることとなっておりますけれども、当町の非常用電源設備の燃料タンク容量から考えますと85時間の使用が可能となっております。ただ、先ほど薄井議員のほうからも話のありましたように、浸水被害等の場合については機能が果たせなくなる可能性があるということでございまして、地震等について申し上げますと85時間の使用可能という状況でございます。

また、LPガス等については当然震度6強以上の地震が来た場合には、管路の関係で使用が不可能となるということになると思います。これについての災害対策本部については、

カセットボンベ等の使用において対応していくと。また水道についても、断水ということも考えられます。こちらについては非常用のペットボトル等での対応となろうかと思います。

それと、2階のところに太陽光がございまして、そちらのほうの蓄電池においてもパソコン等の電源に使用できるだけのものは用意ができているという状況でございます。パソコン等データの関係につきましては、企画政策課長よりお話をさせていただきます。

○議長（倉科栄司君） 丸山光一企画政策課長。

○企画政策課長（丸山光一君） それでは、パソコン関係、データ関係のバックアップの関係につきまして御説明申し上げます。

PC附随機器、各種データの保全の関係ですが、町の住基システム、住民基本台帳システム及び株式会社電算と契約をしています各種システムにつきましては、それぞれ外部のサーバーにおいてバックアップができるようになっております。また、その他の一部のシステムにつきましては、大町市に情報センターがあるわけなんです、こちらのほうでバックアップができるようになっています。

また、その他のシステムを使用しない一般的な業務で、各ユーザーが共有できるPCデータファイルにつきましては、町の電算室のサーバーでバックアップをしております。なお、各パソコンのハードディスク単体で保存したものにつきましては、バックアップというものは各自で何らかの形でやらないとできないわけなんです、基本的にはそれぞれの課につきましては、つくったデータは共有フォルダのほうへ保存する、それで電算室のサーバーのほうでバックアップすると、そういったような指導となっております。

バックアップ、保存の関係は以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） 私、ちょっと心配になって、ここに書いてあるとおりに、この2階、3階のひび割れ状況を数えたんです。私の背丈以上あるひび割れ、壁や床にね。そこに書いてあるように3階に24カ所、1メートル以上のひび割れが。2階でも22カ所、それで会議室や何かは入っていません。もっとふえるはずなんです。特に2階の食堂です。食堂の床が、最初、ああこれは模様かなと思ったけれども、ひび割れなんですよ、あれよく見ると。すごいですよ、あれ。私が言うより職員の人たちはね。あれが落ちてこないか不安ではないですかねというふうに感じています。だから、先ほど総務課長がお答えになったように、耐震調査もしているんですけれども、本当に大丈夫なのかというのは誰もわかりませんよね、言

えないですね。だけど、2階の床が全面ひび割れしている。そこで、下で働いている職員の人たちは不安ではないですか。率直な感想でいいです。お聞きします。

○議長（倉科栄司君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎鉄雄君） 確かに、私も建物のクラックについては、非常に多いと。これは経年劣化ということもあろうかと思うんですけども、ただ先ほど申しましたように、ちょうど15年前になりますけれども、耐震診断を行っている中で躯体そのものに影響を及ぼすクラックではないということを聞いております。ただし、下にいけば当然2階、3階の床が落ちるということはないということとは言えなく、職員の中にも不安にかられる職員もいるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） わかりました。皆さん、そういう不安を抱えながら仕事をしているというのがよくわかりました。

最近の庁舎を新しく建てかえた自治体、ちょっとネットで調べました。そのときの理念、全部共通しているんです。総合的な防災力を持つ庁舎、これがまず第一なんです。それから次世代の庁舎、先ほども言いましたように何十年後も見据えた庁舎、それから、人口減少に対応したコンパクトで財政にやさしい庁舎、この3つは全部共通しているんです。

池田町、この庁舎建てかえというと、やはり30年後、50年後を見据えた、そういう形で進んでいかなければいけないと思うんですよ。これからの流れというのは、SDGsの思想を取り入れて、しかも30年後には、もしかしたら女性職員は半分以上になっているかもしれない。働き手がいないんですから。だから、女性が伸び伸び仕事ができる、気兼ねなく遠慮なく仕事ができる、そういう庁舎のイメージもつくっていかねばいけない。もちろん、IT化、IT化とこれほど騒がれている。そこら辺に柔軟に対応したシステムを備えなければいけない。やはりこういうことはじっくり時間をかけて多くの人の意見を聞きながらやっていかないと進んでいかない、そういうふうに思います。

少しですけれども、幾らかでも職員の人たちの考えていること、わかっただけでもいいです。これからそういうふうに進めていけたらいいと思います。

最後になりますけれども、町長がこの第6次総合計画で一番のテーマにあげている、町の目指すべき将来像とまちづくりの方向を明確にします、これを第一にあげているんです。こ

の庁舎の問題、ここでやりますということは言えないと思うんですけども、今の時点で町長はどう捉えているのかお聞きします。

○議長（倉科栄司君） 甕町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、庁舎の件で建てかえについてということの御質問であります。長期計画ということは非常に大切なことであります。しかし、第6次総合計画にはうたわれてはおりませんが、築年数から考えますと次期総合計画では大きな課題になってくるものと考えております。

また、このたび新たなハザードマップが更新されるようでありますが、現在ある情報の中では、現状の庁舎の建物では対応できないような内容となっております。防災面からいっても、新たな建物として対応を考えていかなければならないと思っております。

第6次総合計画の見直しの時点で具体的な検討課題として、俎上にのせ具体的な検討に入りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（倉科栄司君） 中山議員。

〔3番 中山 眞君 登壇〕

○3番（中山 眞君） これは町長の最も得意とする分野です。毎月配られている「新生」という雑誌、この間の記事でどっちの選択に迷ったら、どうしても答えが出ない。やるかやらないか、こっちの施策を選ぶのかは、こっちの施策を選ぶのか、迷ったときはどちらの選択が美しいかというの、載っていましたよね。町長が言う美しさというのは、町民の顔です。どっちの選択が町民に喜ばれるか。ぜひこういう視点で今後町政を進めていってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（倉科栄司君） 以上で中山眞議員の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問の全部を終了いたします。

散会の宣告

○議長（倉科栄司君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 2 時 1 6 分

令和元年 9 月定例町議会

(第 5 号)

令和元年 9 月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

令和元年 9 月 2 0 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 認定第 1 号より認定第 6 号、議案第 4 5 号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第 4 6 号より議案第 5 7 号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第 5 8 号より議案第 6 4 号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第 6 5 号より議案第 6 9 号について、討論、採決
- 日程第 6 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議案第 7 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 2 議案第 7 1 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 3 同意第 2 0 号、同意第 2 1 号について、一括上程、説明、採決
- 追加日程第 4 発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 発議第 5 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 6 議会改革等検討特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 発議第 6 号及び発議第 7 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 8 発議第 8 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 9 発議第 9 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 0 発議第 1 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 1 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 追加日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第 1 3 議員派遣の件

出席議員 (1 2 名)

1 番 松 野 亮 子 君

2 番 大 厩 美 秋 君

3 番	中 山	眞 君	4 番	横 澤	は ま 君
5 番	矢 口	稔 君	6 番	矢 口	新 平 君
7 番	大 出	美 晴 君	8 番	和 澤	忠 志 君
9 番	薄 井	孝 彦 君	10 番	服 部	久 子 君
11 番	那 須	博 天 君	12 番	倉 科	栄 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	甕 聖 章 君	副 町 長	小田切 隆 君
教 育 長	竹 内 延 彦 君	総 務 課 長	宮 崎 鉄 雄 君
企画政策課長	丸 山 光 一 君	会計管理者兼 会 計 課 長	伊 藤 芳 子 君
住 民 課 長	蜜 澤 佳 洋 君	健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君
産業振興課長	宮 澤 達 君	建設水道課長	丸 山 善 久 君
学校保育課長	寺 嶋 秀 徳 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総務係長	山 岸 寛 君	監 査 委 員	吉 澤 暢 章 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	塩 川 利 夫 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	-----------	-----------	-----------

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（倉科栄司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

○議長（倉科栄司君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件を議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は、予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順といたします。

最初に、那須博天予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員長 那須博天君 登壇〕

○予算決算特別委員長（那須博天君） おはようございます。

令和元年 9 月池田町議会定例会におけます、予算決算特別委員会の総合審査の結果を報告いたします。

予算決算特別委員会の総合審査は、9 月13日木曜日、午前 9 時30分より協議会室において、議員12名全員の出席のもとに開催をいたしました。

本委員会に付託された案件は、認定 7 件、補正予算等の議案 6 件であります。

以下、各認定と議案の審議結果及び審査意見について報告をいたします。

初めに、認定第 1 号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成30年度一般会計予算に対する総括的意見として、次の 2 点が指摘事項として上がりました。

平成30年度決算に対する指摘事項。

1、実質公債費比率は前年度より1.6%ふえ、10.4%となった。今後の財政運営について十分留意するとともに、町民福祉の充実に努めていただきたい。

次に、第三者による事務事業評価について研究検討をされたい。

以上の２点であります。

次に、平成30年度決算の各課への意見であります。

初めに、企画政策課。

移住者へのフォロー、生活相談などに努力されたい。

総務課。

職員研修で接遇やテーマを持って視察研修など、充実に努められたい。自主防災会の強化が進むよう、町として援助をされたい。

住民課。

高齢化の進行に伴い、ごみ出しが大変になっている。ごみの収集のあり方について研究検討されたい。高齢者の足の確保に向け、町内巡回線のデマンド化を検討されたい。町道251号線、740号線、739号線、あづみ病院、交流センターの開設に伴い、町なかの道路交通状況が大きく変わります。交通安全のさらなる強化をお願いしたい。

健康福祉課。

家庭での食が減塩でバランスのよいものになるよう啓発をお願いしたい。大腸がんが急激にふえている。生活改善などががん予防の啓発に努力されたい。

産業振興課。

花とハーブの里づくりの推進に当たっては、希望者への花の苗代支給や事業の進め方などについて検討をされたい。町なかのにぎわい拠点事業のイベント事業について、積算根拠などを含め精査検討されたい。町道740号線、あづみ病院、交流センターに親しみやすい愛称をつけるよう検討されたい。

教育保育課。

池田町保小中一貫教育の策定に当たっては、町民の意見を十分に聞いて策定されたい。防災教育のさらなる充実を検討されたい。産後ケア補助事業について、広報などで宣伝されたい。

生涯学習課。

交流センター西入口の管理者がいないので、非行などが起きないように留意されたい。図書館のシステム利用の提言を広域連携で検討されたい。

以上の意見が出され、挙手により採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第２号 平成30年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第4号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第5号 平成30年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第6号 平成30年度池田町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 平成30年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について。

特に意見なく、全員の賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、令和元年度補正予算関係の総合審査結果を御報告いたします。

議案第65号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第6号）について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第66号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第67号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

特に意見なく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第68号 令和元年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第69号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

特に意見はなく、挙手による採決の結果、全員の賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算決算特別委員会の総合審査の結果について報告をいたしました。

なお、総務福祉委員会、振興文教委員会のそれぞれ所管に属する予算特別委員会の質疑については、予算決算特別委員である各委員長より報告をいたします。

他の委員に補足がありましたら、お願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

審議報告を求めます。

矢口稔委員。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

○総務福祉委員長（矢口 稔君） おはようございます。

それでは、予算決算特別委員会、総務福祉委員会関係について御報告を申し上げます。

開催日時は令和元年9月11日水曜日、午前9時30分より、場所は池田町役場3階の協議会室において、出席者、議会側、予算決算特別委員12名と議会事務局長、行政側、町長並びに企画政策課、総務課、住民課、会計課、健康福祉課の各課長及び係長、欠席者は副町長でございました。

9月11日に審議した事件は、認定3件、議案3件の合計6件であります。

以下、説明を省略し、質疑について御報告を申し上げます。

認定第1号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

企画政策課関係について。

問、町債における繰上償還は、令和4年度に3億円支払うという意味でよろしいのか。

答、繰上償還は、令和4年度のみのものである。

問、町は繰上償還をどのようなパターンで考えているのか。

答、減債基金は今1億5,000万円あるので、今年度、来年度と進んでいき、目標として3億円まで積んだところで令和4年度に返せば理想と考える。今後検討していく。

問、総合管理計画の今後の進め方で、公共施設を4%減らせるというのはいつごろ案として出てくるのか。

答、途中経過を12月に報告し、来年3月の議会には示す。

問、町民の利用している施設でもあるので、町民の要望を十分に聞いて、納得できる形で進めてほしいが。

答、公共施設個別計画では、どのように縮小していくか、当然町民のニーズを最大限反映し、進めていきたいと考えている。

問、人口動向について、100人前後、毎年減少してきているが、広報で特集したいという話があったが、実施されたのか。その対応は。

答、まだ行っていないので、人口ビジョンの改定とあわせて知らせていくよう、どのような形がよいか検討していきたい。

問、移住の方の暮らしのギャップが融和されるような取り組みをしてほしいが。

答、地元になじみにくいと聞いている。移住後のフォローはやってきていないので、検討しながら早いうちに行っていきたい。

問、移住の方の補助金が、前年度に対し、今年度の補助が大分厚くなるが、苦情の対応はどのように考えているか。

答、丁寧な説明をしていくことで理解いただきたい。

問、行政がシルバー人材センターに草刈りを依頼するに当たっては、技能講習等、免許所持が必要である。確認してほしいが。

答、十分留意して草刈りをお願いしていきたい。

問、移住定住の推進事業で、定住に関する事業施策が見られないが、何か行動があったのか。

答、PRに関しては、移住に重きを置いてきた感がある。今後、定住にも力を入れていきたい。

問、高齢者が自治会の基幹センターを訪れる機会が多くなっている。クールスポットの役割を果たすべく、エアコンの設置を望むところもある。来年度に向けた元気なまちづくり事業の補助金の拡大は考えているか。

答、検討していきたい。

総務課関係について。

問、滞納の繰り越しが年々ふえている傾向が見られる。景気の悪化などにより仕事が大変になったことの反映と考えるが、生活の再建も一緒に考えた取り組みをお願いしたい。また、滋賀県の野洲市は債権管理条例をつくっている。条例化の研究も含めた取り組みをしてほし

いが、考えは。

答、滞納繰越額は、29年度に比べ、全体で103万円減額となっている。差し押さえ金額としては、大口が1件あり、500万円の差し押さえとなっている。生活困窮については配慮していきたい。また、コミュニケーションをとりながら、分納誓約をしたりしながら対応させていく。

要望、不納欠損がふえているので、その対応をお願いしたい。

問、職員研修では、接遇についてどんな内容で行われているのか。

答、あいさつ、接客など基本的な研修を年に2回行っており、この研修を生かしていきたい。

問、公民館の跡地をミニ公園とするが、傾斜があり、雨が降ったときの影響がないよう、設計に配慮してほしいが。

答、設計業者と打ち合わせをしていきたい。

問、ホームページのアクセス件数が昨年より4,300件ほど減っているが、なぜか。

答、大勢の方が見ていただけるよう、原因は何か、見やすいように考えたい。

問、ことしの総合防災訓練時に「無事ですエコバッグ」が自治会加入数で配布された。一人一人の命を守るということから、来年度に向けて全住民への配布の取り組みをしてほしいが。

答、自治会、自主防災会に縛られない、全町民に渡したいという願いである。手元がない方については、役場にとりに来ていただきたいということから、4,000枚作成した。この運動を広く推し進めたいと考えている。自治会イコール自主防災ではない。

問、防災用備蓄品が足りないのではと考える。計画的にふやし、分散配置も検討してほしいが。

答、限られた中で何が優先するかを考えていきたい。分散配置を進めており、小・中学校にも食料を配置させていただいている。さらに広い場所が必要で、研究しながら進めていきたい。

問、防災の備蓄の件で、特に食料品は一人一人が備えていくという意識を持つことが大切で、そのために行政からの備えを示してほしいが。

答、防災備品について、約1,000人が3日は暮らせるものを備えるよう、目標にしている。貴重な意見として前向きに検討していきたい。

会計課関係についての質疑はありませんでした。

住民課関係について。

問、町営バスの利用者が伸びていることはありがたい。安曇野線が伸びているが、安曇野市から協力金はいただけていない。乗車データを収集して交渉する取り組みは。

答、安曇野市内での乗降客は少ない。今後は料金等の見直しを含めて、全体的な検討をしていきたい。

問、ごみ収集について、ごみ集積場まで運ぶのが大変なところがあり、ふやすことはできないか。

答、町全体の平均は、二十数件で1カ所である。自治会に投げかけ、訂正していくような形がとれればと考えている。

要望、集積場までは大変になってくるので、家庭の前に集積ボックスを置くところもあり、今後の対策を研究してほしい。

健康福祉課関係について。

問、ヤング健診の受診者数は何人か。

答、国民健康保険の対象者が平成30年度189名で、そのうちの国保の人が45名受けた。受診率は23.8%である。

問、がん集団検診で大腸がんが気になるところであるが、予防策は何か。

答、バランスよく食べるという重点目標で、野菜を多く食べるということも、がん予防のためにも啓発していきたい。

議会事務局関係について。

問、食育推進特別委員会の開催報告が掲載されていないが。

答、掲載したい。

認定第3号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、国保料の今後の見込みは。上がる可能性はあるのか。

答、基金が約2億円強と十分ある状況で、なるべく上げない方向で検討していきたい。

問、学校給食では、1人当たり2グラムという規定がある。子供の食生活を見ると、食事はしているが、バランスがよくないことが問題となっている。学校等と連携し、全庁挙げて減塩とバランス食の取り組みや改善を図るようお願いしたい。

答、小児生活習慣病健診が学校で行われた。保護者懇談会の折、話をしていきたい。

認定第4号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんでした。

議案第65号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第5号）について。

問、町長の旅費としてマレーシアの費用が計上されているが、内容は。

答、10月より、首都クアラルンプールで日本酒のフェアが始まる。11月に大きなイベントがあり、町長も参加し、日本酒を中心に売り込む予定である。

問、公民館の撤去工事がおくれているようだが、現状は。

答、電源が役場庁舎から配電している形になっている。教育会館までケーブルが敷設しているので、安易に工事に入れない。解体工事は12月くらいにできるかどうかである。来年度、北アルプス国際学院に教育会館を貸し出すこととなっているので、影響のないようにしていきたい。

問、子供の遊具の撤去費用に関連し、今後の設置はどのように考えているか。

答、町全体で数カ所設置する方向で検討している。

問、交流センター西のかえで公園に遊具がないので、検討してほしいが。

答、遊具は高額で一気に設置はできない。毎年計画的に設置していく。

議案第66号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

議案第67号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんでした。

以上であります。

他の委員に補足の説明があればお願いをいたします。

以上、報告させていただきます。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

矢口稔委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

引き続き、審議報告を求めます。

大出美晴委員。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

○振興文教委員長（大出美晴君） おはようございます。

令和元年 9 月池田町議会定例会予算決算特別委員会における振興文教関係の審査報告を行います。

日時、令和元年 9 月12日木曜日、 9 時から11時30分、 2 時30分から。場所、役場 3 階協議会室、出席者、議会側11名、欠席 1 名、行政側、町長ほか振興文教に関係する課長及び補佐、係長、議会事務局長。

説明を省略し、主だった質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合もあります。御了承ください。

内容は、認定 4 件、議案 4 件です。

1、産業振興課農業委員会関係について。

、認定第 1 号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、農用地利用集積面積が減少しているが、実態と今後の考え方をお聞きしたい。

答、平成30年度の面積が少なかったわけではなく、29年度が例年より多かった。

問、農用地転用の許可件数と申請件数の比率はどれぐらいか。また、傾向は。

答、二世代目の住宅や今後農地として継続できる人が宅地転用する傾向が多い。比率は、申請に対してほとんどが許可されている。

問、全国ハーブサミット事業補助金 1 万円が今年度はないが、なぜか。

答、遠隔地のため、連携していくことが費用面で困難であり、今年度はなしとした。

問、花の苗購入補助として1,000円券を各戸に配布していないが、形を変えた方法は考えていないのか。

答、今回の制度の中で、町の通りに面したところを重点に置いたが、費用対効果が低いと感じる。今後検証しながら検討したい。

問、カラス被害の現状はどうか。また、鳥獣対策の活動状況はどうか。

答、カラスについては、捕獲は難しく、追い払いをしているのが現状である。必要に応じてロケット花火を配布している。有害鳥獣については、電気柵等を東山の南側から先行し、ことしは半在家付近まで来ている。予算範囲で北へ延ばしていく。今後、地域の皆さんにも協力していただく体制づくりを考えたい。

問、円卓会議による有機栽培の奨励はどのような状況であるか。

答、農業関係の円卓会議で、ことし 2 回実施している。内容としては、まだたたき台の状

態であり、引き続き進めていく。

問、「花とハーブの里」の再ブランド化事業について、住民の意識はどう変わってきているか。

答、思い入れを持って取り組んでいる方と無関心な方の存在がある。関心を持っていただく方法を考えていきたい。また、専門家の養成を行ってきているので、その方に活躍していただき、ハーブの普及を行う。

問、観光協会を道の駅カモミール跡地へ移してほしいが。

答、観光協会の隣に町営駐車場もでき、利便性は向上している。来庁される方は、事前に電話での問い合わせが多い。道の駅では、ガイドマスター、株式会社てる坊市場の方々に協力していただき、案内やパンフレットを設置している。現状のままで理解願いたい。

問、観光案内を含めた中で、来年度に向けて指定管理者に業務の委託をしたらどうか。

答、専門で案内場を開設することが一番と考える。最後まで煮詰めて検討する。

問、町営駐車場で、第1駐車場は利用者が多いが、第2駐車場は少ない。PRを考えているか。また、契約駐車している台数の傾向はどうか。

答、確かに第2駐車場の利用は少ない。PR等はしていない。利用料をいただいている契約車両は、第1で3台、第2で2台である。

問、まちなか賑わい拠点事業について、正規職員1名が退職しているが、指定管理の費用の算出根拠に影響しているか。それと、イベント等によるにぎわい創出事業の中でワインイベント事業があるが、29名参加で76万円の委託料となっている。1回の開催で1人当たり2万6,206円は非常に高いが、この根拠は。それに伴い、オープンして1年経過したが、傾向をお聞きする。

答、賑わい創造社への委託料は、年間での契約金となっている。この時点で職員の退職が反映されていない。ワインイベントについては、初めての試みで、問題点があった。ワインの内容等、各種準備、企画費で大きな金額となったと報告されている。

、認定第2号 池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、特に質疑なし。

、議案第65号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第5号）について。

問、町長のマレーシア行きについて、経過と目的、内容を説明いただきたい。

答、今までロンドンで行っていた酒ソムリエコンテストがマレーシアで開催されている。スケジュールとしては、レストランで池田町の日本酒フェアが開催され、PRに企業だけでなく、行政のバックアップが有効ということ。よって、トップセールスが必要ということで、

町長に行っていただく。また、産業振興課の担当１名が同行する。レストランの場所は、クアラランブールである。

問、大雪溪・福源酒造は行くのか。

答、酒ソムリエコンテストにスポンサーとして参加し、池田町フェアにも同行する。

問、昨年度、議員が自費でマレーシアを訪れた際、国際交流をつなぐ行動をしたが、今年度はマレーシアから子供たちが来ないということ、議会としてもつなぎをつくってきたので、目的に国際交流を入れてほしいが。

答、昨年度から芽の出ていることなので、探る範囲で行っていききたい。

問、住宅リフォーム事業の再開で、広報費用の計上がないが、どのような広報をするのか。

答、チラシの全戸配布、行政無線、ホームページでの広報を考えている。また、その他の方法も考えていきたい。

問、農業振興事業の人・農地プランで、担当者の担当範囲は地元に近いところでまとめられないか。

答、効率よく作業できることも含んだ中で検討していく。

問、農作物を品種別に集約した栽培や、より機械化を進める中での効率化が必要と思うが、お聞きする。

答、まさしく人・農地プラン検討会で行っていくことであり、検討していく。

２、建設水道課関係について。

、認定第１号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑なし。

、認定第５号 池田町下水道事業特別会計歳入歳出の認定について。

問、下水道元利償還はあと10年くらいで収束点が見えてくるが、それに伴い下水道料金が下がっていくのか。

答、総額は減っていくが、ゼロになることはない。料金値下げについては、未定。将来的に再構築や更新に充てる経費の蓄えも必要である。

、認定第６号 池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

問、今後の大規模改修については大丈夫か。

答、今のところ大きな改修は済んでいる。古いところは随時更新していく。

問、起債償還は下水道と同じような傾向で進んでいるのか。

答、約10年後には償還が終わる予定。

、議案第45号 池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について。

問、最近南部で水道管破裂があったが、原因は。

答、老朽化が原因であった。

、議案第65号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第5号）について。

問、道路改良事業と旧県道線ふたがけの場所は。

答、道路改良事業は工事ではなく、用地の購入を行う。ふたがけは内鎌地区を行う。

、議案第68号 池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

問、浄水園でのイベント復活は考えているのか。

答、強い要望等があれば、新年度予算の中で検討していく。

、議案第69号 池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

問、施設修繕料の内容をお聞きする。

答、簡易水道広津地区のポンプ室で井戸の水系、電気系統の修繕を行う。

3、生涯学習課関係について。

、認定第1号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、指定管理の美術館で決算書を提出できるか。

答、提出する。

問、図書館費のシステム費が年間400万円程度かかるが、来年度以降、費用を抑える方向で、他市町村と共同運用していくことを検討できないか。

答、今後連携のシステムが進化していくので、研究課題として取り組む。

問、クラフトパーク振興計画で「癒し」がコンセプトとなっているが、もう少しインパクトが欲しい。景色をより楽しむ工夫、演出のほかに考えはあるか。

答、クラフトパークの職員体制も限られた中で、まずは運営コンセプトを優先させていただきたい。

問、地域交流センターの建設事業も無事竣工式は終わった。グランドオープンが控えているが、計画と実行まではできた。ここまでにたくさんの関係者、ワークショップの人たちが携わってきたが、今後その人たちに達成感やさらなる意欲を持っていただくためにも、評価と改善も含め、企画等の考えをお聞きする。

答、おかげさまでよいスタートができています。今後、懇談会等を行っていきたい。また、皆さんの意見を聞いていきたい。

、議案第60号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第5号）について、質疑なし。

4、学校保育課関係について。

、認定第1号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について。

問、記念館の来客数が5年で半分の560名となった。対策をお聞きすることと、小学生の健康診断で特に問題点はあるか。

答、旧図書館の1階を文化財管理施設とするため、改修を行う。それにあわせて記念館の来客増加につなげる施策を協議会委員の皆さんと考えていく。健康診断については、視力低下が若干気になるが、ほかについては特に問題ない。

問、肥満と塩分とり過ぎについてはどうか。

答、血液検査で健康状態を調べ、アドバイスも行っている。

問、てるてる坊主の歌のより普及推進を考えているか。

答、町全体の文化であり、理解を深めながら学校を問わず普及を行いたい。

問、総合学習補助金で、池田小学校、会染小学校で共通点はあるのか。また、防災教育の強化についてもお聞きする。

答、学力向上、ふるさと池田の学習、体力向上の3点を柱に、共通した内容となっている。防災教育については、避難訓練に加え、地域を理解する学習を防災と結びつけて行っていく。

問、虐待について、最近の傾向は。

答、件数としては、身体的な虐待よりも心理的な虐待がふえてきている。

問、保健福祉の動向で、不登校の子供がふえているが、なぜふえているのか。

答、的確な答えは難しいが、池田町においては最新の対応をしている。

問、放課後の子ども教室で、池田小学校は教育会館でやっていたが、今後どこでやるのか。

答、記念館の空きスペースで検討している。会議室のほうへ予定している。

問、スマホ依存について、対応は。

答、正しい使い方やルールを、家庭と学校でより指導していけたらと思う。

問、総合教育会議が開催されたが、会議の内容が見えづらいという声も聞く。保小中一貫教育の考え方を池田町に広げ、理解されていくための考えをお聞きする。

答、総合教育会議自体は国の法律で定められている。この会議は年明けに1回予定しており、来年度に向けての具体的な施策展開がテーマとなりそうである。また、教育大綱を年内に定める予定である。10月から11月にかけて町民懇談会を予定しており、直接意見を言える場としたい。

問、子ども・子育て事業で産後ケアの利用者がいなかったようだが、今後の対応をお聞きする。

答、今年度は1件利用あり、推進室でより推進を進めていく。

問、放課後子ども教室も過密化が解消されている。今後の課題をお聞きしたい。

答、サポーターの人材確保が主な課題である。

その他、問、池田町八幡神社が無形文化財となったが、PRをどう考えているか。

答、文化財推進室で広報いけだ、またホームページ等でPRしていく。

問、文化財保護施設等、教育委員会がかわったことにより、予算的な面で議会に上がってくるようなことはあるのか。

答、設計は進んでおり、予算についても問題はない。

以上、予算決算特別委員会における振興文教関係の質疑の報告を終わります。他の委員に補足があればお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

大出委員の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

矢口稔総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 矢口 稔君 登壇〕

○総務福祉委員長（矢口 稔君） それでは、総務福祉委員会の審議結果等について御説明申し上げます。

今定例会で本委員会に付託された事件は、議案15件、陳情1件であります。

以下、議案名と説明を省略し、審議及び審査の結果について御報告をいたします。

開催日時は令和元年9月11日水曜日、予算決算特別委員会終了後、場所は池田町役場3階協議会室、出席者は、議会側、総務福祉委員5名、議会事務局長、行政側、町長、総務福祉委員会に関係する各課長及び係長、欠席者、議会側は那須委員、行政側は副町長でございました。

議案第46号から議案第56号については、それぞれ関連があることから、各委員合意のもと

一括して説明及び質疑を行いました。

以下、一括質疑の内容を御報告いたします。

議案第46号から議案第56号について。

問、会計年度任用職員の場合、任用について、年度切りかえ等で空白期間が生まれるのか。

答、各年度での任用になるので、空白期間は生まれない。

問、会計年度任用職員に昇給があるのか。

答、昇給という形ではないが、再度の任用をされた場合、勤務実態等により翌年度4月1日より格付という形で俸給表に沿って1号俸、俸給が上がる。限度はある。

問、この任用制度は、町の財政的負担もあるが、国の補助はあるのか。

答、期末手当等の手当の部分は、国が交付税により応分の負担をすることになっているが、まだ詳細は届いていない。

問、1号はパートタイム、2号がフルタイムでの任用となるが、期末手当の支給方法など運用方法は。

答、この制度は最長5年の再度の任用が可能である。5年後には面接等の選考試験を再び受けていただくことになる。期末手当は9月末と3月末を基準日として支給を予定している。現在勤務されている方が新制度で任用された場合、給与が減少してしまう場合は、減給補償という形でマイナスにならないようにしたい。

問、この制度では、育児休業は取得できるのか。

答、現在の臨時嘱託職員の皆さんと同様で、育児休業はない。

問、保健師や保育士、栄養士など有資格者への対応は。

答、それぞれの資格等により給与に格付をつけていく。来年度の予算編成の時期も迫っているので、現場の声を聞き、人数や全体の報酬額等シミュレーションをする予定である。

問、地域おこし協力隊員のこの制度での運用方法は。

答、3年間の任期であり、1年ごとに給与を上げていく。現在は手当が出せていないが、超過勤務手当などをこの制度により出すことが可能である。

問、障害者の雇用枠はこの制度でどうなるのか。

答、現在も臨時職員として勤務をいただいている。雇用率も職員全体の人数で算出されると思う。

以下、審議結果について御報告いたします。

議案第46号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきとの決定であります。

議案第47号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決定いたしました。

議案第48号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第49号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第50号 池田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第51号 池田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第53号 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第54号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第55号 池田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第56号 池田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例の制定について。

採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第57号 池田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

問、任期付職員は専門的な知識や経験、すぐれた見識を持つということだが、どの程度までの範囲か。

答、具体的な事例では、総務課消防防災係危機対策幹などである。通常の一般役場業務の

中で必要とする知識は持ち得ない方を雇う制度である。任期付職員について、一般の職員と同様に、町の条例で定めている職員定数にカウントされる。

この議案は、採決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

議案第58号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

問、旧姓での登録や証明が可能になるとのことだが、現在登録されている印鑑を旧姓がある印鑑に変更することも可能なのか。

答、手数料をお支払いいただければ変更することが可能である。

議案第58号について、採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決しました。

議案第59号 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決しました。

議案第60号 池田町一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はなく、採決の結果、全員の賛成で可決すべきと決しました。

陳情13号 消費税10%への増税を直ちに中止することを求める意見書提出の陳情について。

意見、家計に余裕がない。外国に比べ、実質賃金が非常に下がっている。よって、この陳情に賛成である。

意見、消費税10%は相当前から進んでいる話で、なぜこのタイミングで陳情書が出てくるのか意図がよく読めない。むやみに取り上げてというのが素直な気持ちである。

意見、賛成の気持ちはわかるが、国自体が動いているのでどうだろうかという中で、趣旨採択でよいのではないか。

この陳情13号について、採決の結果、当委員会としては賛成多数で、趣旨採択と決定いたしました。

閉会中の継続審査について、総務福祉委員会としては、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、福祉関係の施設への視察等を行う。デマンド交通を含めた公共交通のあり方について、他町村におけるデマンド交通の取り組み視察等を行う。

以上を決定しております。

他の委員に補足の説明があればお願いをいたします。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

○振興文教委員長（大出美晴君） おはようございます。

令和元年度9月池田町議会定例会振興文教委員会の審査報告を申し上げます。

日時、令和元年9月12日木曜日16時20分から、場所、協議会室、出席者、議会側、振興文教委員全員6名、行政側、町長ほか振興文教に関わる課長及び補佐、議会事務局長。

説明を省略し、主だった質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合がありますので、御了承ください。

協議事項1、議案第61号 池田町ハーブセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

問、県道東側、西側も含め、ハーブセンターの管理の施設内容を教えてほしい。

答、県道西側はトイレ、ハーブセンターの物販をしている建物で、東側はハーブガーデン、温室ハウス、乾燥施設のある倉庫等建物、足湯、観賞用農場となる。条例第3条の1号から6号までの施設としている。

以上、委員会としての採決は、全員賛成により可決となりました。

2、議案第62号 池田町農産物加工販売施設設置及び管理に関する条例の制定について。

今回の質疑については、議案第62号に直接関係するものはなく、省略します。

なお、管理方法等の意見については、別途意見交換の場を設けることにしました。

委員会としての採決、全員賛成により可決しました。

3、議案第63号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、意見特になし。

委員会としての採決、全員賛成により可決。

4、議案第64号 池田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

質問、池田町で占用料の発生する内容を教えてほしい。

答、ほとんどが中部電力とN T Tの電柱である。

委員会としての採決、全員賛成により可決です。

次に、陳情9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。

特に意見はなく、委員会としての採決は、全員賛成により可決です。

6、請願10号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書。

特に意見はなく、委員会としての採決は、全員賛成により可決です。

7、請願11号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書。

特に意見はなく、委員会としての採決は、全員賛成により可決です。

8、請願12号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書。

特に意見はなく、委員会としての採決は、全員賛成により可決です。

9、請願14号 「池田町営松川村緑町自転車駐車場屋根等の整備」について。

意見、屋根をつけたことにより需要が高まり、入り切れなくなる可能性がある。

意見、工事費が1,000万円ということだが、高く感じる。再度調査は必要。

意見、暗くて安全面に問題があれば、照明だけでも必要ではないか。

委員会としての採決、賛成4名、継続1名により可決。

続いて、意見書について。

陳情9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情意見書、全員賛成。

請願10号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書、全員賛成。

請願11号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書、全員賛成。

請願12号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書、全員賛成。

請願14号 「池田町営松川村緑町自転車駐車場屋根等の整備」について、全員賛成。

以上、当委員会に付託された議案は4件、陳情、請願は5件であります。

なお、閉会中の所管事務の調査について、次のとおり継続調査の審議を行いました。

1、池田町の森林整備を求める意見書（案）について、内容的には問題ない。県知事宛てと県議会宛てで提出する方がよい。もう一度議会へ諮るほうがよい。

2、信州安曇野池田地酒地ワインで乾杯を推進する条例（案）について、内容的にはこれ

でよい。地酒、地ワインの定義があるとよい。

3、保小中一貫教育については、教育委員会と話し合いの場を持つ。

4、委員会に関係する視察は計画していく。

以上の意見を集約した結果、継続審査の事件は次のとおりです。

1、社会資本総合整備計画の進捗状況の見きわめについて、1、少子高齢化に対応できる移住定住、空き家対策の促進について、1、里山整備と松くい虫被害木の撤去について、1、花とハーブの町づくりについて、1、保小中一貫教育について、1、交流センターの運営方法について、1、乾杯条例について。

以上で振興文教委員会における質疑及び意見、検討、採決の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

○議長（倉科栄司君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了します。

認定第1号より認定第6号、議案第45号について、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程2、認定第1号より第6号まで及び議案第45号を各認定案、議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号 平成30年度池田町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

9番、薄井孝彦議員。

- 9 番（薄井孝彦君） 平成30年度は事業内容を見ますと、町なかのにぎわい活性化を目指す交流センターの建設だとか、道路事業だとか、あるいはシェアベースが完成されたこと、それから農業振興の基盤となる土地改良事業がされたこと、それから子育て支援としての小学校改修や児童クラブの施設整備がされたこと、また、町民の健康増進を目指した健康診断での尿塩分検査も始まったということで、町民福祉に資する事業をなされたということの評価したいと思います。

ただし、大型事業が続く中で6,047万円という黒字で、健全財政がなされたわけですが、もちろん、一般会計での借金がふえたり、あるいは積立金が減ったり、実質公債費比率が上がったりという形で、今後も実質公債費比率が上がるということが予想されますので、今までと同様に財政運営に従事するとともに、町民の福祉の向上に御努力をお願いしたいと思います。

それから、公共施設管理計画の策定に当たりましては、3月議会に議案として出すというような話を聞いておりますので、その前に議会に説明会や意見交換会を行っていただいて、町民や議会の意見を十分に聞いて実施していただきたいと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次にこの議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第1号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

- 議長（倉科栄司君） 起立全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第2号 平成30年度池田町工場誘致等特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第2号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第3号 平成30年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第3号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第4号 平成30年度池田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第4号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第5号 平成30年度池田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第5号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

認定第6号 平成30年度池田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

認定第6号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり認定されました。

議案第45号 平成30年度池田町水道事業会計の剰余金処分及び決算の認定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第45号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第46号より議案第57号について、討論、採決

- 議長（倉科栄司君） 日程3、議案第46号より第57号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第46号 池田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

9番、薄井孝彦議員。

- 9番（薄井孝彦君） 議案第46号について、賛成討論を行いたいと思います。

本議案は、国の法律改正に基づいて臨時職員の待遇改善をするものであり、今までに比べれば大幅な待遇改善が図られたということで、賛成いたします。

ただし、今非常にパートタイム、臨時職員というのは全国的にふえておりまして、池田町でも保育所の職員の約78%が臨時職員という、そういう状態になっております。やはり臨時職員というのはいつ首を切られるかわからないということで、非常に不安もありますし、それから賃金的にも低いということで、生活も大変だということで、やはり基本は働く者は正規ということで、安心して働けると、生活も保障されると、そのことで町の行政というのも発展していく、安心して仕事ができるということがやっぱり町民福祉の向上につながっていくということで、本来はやはり臨時職員じゃなくて正規職員にすべきだと、していくのが原則ではないかということをも町としても考えていただきたいということと、今回、国の法律改

正によってこうなったわけですが、国の狙いとしては、やはり会計年度職員ということとを、正規の職員に置きかえることによって賃金総額を減らしていくという、そういう狙いも私はあるように思いますので、今後そのような動きがありましたら、そのことは先ほど述べましたように、行政の福祉の向上という観点、また働く者の生活を守るという観点から、安易にそうしないようにぜひお願いをしたいということを意見として申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第46号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 池田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第47号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第48号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第48号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第49号を挙手により採決します。

この議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 池田町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第50号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第51号 池田町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第51号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第52号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第53号 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第53号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第54号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第55号 池田町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第55号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第56号 池田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例の制定について、
討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第56号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 池田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、討論を行
います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

5番、矢口稔議員。

- 5番（矢口 稔君） 議案第57号について、賛成の立場から討論をいたします。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてですが、高い見識や知識を持った方を登用できる制度であります。この制度が確立できたことにより、現在、行政の関係する事業も専門性が非常に高まってきております。特に消防の防災の関係、今第一線で活躍して実績も出てきているということでございます。他の課においても、こういう専門性を持った方が池田町において重要になってきていると思います。その点で、この任期付職員の制度が、身分保障等がされたことによって、採用された方もより高い能力が発揮できるものと思います。

この池田町にとってもプラスになることを期待して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第57号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第58号より議案第64号について、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程4、議案第58号より第64号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第58号 池田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第58号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第59号 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第59号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 池田町一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第60号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 池田町ハーブセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第61号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第62号 池田町農産物加工販売施設設置及び管理に関する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第62号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第63号 池田町公共施設使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第63号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 池田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行

います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第64号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第65号より議案第69号について、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 日程5、議案第65号より第69号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第65号 令和元年度池田町一般会計補正予算（第5号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第65号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和元年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第66号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第67号 令和元年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第67号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第68号 令和元年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第68号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 令和元年度池田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第69号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

- 議長（倉科栄司君） 日程6、請願・陳情書等について、討論、採決を行います。

陳情9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情9号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

請願10号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

請願10号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

請願11号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書について、討論を行います。

この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

請願11号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

請願12号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこ

と」を長野県知事に求める請願書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

請願12号を挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情13号 消費税10%への増税を直ちに中止することを求める意見書提出の陳情について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

9番、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君） 消費税10%なんですけれども、多くの国民の実質賃金がずっと下がってきておりまして、本当に生活が苦しくなっております。そういう中でやろうとしているわけなんですけれども、8%になったときは駆け込み需要というのがあったんですけれども、今はそれすらもないという状況です。そういう中でもしやりますと、ますます景気が悪くなって、本当に日本経済はどうなってしまうのかということが心配ですので、私はこの意見書は採択すべきだと思います。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

陳情13号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、本陳情は趣旨採択と決定しました。

請願14号 「池田町宮松川村緑町自転車駐車場屋根等の整備」について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

請願14号は挙手により採決します。

この陳情に対する振興文教委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手多数であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

日程の追加

- 議長（倉科栄司君） お諮りします。

追加案件として、議案2件、同意2件、発委1件、発議4件が提出されました。

これを日程に追加して、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第 70 号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（倉科栄司君） 追加日程 1、議案第70号 平成30年度 公共土木施設災害復旧事業 第332号 町道300号線道路災害復旧工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 9月定例会最終日、御苦労さまでございます。

それでは、議案第70号 平成30年度 公共土木施設災害復旧事業 第332号 町道300号線道路災害復旧工事変更請負契約の締結についての提案理由を御説明申し上げます。

現在、町道300号線道路災害復旧工事を進めているところでありますが、鉄筋挿入を行うに当たり掘削した結果、当初予定していた削孔では隔壁が崩れてしまうことが判明したため、ケーシングを挿入し、隔壁が崩れない工法に変更しなければならなくなりました。そのため、請負金額668万5,200円の増額をお願いし、変更後の請負金額を5,852万5,200円とするものでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事変更請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、仮契約は9月11日付で契約してございます。本議会の議決後、本契約とみなす予定でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

- 議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

この際、暫時休憩とします。

全員協議会を開催しますので、協議会室のほうへ御集合願います。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午後 零時 15 分

○議長（倉科栄司君） 休憩を閉じ、再開します。

議案第70号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第70号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第71号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 追加日程2、議案第71号 令和元年度 池田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 議案第71号 令和元年度 池田町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,378万1,000円を追加し、総額をそれぞれ53億4,462万2,000円とするものであります。

歳入では、地方交付税を115万3,000円、県支出金は4,262万8,000円それぞれ増額し、計上しております。

歳出においては、款2 総務費では、庁舎外壁工事を現在行っているところでありますが、高圧洗浄により塗装を剥ぎ確認したところ、クラックが予想以上にあったことにより、補修する必要が生じたため、その費用分115万3,000円の増額補正をするものでございます。

款6 農林水産業費では、民間業者によるワイナリーの建設に当たり、その事業費に対しての交付金として、農村活性化支援事業交付金4,262万8,000円を計上するものでございます。

以上、議案第71号についての提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御決定をお願い申し上げます。

○議長（倉科栄司君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

議案第71号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

同意第20号、同意第21号について、一括上程、説明、採決

- 議長（倉科栄司君） 追加日程3、同意第20号及び同意第21号 池田町教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 同意第20号 池田町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

本同意は、一身上の都合により、令和元年5月17日をもって辞職された田中学教育委員の後任として、新たに後藤博志氏を教育委員にお願いするものであります。

後藤氏は、昭和43年8月3日生まれの51歳。住所は、池田町大字池田4311番地であります。浄念寺住職を務める傍ら、保護司を務め、教育に関しての識見を有する人物であります。人格も高潔であり、教育委員として同氏は適任と考えます。

なお、任期は前任者の残任期間である令和3年3月31日までとなります。

議員の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げて、提案説明といたします。

続きまして、同意第21号 池田町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

同意21号は、教育委員の任期満了により、森泉恵子氏を再任するものでございます。

森泉氏は、住所 池田町大字会染6969 - 30番地で、昭和28年9月10日生まれの65歳であります。平成30年4月より教育委員として就任されております。教育行政の推進に御尽力され、他の委員からの信望も厚く、また人格、識見ともにすぐれた人物であります。今後も教育行政の一層の向上と推進が図られるものと確信しております。

なお、任期は令和元年10月12日から令和5年10月11日までの4年間であります。

議員の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

- 議長（倉科栄司君） これをもって提案理由の説明を終了します。

お諮りします。

同意第20号及び同意第21号は人事案件であるため、質疑、討論を省略したいと思います、
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

同意第20号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、同意第20号は同意することに決定しました。

同意第21号を挙手により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、同意第21号は同意することに決定いたしました。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 追加日程4、発委第1号 池田町森林整備を求める意見書についてを
議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 発委第1号 池田町の森林整備を求める意見書について、池田町の森
林整備を求める意見書を次のとおり提出する。

令和元年9月20日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

長野県知事、阿部守一様。

長野県議会議長、清沢英男様。

池田町の森林整備を求める意見書（案）。

説明を省き、以下を報告いたします。

- 1、池田町のような松くい被害激害地での施策に対する県補助制度を新設すること。
- 2、林地台帳整備や森林簿情報の更新などに対し、県の支援を行うこと。
- 3、大北森林組合再生のため、人材確保などに対し、県の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日、長野県池田町議会、議長名です。

- 議長（倉科栄司君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発委第1号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第5号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（倉科栄司君） 追加日程5、発議第5号 議会改革等検討特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

11番、那須博天議員。

〔 1 1 番 那須博天君 登壇 〕

- 1 1 番（那須博天君） 発議第 5 号 議会改革等検討特別委員会の設置について。

池田町議会会議規則昭和62年 3 月27日規則第 4 号第14条の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

池田町議会議長、倉科栄司様。

令和元年 9 月20日提出でございます。

提出者、池田町議会議員、那須博天。

賛成者、同じく池田町議会議員、矢口稔、同じく議会議員、中山眞、同じく議会議員、横澤はま、同じく議会議員、薄井孝彦、同じく議会議員、服部久子。

内容でございますが、特別委員会の設置については、名称を議会改革特別検討委員会、設置根拠といたしました地方自治法第109条及び委員会条例第 5 条によりまして、目的は議会議員の定数、報酬を含めた議会基本条例の見直し等でございます。

委員定数は 6 人、設置期間は議員の任期といたします。

なお、閉会中も必要に応じ、審査を行うことといたします。

以上でございます。

- 議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第 5 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

発議第 5 号について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔 「省略」の声あり 〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第 5 号を挙手により採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議会改革等検討特別委員会を設置することに決定をいたしました。

日程の追加

- 議長（倉科栄司君） お諮りします。

追加案件として、ただいま設置しました議会改革等検討特別委員会委員の選任についてを議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革等検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議会改革等検討特別委員会委員の選任について

- 議長（倉科栄司君） 追加日程 6、議会改革等検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会改革等検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

議会改革等検討特別委員会委員の氏名を、職員をして朗読いたさせます。

塩川議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（倉科栄司君） 議会改革等検討特別委員会委員は、ただいま朗読のとおり指名したい
と思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革等検討特別委員会委員は、ただいま朗読のとおり選任することに決定しました。

なお、議会改革等検討特別委員会は、その目的達成のため、今議会の任期中、閉会中の継続調査を認めることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

発議第6号、発議第7号について、一括上程、説明、質疑、討論、採
決

- 議長（倉科栄司君） 追加日程7、発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書について（国への要望）、発議第7号 私立高校への公費助成に関する意見書について（県への要望）を一括して議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

- 7番（大出美晴君） 発議第6号 私立高校への公費助成に関する意見書について。

私立高校への公費助成に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年9月20日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、大庭美秋、同じく松野亮子、同じく矢口新平、同じく和澤忠志、同じく薄井孝彦。

内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様。

私立高校への公費助成に関する意見書。

説明を省略し、記以下を報告いたします。

記

1、私立高校への就学支援金制度の拡充、並びに経常費補助の増額を行うこと。

2、私立高校への教育条件改善のために、施設設備費の補助を行うこと。

3、私立高校への保護者負担を軽減するため、学納金の補助を行うこと。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日。長野県池田町議会、議長名。

発議第7号 私立高校への公費助成に関する意見書について。

私立高校への公費助成に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年9月20日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、大厩美秋、同じく松野亮子、同じく矢口新平、同じく和澤忠志、
同じく薄井孝彦。

長野県知事様、長野県総務部長様。

私立高校への公費助成に関する意見書。

説明、項目については、発議第6号と同じですので省略いたします。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日。長野県池田町議会、議長名。

以上です。

○議長（倉科栄司君） 賛成者において、補足の説明がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

発議第7号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

発議第 6 号について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第 6 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第 7 号について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第 7 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第 8 号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（倉科栄司君） 追加日程 8、発議第 8 号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7 番、大出美晴議員。

〔 7 番 大出美晴君 登壇 〕

- 7 番（大出美晴君） 発議第 8 号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月20日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、大庭美秋、同じく松野亮子、同じく矢口新平、同じく和澤忠志、同じく薄井孝彦。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様。

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書。

説明を省略し、項目のみ報告いたします。

1 国の責任において計画的に35人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 9 月20日。長野県池田町議会、議長名。

- 議長（倉科栄司君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

発議第 8 号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

- 議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第8号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第9号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（倉科栄司君） 追加日程9、発議第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

○7番（大出美晴君） 発議第9号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年9月20日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、大庭美秋、同じく松野亮子、同じく矢口新平、同じく和澤忠志、同じく薄井孝彦。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。

説明を省略し、項目のみ報告いたします。

1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日。長野県池田町議会、議長名。

○議長（倉科栄司君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第9号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第10号について、上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（倉科栄司君） 追加日程10、発議第10号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

7番、大出美晴議員。

〔7番 大出美晴君 登壇〕

- 7番（大出美晴君） 発議第10号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年9月20日提出。

提出者、池田町議会議員、大出美晴。

賛成者、池田町議会議員、大厩美秋、同じく松野亮子、同じく矢口新平、同じく和澤忠志、同じく薄井孝彦。

長野県知事、阿部守一様。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書。

説明を省略し、項目のみ報告いたします。

1 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日。長野県池田町議会、議長名。

以上です。

- 議長（倉科栄司君） 賛成者において補足の説明がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 補足なしと認めます。

これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） これをもって討論を終了します。

発議第10号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（倉科栄司君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

○議長（倉科栄司君） 追加日程11、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

- 議長（倉科栄司君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 議長（倉科栄司君） 追加日程12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

- 議長（倉科栄司君） お諮りします。

議員派遣の件について、日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

- 議長（倉科栄司君） 追加日程13、議員派遣の件を議題とします。

この件については、会議規則第128条の規定によって、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（倉科栄司君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので申し添えます。

町長あいさつ

- 議長（倉科栄司君） 甕町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月9日から本日までの12日間にわたる長い会期の定例議会、大変御苦労さまでございま

した。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議をいただき、原案どおり認定及び御決定をいただき、まことにありがとうございました。

本定例会の審議の中でいただきました御意見や御指摘は、今後の行政執行の中で生かしていくよう努力してまいります。

令和元年度の事業執行も上半期が終了し、下半期の執行となります。計画された行政事務事業に職員一丸となって取り組んでまいります。

社会資本総合整備交付金事業につきましては、池田町交流センターが完成し、町道改良事業と公民館跡地、公園整備事業を残すだけとなりました。公園整備につきましては、多くの町民の皆さんに御利用いただき、にぎわいが創出できる事業執行に努めてまいります。

朝夕大分涼しくなっております。体調管理も難しい季節であります。議員各位にはくれぐれも健康に留意され、健康で御活躍されることを御祈念申し上げます。

定例議会の閉会に当たり一言申し上げ、御礼のごあいさついたします。まことにありがとうございました。

閉議の宣告

- 議長（倉科栄司君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

議長あいさつ

- 議長（倉科栄司君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、9月9日より本日まで12日間にわたり、平成30年度一般会計並びに各特別会計決算の認定、令和元年度各会計の補正予算等の重要案件を慎重かつ熱心に御審議いただき、議員並びに理事者、関係職員の御協力によりまして、順調な議会運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

平成30年度も財政が非常に厳しい状況の中、予算が執行された一般会計並びに各特別会計

ともの確なる決算処理となり、理事者を初め、職員各位の鋭意なる努力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、監査委員におかれましては、長期間にわたり決算審査をいただき、大変御苦労さまでございました。

今後の行政運営に当たりましては、本定例会の審議及び審査報告書の中にありました意見、要望等について十分配慮され、事務事業の適切な執行により、町の活性化により一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

各地から秋祭りの便りが届いてまいりました。秋が深まるにつれ、日一日と寒さが厳しくなるかと思えます。各位におかれましては、体調管理に十分御留意をいただき、公私にわたりますます御活躍をいただきますよう、心から御祈念を申し上げます。

閉会の宣告

○議長（倉科栄司君） 以上をもちまして、令和元年9月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 零時54分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 9 月 2 0 日

議 長 倉 科 栄 司

署 名 議 員 横 澤 は ま

署 名 議 員 和 澤 忠 志